

年報 非文字資料研究

THE ANNUAL REPORT :
THE STUDY OF NONWRITTEN CULTURAL MATERIALS

6



年 報

非文字資料研究

THE ANNUAL REPORT:
THE STUDY OF NONWRITTEN CULTURAL MATERIALS

6

年報 非文字資料研究 第6号 目次

鍾馗と牛頭天王 —「郷難」の伝来と日本化— ……………	山口 建 治……	1
描かれた関東大震災 — 絵巻・版画・素描 — ……………	北 原 糸 子……	15
「震災の記憶」の変遷と展示 — 復興記念館および東京都慰霊堂収蔵・関東大震災関係資料を中心に — ……………	高 野 宏 康……	37
家屋台帳からみた対馬市上県町志多留の民家について ……………	津 田 良 樹……	77
2009年度対馬現地調査報告 — 目保呂国有林・豆酸龍良山国有林 — ……………	本 田 佳 奈……	89
Effects on the Republic of China of the Collapse of the “Empires” after the First World War — Restoration of Sovereignty in the Former Concessions of Germany and Austria-Hungary — ……	貴 志 俊 彦……	107
(第一次世界大戦後, 中国に対する「帝国」崩壊の影響 (— 旧ドイツ, オーストリア=ハンガリー租界における主権の回復 —)		
中国人大学生の言語態度 ……………	宮 本 大 輔……	119
身体音と声の体系的分析への予備考察 — クシャミ・咳・あくび・屁 — ……………	小 野 地 健……	137
2008年度奨励研究成果論文		
『一遍聖絵』に描かれた桜……………	佐々木弘美……	153
岡山県のオドクウ様に関する調査・研究 — 岡山市東区上道北方・鏡野町真経の事例を中心に — ……………	三 村 宜 敬……	185
覗きからくりと peepshow の接点 — 西欧覗きからくり — ……………	坂 井 美 香……	221
執筆者一覧・編集後記		250



口絵 1 第1巻 (40.4 × 1410 cm) 9月1日関東大震災の発生を、作者白洞は仏神の怒りとして描き起こす。



口絵 2 第1巻は不動明王の射る火矢，眷属の投げる火の付いた輪宝が逃げまどう人々に取り付き，家が焼け，人々に降り懸る惨劇の数々が描かれる。



口絵 3 第2巻 (40.4 × 1510 cm) 風向きで刻々と変化する火先を避け，人々はなおも逃げつつ，水と食を求める。戒厳令 (9月2日) が敷かれ，軍隊が出動。火災が収まり (9月3日朝)，漸く仮小屋に寝泊りする安堵の表情を得た人々が描かれる。



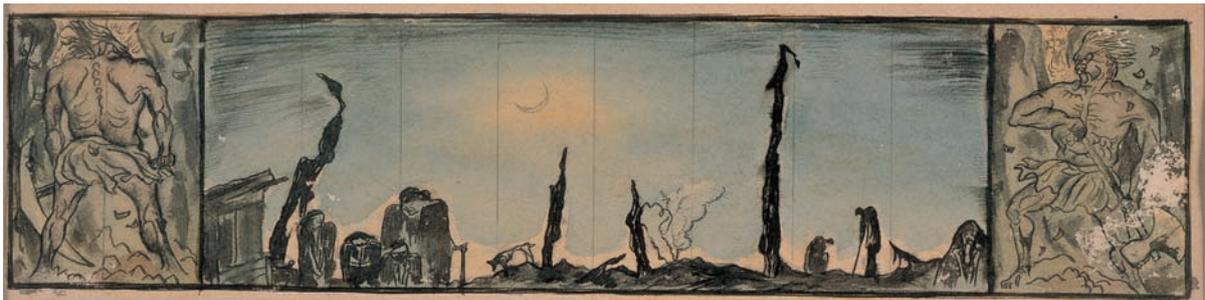
口絵 4 第3巻 (40.4 × 1230 cm) 東京市における震災の最大の悲劇の場，被服廠跡で四十九日の法会が営まれる場面で絵巻が閉じられる。



口絵 5 池田遙邨「震災の跡」 1924年，インク・紙，19.0 × 28.5 cm（倉敷市立美術館蔵）



口絵 6 池田遙邨「災禍の跡」 1924年，絹本着色，6曲屏風1隻，167.0 × 375.0 cm（倉敷市立美術館蔵）



口絵 7 池田遙邨「災禍の跡 (画稿3)」 1924年頃，紙本着色，8.5 × 36.4 cm（倉敷市立美術館蔵）



口絵 8 西澤笛畝「黄昏るゝ頃（日本橋）」36.0 × 27.0 cm



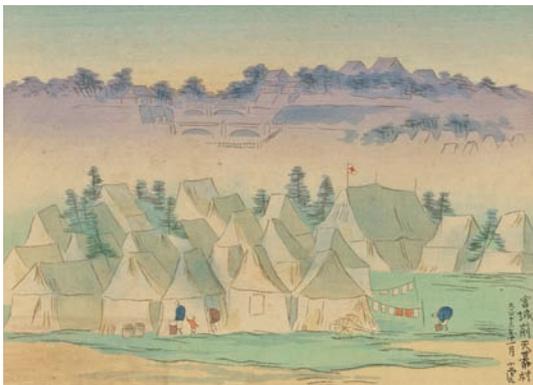
口絵 11 田村彩天「夕陽に映ゆる女神像（神田仏英女学校跡）」37.3 × 27.0 cm



口絵 9 磯田長秋「運送馬車（京橋通）」27.0 × 37.0 cm



口絵 12 桐谷洗鱗「西郷の銅像（上野公園）」37.5 × 27.0 cm



口絵 10 川崎小虎「宮城前天幕村」27.0 × 36.0 cm



口絵 13 【巻五第四段】雪景色の常陸。物語は桜咲く巨福呂坂場面（口絵 14）へ展開する。弘安四年（1281）の記録がないことから、常陸と巨福呂坂場面の間に当麻道場の場面があったのではないかと考えられている。拙論では、雪景色から桜景色に変わるの、前編と後編に物語を二つに分けているものと推察する。



口絵 14 【巻五第五段】巨福呂坂場面で、一遍・時衆が執権北条時宗と対面し、鎌倉入りを阻止される。物語後半の始まりと推測する。鎌倉入りは阻止されたが、一遍の勇気ある行動が鎌倉のひとつに受け入れられる。画面左端は、一遍らがもてなしを受ける様子で、崖の桜（口絵 15）が、緊張と安堵の昼夜二つの場面展開を示す。



口絵 15 【巻五第五段】巨福呂坂・拡大部分。崖の桜は、崖っぶちという一遍の覚悟も表す。



口絵 16 【巻五第五段】巨福呂坂・拡大部分。口絵 16・17 は、一遍と北条時宗が対面する手前に描かれている。鎌倉入りの結果により、念仏布教存続の是非を一遍は賭けていた。浄土の象徴である桜は、阿弥陀如来の視点とも重なり、この場面を見守る。



口絵 17 【巻五第五段】
巨福呂坂・拡大部分。

口絵 13～17 『一遍聖絵』（清浄光寺蔵）
（平成 14 年の修理前の写真を一部使用した）

論文

鍾馗と牛頭天王

——「郷儺」の伝来と日本化——

山口 建 治

YAMAGUCHI Kenji

はじめに

数年前に「オニ（於邇）の由来と『儺』」という論文（以下、前論文とよぶ）を書き、漢字の「鬼」が日本語ではオニと訓まれるようになった理由・経緯を考察した。⁽¹⁾ 古代の中国南方では逐疫祭祀「儺」は「逐瘟」とか「遣瘟」とか呼ばれており、その儀礼が我が列島にも伝わり、「遣瘟」の「瘟」の字音 uən が和語化しオニになったのであろうと推測した。その後も、日中の「儺」にかんする民俗事象に注意をはらい、前論文の仮説を補強する材料の収集と考察につとめてきた。小論では鍾馗信仰をとりあげて、自説を補強することとしたい。

中国文化の圧倒的な影響のもとに、我が国の文化が形成されてきたことは今さら言うまでもない。その文化の波及は何も高い文化にかぎったことではなかったであろう。大陸からの人の渡来にともない、その民間文化も我が列島の基層文化に直接影響を及ぼし、早い段階で列島の土着文化のなかに浸透融合したと考えられる。しかし、それは文字による記録が叶わない時期に起きたため、ほとんど文献資料には残らず、渡来したものは思われてこなかった。オニと「鬼」をめぐる問題は、まさしく声（ことば）と文字の「もつれ合い」現象の一つである。⁽²⁾

さて、前論文の注（15）に次のように書いた。「奥野義雄は、追儺の「〈鬼〉」とは『疫鬼』『痾鬼』であり、その源流は『漢神』＝『疫神』＝『牛頭天王』へと繋がっていく」という。（『まじない習俗の文化史』、岩田書院、1998年刊。）また浅香年木は、「律令政府が『漢神』＝韓神を、崇りをもたらず疫神と見なし、その信仰に対する態度を、一方的な抑圧から、これを国家的な祭祀のなかに部分的に取り込み、宥和・懐柔をはかる方向に転換せざるを得なくなるのは、八世紀の、とくに後半以降のことと考えられる。」と指摘する。（「古代の北陸道における韓神信仰」、『日本海文化』第六号所収、1979年。）これは、漢字「鬼」の訓がモノからヲニへと転換したのに照応する変化ではなからうか。」

前論文のこの注を書いた段階では、牛頭天王のことまで考え及んでいなかった。牛頭天王が『篋篋内伝』という陰陽道の書で「商貴帝」とも称され、鍾馗と習合する神格であることも知らなかった。オニが疫神であり、古代では漢神とも呼ばれ、中世では牛頭天王・商貴（鍾馗）とも習合するのであれば、オニはまさしく渡来の儺神（瘟神・瘟鬼）であったわけである。里神楽の世界で牛頭天王と鍾馗・素盞鳴尊が同一視されるがまったく故無しとはしないのである。

ただ、この両者を同一視するようなことは荒唐無稽と考えられたためか、あるいはまた鍾馗そのものについての認識が不足していたためか、管見のかぎり両者の関係を真正面からとりあげ論じた文章

は見たことがない。宮家準は「……素盞鳴尊の他に、ヒンズー教に淵源があるとも思われる牛頭天王、仏教の薬師・観音・大日、道教の商貴王・(鍾馗)・天刑星、陰陽道の方位神である天道神・歳徳神・八将神、朝鮮の民俗信仰の『ソシモリ』など、アジア世界の諸神格が、牛頭天王の信仰に包摂されている」という⁽³⁾。しかしなぜ鍾馗が牛頭天王に包摂されるに至るのかについては何も語らず、修験の教学書『修練祕要義』が鍾馗と牛頭天王を同一視するのは「錯説」とする一文を紹介し、修験者が弁解をしなければならないほど、その「錯説」がはびこっていたのであろうと指摘するに止まる。

また、八坂神社宮司真弓常忠は「唐代には鍾馗を辟邪の神として祀ったとも聴きますが、それらの風習を日本にもたらしたのは、遣唐使や同行した留学生・留学僧ではなかったかと思われます。『篋篋内伝』に描かれている牛頭天王のイメージはまさに鍾馗に通じる」と述べてはいるものの、鍾馗が牛頭天王の形成にどのようにかかわったのかという肝心の点では、やはり具体的な指摘はない⁽⁴⁾。

ともかく我が国においては鍾馗への関心はうすく、鍾馗についての研究も貧弱である。それに対し鍾馗の本国である中国ではその信仰は今なお健在である。鍾馗は年画の図柄として欠かせないし、地域的には限られるが鍾馗に扮し舞いながら「驅鬼」(魔除け)をする「跳鍾馗」がある。また近年の「儺文化」(論者により広狭さまざまに理解されているようだが、小論では古代の逐疫祭祀「儺」に淵源する種々の宗教文化現象というほどの意味に解しておく)研究の進展により、唐宋のころの民間儺儀(「郷儺」)における鍾馗の威信・地位がきわめて高かったことが明らかになってきている⁽⁵⁾。

小論では中国での鍾馗研究の成果を踏まえつつ、鍾馗が牛頭天王に「包摂」され、「通ずる」とされる所以、つまり鍾馗の如何なる要素が牛頭天王の神格形成に与り得たのかを探ってみたい。もとより筆者は宗教学や民俗学の研究者ではなく、牛頭天王やその信仰基盤になった御霊会についての理解が十分でないので、こうしたテーマをとりあげるのには荷が重すぎるのだが、これまでの研究に何か軽視乃至は無視されてきたものがあるのではないかとの飽きたらぬ思いから、無謀を知りつつ筆を執ることにした。大方の御批評をお願いしたい。

I 吉備真備将来の『大衍曆』と鍾馗図

まず、鍾馗信仰が日本に伝えられる経路には、どのようなルートがあり得たかを考察しよう。

鍾馗が文献上にも顕在化して来るのは唐代からである。玄宗時代の文人官僚に張説(667~730)という人物がいるが、その「謝賜鍾馗及曆日表」(鍾馗及び曆日を賜るに謝す表)によると、当時の唐朝では年末に新しい曆が鍾馗図とともに臣下に下賜されていた。

臣某言。中使至，奉宣聖旨，賜臣畫鍾馗一及新曆日一軸者。猥降王人，俯臨私室，榮鐘馗澤，寵被恩輝。臣某中謝。臣伏以星紀迴天，陽和應律，萬國仰維新之慶，九霄垂湛露之恩。爰及下臣，亦承殊賜。屏祛群厲，續神像以無邪。允授人時，頒曆書而敬授。臣性惟愚懦，才與職乖，特蒙聖慈，委以信任。既負叨榮之責，益懷非據之憂，積愧心顏，難勝惕厲。豈謂光迴蓬華，念等勲賢，慶賜之榮，賤微常及，感深犬馬，戴重邱山。無任感荷之至。(『全唐文』卷223)

(臣某が申し上げます。宮中からの使者が来られて、臣に鍾馗図一つと新しい曆一卷を賜うとの聖旨を宣われました。忝なくも王人をくだして私室に出向かわされ、光栄にも恩沢をあつめ恩

輝を賜りました。臣某，以下中略。臣伏して思うに歳月は天を回らせ、陽気は曆象に応じております。万国は維新の慶びを仰ぎ、天下に溢れんばかりのご恩が下々に及んでいます。それがついに臣におよび忝ない特別なものを賜りました。群癘をしりぞけ、神像を絵に描きそれによって邪を無くせと。曆法を授与することをお許しになり、曆書を頒布し授与されました。臣の性はただ愚儒にして、才は職位と乖離するも、特に皇帝のお慈悲を賜り、信任をもって委ねられました。忝なくも栄えある責務をたまわり、ますます分不相応な職位についていることに不安を懐き、恥ずかしい気持ちを積み重ねて、警戒謹慎に堪えかねています。思いもかけず陋屋に光がめぐり、勲賢が賜るような栄誉が卑賤にも常に及び、犬馬の如き者も山の如く重んじていただき、感謝に堪えません。)

張説は『大衍曆』の制作に関与し、序文を書いている。中山薫によれば、吉備真備が将来した漢籍のうちに曆書の『太衍曆経』『太衍曆立成』があり、「『大衍曆』は僧・一行が考案した曆で、一行の死後、張説、陳玄景によって完成した。唐では開元17年(729)より広徳元年(763)まで施行された」という⁽⁷⁾。この表で「才は職位と乖離していますが、特に皇帝のお慈悲を賜り、信任をもって委ねられ、忝なくも栄えある責務をたまわり云々」という文言から判断して、ここでいう新曆とは張説自ら序文を書いた『大衍曆』であったと思われる。またこの『大衍曆』は、「群癘をしりぞけ、神像を絵に描き邪を無くせと」とあるように、鍾馗の図像といわばワンセットで臣下に頒布されたのである。

張説よりやく一世紀後の文人劉禹錫(772~842)にも、「為李中丞謝賜鍾馗曆日表」「為淮南杜相公謝賜鍾馗曆日表」という「表」が『全唐文』に残されており、9世紀の中頃でも年末に新しい曆と鍾馗の絵を臣下に下賜することが恒例になっていた。玄宗自身が撰した「答吳道子進畫鍾馗批」が『全唐文』に残されており、新曆とあわせて頒布された鍾馗図は当時高名な画家であった吳道子が描いたものだったことがわかる。

靈祇應夢，厥疾全瘳，烈士除妖，實須稱獎。因圖異狀，須顯有司，歲暮驅除，可宜徧識，以祛邪魅，兼靜妖氛。仍告天下，悉令知委（『全唐文』卷37）。

（天地の神が夢に応じて厥病が治ったのは、烈士が妖怪を退治したからで、まことに称賛に値する。よってその奇異なすがたを図に描き、官吏に明らかに示し、年末の驅除（大難）にさいし、あまねく知らせ、魔物をのぞき妖気をしずめるようすべきだ。天下に告げて悉く知らせよ。）

吉備真備が十八年にもおよぶ最初の留学から帰国するのが、天平7年(735)であり、752年には二度目の遣唐使として唐に渡り翌年に帰朝している。『大衍曆』と一緒に臣下に下賜された鍾馗図も持ち帰った可能性は充分にある。玄宗時代から最後の遣唐使が派遣された838年の間に、遣唐使はやく10回ほど派遣されているが、その都度、曆書とセットになった鍾馗図が我が国にももたらされたと推測できる。その鍾馗図がどのようなものであったかは次節で述べることとして、ここでは吉備真備と牛頭天王誕生との関わりについてもう少し見ておこう。

平田篤胤は、その『牛頭天王曆神弁』で「須佐之男命を牛頭天皇（王とすべきところを誤植したか）と為たるは吉備公の所為なること著明なり」と、牛頭天王を造説したのは吉備真備であると非難

している。なぜそのような造説をしたかという、「此の公もと微賤より出て、……留学生として唐土に渡り、聖武天皇の天平五年に帰朝せるが、……唐より将来れる数の曆書を献れり。……陰陽曆学をもて、家を興さむと欲るに就ては其天道のたぐひ何神某神と云こそ為れ。……風土記の伝へ（いわゆる蘇民将来説話で、武塔神が「吾者速須佐雄能神也」と名乗ったとある——筆者）より思ひ著て、素盞鳴尊信仰を牛頭天王への信仰にすり替えたのだと述べている。⁽⁹⁾

平田篤胤の言によれば、牛頭天王は吉備真備の造説により誕生したことになるが、無論それほど単純ではないだろう。ただ、吉備真備が陰陽師集団の始祖とされていたのは、まぎれもない事実であり、陰陽道家の聖典といわれる偽書『篋篋内伝』の序にある「安倍博士清明朝臣入唐伝」の「安倍博士」の下割り注に「吉備後胤」と記されている。天文曆数をあつかうのが陰陽師であるから、彼らの手もとに大陸渡来の曆書とそれとともに頒布された鍾馗図が集積されたとしても何ら不思議ではない。祇園信仰（牛頭天王信仰）を広めたのは、陰陽師の集団であるといわれるが、吉備真備たち遣唐使や留学僧がもたらした曆書と鍾馗図がその信仰拡大の手段になったのは確かであろう。⁽¹⁰⁾

平田篤胤全集の「牛頭天王曆神弁」には、天野信景の『牛頭天王弁』が附載されている。そこには「……按ニ牛王天ト牛頭神ハ相ヒ類ス。蓋一体別名カ。又異邦大和山ニ崇ムル所ノ真武ハ真仙通鑑及明一統志ヲ以テ之ヲ考レハ、則其ノ事牛頭天王ニ似タリ。其ノ像鍾馗ニ類セリ。真武ハ星ノ名。道家以テ怪誕ノ説ト為ス。鍾馗及ヒ天刑星ハ亦術家以テ説ヲ為ス。按ニ漢ニ疫ヲ逐フ神事有リ。十二神ヲシテ悪凶ヲ追ハシム。東漢書志ニ見ユ。其後巫覡道流、之ヲ積シ之ヲ和シ之ヲ唱ヘ、種々ノ説ヲ作り設ケ、災殃ヲ祓除ス。故ニ混雜シテ習合互ニ其本ヲ知ルコト無キカ。」（原文は返り点つき漢文）と述べ、牛頭天王と鍾馗の類似点を述べしかも牛頭天王信仰の根源を後漢の「疫ヲ逐フ神事」つまり大難の儀礼に求めている。⁽¹¹⁾

日本の宮廷において疫鬼をはらう大難の儀礼で、陰陽師は「疫鬼に対して饗を行って、祭文を読み上げる」など重要な役回りを演じていた。⁽¹²⁾のちに陰陽師は民間でも活躍するようになり、鍾馗や牛頭天王の信仰を広めていったと考えられる。「古代および平安時代に伝来した道教思想（中国の民間信仰を含むものとする——筆者）が密教の型に入り、または陰陽道の名において民間に伝播し普及した」と言われるからである。⁽¹³⁾

II 辟邪「爆杖屏風」説

吉備真備をはじめとする遣唐使が曆書とともに持ち帰ったであろう鍾馗図とはどのようなものであったのか。奈良時代の絵画がそのまま残されることはあり得ない。しかしその絵を彷彿させる図像が実は残されていた。現在奈良国立博物館に蔵されている「辟邪絵」鍾馗である。奈良国立博物館に旧益田家地獄草紙二種のうち、「辟邪絵」といわれる五つの図があり、その一つは玄宗皇帝が呉道子に描かせた絵とはこのようなものであったかと思わせる絵である。呉道子の描いた鍾馗図は伝わらないが、北宋時代の郭若虚はその著書『図画見聞志』に、呉道子の鍾馗図を入手した後蜀王にその絵を書きかえるよう命じられた黄荃の逸話を載せ、「昔、呉道子は鍾馗を描き、藍衫を着て片足を獣皮で包み、片目がめっかちで、笏を腰にさし頭を巾でまき、ぼうぼうにのびした髪で、左手で鬼をつかみ右手で鬼の眼をくじ」と、その絵の鍾馗の風貌について記している。服装などは奈良国立博物館の辟⁽¹⁴⁾

邪絵とは似ないが、左手で鬼を捉え右手で眼をくじるところは共通する。九品とか八品の小官が着る藍衫を着た凶悪な面相の男が玄宗皇帝の病気の元凶である鬼を退治するさまを描いた、このような鍾馗図が、宮廷から年末ごとに頒布されたのだから、「鍾馗鬼を捕らえる」伝説が世人の耳目を集め、鍾馗信仰を一気に加速させたことは想像に難くない。

奈良国立博物館の「辟邪絵」鍾馗の来歴については、小林太市郎の優れた研究がある。⁽¹⁶⁾ それによりながら鍾馗図の伝来が牛頭天王形成にどのように関わったかを考えてみよう。

益田家地獄草紙に二種あり、一種は「沙門地獄草紙」といいさらにもう一種を「辟邪絵巻」という。その辟邪絵は、天刑星が牛頭天王とその部類の諸疫鬼を食らう図、梅檀乾闥婆が十五鬼の頭をきる図、神虫が鬼をくらう図、鍾馗が疫鬼を捕らえて撃擢する図、毘沙門天が邪鬼を射る図の五図からなる。辟邪とは小林によれば四季おりおりの人間界と鬼神と交通が高潮に達すると考えられる時に、鬼物の形象を図画に現しそれを避けようとするのである。具体的にいうと疫鬼を駆逐する儺の儀礼がまさしく辟邪である。小林が挙げる辟邪の例はほとんど中国における儺の儀礼にかんするものである。

小林太市郎は、これらの鬼物の逐除を現した図は、ほんらい地獄草紙の名にふさわしくないにもかかわらず、制作当初より地獄草紙として伝えられてきたのは何故か、また梅檀乾闥婆や鍾馗などの形象を一聯の辟邪図に組みあわせて現す意図がはたしてこの絵巻の創始にかかるかいなか、その先蹤を本朝あるいは支那に求めうるかどうかという問題、さらにはいつごろいかにして何処でこのような一聯の図様が成立したかという問題を提起し、様々な角度から検討を加え、結論としてこれら二種の絵は、鎌倉初期の同一画家の手になるものであり、平安時代内裏で行われた年末行事の御仏名の地獄絵御屏風の絵を模し伝えたものであらうと指摘した。

和漢の典籍を博搜した小林太市郎の所論には、筆者などはただ舌を巻くばかりで、門外漢が口をさしはさむ余地はほとんどないのであるが、鍾馗と牛頭天王（天刑星）に関する記述についていくつか疑問を述べる。

小林の立論の重要な論拠になっているのは、宮中にあった「地獄絵御屏風」の源流に、宋代の大晦日の禁中に設えられていた鍾馗などの諸神を描いた「爆杖屏風」があったとする、辟邪「爆杖屏風」説である。しかしこれははなはだ危うい論拠である。小林が「爆杖屏風」の根拠としてあげる『重較説郭』の『乾淳歳時記』は、以下のような記述である。

「……至于爆仗，有為果子人物等類不一。而殿司所進屏風，外畫鍾馗捕鬼之類，而内藏藥線，一蒸連百餘不絶。簫鼓迎春。」⁽¹⁷⁾（下線筆者）

（……爆竹についていえば、菓子類や人物などの形に作ったのがいろいろある。殿・司が進呈した衝立は外に鍾馗鬼を捕らえる類を描きうちに火薬を仕込んでおり、ひとたび点火すれば百発



図1 奈良国立博物館蔵辟邪絵「鍾馗」⁽¹⁵⁾（『週刊日本の美をめぐる』No. 48より）

あまり連続して鳴る。簫と鼓の演奏で新春を迎える。……)

爆竹が大晦日の夜には欠かせない縁起物であり、そこに火薬仕掛けのある「屏風」が置かれていたことは読み取れるが、「爆杖屏風」とことばをつなぎあわせ、その「爆杖屏風」に、鍾馗をはじめとする一連の辟邪絵が描かれていたはずだとするのはやはり飛躍としかいいようがない。この一文だけで例年大晦日に「爆杖屏風」が置かれたということにはならないであろう。ましてその「爆杖屏風」が日本の宮中における仏名会屏風の源流であるというのだから、強引な論法というほかない。家永三郎はこの点を批判し、伝統的な「仏名会地獄変屏風に途中から全く性質を異にする爆杖屏風を組み合わせて両者を同じ地獄屏風と総称すると云ふが如きことは、故実を重んずる平安朝貴族において到底あり得べからざるところ」といっている⁽¹⁸⁾。

辟邪絵巻の天刑星は、牙をむき出しおそろしげな天刑星が4本の手で悪鬼を捕らえて食らうさまが



図2 奈良国立博物館蔵辟邪絵「天刑星」⁽¹⁹⁾
『週刊日本の美をめぐる』No. 48より

描かれており、「かみに天形星（天刑星とすべきところを間違えたか）となつくるほしますます牛頭天王およひその部類ならひにもろもろの疫鬼をとりてすにさしてこれを食とす」という詞書きが添えられている。この絵では牛頭天王は天刑星に食われる側である。小林は、仏家が陰陽家に対抗して天刑星の信仰をとりこみ、「天刑星の崇拜」が「新興の牛頭天王の為に接收され、彼が此に外ならぬという説」が生じたため、逆転現象が起きたのだと説明する。しかしこの絵が描かれたとされる鎌倉初期は、牛頭天王の信仰はすでに顕在化していたはずであり、牛頭天王が天刑星に食われる側の疫鬼になっては具合が悪いのではなかろう

か。筆者にはいささか腑に落ちかねる。

小林が辟邪絵という点で一連の絵を関係づけたのは慧眼であるが、それらの絵と同様なものが宋の宮中の「爆杖屏風」に描かれていたはずだと想定し、天刑星の信仰ひいては牛頭天王への信仰まで中国からの伝来と考える、つまり「天刑星が即ち夜叉なる牛頭天王にして疫鬼を食うという信仰の寧ろ唐世に淵源すべきことは、後に説くように紛れなく唐画の様を伝えたるこの絵巻の図像の明示する所に外ならぬ⁽²⁰⁾」と断定するのはやはり行き過ぎであろう。小林は天刑星は『晋書』天文志に出るというが、『晋書』のは「天荊」であり字が違っている。

牛頭天王形成にかかわって鍾馗がどのように作用したかを考える筆者の立場からみると、「爆杖屏風」よりも小林があげた資料の直後にある「歳晩節物」（年の瀬の縁起物）の方が注目される。そこには次のような記載がある。

都下自十月以來、朝天門内外競售錦裝新曆・諸般大小門神・桃符・鍾馗・狻猊・虎頭及金綵鍍花・春帖旛勝之類、為市甚勝。⁽²¹⁾

（都下では10月以來、朝天門内外で錦装の新曆・さまざまな大小の門神・桃符・鍾馗・獅子・

虎頭・金の彫り物・春帖旛勝の類を競って売り、市をなし甚だ盛んである。）

南宋の都杭州の市中では、新曆とともに鍾馗図がいわば年の瀬の縁起物としてセットで売られていたことがわかる。唐の宮中では年末に新曆とともに臣下に鍾馗図が下賜されたが、宋代では歳末に新曆と縁起物の鍾馗図が販売されていた。唐代では官僚のみが享受できたものが、宋代になると市井の人々も享受できるようになったわけで、曆書の付録のようなかたちで鍾馗図が広く市中に出回ったものと想像できる。平安時代、曆書とともに鍾馗図が日本にもたらされると（安価で軽くしかも魔除けになるのだから、お土産品としては絶好のものだったろう）、疫鬼を食らう天刑星と疫鬼を捕らえる鍾馗とが結びつけられたとしても無理はない。ただ疫鬼を食らう天刑星の信仰がどのようにして生じたのかは、筆者はまだ確認できないでいる。

『篋篋内伝』『牛頭天王序』では、「時に、北天竺摩訶陀国、靈鷲山の牛虎、波尸城の西に、吉祥天の源、王舎城の大王を名づけて、商貴帝と号す。曾、帝釈天に仕へ、善現に居す。三界に遊戯す。諸星の探題を蒙り、名づけて天形星と号す。信敬の志深きに依りて、今、娑婆世界に下生して、改めて牛頭天王⁽²²⁾と号す」とあり、商貴帝は天界では天形星で下界では牛頭天王と号したとある。この「商貴」が鍾馗の宛て字だとすると、商貴帝すなわち鍾馗は曆神天刑星で、この世では牛頭天王であるというのだから、鍾馗はまさしく牛頭天王の前身である。少なくとも初期の陰陽家はそう考えていたであろう。

Ⅲ 「舞鍾馗」は打夜胡の芸

鍾馗信仰が顕在化してくるのは唐代からであるが、玄宗皇帝の夢の中に鍾馗が現れ皇帝の病気の原因になった鬼を退治した伝説が広く知られるようになってから、その信仰が急速に広まったようだ。玄宗よりやく一世紀後の周繇はこの伝説を素材にした賦を作り、「舞鍾馗」の舞い姿をつぶさに描写している。

周繇「夢舞鍾馗賦」（以“徳至前王，始觀神蹟”為韻）

皇躬抱疾，佳夢通神。見幡綽兮上言丹陛，引鍾馗兮來舞華茵。寢酣方悅於宸扆，不知為異。覺後全銷於美疢，始訝非真。開元中撫念齊民，憂勤大國。萬機親決於宸斷，微瘡遂沾於聖徳。金丹術士，殊乖九轉之功。桐籙醫師，又寡十全之力。爰感神物，來康哲王。於時，漏滴長樂，鐘敲建章。扃禁闔兮閉羽衛，虛寢殿兮闔嬪嬙。虎魄枕欵，象榻透熒熒之影。鰕鬚簾捲，魚燈搖閃閃之光。聖魂恂恂以方寐，怪狀朦朧而遽至。碑礪標衆，顛顛特異。奮長髯於闊臆，斜領全開。搔短髮於圓顛，危冠欲墜。顧視纔定，趨蹌忽前。不待乎調鳳管，揆鸞弦。曳藍衫而颯纒，揮竹簡以踟躕。頓趾而虎跳幽谷，昂頭而龍躍深淵。或呀口而揚音，或蹲身而節拍。震雕栱以將落，躍瑤塔而欲折。萬靈沮氣以悼惶，一鬼傍隨而奮躑。煙雲忽起，難留舞罷之姿。雨雹交馳，旋失去來之跡。叡想纔悟，清宵已闌。祛沉痾而頓愈，瘳御體以猶寒。對真妃言寤寐之祥，六宮皆賀。詔道子寫娑婆之狀，百辟咸觀。彼號伊祁，亦名鬱壘。讎祆於凝沍之末，驅厲於發生之始。豈如呈妙舞兮薦夢，明君康寧兮福履。⁽²³⁾

(皇帝がご病気になり夢のなかで神と通じられた。楽工の黄幡綽があらわれ宮殿のきざはして申し上げる。「鍾馗を引き入れ華やかな敷物の上で舞わせませう」と。(皇帝は)玉座の衝立の陰で熟睡され、怪異が起きたのをご存じなく、目覚めると病がすっかりきえており、はじめて真かと不審に思われた。開元中、民をいたわり大国のためにお勤めなされた。万機は皇帝みずからお決めになり、ついに瘡がお体を犯した。不老不死の金丹を煉る方術士の努力も甲斐無く、医師の万全の努力も虚しかった。そこで神に訴え明哲なる君王を健やかにせんとした。その時、長樂宮に漏壺の滴がおち、建章宮に鐘が鳴る。宮門に肩し儀仗兵を閉ざし、寢殿を虚しくし侍女たちを静まらせた。琥珀の枕によりかかり、象牙のベッドにかすかな影が透る。簾が巻き上げられ、魚灯は閃光を放ち、帝の魂がうつろになりまさに眠ろうとするとき、怪しい姿がぼんやりと急に近づいた。大きい体軀は衆にぬきんで、凸凹の異様な顔つき。長いひげを広い胸のまえに振るわせ、ぶざまに襟をはだけている。短髪を丸い頭に搔き上げ、冠はずれ落ちそう。あたりを見回し意を決し、ささっと前に進み出る。管を整え弦をひくのも待たず、藍の単衣を引きずり長袖をなびかせ、竹簡をふるいながらぐるぐる舞う。足踏みするさまは虎が幽谷に跳びおり、頭を上げるさまは龍が深淵に躍りあがるようだ。大きな口を開け甲高い声をあげたかとおもうと、しゃがんで拍子をとる。斗組を震わせ落とさんばかり、美しい階に躍り出て壊さんばかりだ。万霊は気が抜け慌てふためき、一鬼はつられて跳び上がる。煙雲たちまち起こり舞い終わりの姿を留めない。雨雹がまざり飛び、去来の跡は瞬く間に消え失せた。皇帝がお目覚めになると、夜はすでに更け、宿病は祓われすぐさま癒えた。楊貴妃に夢の吉祥をお告げになると、宮女たちがお祝いする。画家の呉道子に詔し舞いのさまを写させ百官にお見せする。かの伊邪と号した鬱皇と名のる神は、妖を凍結の末に儼し、厲を発生を始めに駆するが、妙なる舞いを枕席に進呈して、明君を健やかに幸せにするのには及ばない。)

同じく鬼を祓う神である鬱皇が時節の制約を受けるのと違って、鍾馗は時節に関係なく直接病床にやって来て病魔を祓ってくれると、周繇はその呪力を絶賛している。またその風貌の描き方から、鍾馗が民間の神であることが知れる。

玄宗の夢の中での鍾馗がどのように舞ったかをつぶさに描いているところから、麻国鈞は「周繇作の賦は基づくところがあったにちがいない、つまりかれは実生活における『鍾馗舞』を見たにちがいないことが分かる。実際、唐時代鍾馗はすでに儼儀の行列に入っていた」と指摘し、続けて当時の敦煌で儼儀を行うときとなえられた「驅儼文」という「願文」(祝詞のようなもの)を紹介している。⁽²⁴⁾

伊藤美重子は、十三種の敦煌「驅儼文」をとりあげつぶさに検討した結果、「敦煌では祈願文が詠まれてから鬼やらいが始まること、方相氏に代わり鍾馗が登場すること、寺院での追儼が考えられることなど、それ以前の代々の宮中の追儼とは趣を異にしている。民間では年末の行事である追儼に様々な要素を取り入れてゆく様子がここにうかがえる。このような民間の追儼が宮中にも波及し、『東京夢華録』に記される宮中の追儼へとつながってゆくのであろう。敦煌の「驅儼文」は民間での追儼の様相を知る貴重な資料と言える」と指摘している。⁽²⁵⁾

唐代から民間儼儀の隊列に鍾馗が現れて活躍していたことは、敦煌の民間歌謡「還京洛」からも裏付けられる。⁽²⁶⁾高国藩は「鍾馗驅儼の信仰風俗は……初唐から盛唐にかけての時期に形成され、鍾馗の

儺やらいは唐代儺文化の軸である」とさえ言っている。⁽²⁷⁾ その趨勢は宋代にも引き継がれ、各種の都市繁盛記の記述に反映されている。たとえば、『東京夢華録』巻10「十二月」には、

自入此月即有貧者三數人為一火，裝婦人神鬼，敲鑼擊鼓，巡門乞錢，俗呼為打夜胡，亦驅崇之道也。

(この月に入ると貧者四五人が仲間になって、婦人神鬼に扮装し、銅鑼や太鼓を打ちながら、門付け乞食をする。俗に「打夜胡」と呼ぶが、これもまたおにやらいの方式である。)

とあり、年末になると貧者が「婦人神鬼」に扮装し銅鑼や太鼓で囃子ながら門付けをしながらおにやらいして歩いた、それを「打夜胡」といったと記されている。この文には鍾馗は現れないが、同書巻10「除夕」には、宮中での「大儺儀」について次のように記している。

教坊南河炭醜惡魁肥裝判官。又裝鍾馗・小妹・土地・竈神之類共千餘人，自禁中驅崇出南燠門外轉龍彎，謂之埋崇。

(教坊の南河炭は醜惡な巨漢で判官に扮する。また鍾馗・小妹・土地・竈神の類に扮した千余人が禁中よりおにやらいしながら南燠門外転龍彎まで出てくる。これを「埋崇」という。)

とあり、前文の「婦人神鬼」にあたる部分を「判官・鍾馗・小妹・土地・竈神」と細分化している。また南宋の吳自牧『夢梁録』巻6「十二月」では、

自此入月，街市有貧者，三五人為一隊，裝神鬼・判官・鍾馗・小妹等形，敲鑼擊鼓沿門乞錢，俗呼為打夜胡。亦驅儺之意也。

(この月に入ると、街の貧者が数名一隊になり、神鬼・判官・鍾馗・小妹などの姿に扮装し、銅鑼や太鼓を打ちながら門付けする、これを俗に打夜胡という。またおにやらいの意味である。)

と、先に引用した『東京夢華録』の二つの文章を合わせたような表現で、年末の貧者のおにやらい「打夜胡」を記述している。民間の儺儀を「郷儺」というが、それを演じる人たちを宋人は「打夜胡」と呼んだ。その「打夜胡」の重要な演目が鍾馗の舞いであったというわけである。唐の「舞鍾馗」は宋の「打夜胡」の鍾馗をへて今日の「跳鍾馗」へと延々と繋がっている。

むすび ―「打夜胡」と烏滸―

八坂神社の前身、祇園社は貞観18年(876)に創祀された。藤原基経が寄進して観慶寺が建てられ、そこに天神堂がつくられ天王(天神)・婆梨・八大王子などが祀られていたとい⁽²⁸⁾。今日伝えられる牛頭天王縁起類のなかでもっとも古いのは、13世紀後半に成立した『釈日本紀』に引用された『備後国風土記』逸文の「疫隈国社」の記事であり、⁽²⁹⁾ 祇園社の創祀からすでに300年経っている。その間に牛頭天王縁起の説話内容はしだいに充実していったのであろうが、文字資料がなくほとんど闇に包

まれている。その縁起類のなかで「商貴帝」に言及するのは『篋篋内伝』のみのようである。『篋篋内伝』は安倍晴明の子孫と称する安倍氏が祇園社に入り、鎌倉時代の末期に述作したものといわれている⁽³⁰⁾。この「商貴帝」が鍾馗であると仮定して、なに故に鍾馗が牛頭天王に習合したか、その理由と経緯を推測してむすびとしよう。

小林太市郎が想定したは辟邪の「爆杖屏風」説はすこし無理がありそうだが、一連の絵を辟邪絵とした点は認めなければならない。その辟邪の儀礼が太古から続く儺である。儺儀は時代を経るにしたがい娯楽化し種々の芸能を生みだした。儺では宗教者でありかつ芸能者でもある人間が仮面を被り鬼神に扮装し疫鬼を祓う所作をする。鬼神の再現は何も絵に描くだけではなく、演技による再現もあったのである。むしろ仮面などで扮装して鬼神を演ずるのが本来的であった。唐の羅隱の「市儺」と題する文は以下のようにいう。

儺之為名，著於時令矣。自宮禁至於下俚，皆得以逐災邪而驅疫癘。故都會惡少年，則以是時，鳥獸其形容，皮革其面目，丐乞於市肆間，乃有以金帛應之者。（『全唐文』卷 896）

（儺が名ばかりであるのは時令のときに露わになる。宮中より片田舎までそろって災邪をはらい疫癘を駆逐するからだ。それで都会の悪少年がこの時を利用してその姿を鳥獸のように扮装し、顔を皮革で被い町中を物乞いすると、金と絹で応じたりする者がいるのである。）

唐代において儺はすでに娯楽化して、都市の若者たちが物乞いするさいの名目にされていたことがわかる。それでも仮面を被り鳥獸に扮するのが儺の要件になっていた。

敦煌駢儺文にも儺の隊列に鳥獸が出てくる。次の文言は p 2569「兒郎偉」（六言体の歌謡で駢儺文の別称）の一節である。

驅儺之法，自昔軒轅。中（鍾）馗白澤，統領居仙・怪禽・異獸・九尾通天⁽³¹⁾。
（駢儺の法は昔の黄帝の世から、鍾馗・白澤は諸仙・怪禽・異獸・九尾狐を引き連れ、威勢は天に通ず。——訳にあたり注（31）にあげた書の校記を参照した。）

鍾馗は怪禽・異獸に扮した者を引き連れている。別の「兒郎偉」に次のような一節もある。

……浮游浪鬼……羊司鬼……郷官鬼……造食鬼……，已前都為一隊，領過閻羅王邊，牛頭鑽心拔舌，獄卒鐵叉來剗。驅入阿鼻地獄，無因得到人間。不是驅儺虛妄，不信者問取明顯。⁽³²⁾……

宛て字が多くその細部は判読しがたいが、生前悪事をはたらいた種々の鬼をならべあげ、それらの鬼は地獄の閻魔さまのまえに引き立てられ、牛頭馬頭の責め苦にあい、阿鼻地獄に堕ちてこの世にもどる機縁はなくなる、駢儺は虚妄ではないのだとうたっている。唐代の敦煌では寺院でも儺が行われており、この願文は寺院で駢儺が行われたさいのものであろう。寺院での儺の隊列には変相図に描かれるような牛頭馬頭の扮装をした者も登場したのではないかと想像される。

鍾馗がまるで牛頭馬頭のように「舌を抜き口を切り取る」とうたう「兒郎偉」もある。

……喚中（鍾）夔，蘭（攔）着門，棄（去？）
 頭上，放氣薰，攝肋折，抽卻筋，拔出舌，割卻
 唇。⁽³³⁾……

（鍾馗を呼び門を遮り，頭のものを取り，氣薰
 を放ち（？），肋骨をへし折り，筋を引き抜き，
 舌を抜き，口を切り取る。）

中国の民間では鍾馗は地獄で生死簿を管理する「判官」に任じられることになっており，鍾馗と「判官」はしばしば混同される。⁽³⁴⁾先に引用した『東京夢華録』巻7「駕登寶津樓諸軍呈百戲」にも「又爆竹一聲，有假面長髯，展裏綠袍鞞筒，如鍾馗像者，傍一人以小鑼相招和舞步，謂之舞判（爆竹が鳴ると，仮面に長いひげの，緑袍を着てくつをはき笏をもち，鍾馗のような姿の者が現れ，そばに一人が小さな銅鑼ではやしなからそれに合わせて舞歩する，これを舞判という）」とある。



図3 乞食のおにやらい「丐打夜胡」（『中国風俗図像解説』より）

儺の隊列に鍾馗と牛頭馬頭が一緒に登場してもなんら不思議ではない。鍾馗と牛頭馬頭はともに閻魔王に仕える仲間というわけだ。基づいた図像の時代が不明だが、『中国風俗図像解説』「丐打夜胡」の図を見ると，牛頭のかぶり物を被った乞食が門付けしている様が描かれている（図3）。⁽³⁵⁾

「打夜胡」の「夜胡」は「野胡」とも，「邪呼」・「邪許」・「野狐」とも書かれ，もともとは驅儺のさいに発する叫び声の擬声語であり，驅儺儀礼が娯楽化し，逐疫（おにやらい）と乞食と芸能が一体化したものを「打夜胡」と称したと康保成はいっている。⁽³⁶⁾また浜一衛は日本芸能の源流を考究し，「打夜胡系の鬼神劇が何らかの機会に招来されたとしても，おそらく異論あるまい」，「咒師という芸を行った散楽（ここでは打夜胡のこと——筆者）とは中国の神鬼系の芸を演じた人々ではなかったか」と指摘し，咒師猿楽の鬼神の舞いの源流を「打夜胡」の芸に求めた。⁽³⁷⁾筆者の考えによれば，村上天皇の「弁散楽」にいう「鴨嶮来朝」の鴨嶮（以後「烏滸」と表記する）とはこの「打夜胡」のことである。⁽³⁸⁾「打夜胡」のような俗語は，もともと文字のない音声言語であるから，日本語に入るとき音訳するしかなく，「烏滸」と表記したのであろう。烏滸人が史料の最初に出るのは元慶4年（880）で，御霊会がさかに行われだしたころであり，時期的にも符合する。⁽³⁹⁾

牛頭天王信仰が形成される土壌となった御霊会では，祭礼の行列のなかにしばしば「散楽」が登場する。その「散楽」とはようするに中国の「打夜胡」に相当すると考えられる。「打夜胡」つまり烏滸が日本に来たとすれば，とうぜん「打夜胡」の主要な演目である鍾馗やその他の鬼神の舞いをしたにちがいない。あまりにも時代が離れていてここで持ち出すのはいささか気が引けるが，頭に角を生やしたような「鍾馗大臣」が門付けするところを撮った，戦前の熊本県須恵村の写真が残されている（図4）。

御霊会の祭礼の行列に鍾馗が登場したという資料はまだ見いだせない。しかし，11世紀前半の



図4 門付けする鍾馗大臣(『須恵村, 1935~1985』より)

『春記』に「唐朝の神がこの国に来て、至るところに疾病を発しているが、自分の住所をつくってくれるならば、病患をやめよう」というお告げがあり、今宮(すなわち祇園社)を建てたという記事がある。⁽⁴¹⁾『春記』の原文では、たんなる疾病ではなく「疫病」となっており、疫病を流行らせたり止めたりできる唐朝の神といえば、鍾馗がもっともふさわしい。

これ以上推測を積み重ねるのは控えるが、鍾馗伝承が『簠簋内伝』の牛頭天王に通ずるところを列挙しておこう。()内の前は鍾馗、後ろは牛頭天王の属性である。

- ①疫鬼を捕らえ退治する。
- ②守り神である(門神: 祇園の守護神)。
- ③容姿が醜い。
- ④悪相のために苦勞する(科挙落第: 結婚できない)。
- ⑤(演者の境遇を反映するか)眷属を連れ旅をする。

⑥その中に女がひとりいる(妹: 妻)。

⑦担い手(演者)が類似する(打夜胡: 陰陽師)。

中国南方の儺は「遣瘟」とも称され、その「瘟」の字音 uən が和語化して、日本語のオニになったという自説に基づけば、オニ(疫鬼)を祓う陰陽師は、⁽⁴²⁾「鍾馗鬼を捕らえる」を演ずる「打夜胡」の姿そのものである。その陰陽師たちにより牛頭天王信仰が形成されたのであるから、鍾馗が牛頭天王に習合されるのはむしろ当然のことのようと思われる。

鍾馗が牛頭天王の信仰に「包摂」されたり「通じ」たりすることを認めるからには、鍾馗の舞いを演じた「打夜胡」つまり烏滸の芸能を無視することはできないのではないか。鍾馗と牛頭天王の関係は、「打夜胡」すなわち郷儺が伝来し日本化するという文脈の中でとらえ直す必要がある、というのが小論の結論である。

注

(1) 山口建治「オニ(於邇)の由来と『儺』」(『文学』2001年11-12月号)

(2) 川田順造『コトバ・言葉・ことば』青土社2004年。この書では、「声と文字のもつれ合い」の一つに宛て字の問題が取りあげられている。オニの語源は「隠」の字音だとする説が一般に信じられてるが、私見によればそれはたんなる宛て字によることば(声)の恣意的な解釈・説明にすぎない。「隠」字音説は『和名抄』に出るが、後人による附加の可能性が高い。この点について前論文の補足と修正をかねて『東北大学中国語学文学論集』第13号(2008年11月)で再説した。

(3) 宮家準「牛頭天王信仰と修験道」(『國學院雑誌』第103巻第11号, 2002年)

(4) 真弓常忠『祇園信仰』朱鷺書房 2000年。

- (5) 近年の研究では、松村英哲「鍾馗考」(一)～(五) (『近畿大学教養部紀要』28巻3号, 29巻1号, 29巻2号, 30巻1・2号, 30巻3号) の力作があるくらいである。
- (6) 殷偉・任孜著『鍾馗』(文物出版社2009年5月) は「鍾馗鬼を逐うは唐宋期の民間讎の主要な内容の一つである」(p.57) と述べている。
- (7) 中山薫『吉備真備の世界』日本文教出版 2001年
- (8) 東野治之『遣唐使船』朝日新聞社 1999年
- (9) 平田篤胤全集刊行会編『平田篤胤全集』名著出版 1977年
- (10) 五島健児『「祇園信仰」七つのキーワード』(『祇園信仰事典』戎光祥出版 2002年)
- (11) 注(9)。
- (12) 大日方克己『古代国家と年中行事』吉川弘文館 1993年
- (13) 増尾伸一郎「東アジアにおける道教の伝播」(『古代日本の異文化交流』勉誠出版 2008年)
- (14) 郭若虚『図画見聞志』に、「昔吳道子画鍾馗、衣藍衫、鞞一足、眇一目、腰笏巾首而蓬发、以左手捉鬼、右手抉其鬼目」とある(『四部叢刊統編』50)。
- (15) 『地獄草紙と餓鬼草紙』(『週刊日本の美をめぐる』No.48) 小学館 2003年
- (16) 小林太市郎『大和絵史論』淡交社 1974年
- (17) 『説郭三種』(上海古籍出版社 1988年) 所収『説郭一百二十号』号69『乾淳歳時記』「歳除」
- (18) 家永三郎「地獄変と六道絵」(坂本要編『地獄の世界』北辰堂 1990年)
- (19) 注(15)
- (20) 注(16)
- (21) 注(17)の『説郭一百二十号』号69『乾淳歳時記』「歳晩節物」
- (22) 深澤徹編『篋篋内伝金烏玉兔集(抄)』現代思潮社 2004年
- (23) 『全唐文』巻812
- (24) 麻国鈞『“行”与“停”的弁証』中国戯劇出版社 2003年
- (25) 伊藤美重子「敦煌の駭讎文について」(『富山大学人文学部紀要』第20号 1994年)
- (26) 注(6)
- (27) 高国藩『敦煌俗文化学』上海文芸出版社 1989年
- (28) 久保田収「祇園社の創祀」(『祇園信仰事典』戎光祥出版 2002年)
- (29) 西田長男「祇園牛頭天王縁起の成立」(『祇園信仰事典』戎光祥出版 2002年)
- (30) 注(29)
- (31) 黄徴・呉偉編校『敦煌願文集』岳麓書社 1995年
- (32) 注(31)の書の「兒郎偉」p.2058
- (33) 注(31)の書の「兒郎偉」p.2569
- (34) 注(6)
- (35) 張徳宝・龐先健 絵図 完顔紹元・郭永生 撰文『中国風俗図像解説』上海書店出版社 1999年
- (36) 康保成『讎戯芸術源流』広東高等教育出版社 1999年
- (37) 浜一衛『日本芸能の源流』角川書店 1968年
- (38) 山口建治「ウイロウ(外郎)・クグツ(郭秃)・サルガク(散楽)」(『東アジア文化環流』第2編第1号 2009年)
- (39) 『日本三代実録』元慶4年7月29日の記事
- (40) 牛島盛光『須恵村, 1935～1985』日本経済評論社 1988年
- (41) 久保田収「祇園社の創祀」(『祇園信仰事典』戎光祥出版 2002年). 『春記』永承7年5月28日の原文は「……近會西京住人夢称神人之者来云、吾是唐朝神也、無住所流来此國、已無所據、吾所到悉以發疫病君(若カ)祭吾称作住其所了者、可留病患也. ……」とあり、たんなる病ではなく「疫病」である。「君(若)祭吾称作住其所了者」は脱落か誤字があるようで文意が通らない。

(42) 斎藤英喜『陰陽道の神々』(思文閣出版 2007年)に「……疫鬼を追い出すのは、当然のごとく『陰陽』の専門家たる陰陽師の任務ということになろう」とある。

論文

描かれた関東大震災

— 絵巻・版画・素描 —

北原糸子

KITAHARA Itoko

はじめに

関東大震災の惨状は多くの人々にさまざまな形で衝撃を与えた。画家は被災地を巡り、その衝撃を絵画として結実させた。ここに取り上げる作品群はそのわずかな例に過ぎない。これまでもカメラによって捉えられた被害の惨状は多く紹介されているが、画家によって描かれたもののうち公の目に触れる機会が得られたものは限られている⁽¹⁾。ここでは萱原白洞による絵巻3巻、震災後直ぐに頒布された版画集、池田遙邨による素描などを取り上げ、関東大震災を描く画家たちがこの震災をどのように受け止めようとしたのか、それらの作品群は当時の社会にどのように受け止められたのかなどを考えることにしたい。予めお断りしておきたいことは、筆者は美術史の専門家ではないので、美術史的観点からこれらの絵画を扱うものではなく、あくまでも描かれた関東大震災で伝えられる震災像とはどのようなものであったのかを問うことを主眼としている点である。あるいは、美術品としての扱い方に大きな誤りを犯していることもあり得る。ご教示いただくことを願うばかりである。

1-1. 萱原白洞作「東都大震災過眼録」全3巻

まず、この絵巻を取り上げるに至った理由を簡単に説明しておきたい。この画家の作品にわたしたち（非文字資料研究センター関東大震災研究グループの田中傑、高野宏康、北原糸子）が出会ったのは、東京都慰霊堂（震災記念堂）の資料収蔵庫に当てられている塔の3階であった。2008年ここに収蔵されている資料類の調査について東京都建設局公園課の許可を得て、紙類の資料に限定して調査を開始した（収蔵庫には焼けた食器類、真鍮、鉄製品などの生活用具類などの多数の震災の被災物も保管されている）。そのなかに黄丘作「東都大震災過眼録」第3巻なる絵巻があった。震災の情景を多くの被災者群像で描くこの絵巻にわたしたちは感嘆した。しかし、黄丘なる人物が誰なのか、いつこの絵巻が震災記念堂に保管されたのか、あるいは寄贈されたのかについては皆目情報はなかった。そこで、佐倉の国立歴史民俗博物館で関東大震災の常設展示を手掛けた旧知の新井勝紘氏に問い合わせた結果、国立歴史民俗博物館には同一人物の手になると思われる画帖「関東大震災」が所蔵されていることが判明した。これは2000年に展示参考資料として購入されたものである。また、新井勝紘氏からの情報によって、白洞作「東都大震災過眼録」なる絵巻が大阪人権博物館で展示され、学芸員仲間恵子氏による論文も発表されていることを知った⁽²⁾。仲間氏の最初の白洞紹介論文は、絵巻の末尾に記された「東都大震災過眼録 大正十三年三月中旬 白洞生写 於上総土気 郷天真草舎」の上総



図1 「東都大震災過眼録」 第1巻 (40.4×1410 cm), 地震発生直後, 人々が家から逃げ出す様子



図2 「東都大震災過眼録」 第2巻 (40.4×1510 cm), 永代橋は東西両詰から人々が押し寄せ, やがて火が付き, 焼け落ちて, 多くの人々も川に落下した.



図3 「東都大震災過眼録」 第3巻 (40.4×1230 cm), 火災も収まった9月3日以降罹災して家を失った人々はそれぞれ逃げる途中で別れた親・子・兄弟を木片や紙片に名前を書いて探し求めた.

とけ
土気という地名だけを便りに白洞なる人物を探求し、漸くそのご家族にお会いするまでのスリルに満ちた苦勞が語られている。この論文に導かれて、作者萱原黄丘とは白洞の後の雅号であること、本名萱原竹尾（1896～1951）、千江夫人が千葉にご存命であることも知り、萱原家の方々（白洞氏長女の萱原礼子氏、礼子氏の長女健子氏）と直接接することができた。萱原家のご厚意で、萱原白洞作「東都大震災過眼録」全3巻を直接眼にすることができたのである。なお、仲間氏の論文では「東都大震災過眼録」を「関東大震災絵巻」と読み替えて紹介されている。

以上の過程で、現在、「東都大震災過眼録」に関連する絵巻は以下の6巻が確認されている。

- (1) 萱原家蔵「東都大震災過眼録」第1巻（「東都大震災過眼録 卷一白洞写之」）
- 「東都大震災過眼録」第2巻（「東都大震災過眼録 卷二白洞写之」）

- 「東都大震災過眼録」第3巻（「大正十二年九月一日 東都大震災過眼録 卷三 同年十二月写之 白洞」）
- (2) 個人蔵「東都大震災過眼録」大阪人権博物館 1997 年展示（「東都大震災過眼録 大正十三年三月中旬 白洞生写 於上総土気 郷天真草舎」）
- (3) 東京都慰霊堂保管「東都大震災過眼録」第3巻（東都大震災過眼録 卷三 六合齋士黄丘山人写 於吾妻台下 郷天真草舎）
- (4) 国立歴史民俗博物館蔵「東都大震災過眼録」1帖（仮題，外題，内題とも記銘なし，折本で，22枚からなる画帖，以下では歴博蔵と略称する）

以上の4件6巻の刊記から，震災の年の暮れに全3巻の絵巻を仕上げ，翌1924年3月中旬に至って，(2)の1巻のみを千葉の土気で仕上げ，時期は不明だが，(3)の慰霊堂保管第3巻を吾妻台下で仕上げたことが判るが，当時震災記念堂にこの絵巻の第1，2巻が同時に寄贈されていたのかどうかは現在不明である．後に考察するように，震災記念堂には第3巻のみが寄贈された可能性が高い．歴博蔵の画帖は，絵画の切り取り方から推して，上記(2)，(3)より後に作成されたものではないかと推定される．

さて，ここでは関東大震災はどのように描かれているのかを検討する．

震災発生の1923年12月に完成させた全3巻の絵巻がそれ以降の三作品の原本と目されることから，まず，萱原家蔵全3巻の内容をみておきたい．この作品は白洞の長女礼子氏によれば，師山口多門の50周年忌に萱原家に返却されたものだということであり，この間は師のところに保管されたままであったということである．

第1巻は地震発生，第2巻はこの間に起きた悲劇的トピックス，第3巻はさらに続く混乱と終息へ向かう様子，そして被服廠での供養で巻を閉じる．時間的経過を踏まえ，その過程で発生した事件を折り込んだ物語が語られる構成である．

第1巻は，大地震発生（9月1日）で人々が避難する様子を描く．震災当時，第1次大戦後の軽佻浮薄な世相を糺すものとして，地震を天の諫めとする天譴論が唱えられた．作者白洞もまず仏神の怒りとして震災絵巻を描き起こす．憤怒の不動明王が射る火矢は避難する人々の牽く大八車の荷や布団に取り付き，燃え上がる．また，眷属も火の付いた輪宝を投げつけ，それらは雲に乗って地上に落ち，地震で倒れた家屋や樹木に振り落とされる．人々は逃げる．焰は勢いを増し，やがて火災旋風によって人々は空中に舞い上がり，そして地に打ち付けられる．まさに天変地変の大災害の始まりの様相を伝えて最初の巻は終わる（口絵1，2参照）．

続く第2巻の当初も，仏神の怒りは収まらず，三面六臂の明王は輪宝を天下に投げて，人々の回心を迫る様子で始まる．永代橋は橋の両詰，つまり，浅草側からの渡ろうとする人と，本所・深川から西へ逃げようとする人々が橋の上で鈴なりとなり，火の付いた橋桁とともに橋上の人々は川中へ落とされた．この悲劇は地震発生から遅くとも4時間後に起きていると考えられる．隅田川には焰を逃れて飛び込む人々も多かったが，川の水も燃え盛る焰で熱くなり，逃げ場を失った人々が川の中で命を落とした．人々の家々も地震で崩れ，火が廻り，焼け崩れた．出動した警官が瓦礫の下になった人々の救出活動を行うが，命を落とした人々の灰色に塗られた身体があちこちに散乱した様子が描かれ

る。戒厳令は2日発令された。これによって5万人という規模の軍隊が全国から東京、横浜に続々集結を始める。第1師団第1聯隊のテント張りの詰所が描かれる。うどんの看板を出す焼トタンの小屋、焼け爛れた煉瓦の壁が描かれて第2巻は幕を閉じる（口絵3参照）。第3巻は穏やかな聖観音像ではじまる。もはや神の怒りも鎮まり、やがて訪れる災後の瞬時の平穏を予測させるが、実は悲劇も描かれる。避難途中で別れ別れになった親子、兄弟は、名前を書いた板切れなどを掲げて街々を探し回る。目敏い小商人は西瓜や酒を売りはじめる。一方、町々に設けられた自警団、あるいは消防団の法被を着て、槍や刀、御用提灯を掲げた男たちが流言に躍らされて朝鮮人を捕らえ、彼らを後ろ手に縛り上げる様子が描かれている。場面は展開して、やがて、学校も再開され落ち着きを取り戻し、悲劇の被服廠跡では四十九日の法会が営まれるところで3巻が幕を閉じる（口絵4参照）。

この全3巻は恐らく震災発生から後50日ほどの期間を中心に、時間的経緯に即しながらも、必ずしも時系列に描かれてはいないが、口々に説かれた事件や震災風景が罹災した庶民の動きを中心に描かれたものである。特徴的なことは、三越など呉服店からデパートへ変身を遂げつつあった銀座周辺、あるいは丸の内の警視庁、東京會館、あるいは中央省庁などの巨大な建造物の崩壊、焼失は永代橋の崩落を除いてはほとんど登場しない。画題の中心はあくまでも圧倒的多数の罹災民である。それも個々の顔は目、鼻、口が細い筆で書き込まれただけの個性を打ち消した群集として描かれていることである。これほどに被災群集という存在を中心に描いた震災画は他に例を見ないといえる。

1-2. 作者萱原白洞について

さて、ここで、作者萱原白洞、すなわち黄丘について、先行研究が明らかにしたところを紹介しておきたい。

すでに述べたように仲間恵子氏による白洞の調査によって明らかになった点は以下の通りである。

萱原白洞（かやはら はくどう）、香川県綾歌郡生まれ、1896年2月18日生まれ、小学校教員を経て20歳で上京、日本画家山内多門（1877～1932）に師事、1923年の震災当時、東京市淀橋町柏木に居住、自らも罹災したとされる。罹災後身を寄せた千葉の土気時代は白洞を号し、1929年結婚後は黄丘と号した。白洞は中央画壇に属さず、南画、日本画をものし、金銭などに無欲で豪放磊落、酒を愛し、幅広い交際を持った人物と紹介されている⁽³⁾。

なお、その後、白洞の出身地香川県在住の歴史家石井雍大氏が克明に白洞の履歴を追っている。それによれば、生地は綾歌郡山田村大字東分3番戸、萱原伝五郎、母クニの次男として出生。小学校教員をしていたという事実はないと石井氏は調査から結論付けている。上京は1916年9月26日、竹尾20歳であった。落ち着いた先は豊多摩郡淀橋町大字柏木896番地、川合玉堂の門下であった山内多門に師事した⁽⁴⁾。

1-3. 「東都大震災過眼録」大阪人権博物館 1997年展示、個人蔵

（「東都大震災過眼録 大正十三年三月中旬 白洞生写 於上総土気 郷天真草舎」）

この作品については、阪神大震災で古本市場に登場し、震災2年後の1997年1月17日から2週間、大阪リパティホールで特別公開されたという曰く因縁がある。再度、仲間氏の論考によって、この間の事情を窺うことにしたい。

1995年の震災時に神戸で罹災した民家から出たもので、1996年11月末、日本玩具史研究家多田敏捷氏によって発見された資料だということである。

この絵巻は(1)の萱原家蔵の全3巻が描かれた関東大震災の年に描かれたものより少なくとも3ヶ月を経て千葉県で書かれたものであることが末尾の記録によって判明している。この巻は萱原家蔵の第3巻にあたる震災直後の混乱期を経た後の落ち着きを取り戻した罹災民の様子を中心に描かれているが、仲間氏、石井氏、それに新井氏が注目した自警団による朝鮮人捕縛の様子が描かれていることで大きな話題を呼んだ描写が加わる。この部分については絵巻の範囲を区切って(日本刀を持って左へ向かう人から「社会奉仕」の食料配給所から右に向かう人々まで)、仲間氏が詳細に分析されている。それによれば、登場人物は140人、服装は黒い法被、水色の法被を着た消防団が81人、日常着(和服)が54人、白い制服を着た巡査が4人、チョゴリを着た人が2人。このうち、武器に相当するものを持っている者は日本刀の消防団17人と和服姿3人、鳶口の消防団13人と和服姿4人、竹槍・棍棒の消防団21人と和服10人、サーベルの巡査が3人と分析している。倒れている人(負傷者か死者)と死体は23人、消防団9人と和服姿14人で、武器を持った人に襲われている人は、消防団法被姿1人と和服姿5人と数えている。後ろ手に縛られて連れて行かれる人は、消防団の法被を着た2人とチョゴリを着た2人と分析された(図4参照)。

カウントされた人数などに異論はないが、法被を着ている人々がすべて消防団員ではないと思われる。この時期、人々は勤め先の商店などの名入りの法被を着る、あるいは半纏を着る職人などいわば社会的立場を表す一種の制服でもあったわけだから、法被を着ている人々が消防団員とは限らない。それに消防団員が消防団員に打擲されるというのもこの場面では理屈に合わないのではないかと思う。

チョゴリを着た男女2人がなぜ後ろ手を縛られて引っ張られるのかということから、朝鮮人虐殺の問題へ論文が展開されていく。仲間氏は、白洞の絵巻には朝鮮人の虐殺現場そのものが描かれているわけではないが、明らかにそこに導かれる状態を描くものとして、他の作家も描くことを避けた場面を描いた歴史の証言として高い評価を与えている。

では、(1)の萱原家蔵の第3巻に描かれた自警団の場面と比較してみよう(鳶口を持ち左方向へ向



図4 「東都大震災過眼録」 第3巻 (1997年大阪人権博物館展示)



図5 「東都大震災過眼録」 第3巻 (萱原家蔵)

かう一群の群集から自警集団の場所で起きている事件現場へと右方向へ向かう人々まで)。この範囲に登場する人々の数は、鳶口・日本刀・棍棒などの武器に相当するものを持った人83人、自警団の高張り提灯をもった人4人の計87人、後ろ手を縛られた10人と今まさに手を縛られて連行される3人の計13人、それにサーベルを着けた白い夏服の警官1人である。土気で描かれた時期のものに比べ、震災の年に描かれた第3巻では圧倒的に描かれる群衆の数が少なく、また、負傷者や死者を思わせる倒れている人も描かれていない。チマチョゴリも登場しない。それに背景は夜を思わせる闇として描かれてはいないのである（図5参照）。

したがって、震災の年のものと、それから3ヶ月を経て描かれたものとの違いが示すものは、この事件現場の記憶が薄れるのではなく、却って多くの新しい事態が描き込まれたわけであり、その意味は小さくはないだろう。そこに作者白洞が震災絵巻のこの場面を書き換えたいと思うに至る押えがたい感情の動きがあるように感じられる。

しかしながら、次に検討する(3)の東京都慰霊堂保管の「東都大震災過眼録」第3巻にはこの自警団による朝鮮人捕縛の場面は描かれていない。

1-4. 東京都慰霊堂保管「東都大震災過眼録」第3巻

この巻の末尾に「東都大震災過眼録 卷三 六合醸士黄丘山人写 於吾妻台下 郷天真草舎」に銘記されているところから、この絵巻は黄丘と号するようになってから作成されたものであるとすれば、制作時期は結婚後の1929年以降ということになる。吾妻台下とはどこに居住していた時のものか現在のところ不明である。六合醸士とは六合の酒を好んで飲むという程度の意味であろうから、酒好きの白洞ならではの名乗りではないだろうか。1929年以降ということになれば、震災復興祭が1930年に行われ、震災記念堂の完成が1931年であったから、震災記念堂に寄贈する目的で作成されたと解すれば時期的には符号する。

さて、混乱から鎮静化へ向かう段階の絵巻として特徴的な点はどうであろうか。

まず、(1)の全3巻の最後の巻、および(2)の個人蔵の絵巻と同様、聖観音が描かれて、ひとまず震災の混乱が沈静化したことを予測させる。

最初の群像として描かれるのは「尋ね人 ○○○」と書いた板切れなどを掲げて歩く一群と出会えて

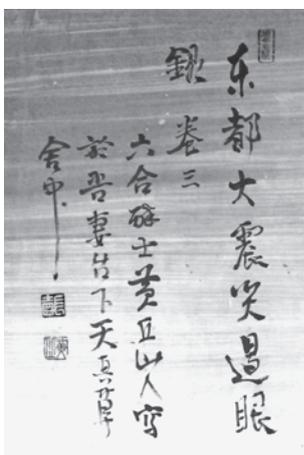


図6 「東都大震災過眼録」第3巻（署名部分）

喜び合う人々の姿である。当時の記録などからはこうして人探しをした経験がかなり一般的であった。「△△立退所」を掲げるバラックも見られる。飯炊きのコンロが据えられ、牛めし、すし、うどん、そばなどのいわばファーストフードの仮店もできて、バラック生活もかなり慣れてきた様子である。風呂敷を斜交いに背負い買出しに出かける男女の姿も描かれる。散髪には格安10銭の看板を掲げる床屋も商売をはじめた。一方配給所には米俵が山と積まれ、竈に握飯の飯炊きをする人も居る。ここでは番傘に尋ね人の名前を書いて人探しをする人も描かれる。この年は西瓜も梨も豊作であったというが、水の代わりに西瓜が良く売れた模様である。ウィスキーやぶどう酒を売る店も登場する。炊き上がった米は女たちの所へ運ばれて握飯が作られる。もはや、第2巻に描か

れたような食料の争奪戦もなく、穏やかに落ち着いて握飯を受け取る人々の様子が描かれる。他の巻に登場する復興小学校の野外授業の光景はここでは省略されている。そして、「南妙法蓮華經」あるいは「南無阿弥陀仏」の幡を掲げて、法要が営まれる被服廠跡へ急ぐ人が三々五々描かれ、山と積まれた遺骨の場面で終わる。被服廠跡地は3万8千あるいは4万人といわれる人がここで焼死したが、他のところで亡くなった人々の遺骸も持ち込まれ、約1週間を掛けて焼かれた場所である。ほとんどの人々は名前もわからないままに焼かれた。現在、その結果、慰霊堂納骨堂には震災で亡くなった5万7千体の遺骨が納められることになったのである。

それはさておき、ここにはひたすら穏やかな生活を取り戻しつつある人々の様子が描かれる。震災後1, 2ヶ月の間にそうした事態が実際に実現したとはいえないが、この頃には内務省や東京市などが建てる公設バラックがほぼ整えられた段階である。しかし、そうした光景を作者は描こうとはしていない。あくまでも罹災者が作り出す自前の生活に終始した。そのことは、これら一群の絵巻に一貫して流れている。また、自警団一朝鮮人を描く細部の書き換えが行われていることなど、震災直後、実地見聞をした白洞が眼にした光景への強いこだわりが感じられるのである。

では、最後に、画帖仕立ての「東都大震災過眼録」をみておくことにしよう。

1-5. 国立歴史民俗博物館蔵（歴博）「東都大震災過眼録」1帖

2000年に古本市場に出たものを購入したとされる1品である。これは卷子仕立てではなくこれまで見てきた(1)の全3巻、(2)の1巻から話題となる場面を集めた22点から構成されている。最初の1枚は(1)で第2巻の頭に登場した三面六臂の怒れる明王像である。地震で崩壊する家屋、火災旋風に襲われる人々、馬、必死の思いで逃げ延びようとする人、倒壊する橋、橋が落ちて川に流される死体、なおも襲う火災旋風から子供を抱きかかえ、倒れる人を救いつつ逃げようとする人々、やがて軍隊によって怪我人が救出され、戒厳司令部の出張するテントが張られて、鎮静化が図られた。軍隊が警護するなかでの炊出し、多くの人々が殺到する食料配給などの混乱状態が描かれる。水も配給される。自警団の詰所辺りでは誰何されて怪しまれた人々が鳶口や日本刀を持った人々に殴られ、倒れた12人の人が描かれる。ここには、後ろ手に縛られ鳶口で殴られる母親に縋り付く幼児一人も含まれる。首を槍で突かれている人も描かれるが、サーベルを掲げる白服の警官は止めるわけでもなく、見守る。スイトンやうどんのバラック店も張られ、ついで江東橋小学校の野外授業の光景が描かれる。小学校の授業開始は



図7 歴博蔵「東都大震災過眼録」画帖（軍隊救出部分）



図8 歴博蔵「東都大震災過眼録」画帖（自警団部分）

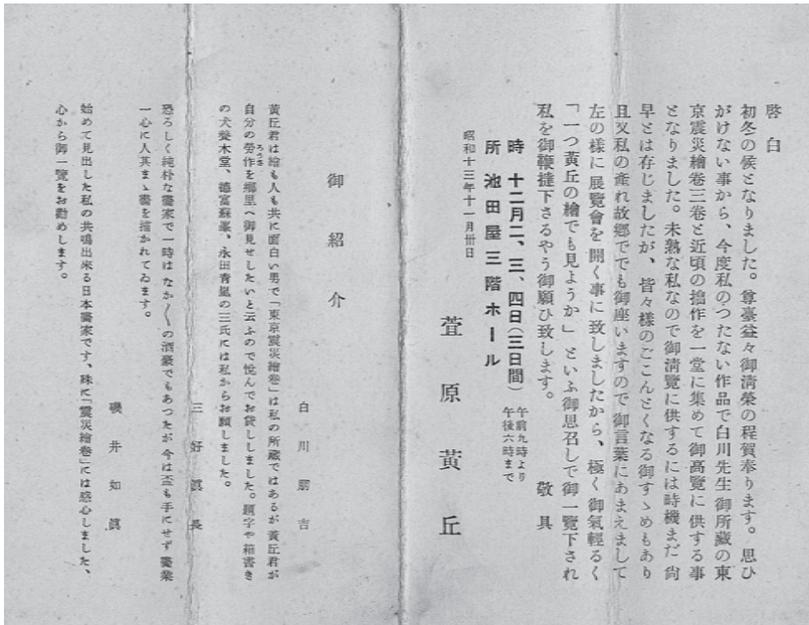


図9 萱原黄丘展覧会案内状

9月25日からであった。震災前に比べ欠けた児童も少なくなかった。散髪をする穏やかな光景、最後に被服廠と思しき供養の場が描かれて終る。

以上の説明により、この巻はこれまで掲げた絵巻のそれぞれから抜書きしたものを画帖仕立てにまとめ、地震発生→火災旋風→人々の避難の苦難→戒厳令下の光景→軍隊に警護されての炊出し→自警団による暴行→バラック生活→

小学校の再開→被服廠での供養のほぼ震災発生から1、2ヶ月頃までの罹災者の一連の流れを描いたものであったことがわかる。

さて、こうした絵画はどのようにして人々の目に触れたのだろうか。

白洞は黄丘と号するようになってすでに10年を過ぎようとしていた1938年(昭和13年)12月2~4日の3日間、高松市の池田屋でその他の近作とともに展示された。その案内状が萱原家に残されている。それによれば、「東京震災絵巻」すなわち「東都大震災過眼録」全3巻は白川朋吉の所蔵となっているが、黄丘のたつての願いで郷里香川の展覧会でこの作品も郷里の人々にみせたいというので貸したと説明され、白川による推薦の言葉のほか、白川から題字、箱書きは当時の著名な政治家犬養毅木堂、徳富蘇峰、永田青嵐(1876-1943、震災時東京市長)に頼んだものとされている。この他、三好眞長、磯井女真の画家2名による賛辞が寄せられた案内状である。白川朋吉(1873~1963)については、前掲石井雍大氏の論文に詳しい。それによれば、同じく香川県の観音寺市出身、弁護士、実業家、大阪弁護士会会長、大阪市会議長、関西大学理事などの要職を勤めた人物で、一方では、大正、昭和の日本画家のコレクターとして1923年大阪市美術協会設立に尽力したという。また、白川は度々の筆禍事件で著名な宮武外骨の弁護を引き受けるなど筋の通った主張を持つ弁護士であったとされる。こうした人物であったから、「東都大震災過眼録」全3巻を白川が所有していたことも不思議ではないと石井氏は推測している。萱原家によれば、白川とは交流も続いたし、また、黄丘のパトロンの一人名だったという。阪神大震災をきっかけに市場に出た「東都大震災過眼録」はこのうちの一つではなかったかと石井氏は推定している。

2-1. 「関東大震災画帖」

『関東大震災画帖』(金尾文淵堂発行、大正12年10月25日)について検討する。この画帖については、刊行された印刷本とその原画62点が立命館大学歴史都市防災研究センターに所蔵されている。すでに昨年4月9日~5月9日の間、同センターにおいて、「地図を通して見る関東大震災」展

として、被害地点の写真（絵葉書写真と現在状態）と絵画を地図に落としたものを中心に展示された。

発行所金尾文淵堂は東京市麴町だが、震災で被災したため、印刷は京都新町通り竹屋町南入の便利堂中村弥左衛門で行われ、早くも10月25日には刊行された。

画家は10画伯と表紙には謳われているが、原画の作者の落款あるいは署名は、Reisuke-Niwa（丹羽禮介）、Yoshisuke-Kato（加藤義助）、㊦（赤塚忠一）、㊧（中澤弘光）などが確認できるが、無署名のものも含まれる。ただし、巻末の目次によって、上記画家の他、赤城泰舒、中澤弘光、幡恒春、水島爾保布、清水吉臣、清水吉康の画家が判明する。このうち、もっとも多いのは東京市内を中心に担当した丹羽禮介（白馬会）の35点、被害も大きく地変が多く認められた千葉県館山などを担当した赤塚忠一の10点、横浜、小田原、箱根、鎌倉などを担当したのは加藤義助の5点、取材途上自警団に殴打されつつスケッチをした幡恒春3点、日比谷公園のバラックなどを描いた赤城泰舒（1889-1995、水彩画家雑誌「みづゑ」編集）2点、表現派そのものと評されるスケッチをなした水島爾保布（1884-1958、画家、小説家、新聞社挿絵画家）、装丁などを担当した中澤弘光（1874-1964、洋画家、白馬会・光風会）、東京、関東の被害地パノラマ図を担当した清水吉臣、清水吉康などの作品で構成された画帖である。

2-2. 描画の内容

各描画については、末尾の表1の一覧に示した。巻頭には9月12日の震災の東京を復興させ帝都とする旨の詔書を掲げた。続く3点は貞明皇后の日赤病院行啓（9月30日）、摂政宮の巡幸（9月15日、18日のうち、描画は15日の銀座付近）、婚約が成立、震災のため結婚式は延期され、震災翌年の1月に行われることになった摂政宮妃の救援活動の様子を描く。これらは公開された写真に基づくものであり、当面除外する。最後に掲載された関東大震災被害地域のパノラマ図5点も、当時出版されたものからの写しであり、画家の創意に基づくものではないので、これら計8点を除くと、描画55点となる。これら55点の描画の大まかな傾向は、倒壊した建物や亀裂の入った道路などをスケッチしたもの27点で全体の半分を占め、次いで避難者のさまざまな様子をスケッチしたもの21点は全体の40%近くにあたるから、ほとんどが倒壊建物、避難者に集中しているといえる。他に、被服廠、吉原弁天池などの惨状を描くもの5点、残りは警護、救助活動の兵士・警官の2点となる。倒壊、焼失などの建物などはこれまた、当時絵葉書写真で流布していたものと同工異曲の題材である。もちろん、画家たちの実際の見聞を否定するものではないが、37点の東京に限ると、描かれた題材としては特に目新しいものはない。横浜、鎌倉、小田原も点数はごく少ないが当時写真集などに掲載された著名な場所であり、一般的にはこうした被害状況は知られていた。しかしながら、地盤の隆起による大規模な地変が起きた千葉館山周辺の赤塚忠一の10点のスケッチ、丹羽禮介による中央線余瀨駅の損壊の様を描く2点などは流布した写真絵葉書などからの写しではなく、実地の見聞に基づくものと考えられる。

この画帖には付録として、絵葉書引き換え券が付いていて、金尾文淵堂宛の大阪出張所宛に葉書を送ると、中澤弘光と丹羽禮介の1組4枚の絵葉書が得られることになっていた。こうした読者サービスについては、絵画の大衆化という点で見過すことはできないので、後述したい。



図10 幡恒春「日暮りの夜警団」



図11 赤城泰舒「日比谷所見」(緑陰の床屋)



図12 赤城泰舒「宮城前避難天幕」



図13 水島爾保布「帝国ホテルから逃れた外人」

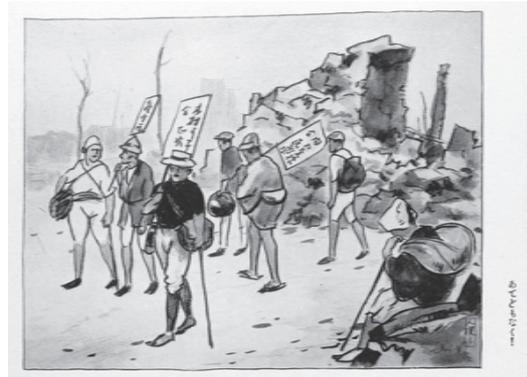


図14 丹羽禮介「親は子を子は親を連日尋ね歩く人探し」



図15 丹羽禮介「肥へ車に人を乗せて俄作りの馬車」



図16 丹羽禮介「戒厳令下の自警団」

図10~16 『関東大震災画帖』(立命館大学歴史都市防災研究センター蔵)

大阪を中心とする関西における読者層，さらには広く震災地以外の地方の読者を狙ったものではないかとも推定される．恐らく，関東地方のこの大震災について新聞で報道されるだけの情報とは別種の震災地のなまの情報を求める欲求に応えるべく制作されたと考えてよいかもしれない．だとすれば，先に検討した「東都大震災過眼録」は読者を予定して制作されたものではなく，ひたすら己の眼で実際に見たものを描こうという情熱で描いた作品と同列に比較することはいささか当を欠くものであるかもしれない．

ここでは、「東都大震災過眼録」に描かれている対象と共通する避難民の状態を描くものを7点を挙げておくことにする（図10～16参照）．

3-1. 『大正震災木版画集』

東京本郷湯島切通の画報社から出版された木版画集である．1924年1月から12月まで毎月3点の版画を予約販売するものであるが，その「開版稟告」なるものに刊行の趣意が謳われているので，まず，その刊行の意図を聴いてみることにしたい．

ここで主張されていることは3点ある．一つは地震という自然の脅威に翻弄された罹災者は自然の恩恵に思いを致す余裕はないが，自然の「慈泉」に浴す機会を作ることは芸術家が今為すべきことであり，二つ目には，芸報社は忘れられていた木版画の機運が再び熟し作家が出始めた現状に鑑み，三つ目には民衆的娯楽の木版画でこの大厄災を芸術化する目的を以て刊行するというものである．磯田長秋，西澤笛畝，織田観潮，川崎小虎，田村彩天，桐谷洗鱗の各氏の震災風景の作品を3点ずつ毎月配布するというものである．彫師長島鬼一，摺師田村鐵之助．代金は1回1円50銭，12回分の前金17円である．作品の一欄表は表2にまとめた．第1回頒布は1924年1月15日であった．

磯田長秋（1880-1947，日本画家，帝展委員），西澤笛畝（1889-1965，日本画家，帝展審査員），織田観潮（1889-1961，日展委員），川崎小虎（1886-1977，東京美術学校教授），田村彩天（1889-1933，帝展審査委員），桐谷洗鱗（1877-1932，仏教画家），これらの画家の年齢層から察するに，30代後半～40代に掛けてもともと油の乗った作家たちであった．

3-2. 木版画の画題

版画が対象とした画題を大まかに建物などの倒壊と避難民の生活を描いたものに分けると，29点のうち，20点が建物など構造物の倒壊であり，避難民の生活を描くものは9点となる．ほぼ3分2



図17 川崎小虎「宮城前天幕村」

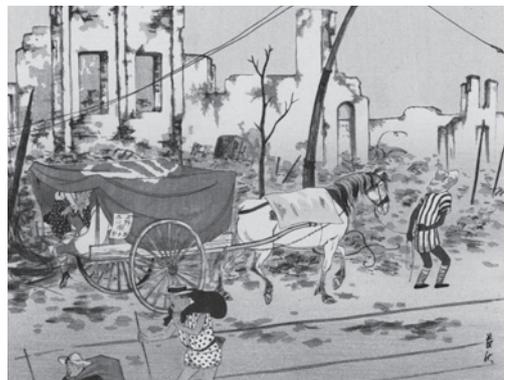


図18 磯田長秋「運送馬車(京橋通)」

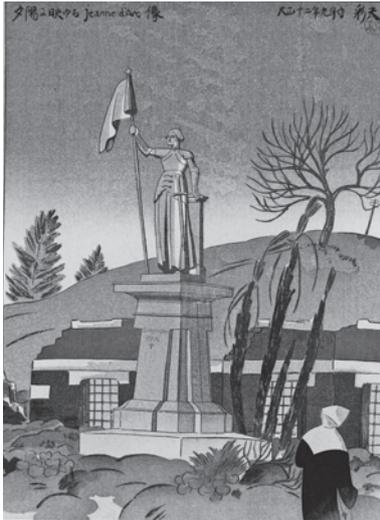


図19 田村彩天「夕陽に映ゆる女神像
(神田仏英女学校跡)」



図20 桐谷洗麟「西郷の銅像 (上野公園)」



図21 西澤笛畝「黄昏るゝ頃 (日本橋)」

図17～21 『大正震災木版画集』(立命館大学歴史都市防災研究センター蔵)

を占める震災で損壊を受けた建物などは、版画が頒布され始めた時期にはすでに整理され、復興事業が着手され始めていた。この版画集がいつ頃から構想され、画家への依頼がはじめられたのか不明だが、第1回頒布が1924年1月であることから、震災直後ではないにしてもそれほど時を隔てずに構想され、依頼された画家たちは早くから自らの画題の選定については必要な作業が進められていたと考えられる。しかし、かれらの選んだ画題の大半が倒壊した建物群であったことはある種の意味が込められているとみなされるのである。それは、「東都大震災過眼録」との比較において考えられることである。震災の現場を体験するといってもこの大震災ではその内容は多様であったはずである。しかし、この版画集の作家たちは自らも被災した体験を持つ者もいたと思われるが、やはり、依頼された仕事であったから、震災を象徴するような浅草仲見世、吉原遊郭、三越、日本橋、銀座、築地など“震災名所”とも呼ぶべきものを選んでいいる。それに対して、「東都大震災過眼録」の描く震災場面は火災に追われ、住処を求めてさ迷う庶民の群像であった。震災像として絵画に結実されたこの違いは大きいと思われるのである。比較するために、当時写真の対象となった一般に知られた震災被害の、いわば“震災名所”をここに選んで掲げておいた(口絵8～12・図17～21参照)。

4. まとめに換えて

最後に池田遙邨(1895～1988)の「災禍の跡」の制作過程についての考察を踏まえて本稿のまとめとすることにしたい。関東大震災を印象づけるものとして、この「災禍の跡」はすでに著名な作品である。実際にみせていただきたいと思い、倉敷市立美術館に出かけて、400点に近い震災のスケッチが残されたという事実を教えられた。それら多数のスケッチにはほとんど人物が登場しないのに、「災禍の跡」として結実した作品には震災の廃墟のなかに見るものに迫ってくるようにして立つ4人の家族から、震災で受けた打撃の悲しみと怒りをぶつけられるような痛さを感じた。作者遙邨はこの絵を完成させるまで1ケ年を要したということに、震災の作品化に懸けた作者の思いの強さ、芸術というものの具体的な形がここにあるのかとも思えたのである(口絵6参照)。



図22 池田遙邨「災禍の跡」(倉敷市立美術館蔵), 口絵6参照

すでにこの作品、および遙邨の関東大震災の探訪スケッチについては、前田興氏の論稿⁽⁵⁾があり、また、遙邨に関する資料集も編まれていて、震災前後のことが知られる。ここではそれらによって、簡単に「災禍の跡」の制作に関する紹介をすることにした⁽⁶⁾。

遙邨は15歳(1910年)で大阪の松原三五郎の天彩画塾に入門、20歳で岡山輜重兵第17大隊に入隊、兵役終了後日本画を独学、24歳(1919年)で京都画壇の竹内栖鳳の画塾竹杖会に入門。以下に、震災写生の思い出が実感を以て語られる部分を引用しておきたい⁽⁷⁾。

震災の日から20日後に鹿子木孟郎先生に誘われて震災地の写生に同行した。……東京へ着いてからの写生には先生の弟子であった中田、林の両君も参加して四人の一行はなるだけ集団になって出かけた。すでに流言浮説があって戒厳令がしかれた殺伐たる中での写生は、身の危険性を覚悟しておらねばならない、……写生をしている足もとへとつぜん瓦が飛んできてとび散ったりした。……途方にくれている人々のやり場のない怒りが心に喰入るようで、写生半ば黙礼してその場を去った。ある時はけわしい容相で側へきて「なんの為に写生なんかやっているのか——」と今にも暴力を受けそうな気配さえ感じた。何日目かに先生が朝日新聞社報道員と書いた腕章を、社から貰ってこられたのでその後はようやく写生に専念することができた。

鹿子木孟郎(1874~1941)は同じく天彩画塾に属した先輩にあたる。彼に同行して震災地の横浜、東京に入り、約1ヶ月を費やしてスケッチ400点あまりを為したという。ここに語られているような事実は震災地に入ったカメラマンなども同様の経験をしており、実際に殴られたケースもあった⁽⁸⁾。ともかく、1ヶ月あまり経っても震災現場は殺気立っていたのである。

さて、池田遙邨の一行は吉原遊郭の遊女の溺死体などで一杯になったという弁天池も訪れている。遙邨の吉原のスケッチは8点ほどに及び、このほか、さまざまな角度から廃墟のさまを描き、また稀ながら避難民の姿を描く1点も残されている。被服廠も訪れたが、「簡単な板囲いの中から濛々と線香の煙が立昇り、あたりは異臭が鼻頭を強くついて長くは居たたまらなかった。」と記している。上野公園にも行った。震災地として著名になった場所には足を踏み入れ、スケッチを試みているのであ



図 23 池田遙邨 素描「東京吉原遊廓跡」



図 25 池田遙邨 素描「東京浅草千束町附近罹災民小屋」



図 24 池田遙邨 素描「東京新吉原」



図 27 池田遙邨 素描「避難者 東京新大久保駅にて」



図 26 池田遙邨 素描「東京新吉原遊廓」

図 23~27 池田遙邨素描（京都国立近代美術館蔵）

る。これらの場所は絵葉書写真でも広く知られた場所であったことはこれまでの作品群からも察せられることである。これらの震災スケッチを東京市から依頼されて出品したとも述べている。

その翌年（1924年—引用者注記）東京市主催で大震災記念物展示会がひらかれたのへ、私にも依頼状がきて写生二十枚ばかりを出陳したが、その年の秋の帝展に六曲一隻の大画面へ月夜の震災跡風景を出品し、見事に落選したのを岡山の天満屋百貨店で私の個展へ出品したところ「この画だけはたたんで置いてくれないと恐しくて巡回できない——」と夜警人が訴えた。この作は

一生の想出の記念として今も私蔵している。

この「災禍の跡」はスケッチをした翌年の秋の帝展に出品して落選したが、この作品に懸けた遙邨の画家としての苦悩は、前田氏が論文で指摘されたように「洋画の写実性に飽き足らなくなった」試行錯誤の跡が「画稿」6点に十分伺うことができる。ムンクの影響そのままの「震災の跡」も描かれている（口絵5参照）。前田氏は「遙邨の震災の絵は、写生から始まってイメージの中で再構成されることによって、より強烈に鑑賞者に自然災害の恐ろしさ悲惨さを訴える力を持った⁽⁹⁾」と指摘されている。

わたしにとって興味深いのは、「画稿3」の右と左の両側に完成作ではみられない西洋風の怒れる神のような像が2体描かれていることである（口絵7参照）。まさに、人知を超えた大厄災は神の怒りとしてしかいいあらわしようがないとして、萱原白洞が「東都大震災過眼録」の最初に描く不動明王に託したものと共通するものがある。震災をどう受けとめるかは画家たちにとっても大きな問題であったのである。

さて、ここまでさまざまな震災絵画を見てきたが、画題としては震災を象徴するような有名な建物群の倒壊のありさまと避難民のふたつに絞られるとあってよいだろう。販売を目的として画家たちに依頼して描かれた画題は、一般的に知れ渡ったいわば「震災名所」が多いといえる。また、避難民が描かれるにしてもバラックでの生活を対象としたものであり、その意味では震災の情報を伝える目的を併せ持つ。これらの一群の震災画は制作、発売時期も早い。これに対して、いわば人のために描くのではなく、自己の見聞を内省化させ描かれるものにはそれ相応の時間が掛けられなくてはならないから、震災発生からの時間的隔たりも大きい。そして、これらの絵画は結局のところ、集団であれ、個であれ、人に収斂する。「災禍の跡」の400点のスケッチには人物が描かれていることは極めて稀で、ほとんどは荒野と化した震災の廃墟がさまざまな角度から描かれているが、結実した完成作では4人の人物が低く引かれた地平線に点在する廃墟を背景に屹立するかのごとく描かれている。スケッチと完成作との間の質的な差は大きいと考える。そこには自然災害によってもっとも打撃を受けるのは人であるというメッセージが込められているかのようなのである。

さて、最後に大衆へ直接呼びかけることを意図した震災漫画の作品群を紹介しておく。先にみた『関東大震災画帖』の姉妹編ともいうべきものとして『日本漫画会大震災画集』（金尾文淵堂、1923年11月）がある。これは『関東大震災画帖』に日比谷公園所見として帝国ホテルの外国人を表現派タッチで描いた水島爾保布が巻頭言を書いている。それによれば、日本漫画会（1923年設立）同人が地震後いくらか経たない時に明治神宮外苑の芝原に集まって協議、震災漫画展覧会を協議したことから始まったという。変災という試練に遭遇して当面したことを描写して発表するのは書画、漫画家の責任だとしている。10日後には90点の作品が持ち寄られ、10月10日前後に開催の予定だったが、11月半ばになって大阪三越呉服店での開催に漕ぎ着けた。また、東京を焼け出され大阪に仮出版部を設けていた文淵堂が展覧会の画集の出版を申し込んできたという出版経緯が述べられている。印刷所は『関東大震災画帖』と同じく、京都の便利堂である。

ここに出品している漫画会同人は水島のほか、池部鈞（国民新聞社漫画記者）、池田永治（1889～1950）、服部亮秀（1887～1955）、小川治平（1887～1925）、細木原青起（1885～1958）、前川千帆

(1888～1960), 在田稗 (1890～?), 宮尾重雄 (1902～1982), 下川凹天, 宍戸左行 (1888～1969), 森嶋直三, 森火山であるが, このうち, 服部は朝日新聞社, 細木原は「主婦之友」の挿絵画家, 前川は読売新聞社, 宮尾は中央新聞社, 水島は大阪朝日新聞社, 下川は東京毎夕新聞社など, 時事漫画あるいは新聞小説の挿絵などを担当する面々であった。⁽¹⁰⁾ したがって, すんなりと情景を描くという手合いのものばかりではなく, 服部亮秀の「震災絵巻」では, 「神經過敏, あやしき者は犬一匹」, あるいは小川治平「震災最中に出来たぶるぶる内閣」など風刺の効いたものが何点か挿入されている。ここで, 注目しておきたいのは, ここでも震災漫画1組の絵葉書引き換え券が付けられている点である。

池田遙邨年譜によれば, 震災の東京を先輩の鹿子木と1ヶ月間写生した成果を翌年の1924年4月姫路・総社公德殿と城山興雲閣において「震災スケッチ」展として開催している。⁽¹¹⁾

その折のものと思われる絵葉書が前掲前田興氏の論稿に掲載されている。⁽¹²⁾ 震災の写真絵葉書が大量に出回ったことはすでによく知られた事実であるが, 絵葉書は博覧会などのイベントでは必ず制作され, 大量に流通していた。イベントに限らず, 作品展覧会などにおいてはただ絵画を眺めるだけでなく, 観客にとっては複製とはいえず手にとって見ることができ, 我が物として掌中に納めることのできる媒体としての絵葉書の役割について, “観衆” という語を使いながら新しい視点からの意義が指摘されてもいる。⁽¹³⁾ 大量生産がまさに大正期の大衆文化を創りだして行く時期であり, 震災のイメージが広く社会化されている機会は, 写真絵葉書に限らず, こうした展覧会, 画集なども担っていたのである。

なお, 今回は対象とすることは出来なかった作品も多数残されている。⁽¹⁴⁾

震災の前・後として文化のひとつの画期であったことは従来から指摘されながら, 震災文化そのものが具体的なレベルで取り上げられることが少なかったように思われる。課題はまだまだ山積しているのである。

表1 「関東大震災画帖」画像一覧 立命館大学歴史都市防災研究センター所蔵

No	枝番	画像タイトル	絵師	画中題名	画中釈文
0		関東大震災画帖 東京十画伯実写 金尾文淵堂発兌	表紙画 (カラー)		
0		関東大震災画帖 東京十画伯実写 金尾文淵堂発兌 詔書	表紙画 (中表紙)		
1		皇室 皇后陛下罹災傷病者を親しく御慰問遊ばさる	丹羽禮介	皇后陛下罹災傷病者を親しく御慰問遊ばさる	長くも、幼きものの手を親しく執らせ給ひしと聞く。或日をしのびままつて。
2		皇室 摂政宮殿下災害地御巡視	丹羽禮介	摂政宮殿下災害地御巡視	伝え聞かまませを。
3		皇室 良子女王殿下罹災民に衣服を恵まる	丹羽禮介	良子女王殿下罹災民に衣服を恵まる	観音様は失つ賑り人間を守るべく残らせられた。
4		浅草・仲見世 浅草大火災を免れたる浅草寺観世音	丹羽禮介	浅草寺見世跡にて	哀れなる女の群！ それは最後まで苦忍と惨虐、そのものであらねばならなかつた。
5	1	吉原・弁天池 吉原遊郭瓢箪池の猛火に囲まれたる女の群	丹羽禮介	吉原遊郭	その日の後。
5	2	浅草 唯一の歓楽境たりし浅草公園(十二階の惨状)	丹羽禮介	浅草公園にて	残るもの。
6	1	国技館 本所被服廠より国技館及両国駅跡を望む	丹羽禮介	本所被服廠附近より国技館及両国駅跡を望む	生きるといふことは遂にかかかるものであつたのか？
6	2	深川・生活 地震と火災に苦しめられ又水攻めの深川猿江町	丹羽禮介	深川猿江町方面にて	倒壊された地上をゆく人の子の姿、それは厳肅なものではあるが寂しく傷ましいものであつた。
7	1	上野・避難者 途上所見 (上野博品館前)	丹羽禮介	途上所見	護国の神も再び人の世に哭したことであらう。
7	2	九段・生活 九段靖国神社のバラック	丹羽禮介	九段にて	希求する力。
8	1	神田・生活 神田小川町常盤跡に風呂場を掘出して行水	丹羽禮介	風呂場を掘出して行水	文教の最高を誇つたその建物も今は空しい。
8	2	帝大 最高学院の帝国大学構内にて	丹羽禮介	帝国大学校内にて	残るもの。
9	1	錦島邸 赤坂葵橋より錦島侯邸を望む	丹羽禮介	赤坂葵橋にて	雲のみ動く。
9	2	砲兵工廠 飯田町駅より砲兵工廠を望む	丹羽禮介	飯田町駅跡より砲兵工廠を望む	何処までつらい自然の暴威であらう。
10	1	避難者 俄雨に焼ブリキ板を雨傘に代用する人々	丹羽禮介	俄雨	昨日まで繁華を誇つた市に、かうしたことを誰が考へ及ぼさう。人の世に生きる人の子の弱小なる姿よ。
10	2	日本橋 猛火日本橋大通を包む	丹羽禮介	猛火に包まれた日本橋大通	やつと持出した自分達の携帯物から火を導かうとは誰一人知らなかつただらうに。
11	1	被服廠 大阿鼻地獄の本所被服廠跡	丹羽禮介	本所被服廠	何処まで？ そして果ては？
12	2	避難者 暴風雨中の避難小屋	丹羽禮介	避難小屋の暴風雨	すべては涙であつた。
12	1	バラック 天幕張の牛飯屋白米と特筆す	丹羽禮介	急造の飲食店	文明とは果して何であつたらう。
12	2	救護 救護団の支米飯	丹羽禮介	救護団	破壊されたる地と破壊されない地、その間を、人間は動いた。
13	1	三越 日本橋より外廓の三越を望む	丹羽禮介	日本橋にて	此の二葉は、スケッチ中、〇〇と見誤られて幾百の群集及〇〇に取巻かれて、〇〇や武器によつて打ちのめされ流血の中に気を取りひたつた幡恒春氏の死を賭けての快作である。
13	2	避難者 東京駅頭の避難民	丹羽禮介	東京駅の避難民	その遭難に遭ひたる氏は前夜はかくして自警団の一人として働いたものである。
14	1	浅草 血染めのスケッチ 上野より蔵前を望む	幡恒春	上野より蔵前を望む	かうした不自由の中にも……
14	2	浅草 同上 上野より浅草を望む	幡恒春	九月四日午後二時上野より浅草を望む	平素は許されないことも許される日がある。其の時が本当の人間生活であらうか？
15	1	夜警 ※日暮里の夜警団	幡恒春	日暮里の避難兼見張所にて	昨日までは碧をたたえた聖域も、かうして、殆ど原人に近い養生を以つて満された。
15	2	日比谷・生活 ※日比谷所見 (緑陰の床屋)	赤城泰舒	緑陰の床屋日比谷所見	かうした中にも外人は一人一人婦人を抱えて居た。
16	1	バラック ※宮城前避難天幕	赤城泰舒	宮城前避難天幕	
16	2	生活 二重橋畔お濠の行水	中澤弘光	お濠の行水	
17	1	帝国ホテル ※日比谷公園所見、帝国ホテルから逃れた外人	水島爾保布	日比谷公園前所見帝国ホテルから逃れた外人	

No.	枝番	画況	画像タイトル	絵師	画題	画題名	文中
2	雲	修状	表現派その儘	水島爾保布	表現派その儘	その日、その時	画中文
18	ニコライ堂	倒壊	哀れ鐘も空しきニコライ堂	丹羽禮介	ニコライ会堂	鐘はならぬ!	その日、その時
19	築地	倒壊	築地水交社付近	丹羽禮介	築地水交社付近	金にあかして建てたものも、崩する時、無であつた。?	跡。
20	歌舞伎座	倒壊	開場式も目前に迫りし歌舞伎座の焼跡	丹羽禮介	歌舞伎座	花の都のまん中と、誰が今考へ得やう。	跡。
21	銀座	倒壊	日本一の大通りも今は……の銀座	丹羽禮介	銀座にて	あてどもなく!	人間はすべて或何物かの守護を要する。
22	人探・生活	避難者	※親は子を親を連日尋ね歩く人探し	丹羽禮介	人探し	仏は何時の日も人間を護らせ給ふた。	西洋的な滅滅の跡。
23	馬車・生活	避難者	※肥へ車に人を乗せて俄作りの馬車	丹羽禮介	銀座通り所見	戦時以上の苦闘である。	時の生んだ力
24	避難者	避難者	羅馬の廢墟の如き築地	丹羽禮介	築地居留地にて	大を誇つた横浜の地上のありとあらゆるものは、かうして失はれて行つた。	自然の魔力はかくしてすべてのものを失ひ尽さうとした。
25	工兵	救助	破壊されたる交通機関中に電信隊の活動	丹羽禮介	電信隊の活躍	生きんとすもの。	自然に帰れとてか?
26	自警団	避難者	※成蔵令下の自警団	丹羽禮介	自警団	歴史を飾るものは、更に破壊の歴史をも飾つた。	
27	横浜駅	倒壊	全市全滅の横浜駅前	加藤義助	横浜全焼之図		
28	津波	修状	五十尺の海嘯熱海を襲ふ	丹羽禮介	熱海の大海嘯		
29	生活	避難者	小田原御用邸御堀端	加藤義助	小田原御用邸御堀端にて		
30	修状	倒壊	箱根宮の下	加藤義助	宮の下の景		
31	八幡宮	倒壊	歴史上の古跡も倒壊した鎌倉八幡宮	加藤義助	鎌倉八幡宮		
32	大仏	倒壊	台座の目前に目入込みたる鎌倉大仏	加藤義助	今回の大地震に大仏台座の前面約一尺五寸地中へ目入込み左右両方面笑之破れ胎内入口は破壊せり 大仏像は一尺程前方へ滑り出したるのみ仏体に異状なし庫裏其他建造物ハ全部倒壊せり 鎌倉大仏殿 大正十二年九月		
33	倒壊	倒壊	房州那古観音堂	赤塚忠一	那古、観音の堂		
34	倒壊	倒壊	同 境内の小屋	赤塚忠一	那古観音境内の小屋		
35	倒壊	倒壊	同 那古の町	赤塚忠一	那古ノ町		
36	倒壊	倒壊	激震の房州北条町所見	赤塚忠一	北条町		
37	道路亀裂	倒壊	同 其二	赤塚忠一	北条町にて		
38	倒壊	倒壊	同 北條警察署	赤塚忠一	北條警察署		
39	地変	倒壊	鷹島沖の島を望む……館山海岸	赤塚忠一	高島沖の島を望む館山海岸		
40	階道崩壊	倒壊	岩井付近の県道	赤塚忠一	岩井付近の県道		
41	群衆	避難者	房州館山棧橋の群衆	赤塚忠一	館山棧橋		
42	倒壊	倒壊	館山町所見	赤塚忠一	館山町所見		
43	警護	救助	中央線余瀨飯駅に兵士の張番	丹羽禮介	中央線余瀨飯駅		
44	階道崩壊	倒壊	同 余瀨上の原間徒歩連絡の図	丹羽禮介	中央線余瀨上の原間徒歩連絡の図		
45	パノラマ図	倒壊	東京全市の火の海	丹羽禮介	[無題]		
46	パノラマ図	倒壊	帝都震災の刹那	清水吉臣	帝都震災乃刹那		
47	パノラマ図	倒壊	横浜震災大火パノラマ図	清水吉臣	横浜震災大火パノラマ図		
48	パノラマ図	倒壊	清水震災略図	清水吉臣	東京近県震災略図		
49	パノラマ図	倒壊	東京大震災略図	清水吉臣	東京大震災略図		

装丁(中澤弘光)、解説(薄田清)、
 奥付 発行日:大正12年10月21日印刷、25日発行
 編集発行所:金尾文淵堂、大阪出張所 中村弥左衛門(京都市新町通竹屋町南入舟才天町301)、印刷所:便利堂
 編集発行所:金尾種次郎(京都市麴町永田町2丁目30番地、印刷者:伊藤正三郎(京都市新町通竹屋町南入舟才天町301))、印刷所:便利堂
 ※印:文中に画像掲載

表2 「大正震災木版畫集」 一覧表 立命館大学歴史都市防災研究センター所蔵

冊数	枝番	分類	画名・題名	画中題名・日付・署名	著者名・ 絵師	彫師	摺師	画中文	出版年・ 作成年	注記・その他	大きさ
	0	封筒									縦×横
0	1		「大正震災木版畫集」開版 裏告							説明書き及び申込書	1枚 19.7 cm × 54.3 cm
1	1	避難者	臨時バラック (本所相生町)	大正十二年九月四日洗鱗寫生 [㊞]	桐谷洗鱗	長島鬼一	田村鐵之助	本所相生町二丁目 十七吉村米三、 尋奈人吉村ミツ七才	1923.9.4	裏に貼紙有	36.7 cm × 27.2 cm
1	2	避難者	※宮城前天幕村	宮城前天幕村大正十三年一月小虎	川崎小虎	長島鬼一	田村鐵之助		1924.1	裏に貼紙有	27.0 cm × 36.0 cm
1	3	倒壊	炎上 (本所國技館)	国技館炎上 笛畝画 [㊞]	西澤笛畝	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	27.0 cm × 36.0 cm
2	1	避難者	※運送馬車 (京橋通)	長秋	磯田長秋	長島鬼一	田村鐵之助	上野品川問五 十錢		裏に貼紙有	27.0 cm × 37.0 cm
2	2	倒壊	湖南六題 (鎌倉長谷)	大正十二年癸東大震災伝 (カ) 鎌倉 長谷所見 觀潮写	織田觀潮	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	36.3 cm × 27.0 cm
2	3	倒壊	※夕陽に映ゆる女神像 (神 田仏英女学校跡)	夕陽に映ゆる Jeanne d'Arc 像 大 正十二年九月写 彩天 [㊞]	田村彩天	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9	裏に貼紙有	37.3 cm × 27.0 cm
3	1	倒壊	震後のニコロライ堂 (神田駿河臺)	震後のニコロライ堂 笛畝 [㊞]	西澤笛畝	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有, 裏告 (0-1) 中の題は「澄め る夜 (神田ニコロライ 堂)」	36.2 cm × 27.0 cm
3	2	倒壊	待乳山 (浅草今戸)	待乳山 大正十二年九月 小虎	川崎小虎	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9	裏に貼紙有	26.0 cm × 27.2 cm
3	3	避難者	※西郷の銅像 (上野公園)	大正十二年九月六日洗鱗寫生 [㊞]	桐谷洗鱗	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9.6	裏に貼紙有	37.5 cm × 27.0 cm
4	1	倒壊	橋の袂 (神田橋)	長秋	磯田長秋	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	37.5 cm × 27.0 cm
4	2	倒壊	湖南六題 (藤澤町)	東海道藤澤町惨状 大正十二年九月 一日夜 觀潮写	織田觀潮	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9.10	裏に貼紙有	36.5 cm × 27.1 cm
4	3	倒壊	本郷座の焼跡	本郷座の焼跡 大正十二年九月 彩 天 [㊞]	田村彩天	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9	裏に貼紙有, 裏告 (0-1) 中の題は「焼尽 されたる歓楽場 (本郷 座)」	27.0 cm × 36.0 cm
5	1	倒壊	※黄昏るゝ頃 (日本橋)	黄昏の日本橋 笛畝画	西澤笛畝	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	36.0 cm × 27.0 cm
5	2	避難者	救護所 (深川)	洗鱗寫生 [㊞]	桐谷洗鱗	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	36.0 cm × 27.0 cm
5	3	倒壊	愛宕山 (芝)	大正十二年九月二十日 愛宕山にて 長秋 [㊞]	磯田長秋	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9.20	裏に貼紙有	27.2 cm × 36.2 cm
6	1	倒壊	湖南六題 (片瀬川)	古台 (カ) 片瀬川附近 大正十二年 九月癸東 大震災後所見 觀潮写	織田觀潮	長島鬼一	田村鐵之助		1923.9	裏に貼紙有	27.0 cm × 36.7 cm
6	2	倒壊	雨の天幕病院 (築地聖路加病院)	雨の天幕病院 彩天画 [㊞] 1923.Oct	田村彩天	長島鬼一	田村鐵之助		1923.10	裏に貼紙有	36.7 cm × 27.2 cm
6	3	倒壊	神田明神焼跡 (神田)	神田明神焼跡小虎写	川崎小虎	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	27.3 cm × 37.0 cm
7	1	倒壊	吉原大門 (浅草)	大正十二年九月六日洗鱗寫生 [㊞]	桐谷洗鱗	長島鬼一	田村鐵之助	秋信光通 西行燈影	1923.9.6	裏に貼紙有	36.3 cm × 27.2 cm

7	2	倒壊	大震災後の和田倉門 (丸ノ内)	大震災後之和田倉門 小虎寫	川崎小虎	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	27.7 cm × 37.0 cm
7	3	倒壊	震火災後の三越 (日本橋)	震火災後の三越 笛歌画	西澤笛歌	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有, 裏告 (0-1) 中の題は「榮華 の跡 (三越呉服店)」	36.0 cm × 27.2 cm
8	1	避難者	野外学校 (相州平塚)	野外学校 彩天画 [㊞] 大正十二年九月 月 平塚所見	田村彩天	長島鬼一	田村鐵之助	1923.9		裏に貼紙有	27.0 cm × 36.2 cm
8	2	倒壊	湖南六題 (保土ヶ谷)	東海道保土ヶ谷陸道前山崩 大正十 二年九月一日突東大震災后 遭難之 印象 観潮写	織田觀潮	長島鬼一	田村鐵之助	1923.9.1		裏に貼紙有	36.2 cm × 27.0 cm
8	3	倒壊	路上の残骸 (浅草)	長秋 [㊞]	磯田長秋	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	36.3 cm × 27.0 cm
9	1	倒壊	大震災後の被服廠跡と安田 邸 (本所)	大震災後之被服廠跡と安田邸 小虎 写	川崎小虎	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	26.9 cm × 36.2 cm
9	2	倒壊	焼残りたる浅草観音堂 (浅草区)	焼残りたる浅草観音堂 笛歌 [㊞]	西澤笛歌	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有, 裏告 (0-1) 中の題は「靈験 の御堂 (浅草観音堂)」	27.0 cm × 36.2 cm
9	3	避難者	避難民の混雑 (上野広小 路)	大正十二年九月 洗鱗 [㊞]	桐谷洗鱗	長島鬼一	田村鐵之助	1923.9		裏に貼紙有	27.0 cm × 36.2 cm
10	1		湖南六題 (横浜駅)	横浜桜木町駅 観潮写	織田觀潮	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	27.2 cm × 36.2 cm
10	2	避難者	秋晴れのバラック村 (日比谷公園)	秋晴れのバラック村 大正十二年十 月 日比谷所見 彩天 [㊞]	田村彩天	長島鬼一	田村鐵之助	1923.10		裏に貼紙有	27.0 cm × 36.2 cm
10	3	避難者	銀座裏 (京橋尾張町)	長秋	磯田長秋	長島鬼一	田村鐵之助			裏に貼紙有	27.2 cm × 36.2 cm
		欠	木場 (深川)		磯田長秋						
		欠	湘南六景 (小田原)		織田觀潮						
		欠	野毛の山から (横浜)		田村彩天						
		欠	親子離散 (千葉八幡宿)		西澤笛歌						
		欠	芝浦 (芝)		川崎小虎						
		欠	施米 (浅草本願寺)		桐谷洗鱗						

※印：文中に画像掲載

注

- (1) 「近代日本画における風俗画」展（京都市博物館，1984年）；震災七十周年「関東大震災と横浜」展（於横浜開港資料館 1993年）牛田鶏村「震災画集」，服部亮英「関東大震災絵巻」などが公開展示；「絵画に見る関東大震災」展（於すみだリバーサイドホールギャラリー，1995年）池田遙邨，鹿子木孟郎など30余名の作家の描いた絵画，版画，スケッチなど展示；以上の情報は新井勝紘「少年が見た朝鮮人洲遺跡——『描かれた朝鮮人虐殺』序論——」（『歴史科学と教育』16号，1997年）に拠る。他に，萱原白洞作「関東大震災絵巻」展示（大阪人権博物館，1997年）；「池田遙邨 関東大震災スケッチ展——新発見の作品を中心に——」（有楽町朝日ギャラリー，1998年）。
- (2) 仲間恵子「萱原白洞『関東大震災絵巻』に描かれた朝鮮人虐殺——震災下の民衆意識を探る——」（『リパティ』17号，1997年）；同氏「描かれた朝鮮人虐殺と作者・萱原白洞——『関東大震災絵巻』からみえてきたこと」（『大阪人権博物館紀要』創刊号，1997年）
- (3) 注2参照
- (4) 「震災絵巻・朝鮮人虐殺シーンを描いた画家・萱原白洞」（香川県高等学校教育研究会同和教育部会『高同研』24号，2001年）
- (5) 前田興「池田遙邨と関東大震災」『池田遙邨 関東大震災スケッチ集——新発見の作品を中心に——』朝日新聞社，於有楽町朝日ギャラリー展示図録，1998年；前田興「鹿子木孟郎から見た関東大震災」『大正イメージ』4号，2008年
- (6) 『池田遙邨 資料集』倉敷市立美術館，2004年
- (7) 同上，90～91頁
- (8) 高尾憲一カメラマン「震災特集号」（『婦女界』大正12年10月号，9～16頁）
- (9) 前田興，1998年
- (10) 和田博文編『モダン都市文化 関東大震災』（ゆまに書房，2007年）所収「震災画譜『画家の眼』（黎明社，1923年12月25日）に登場する漫画作家と殆ど同じ作家連である。
- (11) 倉敷市立美術館編『池田遙邨 資料集』161頁，（2004年）
- (12) 注5前田興論文参照
- (13) 五十殿利治『観衆の成立—美術展・美術雑誌・美術史』東京大学出版会，2008年
- (14) 新井勝紘「『描かれた朝鮮人虐殺』論 その二——関東大震災80年をむかえて——」（『隣人』17号，2003年）

朝鮮人虐殺問題から震災絵画の分析をされてきた新井勝紘氏には「ねじ釘の画家」柳瀬正夢の震災スケッチブック，日本画家豎山南風の震災絵巻を論じた論稿がある。また，小学校の生徒たちに描かせた震災体験画についても，新井氏による前掲論文（注1参照）において，慰霊堂保管資料のなかの本横小学校（本所区横川町所在，東京大空襲で再び焼失，廃校）の高田力蔵という若い絵の教師に指導されて描いた146枚の学童の震災画の詳細な分析が試みられている。ここでは，小学校低学年から高学年になるに従い，2色のコントラストの強い不気味さも漂わせる色使いから徐々に冷静でリアルな描写へ向かうことが指摘され，先に言及した時間の経過による画題対象の内省化と符号するような傾向も導き出されている。さらに，そのなかでも千葉県東葛飾郡中山村若宮地先での朝鮮人虐殺に関連するとして新井氏が注目する10歳の山崎少年の絵画についての詳細な分析が紹介され，この「中山」と記された地点が朝鮮人暴行の流言の全国流布に関与したとされる船橋送信所の近くであったことを論証された。

慰霊堂保管資料のなかには本横小学校に限らず，多くの小学校児童の作文，絵画が残されており，震災後の小学校教育では深刻なトラウマとなる子供の震災体験をどのように癒そうとしたのかという観点から見直す必要のあるテーマと考え，こうした問題も踏まえ，震災絵画についての更なる考察は後日を期すことにする。

付記 作家の生・没年などは『美術家人名辞典』（日外アソシエーツ），『絵本・挿絵大辞典』（大空社）米村み

ゆき編『モダン都市文化 漫画』（ゆまに書房，2008年），前掲和田博文編『モダン都市文化 関東大震災』などに拠った。

謝辞 本稿を成すにあたり，萱原家の方々，倉敷市立美術館，京都国立近代美術館の学芸員各位には，原画を熟覧させていただくための労をとっていただき，貴重な絵画の画像フィルムをご提供いただいた。また大阪人権博物館，立命館大学歴史都市防災研究センターからは画像の電子データの使用をご快諾いただいた。心から感謝の意を表したい。

論文

「震災の記憶」の変遷と展示

——復興記念館および東京都慰霊堂収蔵・関東大震災関係資料を中心に——

高野宏康

TAKANO Hiroyasu

はじめに

関東大震災についての展示施設である復興記念館（以下、記念館）には、多数の震災資料が展示されている。また、隣接する慰霊施設である東京都慰霊堂（以下、慰霊堂）の収蔵庫には、復興記念館に展示されていない資料が保管されている⁽¹⁾。これらの震災資料の一部は、一般市民からの公募によって蒐集されたもので、特定の蒐集者の意図だけでなく、いわば「自然に集まった資料」という特徴も持っている。また、その他に、帝都復興展覧会（1929年）をはじめとする、震災および震災後の「帝都復興」事業に関するいくつかの展覧会の出品物のうち、展覧会の終了後に寄贈されたものも含まれており、震災被害者をはじめ、復興事業を担った東京市などの公共諸団体、展覧会に出品した学術団体や諸会社など、当時のさまざまな立場の人々の、多様な「震災の記憶」が集積された資料群となっている。

記念館およびその展示資料については、震災の記念物を保管し後世に伝えていくことに関する共通理解（公論）の場の形成過程に着目した山本唯人の研究がある⁽²⁾。また、記念館の絵画の歴史表象のあり方については寺田匡宏の研究がある⁽³⁾。慰霊堂保管資料については、2006（平成18）年以降、神奈川大学が調査を実施してきた⁽⁴⁾。その成果に基づき、写真資料については北原糸子が内容の紹介と分析を行い、震災記念物および大型展示パネル以外の資料については拙稿で調査成果をまとめ、資料リストを作成した。残りの未調査資料については、2009（平成21）年10月から、朝日新聞文化財団の文化財保護助成事業として、関東大震災資料調査会が調査・整理・保存およびデータベース化作業を実施中である⁽⁵⁾。しかし、個々の展示資料の変遷過程や、それらが両施設に寄贈される以前の展覧会との関係など、時代状況のなかで関東大震災および「帝都復興」の記憶が集積した両施設がどのような意義を持ち、時代とともにどのように変遷していったのかなどについては、ほとんど明らかになっていない状況である⁽⁶⁾。

関東大震災をめぐる「記憶」は、新聞報道や雑誌、書籍、絵画や写真、映像、そして記念碑や記念館に展示された震災記念物などのさまざまなメディアによって表象され、時代の変遷とともに作りかえられてきた。また、伝える側と受け取る側の立場や関心によって「記憶」は多様に表現されてきた。被災者およびその関係者、救済活動や被害調査を実施した行政機関をはじめとする各種団体、研究者、作家、ジャーナリストなどがそれぞれの立場・関心から震災を叙述し、その「実態」を描き出す一方、その過程で、朝鮮人虐殺事件をはじめとする「記憶」の隠蔽や忘却が起こったことは周知の

とおりである。隠蔽や忘却とともに、「震災の記憶」は、「帝都復興」や「防空」「防災」といった、その時代状況に対応した意義を付与され、震災をめぐる叙述はいつしか表層的には「国民の物語」に回収されていくこととなった。本稿が「震災の記憶」という表現を使用する理由は、表層的にはそのような「国民の物語」が震災の歴史（＝正史）として支配的言説となっていたことを認識しつつも、そもそも多様であった震災表象のあり方とその変容過程を明らかにしていくことが重要であると考⁽⁷⁾えているためである。

「震災の記憶」の問題を考える場合、記念館と慰霊堂が、関東大震災についての唯一の公的な記憶装置として特権的な位置を占めていることは大きな意味を持つ。震災で被害を受けた各地域には慰霊碑が残されている場合や、震災記念日である9月1日には慰霊法要が行われるところもあるが、慰霊・展示施設は存在せず、基本的に公的な「震災の記憶」は記念館と慰霊堂に統合されていった。しかし、単なる公共施設ではなく、その成立過程では、建設事業の主体のあり方、施設の性格・構成、デザインなどをめぐって紆余曲折を辿っている。また、収蔵物の蒐集過程、展示内容およびその変遷についても、「震災の悲惨さ」や、「帝都復興」の記念、「防災の教訓」など、関心のあり方は時期によって微妙に異なり、必ずしも一貫していたわけではない。さらに、戦後、東京大空襲の死者の慰霊・展示施設を兼ねることになったことや、近年では阪神・淡路大震災の写真パネルが記念館に展示されるなどの変化が起こっている。つまり、両施設は「震災の記憶」についての唯一の公的な記憶装置でありながら、さまざまな「ゆらぎ」が含まれているという特徴を持っているのである。

本稿の課題は、「震災の記憶」のあり方とその変遷について、上記のような特徴を持つ記念館と慰霊堂に焦点をあてて考察することである。具体的には、①その成立過程、②収蔵物の蒐集過程、③両施設の収蔵物の出品元である震災関連展覧会の特徴を検討し、現在までの両施設およびその収蔵物の変遷を、時代状況との関連で分析を行う。以上の考察によって、記念館・慰霊堂の持つ意義にとどまらず、これまで、それぞれの研究分野ごとに異なる位置づけ・評価がなされつつも、結論としてはのちの「戦争」へと至る過程もしくは前段階として見なされがちな関東大震災およびその後の復興期の位置づけを再検討していくことにもつながっていくのではないかと考⁽⁸⁾えている。

なお、巻末に、展示物の変遷過程を記載した記念館展示資料リストを添付したので、適宜参照していただきたい。現在、記念館については、展示物の配置概要を示した平面図（2009年9月作成、12月改訂）とパンフレットがあるが、展示物の目録や図録は存在しないため、リストの作成は本稿が最初である。

I 慰霊堂と記念館の成立過程——「復興」をめぐる社会意識との関連から——

両施設の成立過程については、東京震災記念事業協会の報告書である『被服廠跡——東京震災記念事業協会事業報告』（1932年。以下、『被服廠跡』）に記述があり、事実関係や経緯はある程度知られている。前述の研究論文や、概説書（加藤ほか、2009年）も同書に依拠しているが、その意義についての考察は充分なされていない。本章では、両施設の建設案をめぐる様々な試行錯誤や、設計案募集で当選した案に対して批判が起こったことに着目して、震災後の「復興」をめぐる社会意識との関連から両施設の成立過程を再検討してみたい。

まず、震災後、被服廠跡に「震災記念堂」の建設が決定するまでの経緯を整理しておくことにする。⁽⁹⁾ 震災当日、被服廠跡に避難した人々を襲った火災旋風により約3万8千人の死者を出した翌日、9月2日の朝、学校用地付近の小高い場所に日蓮宗の僧侶が祭壇を設置して回向を行った。これが被服廠跡に設置された最初の供養施設である。その後、10月に仮納骨堂の建設が着手され、同月19日には東京市主催の四十九日の追悼会が開催された後、この地に納骨堂を兼ねた記念堂施設を建設する案が浮上した。具体的にどのような施設を建造するかについては当初から議論があり、「一面墓地に非ざる地に一大墳墓又は納骨堂を作ることの可否」、「記念堂と納骨堂を合併するか、又は分離するか」、「分離するとせば遺骨は多摩墓地に、記念堂は被服廠跡へ置くべきこと」などが問題となった（『被服廠跡』、12頁。以下、同書からの引用は頁数のみ記載）。

東京市が検討を重ねた結果、同年の12月、東京市公園課を中心として、被服廠跡に震災の記念建造物を建設することが協議され、原案の作成を開始した。建設構想の骨子三点はその後も基本的に継承されている。一点目は、大震災を永く記念し、天災の恐ろしさを忘れない心掛けをもつこと（防災）、二点目は、犠牲者の納骨堂を建造し永久に弔祭すること（慰霊）、そして三点目が、「平素は又社会教化的機関にも利用し得ることとし、建物内には、震災を記念する絵画彫刻を掲げ震災記念品を蒐集陳列し以て震災記念館」（13頁）とすることであった（展示）。当初から、慰霊施設と展示施設は一体となっており、震災記念建造物は単に震災を記念し犠牲者の弔祭を行う場所というだけでなく、「社会教化」の機関として「防災」「慰霊」「展示」の要素を合わせもった施設として構想されていたことがわかる。

注目すべきなのは、この建設案に対して「反対論」があったことである（12頁）。その論旨は、悲惨な災害があった場所に遺骨を埋葬することは「余りに強い刺激」を与え、「返つて人々に恐怖の念を興へて復興の鋭気を殺ぐ」（傍線は筆者、以下同じ）ため、遺骨は多摩墓地など他の適切な場所に埋葬する、というものである。東京市が協議した結果、上記の構想のとおり実現されることとなったが、「震災記念堂」建設事業は、「東京市なる一役所の事業となすには余りに重大な意義をもつ」もので、「東京市が中心となつて、幸に難を免れた全市民、並に一般同情者の熱烈なる誠心と、其の浄財を以て建設することが最も有意義」であるとして、東京市の事業とはせずに、別の機関を設置する案が出された。当時市長であった永田秀次郎は、この案に賛同し、1924（大正13）年2月、「震災記念堂」の建設に関する調査研究を正式に命じ、「参考資料」の蒐集に着手した。⁽¹⁰⁾ 同年5月、この案は東京市議会で賛同を得て、「財団法人東京震災記念事業協会」を設立することが決定した（13頁）。

以上の経緯で重要なのは、まず、当初の建設案に盛り込まれた3要素のうち、被服廠跡に遺骨を埋葬するという「慰霊」の要素が、「復興」を妨げる懸念が指摘されていたことである。のちに「慰霊」と並んで強調されることになる「復興」は、3要素に含まれていなかったことも指摘しておきたい。また、「一般同情者の熱烈なる誠心」を受け、事業主体が東京市ではなく、別機関を設置することになったことも重要である。これらの点から、震災後まもない当時、さまざまな要素が混在する「震災の記憶」にどのような表現を与えるかをめぐって、要素としての「慰霊」と「復興」、主体としての「官」と「民」がせめぎあっていたことがわかる。

次に、震災後、さかんに主張された「復興」をめぐる社会意識と、「震災記念堂」建設事業との関連について検討しておきたい。震災後まもなく、様々なメディアで「帝都復興」が主張されるように

なった。新聞には、「帝都復興と遷都論」(大阪朝日新聞, 9月9日付), 「帝都復興審議 市会第三回協議会」(東京朝日新聞, 同月13日付)と題した見出しの記事が連日掲載され、行政のさまざまな復興計画⁽¹¹⁾について報道した。同月12日には、「帝都復興に関する詔書」が出されている。

当時主張された「復興」をめぐる言説の特徴は、震災で崩壊した「帝都」の建築物や各種施設などを合理的で近代的な都市計画⁽¹²⁾によって物理的に「復興」を実現させ、国家の発展を目指すという側面についてだけでなく、精神的側面の変革の実現という要素も含まれていたことである。このことは、「復旧」でなく理想的なニュアンスを含めて「復興」という表現が強調されたことからもうかがえる。また、重要なのは、これらの「復興」についての言説には、震災以前、大正初期の第一次大戦の影響による好景気およびその影響による社会の変化とその負の側面に対する批判や反省の意識が含まれていたことである。震災を「軽佻浮薄」な意識に対する「天」からの戒めとみなし、生活の改善を主張する「天譴論」⁽¹³⁾は、同様の意識に基づく典型的な言説である。前述のとおり、「復興」論が話題にのぼっていた時期に、「震災記念堂」建設案が議論されていたのであり、この事業にも当時の「復興」をめぐる言説が影響を与えていた。

そのことを明確に示す一例として、ここでは、大仏建立案を挙げておく。東京市が「震災記念堂」案を議論していた1923(大正12)年10月、のちに東京震災記念事業協会の顧問となる渋沢栄一の元へ、「被服廠惨害地始末意見書」⁽¹⁵⁾が送付されている。その内容は、発起人総代の渡邊長男という人物が被服廠跡に大仏を建立する案を主張するもので、大仏の図面も添付されている。そこでは、「近時の世相」を「専ら物質文明に傾き」「精神的の教養を閑却せり」「人心の不安は漸く悪思想に馴致し、良俗を害し道義を乱し、風致は日々衰ふ」とし、震災の被害について「今回の惨禍も正さに尊天の呵責」で「幾万の惨死は是れ又悪行の犠牲にあらずして何をや」と、「天譴論」的な認識を展開している。続けて、この状況から立ち直るためには、「官民一致全力を傾注し国家社稷の為」、被服廠跡に大仏を建立するようにと主張を展開し、大仏について具体的に説明を加えている。それによれば、大仏の大きさは「九丈五尺」、犠牲者の「遺骨ヲ以テ作製シタル釈尊仏」であり、大仏は「極メテ雄大ニシテ現代芸術ノ代表作」とし、「世界万邦ヲシテ日本人士ノ信念ヲ知ラシメ其偉大ノ芸術ハ将ニ観光ノ外客ヲ誘致」し、「帝都復興ノ期ヲ促進」するという。以上のように、「帝都復興」事業を象徴する近代的な都市計画とは対極的と思われる構想が述べられているが、ここでも「帝都復興」という表現を使用して主張が展開されていることに注目しておきたい。

「震災記念堂」⁽¹⁶⁾の原案は、1924(大正13)年5月に発表された(91-92頁)。「計画概要」では3要素のうち、犠牲者の追悼とともに、「社会的教化機関」であることもうたわれているが、ここでは「防災」要素はみられなくなっている。「施設概要」によれば、中央に「一大記念堂」を設置、周囲は公園、記念堂は約五百坪の野外祭場的建造物で、中心部には祭壇・演壇として使用する八角堂を設置し、その左右から円形に回廊をめぐらし、内部には約千人収容の座席がつけられるという内容であった。建築様式は「奈良朝時代」とし「其の局部手法に於て大正時代を現はさんとす」となっている。⁽¹⁷⁾回廊は展示スペースとなっており、絵画や図表などを展示、中央祭壇の後部に霊体を奉安し、その地下室を納骨堂とするものであった。この案は結局頓挫することになったが、その理由として、東京市が費用を負担することが不可能と判断されたことが挙げられている。このことが新たな事業団体(東京震災記念事業協会)を設置し、寄付金を募集して建設事業にあたることになった一因であったとさ

れている（13頁）。

東京市の原案が実現しなかったことで、1924（大正13）年12月、設計案を一般から懸賞によって募集することになった（95-102頁）。応募期間は翌年の2月28日までの約3ヶ月間、発表は同年3月。審査員は、岡田忠彦（東京震災記念事業協会理事）、塚本靖（工学博士）、伊東忠太（工学博士）、正木直彦（東京美術学校校長）、佐藤功一（工学博士）、佐野利器（工学博士）、井下清（東京市公園課長）の7名であった。懸賞締切までに応募件数は220点に達し、1925（大正14）年3月7日、帝国鉄道協会で第一回の審査会を開催、同月14日に第二回の審査会を開催し、一等・二等各1名、三等3名、選外3名の当選者を発表した⁽¹⁸⁾。

前田健二郎による一等当選案は、中央に円塔を設置、その内部に「白大理石」で霊体を配し、周囲には11本の「黒大理石」の巨柱をめぐらせ、「天井は円蓋としてステンド硝子を通じて上部より光線を受け礼拝場より霊体を拝すれば頂上を淡く輝り出されて神秘的感じを起こせしむ」とあるように、基本的に「日本風」の要素が皆無で、「モダン」なデザインとなっているという特徴があった。この点は他の当選作も同様であった（三等当選案の一つのみ寺院風）。モダニズム様式に批判的なことで知られる伊東忠太が選者の一人であったにもかかわらず、このような選考結果となったのは興味深い⁽¹⁹⁾。なお、これらの当選案は、同年3月21日から23日までの三日間、上野恩賜公園内東京市自治会館で、展覧会を開催して一般に公開されている。

一等当選案に基づいて建設されることになっていたが、3月27日新聞紙上に設計案が模倣であることを指摘する投稿が掲載されたため、調査を実施することになった。その結果、多少の類似点が見られるものの、問題視されるようなものではないことが判明し、同年9月1日に震災三周年にあって地鎮祭を挙げる事となったが、翌1926（大正15）年4月30日に、仏教連合会から設計変更の建議書が提出された（103頁）。この建議書では、建築物は「吊霊」と「社会教化」の機関であるべきにもかかわらず、発表図案は「外観様式に於て其趣旨の表現を認むる能はざるのみならず、祭場狹隘にして市民的吊祭りの儀礼執行不能且つ教化機関としての施設を閑却せり」とし、「市民多数の期待に副はざるもの」と批判されている。また、『被服廠跡』の記述では、現在の設計は「全然西洋建築の模倣」で「国民固有の思想信仰を顧慮せざるもの」で、建築物は「現代を表徴すると共に民族固有の精神的文化を折衷採納されうゝを適度と信ず」と補足して要旨をまとめている。さらに、9月13日には本所区会協議会からも同様の陳情書があった。以上から、設計案に対する批判は、この時期の建築様式の流行に影響された当選案の「モダン」な外観が「国民総意」に適合していない点に集中していたことがわかる。

批判を受けたことで、1926（大正15）12月、東京震災記念事業協会は設計の変更を決定し、懸賞審査員であった伊東忠太、佐野利器、塚本靖、佐藤功一に再設計を囑託し、新たに設計をやり直すこととなった。その結果、伊東が執筆した略設計が提出され、翌年7月8日に新設計の概要を発表した。「東京震災記念堂設計説明」によれば、様式は「純日本風建築なるも、徒に古来の形式を踏襲せず自ら新味を加へたるもの」と説明されている。「純日本風⁽²⁰⁾」という表現は、懸賞当選案への批判を意識したものであろうが、塔部にはインドのストゥーパを思わせるデザインが施されるなど、「純日本風」とは言い難い。また堂部もキリスト教教会のバシリカ式礼拝堂を思わせ、およそ「純日本風」とは言えない設計となっているが、この設計案に対する批判については特に言及されておらず、基本

的に好意的に受け入れられたと思われる。現在と異なるのは、当初の設計案では堂両翼が陳列室となっていることである。⁽²¹⁾

1927（昭和2）年11月25日に新設計案が決定し起工式を開催したが、この時の祭文にも、祭祀は「我国固有ノ美風」という「純日本風」を強調した表現がみられることに注意しておきたい（123頁）。その後、1928（昭和3）年6月7日に工事着手、1929（昭和4）年同日には上棟式が行われ、1930（昭和5）年2月には建造物の正式名称が「震災記念堂」に決定した。これ以前は、被服廠跡の記念建造物は「被服廠供養塔」という呼称で呼ばれていたことが、慰霊堂収蔵庫保管資料の寄付金募集ポスターからうかがえる。⁽²²⁾

次に、設計方針について、設計者の伊東自身がどのように考えていたのかを検討しておく。⁽²³⁾ 伊東によれば、懸賞当選案が廃案となり、自分に「純日本式の建築の立案」が依頼されたという。依頼を受けた後、伊東が問題としたのは、まず「材料構造」と様式の関係で、鉄筋コンクリートと木材建築をいかに両立するかであった。また、「概観内容の善美」が「重大問題」であった。震災記念建造物は、震災の死者の霊を祀り祭典を行う場所である以上、「宗教的威儀を保ち、浮華に陥らず、粗野に流れず、而して森厳なる気分の漂うもの」、すなわち「精神的実用」でなくてはならないとする。伊東によれば、それは「日本古来の社寺の様式に由るより外にはその道が無い」が、それを鉄筋コンクリートで造ることは「決して不都合でも不合理でもない」という。また、「細部の手法には必ずしも古式を踏襲せずして随所に新案を試むる」としており、「純日本風」としつつ、積極的に新たな意匠を盛り込むことを可能にする設計方針をとっている。⁽²⁴⁾ 「塔の相輪」やさまざまな妖怪、怪物の装飾にはその設計方針が明確に表現されている。

伊東は「塔の相輪」の様式は「全く予の独創」で「支那及び印度の塔から暗示を得た」が「何れの实例にも模倣しておらぬ」ものであるという。⁽²⁵⁾ 一般的に日本の塔の相輪は、心柱の上部が屋上に露出したところに九輪をつけているが、記念堂の塔には心柱がないためこの趣向は「無意味」であるとし、インドのストゥーパを思わせるデザインを採用している。このような独自のデザインについて、伊東は「善悪可否は観る人の直感に訴へるより外はない」、「或る人は予にこの建築は日本の何時代の様式かと問ふたが、之に答へることは甚だ迷惑である」「強いて言へば現代若くは昭和時代とでも言わねばならない」といっている。また、細部の装飾に妖怪や怪獣のデザインを採用したことについて、「多数の人に面白いと認められて居る様である」とし、「一見滑稽なる遊戯を試みたかの如くであるが、予の心事には毫も遊戯的な気分は無く、最も緊張した真剣味を以て考案したのであることを承認されたい」と強調している。⁽²⁶⁾ 懸賞当選案が批判にさらされ、「純日本風」のデザインを求められたという背景があるが、伊東自身の認識および実際の設計案は、表面的な「純日本風」のもと、かなり伊東なりに当時の風潮を意識した上で、「震災の記憶」の表現として工夫を凝らされたものであったといえよう。⁽²⁷⁾

1929（昭和4）年9月、帝都復興展覧会が開催されると、その出品物を「永遠に陳列保存」すべきであるという「輿論」が高まったため、東京市および東京市政調査会、東京震災記念事業協会が協議し、主要出品物は東京市本所公会堂内に保管されることになった。また、「幾多の思い出き資料は記念堂内に設けられた小規模の陳列室では到底之を充すに由なき程数多くのものがあつた」ため、同年11月9日、「震災記念堂」内に設備せんとした陳列室の計画を変更し、展示施設を建設することが

決定した（203頁）。1930（昭和5）年9月26日に起工、翌年3月に東京市はこの施設の名称を「復興記念館」に決定、同年4月17日に建物が竣工した。陳列作業は、同年7月4日の皇后巡啓に合わせて完了し、同年8月18日に開館した。その時点をもって、東京震災記念事業協会は解散し、東京市が事業を引き継いだ。設計者の個人名は竣工記録には明記されておらず、東京震災記念事業協会となっているが、慰霊堂の設計者が伊東忠太であり、記念館の着工時まで同協会の建築顧問をつとめていたこと、同協会の建築関係の技師として萩原孝一の名前があがっていたことから、伊東の示唆や指導のもとで萩原が図面を作成したと考えられる⁽²⁸⁾。

「計画案」によると、「陳列材料」は約1000点で、そのうち「震災記念資料」は約500点、「復興記念資料」は約500点と、ちょうど半分ずつの割合で陳列することになっている（208頁）。後述するようにこの割合は必ずしも計画案のとおりにはならなかった。記念館の位置づけは、「震災記念堂の附帯別館」であり、「大正大震災火災の被害を記念する物品、其状況を後世に伝ふべき絵画、写真、統計等を整理陳列した小博物館」であると同時に、「地震火災に関する諸種資料の陳列によって災害に対する不断の準備と、其予防知識を普及」するとなっている。「展示」要素とともに、懸賞募集の際には見られなくなっていた「防災」要素が再度盛り込まれたことがわかる。「慰霊」要素である「震災記念堂」と合わせて、震災復興の記念施設とすることが意図されていたのである。

次に、両施設のデザインが、当時の時代状況のなかでどのような意味を持っていたのかについて検討してみたい⁽²⁹⁾。慰霊堂の外観は、瓦屋根葺であることなど基本的に「和風」のデザインとなっているが、日本的なデザインを求める当時の風潮に沿ったものであり、過去の建築様式を自由にアレンジしながら、新たな方法で伝統を表現しようとしたものであるといえる。記念館の外観は、スクラッチタイルで、表面に凹凸をつけて秩序を生み出しながら、記念性を表現している。このスクラッチタイルは、帝都復興展覧会の会場となった東京市政会館（1929年竣工）の外壁にも使用されており、当時の建築意匠の流行がうかがえる。

また屋根の瓦葺の短い軒は、「和風」の慰霊堂との対応を意識したものと考えられる。このような構成は、内部の玄関ホールや階段室・2階中央展示室とともに昭和初期のデザインの特徴を示している。同様のデザインは1930（昭和5）年の大札記念京都美術館コンペの当選案にもみられる⁽³⁰⁾。慰霊堂と記念館の場合、鐘楼などの周辺施設、所在地である横網町公園もふくめ、一連の施設がすべて関東大震災の記憶を保存し後世に伝えるという目的をもってデザインされていることが他に類例をみない特徴となっている。伊東忠太の特徴である妖怪や怪物の意匠、東洋と西洋を融合させたデザインは、異彩を放っているようにも思われるが、当時、懸賞当選案に向けられたような批判は起こらず、結果的に「純日本風」として受け入れられた。「モダン」な意匠が過度に強調されたデザインには批判が起こり、妖怪や怪物といった異彩を放つ意匠であっても、「伝統」と「モダン」、東洋と西洋を融合したデザインが採用されたことは、当時の「震災の記憶」の表現をめぐる社会意識のあり方の特徴といえよう。

一方、この時代の社会意識は、震災六周年である1929（昭和4）年の震災記念日における東京市長堀切善次郎の告諭にみられるように、「精神の緊張」を促すものでもあった（東京朝日新聞、同年9月1日付。以下、東京朝日と表記）。堀切市長は、「今日の記念日を迎ふるに当り各位と共に更に精神を緊張し軽てう浮華を戒め勤儉力行を事として益々帝都の興隆を計りたい」とし、「震災の記憶」を

引き合いに出し、当時の風潮を批判している。また、震災後間もない頃から、禁酒運動など「精神の緊張」を求める様々な活動が展開されていた。禁酒運動は、1926（大正15）年の震災記念日から開始され、以後毎年開催されるようになっており、1929（昭和4）年には賀川豊彦作の行進曲「酒なし日行進歌」を歌いながら行進する様子が「酒なしデー大示威」という見出しで報じられている（東京朝日、同年9月1日）。また、前述の堀切市長の告諭があった同日には、カフェ撲滅運動も展開し、「カフェー亡国」のピラ3万枚を「全市要所」で配布し、銀座や浅草路で街頭演説を行い、「市民の覚醒」を促している（東京朝日夕刊、同日付）。このような風潮は、のちの戦時体制の文化統制に展開していく側面を持っているといえよう。このような風潮は政治的には満州事変（1931年）や日中戦争（1937年）が契機として強調されていく傾向があるが、震災復興期にすでに存在していたことがわかる。

ただ、当時の風潮は必ずしも単純に「復古」や「国粹」、「精神」主義の要素だけを持っていたわけではない。1931（昭和6）年の震災記念日に新聞紙上に掲載された斎藤実の講演「新興国民の気力」では以下のような主張が展開されている（東京朝日、同年9月1日付）。関東大震災の後、「見るかげもなかった焼土の上にはあらゆる近代文化の精粹を集めた大建築を初め、道路、橋梁、給水、通信運輸、消防等の設備に至るまで見事に完成をつけて、復興の名に恥じない大都市を再建致しました」と「帝都復興」事業の成果を讃えている。そして、「我等固有の精神たる共同生活の本義に立ち返り、進んで合理的な生活規範を確立して産業振興の根幹たらしめ、現代文化の精神を探つてこれを我が建国精神の上に築き健全なる社会進化」を「我等全国民の協力によつてなし遂げなければならない」と主張している。実線部は「帝都復興」事業や「合理的な生活規範」「産業振興」などの「近代」的な価値観を示しており、点線部は「国粹」「精神」主義的な価値観をそれぞれ表明していると考えられる。斎藤の意図は、その2つの要素の融合を目指していたと考えられよう。

佐藤美弥は、震災後の言説に類出する「此際！」という表現に着目して、この時期の社会意識の特徴として、「資本主義の矛盾や既存の社会に対する反省・批判の意識を背景として、変革・改善への欲求」が込められており、それらに「簡素化、科学化を価値とする傾向」があったことを指摘している⁽³¹⁾。この指摘は、震災記念日の禁酒運動や、「精神の緊張」を促す堀切市長の講演、斎藤実の講演、先に検討した震災記念堂の設計をめぐる試行錯誤にも共通するといえる。重要なのは、禁酒運動を「精神」主義、「帝都復興」事業を「近代」主義と切り分けて考えてしまうと震災後の社会意識のあり方を単純化してしまうことになり、その本質をとらえそこなってしまうということである。モダンに特化したデザインが批判され、「融合」をはかった伊東忠太のデザインが採用されたこと、そして、斎藤の主張にみられる「帝都復興」事業などの「近代」主義と、禁酒運動などの「精神」主義の「融合」が目指されていたことが、この時期の社会意識の特徴と考えられるのである。

II 震災資料の蒐集

次に、慰霊堂と記念館に収蔵された震災資料の蒐集過程および、それらが実際に展示された震災関連展覧会について検討する。蒐集過程については『被服廠跡』に概要が記載されているが（212-221頁）、各種展覧会との関連についてはあまり言及されていない。そこで、展示終了後に出品物が両施

設に寄贈された3つの震災関連展覧会（震災復興展覧会：1924年、帝都復興展覧会：1929年、天覧展示：1930年）について、まず、本章では蒐集方針・状況を検討し、次章で、各展示の特徴を明らかにしていくことにしたい。⁽³²⁾

被服廠跡に建設されることになった「震災記念堂」は、犠牲者の慰霊と供養だけでなく、「社会教化」のため、震災記念品の展示施設を兼ねることになっており、当初から震災資料の蒐集に取り組むことが予定されていた。実際に震災資料の蒐集を正式に開始したのは、前章で述べたとおり、1924（大正13）年2月、「震災記念堂」の建設案が了承され、当時の東京市長永田秀次郎が調査研究を正式に命じた際である。この時、どのような資料がどの程度蒐集されたのかは資料が残されていないため不明である。改めて蒐集を実施する契機となったのは、東京震災記念事業協会が発足した後、震災一周年記念として同年9月、東京市主催により、上野の東京自治会館で震災復興展覧会が開催されたことである。

震災復興展覧会の開催にあたって、東京市長の永田秀次郎は、各種公共団体、学校や会社などに出品依頼状を送っている（213頁）。永田は、震災一周年を記念して展覧会を開催することになったことを述べた後、今回の展覧会の特徴について以下のような主張を展開している。まず、火山の噴火によって消滅した古代ローマ時代の都市ポンペイの例をあげ、「ポンペイ市が余儀なく自然的記念物を残すに止まった憾みに鑑み」とし、今回の展覧会にあたって東京市民は「科学的に積極的につまり絢爛たる故文化を弔ふに充分なる記念物を持寄つてお互いに教育的感銘を深からしめ且又後見人の印象と研究とを補助したい」という。続けて永田は、「世界を驚かすべき能率を以て復興しつつある現東京市に少なくとも現代科学と永年の経験とを提供し所謂復興参考資料としていただく必要を感じた」と述べている。つまり、永田によれば、ポンペイは突然の噴火のため「自然的記念物」しか後世に残せなかったが、東京市民は、「科学的」かつ「積極的」に記念物を持ち寄り、驚くべき速度で復興しつつある東京に「現代科学」と「永年の経験」を提供したいというのである。ここで永田が、「科学」という表現を強調していることは震災後の「復興」意識を考える上で重要である。

震災復興展覧会の終了後、東京震災記念事業協会はすぐにその出品台帳を参照し、その所有者に書面を送り、また職員を派遣して出品物の蒐集に尽力した。しかし、出品者の多くはバラック居住者など、住居を転々とするものが多かったようで、出品物は思うように集まらなかったようである。そこで、同協会は「徹底的宣伝」を行うことにし、当時の会長西久保弘道は、1927（昭和2）年5月3日、都下の主要新聞社に現状を述べ、出品物を募集した。また、電車内には同日から3日間ポスター広告を掲示し、各区役所および各町会にも募集依頼を行い、さらに同会職員は、帝大図書館、主要デパート、丸善などを訪ね、依頼するという徹底ぶりであった。⁽³³⁾ 募集期間は同年6月末日まで、選考は8月末日までに行い、採否を通知することになっていた。

注意しておきたいのは、ここでの「依頼」の募集対象が「記念物品」と「絵画資料」に分類されており、後のように「復興資料」は含まれていないことである。「絵画資料」は、「記述文ニシテ絵画作成資料タリ得ルモノ」も対象となっており、採用者には蒐集した資料の冊子を贈呈されることになっていた。また、「記念物品」の寄贈者は東京震災記念事業協会の会員となることが記載されており、出品物を募るためのさまざまな工夫が凝らされていたことがわかる。「絵画資料」は、募集だけでなく購入にも積極的だったようである（218頁）。その一例として、後藤新平からの推薦で徳永柳洲の

震災記念絵画 25 枚を小島うめという人物から購入し、洋画家の田代二見からは震災直後の状況を写生した油絵 50 枚を購入したという記述がみられる。⁽³⁴⁾

以上のように、東京震災記念事業協会が展示品の蒐集に尽力するなか、1929（昭和 4）年 9 月、東京市政調査会主催の帝都復興展覧会が開催された。この展覧会についての内容および特徴については後述するが、東京震災記念事業協会は、この展覧会の開催を好機と考え、展覧会の終了後、同年 11 月 9 日付で出品物を募集する書面を各方面に送付した。この書面では、帝都復興展覧会の出品物について、「保存方法ニ付キテハ目下東京市ニ於テ考究中」としつつ、「不取敢財団法人東京震災記念事業協会ニ於テ建造中ニ係ル東京震災記念堂内ニ保存陳列ノ方法ヲ以テ何卒御支障ナキ限り御出品一部ハ閉会ト同時ニ同協会へ御寄贈若ハ保管御委託被成下候様御承諾相願度得貴意候」とし、出品物を震災記念堂に寄贈することを依頼した（219 頁）。その結果、帝都復興展覧会の主要出品物を 610 点蒐集することができた。同展覧会の総出品点数は約 7 万点にもものぼるため、ごくわずかではあるが（出品物の約 0.087%）、「震災記念堂」に寄贈されたことがわかる。これらと、1924（大正 13）年 2 月の蒐集開始から帝都復興展覧会開催に際しての募集以前の約 5 年半の間に蒐集された 605 点と合わせて、1215 点の出品物が集まったことになる。蒐集物全体の半数近くが帝都復興展覧会の出品物であり、同展覧会の影響が大きかったことがわかる。⁽³⁵⁾

その後、1931（昭和 6）年 4 月 17 日、復興記念館の建設がほぼ完成したことにより、東京震災記念事業協会は再度、改めて「震災記念物」と「復興記念資料」の募集を行った。ポスターを市電内に掲載し、一般の人々に寄贈および出品を積極的に呼び掛けた結果、募集期限の同年 6 月 30 日までに新たに 801 点蒐集することができ、総計で 2016 点となった。⁽³⁶⁾これが記念館開館時点での蒐集物の総数であり、『被服廠跡』にリストが掲載されている（221-303 頁）。これらの蒐集品は一旦、本所公会堂に集められたのち、展示作業は同年 5 月から開始された。同年 7 月 4 日に皇后の巡啓に合わせて取り急ぎ仮展示を完了させ、その後に改めて全体の展示が完成した。『被服廠跡』掲載リストでは、蒐集品は、「震災記念品」と「復興資料」に分類され、それぞれ 933 点、1083 点となっている。⁽³⁷⁾この割合はほぼ計画案どおりである。記念館の完成後も蒐集は継続し、多数の震災資料が同館に集まっていた。

以上から、震災資料の蒐集は、「震災記念堂」の建設計画当初から構想されており、震災関連展覧会の開催時に大々的に募集されていたこと、そして、東京市長の永田の主張に見られるように、「科学的」かつ「積極的」に震災資料の蒐集が意識的に行われていたことがわかる。また、「震災記念物」と「復興資料」の 2 つのカテゴリーによる蒐集方針は当初から一貫していたわけではなく、明確になったのは帝都復興祭後の蒐集時であること。蒐集は当初思うように集まらず、復興記念館開館時まで集まった蒐集物の約半数が帝都復興展覧会の出品物であり、同展覧会の影響が強かったことが確認できた。次に、これらの点をふまえ、終了後に出品物が記念館に收藏された各種の震災関連展覧会の特徴について考察を行うことにする。

Ⅲ 展覧会で表現された「震災の記憶」

① 震災復興展覧会（1924年）

この展覧会は、震災一周年記念展覧会として開催された。主催は東京市であり、「公的」な性格を持った最初の震災関連展覧会という性格を持っている。この展覧会については、①『被服廠跡』の記述（212頁）と、②東京朝日新聞9月1日付の記事（展示内容、出品物の一部などが記載）、③出品募集のポスター（現在、記念館に展示中）⁽³⁸⁾以外、まとまった資料や出品物リストは残されていないため、本稿ではそれらの資料に基づいてこの展覧会の特徴を指摘してみたい。開催地となったのは上野で、展示内容別に2箇所の会場が設置された。出品総数は約1400点で、「震災記念物」が中心であった。第一会場の東京自治会館では、「震災記念物」を中心に、図表も展示された。また、第二会場の池之端観月橋際では、「建築物」や「生産資料」が展示された。個々の展示物の詳しい配置場所は不明である。以下、出品募集ポスターのデザインと内容と新聞記事から、主催者側の意図と結果的にどのような展示内容となったのかを比較検討してみたい。

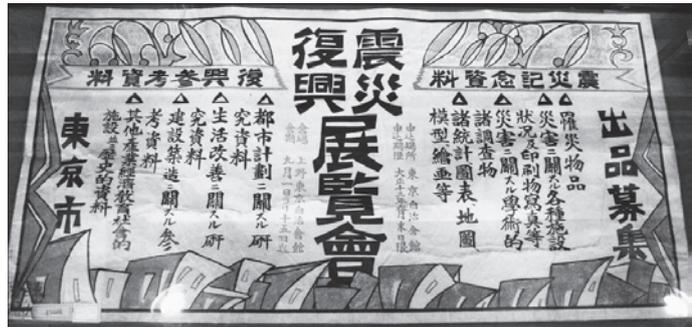


図1 震災復興展覧会（1924年）ポスター（復興記念館蔵）

出品募集ポスター（図1）はこれまでの募集ポスターに比べて凝ったデザインとなっており、この展覧会の性格をよく表している。形状は、横長の長方形（30×60cm）で、上部には植物、下部には幾何学的にデフォルメされたビル群、左右両端には幾何学模様が描かれ、ダークグリーン陰影がコントラストとなり立体感が強調されている。当時流行した「モダン」文化の影響を受けたデザインとなっているといえよう。中央には、縦書きで「震災復興展覧会」と見出しが書かれ、左右両端にはそれぞれ「出品募集」、主催者の「東京市」の名称が書かれている。募集内容として、右側に「震災記念資料」、左側に「復興参考資料」が記載されている。ここでは、主催者側が、展覧会を「震災資料」と「復興資料」という2つのカテゴリーで構成しようとしていたことがわかる。この展覧会の終了後、東京震災記念事業協会が出品物の蒐集を行ったことは先に述べたが、その募集対象となっていたのは、「震災記念物品」と「震災記念絵画資料」の2種であった。このことから震災直後の当時、協会側では「復興資料」が蒐集品として明確に意識されていなかったことがわかる。出品物の申し込み場所は、展覧会の会場にもなった上野の東京自治会館、申込期限は、1924（大正13）年6月末、開催期間は、9月1日から15日までと記載されている。『被服廠跡』によると、展覧会は「大好評」となり、当初9月15日までの予定が30日までに延長されている。

募集内容は以下のように分類されていた。まず、①「震災記念資料」には、a「罹災ノ物品」、b「災害ニ関スル各種施設状況及印刷物写真等」、c「災害ニ関スル学術的諸調査物」、d「諸統計図表地図模型絵画等」、の四種類が挙げられている。②「復興参考資料」には、a「都市計画ニ関スル研究資料」、b「生活改善ニ関スル研究資料」、c「建設築造ニ関スル参考資料」、d「其他産業経済教育社会的施設並歴史的資料」、⁽³⁹⁾の四種類が挙げられている。一般の人々が出品対象といえるのは、①-a「罹

災ノ物品」のみで、その他は、「統計図表」「研究資料」などが挙げられるなど、①②の категорияと
もに、官庁や研究機関などの学術団体が出品対象となっていると考えられる。

次に、実際の展示内容と、一般の人々の関心がどこにあったのかを新聞記事の内容に基づいて検討
してみたい。この展覧会を報じた新聞記事の見出しは、「開会する震災展」「血濡れの服や旋風に裂け
た樹木を並べて」となっている。「血濡れ」といった生々しい表現が使用されており、震災後一年し
か経過していない一般の人々の情念に訴えかける記事内容となっていることがわかる。記事には、出
品物について、「当時を偲ぶに相応しいが、只あの非常の場合の事とて、記念品を残すという余裕が
なかつたものか、一般の出品者は至つて少い」と書かれている。出品募集ポスター内容のとおり、主
催者である東京市の意図が反映された出品傾向となったことがわかる。

また、記事には出品物の内容が17種類記載されている。そのうち、13種類は被災物であり、「被
服廠跡の旋風に裂かれた四五尺の樹木」「相生町四の六佐久間守二（六つ）君が被服廠跡で奇跡的に
助かった時着ていた火穴だらけの着物」「大血痕だらけの警官の服」「焼けトタンの引掛かった焼け立
ち木」など、内容が具体的に記載されている。ここでも震災の悲惨さを示す情動的な表現が多用され
ていることがわかる。その他は、「鉄道省出品の地震計」、「シンシナタ市の地下鉄道工事の写真」「復
興局の統計表」「各地の新聞」となっている。以上の、写真・統計表・新聞は複数出品されていたと
思われるが、⁽⁴⁰⁾個数や具体的な内容は記載されておらず、不明である。

以上から、この展覧会では、「復興」を展示で表現したいという東京市の意図とは対照的に、震災
の悲惨さ、すなわち「被害」を強調する生々しい「震災記念資料」が中心となっていたことがわか
る。「復興」を示す統計表や写真の個数が不明なので、実際には多数の「復興参考資料」が展示され
ていた可能性もあるが、少なくとも新聞記事からは一般の関心が「復興」よりも「被害」にあったと
いえよう。この記事の次に、「今日の市中」の見出しの記事があり、当日、「府市追弔会」が被服廠跡
で午前9時から開催されること、そして、「各区に互り、神社、寺院其他に於て追弔の式や講演会、
展覧会等の催しあり」と記載されている。他に資料が残されていないので詳細は不明だが、震災記念
日に各地で震災関連の展覧会が開催されていたことがわかる。

② 帝都復興展覧会（1929年）

この展覧会は、1929（昭和4）年9月、帝都復興事業の完成を目前に、東京市政調査会⁽⁴¹⁾が主催、東
京市および復興局が後援し、日比谷公園内に新設された東京市政会館⁽⁴²⁾の竣工記念展覧会として開催さ
れた。震災復興展覧会（1924年）以降、震災記念日前後の時期に百貨店などで震災に関する資料や
写真の小規模な展覧会⁽⁴³⁾はたびたび開催されていたが、帝都復興展覧会はこれまでで最大規模の「震
災」と「復興」をテーマにした展覧会であった。

この展覧会については、東京市政調査会が発行している『都市問題』（1930年1月号）が帝都復興
展覧会の特集号となっており、趣旨や展示内容が詳細に記載されているほか、コラムなどで観客の反
応などを知ることができる。同誌には、展示順の出品目録が掲載されており、出品物の内容を具体的
に知ることができる。他にも、出品物の大きさや数量など、より詳細な出品目録が2種類刊行されて
いる。⁽⁴⁴⁾また、その後の1930（昭和5）年3月に開催された帝都復興祭の終了後に刊行された『帝都復
興祭志』（1932年）には、出品者別の配置場所が明記された平面図⁽⁴⁵⁾（図2）が記載されている。以

職員・帝都復興事業関係職員及資料ノ蒐集ニ付特殊ノ便宜ト経験ヲ有スル官公吏其他ノ特志家ヲ委員トシ之カ尽力ヲ乞フ予定」とあり、一般の人々ではなく、公務員を中心とする「帝都復興」関係者によって展示品を蒐集することが強調されており、「帝都復興」を担った側による展覧会という主催者側の意図があったことがわかる。

出品目録は同年8月15日までに、出品資料は同年8月末日までに取り纏め東京市文書課宛に送付された。蒐集品は、「震火災関係」「震火災救護関係」「復興及復旧関係」「震災の教訓」「非常警備関係」「東京市政一般」「其ノ他本展覧会ニ出品適当ト認メタル事項」の七つの項目に分類されている⁽⁴⁸⁾。この分類は試案の段階と実施要綱で一部変更している。通知の段階は、①「帝都復興展覧会出品物類別目録作成基礎案」(1929年7月12日)、実施段階は、②「帝都復興展覧会出品ノ件 出品資料選択事項」(1929年8月2日)に記載されている。この2つの段階を比較してみると、①の段階では「復興」については、「復興及復旧」の「第一種 復興」の項目となっていたが、②の段階では「復興及復旧関係」に「帝都復興事業」の項目が新たに設けられている。また、①の段階では入っていなかった東京市政についての項目が、②の段階では「東京市政一般」として新たに設けられている。つまり、実施段階では、震災後の「帝都復興」事業と、復興を推進する主体としての「東京市政」がより強調されるようになってきているということである。

展示品は市政会館の全体(1階, 2階, 3階, 地階)に出品者順に配置された。配置順はそれぞれ下記の通りである(矢印は展示動線)。

- 1階：東京市→東京市→東京市・東京市政調査会→東京市→復興局
- 2階：東京博物館→横浜市→宮内省→個人・学会→諸団体→諸会社
- 3階：内務大臣官房都市計画課→陸軍省→海軍省→鉄道省→逓信省→商工省→大蔵省→文部省→内務省→警視庁→気象台→帝国大学→東京博物館→大学→諸新聞社→放送局
- 地下：東京市, 東京震災記念事業協会, 東京博物館, 牛井及スイトン屋

出品者のほとんどが官庁等の公共団体、学術団体で占められていることがわかる。出品者85のうち、個人の出品は10名で27種のみである⁽⁴⁹⁾。以下、出品目録のデータをもとに出品物の特徴を検討してみたい⁽⁵⁰⁾。総出品物は1189種類、そのうち震災記念物は91種(7.7%)、復興資料は、1098種(92.3%)と、圧倒的に復興資料が多いことは明白である。また特徴的なのは、「復興資料」のうち、図表類が597種をしめていることである。「復興」を象徴する展示物として図表類が最も重視されていたことがわかる。また、出品者では、東京市が309種(約1000点)と最も多く、次に多く出品している復興局の102種の約3倍出品している。ちなみに、震災復興展覧会(1924年)に出品されたもので帝都復興展覧会にも出品されたことが確認できるものは存在しない。1930(昭和5)年3月に開催された帝都復興祭の天覧展示(全269種出品)にも出品されたものは、137種(50.9%)で、半分以上が継続して展示されたことがわかる。終了後、復興記念館に寄贈されたものは1359種中、577種(42.4%)、現在展示中の展示物では、457種中、85種(18.6%)が帝都復興展覧会の出品物であることが確認できた⁽⁵¹⁾。以上のデータから、開館時から現在までに帝都復興展覧会に出品された相当の数の展示物が失われていることがわかる。

観客の反応はどのようなものであったのかについては、『都市問題』誌上に観客の反応が記載されている。⁽⁵²⁾ おおむね好評であった様で、「ニュースとして将亦市政記事として開会の劈頭から既に各新聞紙の多大なる支持を受けた」「出品物の内容より陳列方に至る迄一々専門家の批評を仰いだが僥倖にも間然する処なしとの事であった」と当事者として評価している。観客からは、開会から閉会に至るまでの間に46通の投書があったという。内容は、展覧会の開設を感謝するもの、内容が充実していたことの評価、会期の延長を求める意見や、展示物の「永久保存」を求める意見などである。なかには展示物の「左書右書の統一に付是正の足らなかった」点などを指摘する意見もあったが、基本的に展覧会を高く評価する意見がほとんどであった。⁽⁵³⁾ また、「復興展を観た人々のことば」と題したコラムには17件の意見が紹介されている。⁽⁵⁴⁾ 基本的に「まことによい催し」といった展覧会を評価する意見がほとんどである。ここで注目したいのは、徳永柳洲の絵画について言及した以下の意見である(署名なし)。

徳永柳洲画伯の筆には泣かされました。彼の画は教育資料とし又市民の軽薄な最近の思想を反省自重せしめる善導資料として是非市民万衆の日夕目に触れる場所へ永久保存として提掲されたいと思ふ

この投書者には、徳永の震災絵画は、「市民の軽薄な最近の思想を反省自重せしめる善導資料」として受け止められていることがわかる。すなわち、前章で指摘した震災後の風潮の特徴の一つである「軽佻浮薄」批判、すなわち「モダン」文化批判が帝都復興展覧会においても存在していたのである。また、このコラムでは、その他にもう一名(伊藤文四郎)が徳永の絵画に言及している。先の引用ほど明確に「モダン」文化を批判している訳ではないが、「私共に対する追憶自省の好資料と固く信じます」と書かれていることから、やはり同様の意識を表現しているといえよう。また、「しんさいのときをおもゑばはたらかにやいられぬ」といった意見もみられ、震災の教訓を「勤労」の価値に見出す意識があったことがわかる。このような意見も「軽佻浮薄」(モダン文化)批判に通じる一面をもった意識といえよう。

その他、意見として興味深いのは、出品物のうち、図表、図面、写真、模型などを展覧会終了後も保存すべきであるという意見が多いことである(4件)。執筆者は、「係記」として投書文のあとに、復興展の主要出品物は東京震災記念堂に保管されること(正確には復興記念館)、日本統計普及協会から1930(昭和5)年2月に刊行されることを付記している。これが『帝都復興事業大観』である。同書には帝都復興事業に関する図表および写真が318種掲載されているが、そのうち帝都復興展覧会の出品物と同一(もしくはほぼ同一のもの)は40種(12.5%)掲載されている。⁽⁵⁵⁾ 記録として残すにあたって、かなり修正、変更、追加、削除されていたことがわかる。展示された図表類は、各種統計、グラフ類や、説明の文章や絵図を効果的に活用して「帝都復興」事業の成果を可視化している。各種統計やグラフ類は、カラフルに彩色されるなど工夫を凝らして表現されていたが、それらが観客に強いインパクトを与えていたことが前述の投書からうかがえる。展示物の53.9%を占めた図表類は、「帝都復興」が科学的かつ合理的に、すなわち「近代」的に遂行されたことを印象付けることに効果的だったと思われる。

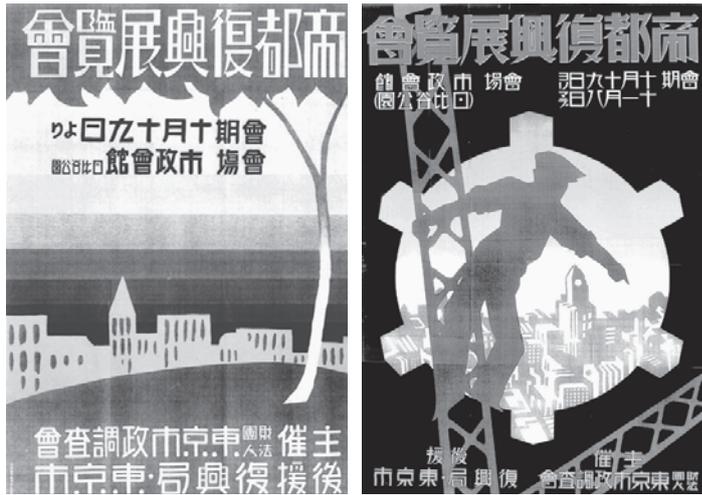


図3 帝都復興展覧会（1929年）ポスター（東京市政会館蔵）

復興した近代（モダン）都市の姿を鮮やかに表現しているといえよう。もう1点は、黒色の背景にオレンジ色のタイトル（帝都復興展覧会）、中央には歯車をモチーフにした東京市のマークを配置、その内部には復興した都市が描かれている。それに重なるように、灰色で梯子の途中から下にみえる都市を指差している労働者が配置されているデザインとなっている。下部には主催・後援者の名称が黄色で書かれている。労働者や歯車のモチーフから当時の時代状況がうかがえるなど、こちらも非常に「モダン」なデザインのポスターとなっており、「軽佻浮薄」を批判する意識とは異なる当時の社会意識の一端が表現されているといえよう。

③ 天覧展示（1930年）

帝都復興展覧会の終了後、1930（昭和5）年3月に、「帝都復興」事業の完成を祝う帝都復興祭が開催された⁽⁵⁶⁾。その際、同月26日の帝都復興完成式典に先立って、24日には「帝都復興」の現状を視察することを目的とした天皇の巡幸が行われ、復興した帝都の姿を「御展望」し、震災・復興関係の各種資料および施設内部の設備を視察した⁽⁵⁷⁾。この展示は、正式には「天覧帝都復興記念展覧会」という名称であるが、本稿では便宜的に「天覧



- 〈天覧展示会場〉
- ①東京府立工藝学校
 - ↓
 - ②震災記念堂
 - ↓
 - ③東京市立千代田尋常小学校
 - ↓
 - ④東京市立築地病院

図4 帝都復興祭（1930年）の巡幸路 『帝都復興祭志』（1932年）を元に筆者が作成

展示」と呼ぶことにする。天皇の「御立寄箇所」は、「九段坂上の御展望所」、「東京府立工藝学校」、「上野恩師公園」、「隅田公園」、「震災記念堂」、「東京市立千代田尋常小学校」、「東京市立築地病院」の7箇所であった。「御立寄箇所」のうち、展示が行われたのは、a:「東京府立工藝学校」、b:「震災記念堂」、c:「東京市立千代田尋常小学校」、d:「東京市立築地病院」の4箇所である（図4）。展示品の種類の選考、配置場所については、復興局、東京府、東京市の協議により決定された。出品

物は、帝都復興展覧会時のものを「厳選」し、新たに加えられたものも含まれていた。出品物は出品者別に配置され、東京市の出品物は府立工芸学校および築地病院、復興局と東京市の一部は市立千代田小学校に展示された。これらは巡幸が終了した後に一般公開されている。以下、4箇所の天覧展示を検討していきたい。

a：東京府立工芸学校

同校は、「九段坂上の御展望所」の次の視察地となり、当日、同校では事前に選ばれた400名の一般人の他、各官庁職員、中等学校職員、生徒代表約1000人が校門で天皇を迎え、午前10時34分に天皇が到着すると、東京府内務部長の大場鑑次郎が先導し、拝謁室で当時の首相山本権兵衛ほか、復興関係者に拝謁した後、復興参考品室で復興関係写真、統計図、学校模型を観覧し、各教室を巡覧⁽⁵⁸⁾した。ここでは、復興関連の図表を中心に写真、模型が展示された。展示物の配置場所については記載されておらず、不明である。展示物の総計は103点で、内容別の内訳は以下のとおりである。

まず、図表は42点で、そのうち学校関連が23点、復興関連は18点、被害関連は1点である。写真は52点で、学校関連が29点、復興関連が23点である。模型は9点で、学校関係が3点、復興関係は6点であった⁽⁵⁹⁾。学校関連では、会場となった東京府立工芸学校をはじめ、各種府立学校の平面図や現況写真を中心に、「大震災前後十三年間ノ比較一覧」(図表)では震災前後の学校数や児童数、経常費が記載されるなど、学校の復興状況が図表と写真で表現されている。復興関連では、帝都復興展覧会時と同様、震災前後の「生産額」や「交通」を比較して復興の様子を示す図表や、「街路網図」など復興事業の成果を示す図表が中心となっている。被害関連は、「震災罹災者」(図表)のみで、この会場の展示では、ほぼ全面的に「復興」が表現されていたことがわかる。これらのうち、復興記念館の収藏品リストに記載されているのは、「震災前後ノ東京府人口」「震災前後ノ物価ト賃金」(ともに図表)⁽⁶⁰⁾の2点のみである。

b：震災記念堂

竣工してまもない「震災記念堂」では、納骨堂の両側に震災当時の記念物を中心に図表や絵画が展示された⁽⁶¹⁾。天覧展示当日は、本所区区議会議員、神仏各宗派代表者などが「震災記念」堂前で天皇を迎えた。午前11時49分に天皇が到着すると、東京市助役の広瀬久忠が先導し、堂内祭壇前で黙禱した。東京市長の堀切善次郎が記念堂の建設経緯を述べた後、展示を観覧した。天皇が「感慨深いと深げに拝し奉つた」展示物として、震災記念物である「午前十一時五十八分の電気時計」「丸善書店焼跡より掘り出されたる洋書」、外国の新聞、特に「ニューヨークトリビューン紙」の「日本を救へ」という見出しの記事が挙げられている。これらは、外国の新聞以外、復興記念館開館後の収藏品リストには記載されておらず、必ずしも特別扱いされてはいなかったことがわかる。

「震災記念堂」の展示物は、他の会場とは異なり、震災関連(被害・救護)を表現した記念物がほとんどであることが特徴である。展示物の総数は141点、配置は、広間に絵画14点、壁面に81点、ケース内46点である(図5)。内容別の内訳は、絵画35点、図表18点、写真34点、ポスター7点、新聞1点、記念物40点、書籍6点である。これらは、地震に関する学術的な図表(「東京有感地震年次変化」など)18点と、「記念事業のポスター」2点以外はすべて震災関連の展示物で

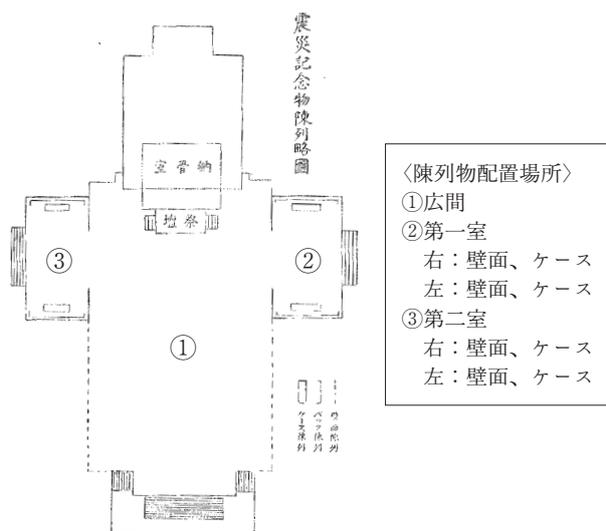


図5 天覧展示時の震災記念堂陳列物配置
『帝都復興祭志』(1932), 441頁, を元に筆者が作成

(85.8%), 天覧展示のなかで、「震災記念堂」が「震災の記憶」を表現する場として位置づけられていたことがわかる。これらのうち、復興記念館収蔵品リストに記載されているものは84点(59.5%)と、6割近くが記念館に寄贈されたことがわかる。ちなみに、現在も展示中のものは20点、慰霊堂収蔵庫に保管されているものは5点である(図表のみ確認済み)。なお、天皇が展示品を閲覧し終わる時間は、震災が起こった時刻である「午前十一時五十八分」に設定され、一同が黙禱するという演出がそのことをより効果的に示したと思われる。

c: 東京市立千代田尋常小学校

同校では、普通教室5室を天覧展示の会場とし、壁面に各種復興事業の写真、図表、模型などを展示した。当日は、東京市主事と技師422名が「アーチより校門玄関まで清砂は清々しく敷詰め」て、天皇を迎えた。⁽⁶²⁾ この会場については、展示室の写真が4枚掲載されており、写真、図表、展示ケースが整然と配置されていたことがわかる。⁽⁶³⁾

展示品総数は65種で、展示物の内容は、図表は37種、写真18種、模型10種で、ここでは絵画と記念物は展示されていない。図表のうち、震災関連は6種、復興関連は31種、で、東京府立工芸学校より震災関連の展示物が多少多いが、基本的には復興関連が中心の展示構成となっていることがわかる。復興関連では、復興公園(7種)、橋梁(6種)、小学校(4種)、中央卸売市場(3種)の平面図や写真など、復興事業の成果を具体的に示す施設が多数展示されていることが特徴といえよう。この会場の展示物のうち、復興記念館開館後の収蔵品リストに記載されているのは33種(50.7%)で「震災記念堂」よりは少ないものの、半数以上が寄贈されたことがわかる。ちなみに、現在も展示中のものは5種、慰霊堂収蔵庫に保管されているものは3種(図表のみ確認)である。

d: 東京市立築地病院

築地病院では、三階の講堂を「御座所」、屋上を「御展望所」とし、天覧展示の会場とした。「御座所」には、「築地病院図面」「魚市場説明図」「東京港湾説明図」、同室東側壁面には「市設社会事業分布図」が展示された(すべて図表類)。また、「御展望所」の東側の机左側には「市設魚市場模型」が配置された。ここで展示された図表および模型はいずれも病院、市場、港湾と築地にゆかりのある対象であり、この会場の特徴となっていることがわかる。築地病院に展示されたこれらの図表は、復興記念館の収蔵品リストでは確認できないので、寄贈されなかったようである。

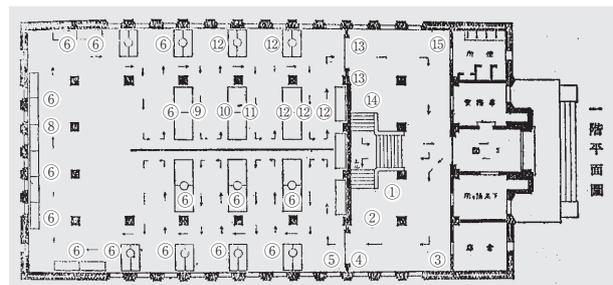
④ 復興記念館(1931年)

帝都復興展覧会の終了後、あらためて記念資料の募集を行い、本所公会堂に集められた蒐集資料

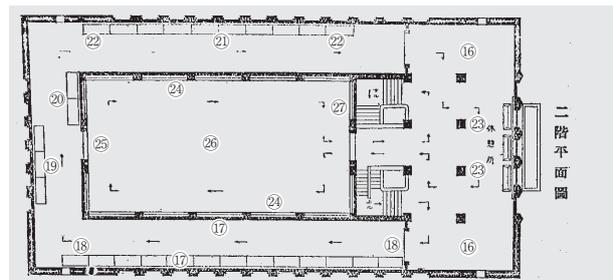
は、1931（昭和6）年7月4日の皇后の巡啓に際して取り急ぎ「仮陳列」を行なったが、その後、配置作業が完全に終了し、同年8月1日に開館した。『被服廠跡』によれば、2016点（1359種）の蒐集資料は、すべて展示することは不可能であるため、「他日適当の時期に交互に陳列換を為して一般に公開する」ことになった。その後も蒐集品の寄贈が続き、收藏資料は増加していった。また、現在展示中（414種）のものと收藏庫に保管されているものを合わせても、⁽⁶⁵⁾『被服廠跡』のリストに記載されている数量よりかなり少ないので、何らかの形で收藏資料が廃棄や寄贈されたことがあったのではないかとと思われる。收藏資料の変遷については、慰霊堂保管資料に目録がいくつか残されているが、いづれも断片的な目録であるため、正確な変遷状況を把握することはできない。以下、復興記念館の展示内容とその変遷について、『被服廠跡』に記載された收藏物リストと現在の状況と比較して検討してみたい。

記念館の展示は、基本的に震災の発生後から「復興」へと、起きた出来事順に構成されている。つまり、1階で震災の痕跡を残す生々しい資料を通じて「震災」から「復興」までの過程を「追体験」し、2階では、図表や印刷物を通じて「復興事業」の全体像を学習する、という「物語」の中に「震災」の経験を位置づけ直すことが目指されていたといえる。復興記念館の展示は、各種団体の出品物である復興関係資料の展示を中心に、「公民教育」という啓蒙主義的な性格をもっていた帝都復興展覧会（1929年）に比べて、一般市民から出品・寄贈された資料が多数であることが重要な特徴となっている。⁽⁶⁹⁾開館時、実際に展示物がどのように配置されたのかについては、『被服廠跡』には記述されていないため不明であるが、慰霊堂收藏庫保管資料中のパンフレット「震災復興記念館案内」に、記念館の平面図（図6）および展示品配置の概要、および蒐集点数が記載されており、開館後間もない時期の配置を確認できる。同資料には、收藏資料の総数は3109点、そのうち震災関係2829点（陳列品1716点、在庫品1113点）、復興関係280点（陳列品122点、在庫品158点）と記載されている。この時点で、総数が『被服廠跡』に掲載されたリストの数値より1000点以上増加していること、また「震災関係」と「復興関係」の割合が大幅に変化していることがわかる。⁽⁷¹⁾

記念館の趣旨と目的について、同パンフレットには、震災の「被害を記念する物品」「その状況を後世に伝ふべき絵画、写真、統計等」と、「帝都復興事業の資料」を展示していると書かれており、また、目的として「災害に済知る不断の準備と其予防知識を普及」し、「遭難死者の追弔を主とする記念堂」とともに「震災復興」の記念とすると書かれており、当初から構想にあった「慰霊」「防災」「展示」の要素、および「震災」「復興」の要素がすべて盛り込まれていることがわかる。展示物の配置は、種類別に「イロハ」順（27種類、以下、数字順に変換して表記）で平面図に配置順が記載され



① 1階平面図



② 2階平面図

図6 復興記念館陳列物配置平面図（1930年代中頃と推定）
「震災復興記念館案内」（慰霊堂收藏庫保管資料36-47）

ている。

それによると、入口左手の方から展示がはじまっており、現在とは展示の動線が逆方向であったことがわかる（2階も同様）。現在、展示物が配置されていない入口玄関付近にも、①「被害せる印刷機械類」や②「焼損せる倉庫鉄扉」などの大型の記念物が配置されている。展示物配置番号①～⑦、⑭・⑮が「被害」、⑧～⑬が「救助」（あわせて震災関係）、⑯～⑳が「復興」の展示物となっている。①～⑮までが1階、⑯以降が2階に配置されており、震災関係資料のうち、⑰「震災関係図表及写真」、⑱「震災の思出となる図書新聞の類」が2階に展示されているほかは、1階＝震災関係、2階＝復興関係の展示となっていることが明確で、基本的に震災→復興の順に構成されている。復興関係の図表は（㉑「復興関係図表」、㉒「帝都復興一覧図」）は、現在と同じ2階の清澄通側の回廊のほか、階段正面のスペースにも展示されており、現在より強調された配置であったことがわかる。

IV. 復興記念館開館後の変遷

これまでの分析をふまえて、以下で復興記念館収蔵資料の変遷について考察しておく。まず、記念館および収蔵物の転機になった出来事を整理し、⁽⁷²⁾記念館開館時（1931年）の所蔵物と、各種展覧会（震災復興展覧会1924年、帝都復興展覧会1930年、天覧展示1930年）の出品物、そして、現在、記念館展示中の資料および慰霊堂保管資料の一部（図表など）との比較検討を行うことにする。⁽⁷³⁾

開館後から戦前期には、前述のとおり寄贈が続き収蔵物は次第に増加していった。それに応じて何度か展示替えがあったと思われるが、詳細は不明である。収蔵物に大きな変化が訪れたのは、1945（昭和20）年、東京大空襲およびその後の空襲被災者のため、同愛病院の一部として接收された時である。この時、ほとんどの展示・収蔵品が慰霊堂に移動され、戦前に作成された目録・配置場所等の整合性が皆無に近い状態になった。1948（昭和23）年に接收解除された際に収蔵物は復興記念館に戻されたが、東京大空襲の慰霊施設を兼ねることになり、「震災記念堂」は「東京都慰霊堂」に改称された。この時点で、復興記念館の2階に戦災資料が追加され、それにともない展示できなくなった資料が慰霊堂収蔵庫に保管されることになった。これが現在、慰霊堂収蔵庫保管資料である。その後、1956（昭和31）年に復興記念館の一般公開が再開されるに伴い、展示物の照合作業が実施された。⁽⁷⁴⁾どの時点で収蔵物にどのような変化があったかについての解明は今後の課題であるが、現在までに慰霊堂の収蔵庫に保管されている展示物・収蔵物は、ともに大幅に減少したことがわかる。

戦後の慰霊堂および記念館の状態については、新聞報道から知ることができる。「荒れ果てた記念堂」（東京朝日新聞、1953年8月31日付、以下同新聞）、「復活する記念館」（1956年8月5日）という記事から戦後、両施設が著しく衰退していたことがわかる。また、戦災資料と合祀されたことについて、「これっぽっちか戦災資料」（1970年7月26日）の記事にあるように、震災資料に対して戦災の資料の少なさが問題視されている。大型の震災記念物は、長期間、屋外に放置されており、「震災資料露天でさびつく」（1973年6月21日）、「野ざらし震災展示物」（1973年7月7日）と、相次いで新聞紙上で問題にされたことで、その後、1977（昭和52）年に記念館の改装工事が実施され、1992（平成4）年には屋外展示物のリニューアル工事が実施されている。

次に、記念館開館時（1931年）から現在までの収蔵資料の変遷を確認しておきたい。開館時の収

蔵物は1359種（以下単位省略）で、記念物355、図表166、写真417、絵画127、模型15、その他279である。全体では、震災記念物355（26.1%）、復興資料1004（73.9%）である。これに対して、現在展示中のものは総数457、記念物164、図表35、写真46、絵画90、模型8、その他114、であり、全体では、震災記念物173（37.9%）と復興資料284（62.1%）となっていることがわかる。震災記念物は、1種類で多数（例えば、硝子の破片は1種類で十数個）存在することが多いので注意が必要だが、開館時と現在では復興資料の比率が15.4%低下していることが特筆すべきであろう。

各種展覧会の展示物と現在の収蔵物の関係について確認しておく。震災復興展覧会（1924年）は総出品数約1400点とされているが、現在、新聞記事に記載された17種しか確認できないこともあり、同展覧会の出品物で記念館開館時のリストに掲載されていることがわかっているのは、「焼けトタンの引掛かった焼け立ち木」（記念物）のみである（現在も記念館に展示中、展示場所：1階M1）。帝都復興展覧会（1929年）の出品物では、全体で1189種の展示物が出品され、全体では、震災記念物91（7.7%）と復興資料1098（92.3%）の割合となっている。天覧展示は、総出品数種269で、記念物39、図表83、写真60、絵画35、模型15、その他20、であり、全体では、震災記念物39（14.5%）と復興資料230（85.5%）の割合となっている。各展覧会の展示物のうち、現在まで残っているものは、帝都復興展覧会85、天覧展示25、記念館開館時158である。開館時1359であった総数が、現在457になっていることを含め、開館時からかなり変化していることがわかる。

現在の案内パンフレットである「復興記念館案内」（東京都慰霊協会）の「展示内容」説明には、記念館の目的が、「関東大震災の惨禍」を永く後世に伝え、「官民協力して焦土と化した東京を復興させた当時の大事業を永久に祈念」するためであると書かれているが、各階ごとの展示内容の説明には、1階は「主として震災被害資料」、2階は「中央を絵画室とし、当時摂政宮の昭和天皇陛下震災ご視察の図その他徳永柳洲画伯の筆による大油絵、田代二見氏の震災直後の写生油絵等を陳列してあります」と書かれており、注目すべき展示物が絵画であることが強調されるようになったことがわかる。周囲の回廊には、「震災復興資料等」が展示されていることに言及されてはいるが、「東京大空襲による戦災関係資料」、「阪神・淡路大震災の災害写真」を展示していることと並列して説明されており、2階が「復興」を表現する空間であるという位置づけが曖昧になっている。このことは、平面図では、「震災復興事業資料」は展示資料の7つのカテゴリーの一つとなっていることからわかる。開館時と比較して、現在は、「帝都復興」の意義があいまいになっているということが指摘できよう。⁽⁷⁵⁾

おわりに

Iでは、記念館と慰霊堂の成立過程について、建設案をめぐるさまざまな試行錯誤と、震災後の「復興」をめぐる社会意識との関連に着目して検討を行った。震災の悲惨さを象徴する被服廠跡に建設される震災記念建造物は、「防災」「慰霊」「展示」の要素を併せ持った施設とすることとなったが、後に主要な要素となる「復興」を表現する要素は盛り込まれておらず、遺骨の埋葬という「慰霊」の要素が「復興」を妨げる懸念が指摘されていた。事業主体は市民の要望を考慮した結果、東京市とは別組織である東京震災記念事業協会が担うことになるなど、震災直後、さまざまな要素が混在

する「震災の記憶」にどのような表現を与えるかをめぐって、要素としての「慰霊」と「復興」、主体としての「官」と「民」がせめぎあっていたことを指摘した。また、震災後の社会意識は、「帝都復興」事業にみられるような「近代」主義的な価値観と、禁酒運動や「モダン」文化批判などの「精神」主義的な価値観を融合していこうとする意識がみられ、そのような社会意識は震災記念建造物のあり方をめぐる試行錯誤にも影響を与えており、懸賞当選案の「モダン」なデザインが批判され、結果的に、東西文化、伝統と近代の融合を目指した伊東忠太の案が採用された。

Ⅱでは、震災資料の蒐集は、「震災記念堂」の建設計画当初から構想されており、震災関連展覧会の開催時に大々的に募集されていたこと、そして、東京市長の永田の主張に見られるように、「科学的」かつ「積極的」に蒐集が行われていたことを指摘した。また、「震災記念物」と「復興資料」の2分類による蒐集方針は当初から一貫していたわけではなく、明確になったのは帝都復興祭後の蒐集時であること、当初蒐集が思うように進まず、記念館開館時まで集まった蒐集物の約半数が帝都復興展覧会の出品物であるなど、同展覧会の影響が強かったことが確認できた。

Ⅲでは、出品物の一部が記念館に収蔵された震災関連展覧会（①震災復興展覧会：1924年、②帝都復興展覧会：1929年、③天覧展示：1930年）および、④復興記念館の開館時（1931年）の展示および出品物の特徴を検討した。震災一周年記念展覧会として開催された①では、主催者である東京市は出品物を「震災記念資料」と「復興参考資料」とに分類して構成しようとしていたが、東京震災記念事業協会側では「復興資料」を蒐集品として明確に意識していなかったことを指摘した。また、新聞報道では被害の悲惨さを強調する生々しい出品物が強調されるなど、一般の関心が「復興」より「被害」にあったと思われ、主催者側の「復興」を展示で表現するという意図とは対照的であった。「帝都復興」事業の完成を記念する展覧会として開催された②では、「震災」と「復興」がテーマであったが、「復興」を視覚的に表現した展示パネルが出品物の中心となっていたことや、出品者は一般の人々より、公共団体をはじめとする「帝都復興」を担った側が中心であった。また、ポスターは大変「モダン」なデザインであったが、当時の観客の反応の分析により、「軽佻浮薄」な風潮、すなわち「モダン」文化批判の意識も存在していたこと、そして、出品物の「永久保存」の要望が多かったことを受けて記念館が設置されることになった点を指摘した。③は帝都復興祭完成式典に先立って開催された天皇の観覧を目的とした展覧会であり、展示品が配置された「御立寄箇所」は、震災直後に天皇が震災の被害を視察した場所が中心で、同じ場所から復興を視察するという意義があった。各会場の展示物は、基本的に「復興」を表現する展示パネルや写真が中心であったが、「震災記念堂」だけは、震災記念物がほとんどであり、「震災の記憶」を象徴的に表現する場として位置づけられていたことを指摘した。④では、記念館の展示は、基本的に震災の発生後から「復興」へと、起きた出来事順に構成されており、帝都復興展覧会（1929年）に比べて、一般市民から出品・寄贈された資料が多数であることが重要な特徴であることを確認した上で、開館後のパンフレットに記載された説明文と展示物の配置が記載された平面図の分析から、現在では「復興」の要素の位置づけがあいまいになっていることを指摘した。

Ⅳでは、記念館収蔵物の変遷について、記念館および収蔵物の転機になった出来事を整理し、記念館開館時の収蔵物と各種展覧会の出品物、そして、現在、記念館展示中の資料及び慰霊堂保管資料の一部との比較検討を行った。帝都復興展覧会および天覧展示で展示物の中心となっていた図表をはじめ

めとする復興資料が、開館時から現在にかけて大幅に減少し、さらに、戦災資料や阪神・淡路大震災の資料が加わったことで、「復興」要素の位置づけが曖昧となり、記念館の性格を変容させたことを確認し、その原因は、記念館と慰霊堂が建設された時代状況および文脈が見失われてしまったことにあることを指摘した。

以上の考察をふまえ、本稿の結論を述べておくことにする。「震災の記憶」は、唯一の公的な記憶装置である記念館と慰霊堂の成立過程でさまざまな変遷を遂げた。当初、「防災」「慰霊」「展示」の要素を盛り込むことで記念建造物建設案が計画されたが、「帝都復興」事業の進展とともに「復興」の要素が強調され、その完成時の帝都復興展覧会および天覧展示において、「復興」はその中心となり、同時期に開館した復興記念館の展示もその影響を多分に受けつつも、震災の「被害」と「復興」のバランスを考慮した構成となった。また、震災後の社会意識には、「軽佻浮薄」を批判する精神主義と、「帝都復興」事業に象徴される近代主義的な価値観のせめぎ合いがみられ、記念館と慰霊堂の成立過程における試行錯誤にはその意識が表れていた。以上の点は、今後、関東大震災およびその後の復興期の社会の位置づけを再検討する際にポイントとなる視座であると考えられる。また、戦後、社会の大きな変化に加え、戦災の慰霊と展示施設を兼ねることになったことが重なり、両施設の成立時の時代状況および価値観が忘却され、特に「復興」の意味が見失われていったことは、両施設の意義および記念館の展示にとって決定的な変化であったといえる。

最後に、今後の課題として以下の点を指摘しておきたい。まず、慰霊堂収蔵庫保管資料のうち、未整理状態の資料（記念物が中心）については、今後も調査を行い、他の資料と同様、出品物目録と照合し、データベース化していく必要がある。⁽⁷⁶⁾ また、震災と戦災の慰霊・展示の問題について、両方が合祀され、展示が不十分な状態で「折衷」されていることについては度々問題視されているが、震災体験者がほぼ皆無となりつつある現在、改めて本稿で明らかにした両施設の成立過程と展示の変遷をふまえた上で、戦後の慰霊と展示のあり方を検討していくことが必要である。朝鮮人・中国人虐殺の問題についても、両施設の成立過程および震災前後の社会意識との関連から再検討すべきと思われる。そして、慰霊堂と記念館に「震災の記憶」が集中していったことで地域の「震災の記憶」が忘却された問題について、慰霊のあり方を地域に即して検証していく必要がある。⁽⁷⁷⁾ 以上の課題に取り組むことで、関東大震災および復興期の特徴を再検討し、そして、1920-30年代および戦時期にどのような影響を与えたのかを明らかにすることで、新たな歴史像を模索していきたい。⁽⁷⁸⁾

※本論文は、朝日新聞文化財団文化財保護助成事業「東京都慰霊堂保管・関東大震災関係資料の整理・保存・データベース化推進プロジェクト」の成果の一部である。

※謝辞：本論文の作成にあたって、(財)東京都慰霊協会および東京都東部公園緑地事務所の皆様方にご協力をいただいた。この場を借りて感謝申し上げます。

注

(1) 両施設は、関東大震災時、火災旋風により約3万8千人死者を出したことで震災の悲惨さを象徴する場所となった陸軍の被服廠跡地に、震災の慰霊と供養および展示施設として建設された。所在地は現在の墨田区横網町公園内、最寄駅は大江戸線の両国駅。東京都慰霊堂は、完成当時、「震災記念堂」という名称であ

- ったが、1951（昭和26）年に東京大空襲の慰霊施設を兼ねることになった際に、現在の名称に変更した。復興記念館との混同を避けるため、本論文では個々に区別が必要な場合を除いて、震災記念堂・東京都慰霊堂＝慰霊堂、復興記念館＝記念館、と略記することにする。
- (2) 山本の研究は、慰霊堂と記念館の成立過程や、帝都復興展覧会の特徴、記念館の展示物などについて、これまででもっとも詳細に分析している（山本、2006年）。山本は、記念館は「震災から復興へ」の物語に収斂するだけでなく、植民地や欧米人の死者名も記載された「遭難歿死者名簿」や中華民国の「弔霊鐘」が存在するなど、様々な「ゆらぎ」を含んだ空間として構成されていたことを指摘している（山本、2006年、16頁）。ただ、同論文は、震災資料については東京震災記念事業協会の事業報告書『被服廠跡』（1932年）と帝都復興展覧会を特集した『都市問題』（10巻1号、1930年）に掲載されたリストに依拠しており、帝都復興展覧会以外の展覧会との関連や、その後の記念館および展示物の変遷、慰霊堂収蔵庫保管資料については言及していない。その他、山本は、慰霊堂の戦災慰霊の問題についての論文（2001年、2005年）も発表している。
 - (3) 寺田は、記念館に展示された絵画は、摂政宮（後の昭和天皇）の視線を人々に感じさせるという意図が存在することを指摘している（寺田、2008年、186頁）。
 - (4) 神奈川大学の慰霊堂保管資料調査は、神奈川大学21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」の一環として写真資料の調査を実施し（2006年、第一次調査）、同プログラム終了後発足した同大学非文字資料研究センターの個別共同研究「関東大震災後の都市復興過程とそのデータベース化、並びに資料収集」において、大型展示パネルや記念物以外の資料調査を実施した（2008年～継続中、第二次調査）。調査した慰霊堂保管資料は、東京震災記念事業協会の内部資料、記念館開館後に寄贈された書籍類などが中心。調査の詳細は、北原（2007年）、拙稿（2009年）を参照。
 - (5) 朝日新聞文化財団・文化財助成事業「東京都慰霊堂保管・関東大震災関係資料の整理・保存・データベース化推進プロジェクト」（2009年10月～2011年3月終了予定）。神奈川大学の第二次調査の残りの未整理資料を主な対象とした事業。北原と筆者は継続して調査を担当している。
 - (6) 震災復興期の展覧会と社会意識に着目した研究として、佐藤（2009年）がある。佐藤は、各種の美術団体の震災復興展覧会を分析し、芸術家たちが公的な「帝都復興」の言説を巧みに読み替えていったことを指摘しているが、帝都復興展覧会など、震災そのものの展覧会や慰霊堂・記念館および震災資料については言及していない。
 - (7) 震災報道の叙述形式と国民化の問題については、成田（2003年、初出1996年）が指摘している。記憶と歴史研究の関係については、阿部ほか編（1999年）、「震災の記憶」と表現の問題については、笠原・寺田編（2009年）を参照。後者は、阪神・淡路大震災およびその記念施設である「人と防災未来センター」について、「震災の記憶」の表現のあり方をめぐって批判的に言及している。
 - (8) 近年、歴史学では、前述の成田の研究や、都市のデモクラシーの変容について（能川、2002年）など、震災後の社会の変容について再検討がなされているが、全体としては、従来の、大正期の「デモクラシー」が震災後に昭和期の「ファシズム」の時代へ転換していく契機となるという位置づけに代わる、新たな枠組みを形成するには至っていないように思われる。ちなみに、美術史では、震災後に今和次郎らのバラック装飾社や村山知義らのマヴォといった芸術家グループが多彩な活動を展開し、商業美術などいわゆる「モダン」な文化が流行したこと、つまり、震災を契機として従来の既成概念にとらわれない新しい表現が震災後に次々に登場したことが指摘されている（千葉、2009年）。一方、建築史では、震災以前から住宅改良運動が盛んになるなどモダンな住宅建築が発展していたが、震災の結果、同潤会アパートをはじめ、モダンな住宅が普及していく契機となったが、震災以前の可能性が停滞していった側面があったことも指摘されている（内田、2002年）。
 - (9) 「震災記念堂」という名称は、1930（昭和5）年2月の時点で決定したもので、それ以前は、「被服廠供養堂」をはじめいくつかの仮名称が使用されていた。本稿では特に区別する必要がない場合は「震災記念堂」と表記した。本章の記述は、『被服廠跡』（1932年）を中心に、適宜、関連資料を参考にした。同書か

- らの引用は、本文中に頁数を記載し、関連資料については注に記載した。
- (10) 震災資料を正式に蒐集することになったのはこの時点からである。
 - (11) 『官報』号外, 1923年9月12日. この「詔書」は以後刊行された震災関連出版物の巻頭にしばしば掲載されている(『帝都復興祭志』1932年ほか)。
 - (12) 越沢明(1991年)は、「帝都復興」事業の近代的な都市計画が非常に先駆性をもっていたことを評価している。
 - (13) 佐藤, 2009年, 25頁。
 - (14) 近藤士郎がさまざまな論者の「震災の教訓」をまとめたアンソロジーでは、「天譴論」が基調となっており, 当時の影響力の強さがうかがえる(近藤士郎編, 1924年)。
 - (15) 渡邊長男「被服廠惨害地始末意見書」(1923年10月, 渋沢史料館蔵, ファイル143-26, 『震災善後ニ付諸意見建白書 大正十二年』, 所収)。渋沢のもとにはその他にもさまざまな「帝都復興」案が寄せられている。
 - (16) 東京市原案の平面図は、『被服廠跡』(92頁)に掲載されている。
 - (17) 当時, 法隆寺をはじめ, 奈良朝の建築様式は日本建築の典型として注目を集めていた(鈴木, 2003年, 15-16頁)。
 - (18) 懸賞当選案のうち, 一等〜三等までの図案は『被服廠跡』に掲載されている(前掲書, 98-99頁)。また, 一等〜三等, 佳作, 選外の図案は記念館に展示されている。
 - (19) 伊東は, 歴史主義を否定する分離派建築会(モダニズム)と, 建築設計からの自立を目指す建築史研究会(文献実証主義)とのほごまに立っていた(鈴木, 2003年, 31頁)。
 - (20) 「純日本風」という表現は, 現在の慰霊堂解説パネルにも使用されている。
 - (21) この陳列室は, 1930(昭和5)年3月の天皇巡幸の際に使用された。なお, 翌年7月4日の皇后巡啓の際には復興記念館が使用されている。
 - (22) 「被服廠供養堂建立大勸進」(ポスター, 東京府内各宗寺院, 1926年3月, 慰霊堂収蔵庫保管資料37-25)。
 - (23) 伊東, 1930年, 466-472頁。
 - (24) 伊東, 前掲論文, 468頁。
 - (25) 「塔の相輪」については, 伊東, 前掲論文, 469頁, 妖怪や怪物をデザインしたことについての伊東の見解については, 伊東, 前掲論文, 472頁。
 - (26) 伊東, 前掲論文, 472頁。
 - (27) 鈴木, 2003年, 94-96頁。藤森, 1993年。藤森は同書で伊東の建築をアジア主義の文脈で検討している。
 - (28) 日本建築学会, 1997年, 1頁。
 - (29) 慰霊堂および記念館のデザインの特徴についての説明は, 日本建築学会, 前掲書の指摘を参考にした。『建築雑誌』(1931年8月号)に復興記念館の竣工記録が掲載されている。
 - (30) 現在の京都市美術館(京都市岡崎公園内)。本館の設計者は, 「震災記念堂」設計案懸賞で一等当選者の前田健二郎。1928(昭和3)年に京都で開催された昭和天皇即位の礼を記念して建設が計画された。
 - (31) 佐藤, 前掲論文, 27頁。
 - (32) 「展示」「展示物」「陳列物」「陳列」「展示品」「出品物」など, 資料によってさまざまな表記が混在しているが, 本稿では特に区別する必要がある場合を除いて, 「展示」「展示物」で統一した。
 - (33) 各区長, 町会宛依頼状「大震災記念物及絵画資料募集の件御依頼」と募集規定, 応募申込書, ポスターの内容が『被服廠跡』に掲載されている(同書, 214-220頁)。
 - (34) これらの絵画は, 一部展示場所が変更されたが, すべて現在まで継続して展示されている。絵画の陳列方法については, 明治神宮絵画館の様式を参考にしていただいていたという(『被服廠跡』, 1932年, 218頁)。
 - (35) 蒐集品については, 巻末の資料リストを参照。

- (36) 帝都復興展覧会終了後の募集時より、復興記念館完成から『被服廠跡』刊行までの方が多数蒐集されていることになる。その理由はよくわからないが、帝都復興展覧会の開催により、震災資料についての社会的な認知度が高まったためかもしれない。
- (37) なお、このリストでは、「震災記念品」はさらに材質や状況に即して細かく分類されているが、当時の文脈がわかりにくく混乱をまねきかねないため、本稿では、「震災記念物」の分類に統一した。また、「復興資料」については、図表、絵画、写真、模型、それぞれ内容に応じて「震災関係」と「復興関係」に分類した。
- (38) 記念館2階展示ケース(C32)。現在、記念館の展示ケースには名称や番号は付けられていないため、本稿では便宜的に筆者が番号を設定した。
- (39) 震災復興展覧会ポスター（記念館展示中、注38参照）。
- (40) 震災復興展覧会の出品物のうち、「焼けトタンの引掛かった焼け立ち木」は現在も記念館に展示中である（展示場所：1階M1）。
- (41) 東京市政調査会は、1922（大正11）年に、当時、東京市長であった後藤新平が、ニューヨーク市政調査会をモデルに、地方自治および都市計画についての調査・研究を推進するために設置した機関。
- (42) 会場となった市政会館は、1925（大正14）年着工、1929（昭和4）年竣工。関東大震災後の設計であるということで、鉄筋コンクリート造で、耐震性が重視されている。設計者は復興記念館の設計担当者の一人、佐藤功一である。近代ゴシック様式の特徴である重厚かつ優美な外観となっており、外装のスクラッチタイルは復興記念館にも使用されている。1999（平成11）年、東京都景観条例に基づき、慰霊堂・記念館とともに「東京都選定歴史的建造物」に指定された。
- (43) 東京朝日新聞（1928年9月1日付）には、日本電報通信社主催「五周年記念 関東大震災写真展観」（会場：四谷新宿ほてい屋、6階、会期：9月5日まで、内容：日本電報通信社所蔵の写真200点余）の広告が掲載されている。
- (44) 『帝都復興展覧会出品目録』、『帝都復興展覧会出品目録 分類索引』（いずれも東京市政調査会編、1929年）。
- (45) 『帝都復興祭志』（1932年、626頁）。
- (46) 前掲書、618頁。
- (47) 前掲書、619頁。
- (48) 前掲書、619-622頁。
- (49) 『都市問題』（10巻1号、1930年、27-48頁）誌上の出品物目録を参照。以下、出品物についての分析は同目録を参考にし、必要に応じて注44の目録2種を参照した。
- (50) 以下、データの算出にあたっては、目録には出品物の点数がすべて正確に記載されているわけではないので、出品物の種類でカウントした。1種類の出品物で複数出品されているものについては、すべてが目録に記載されているわけではないため、ほぼ同じと考えられるもの、もしくは、一部同じものがあるものも含めて算出した。
- (51) 巻末の復興記念館展示中・関東大震災関係資料リストを参照。
- (52) 『都市問題』、前掲号、24頁。以下、観客の反応については同書から引用。
- (53) 東京日日新聞（10月24日付）は社説で「帝都復興展」と題して、この展覧会の意義を主張している。
- (54) 『都市問題』、前掲号、154頁。以下、観客の反応についてのコラムはこの頁から引用。
- (55) 図表は『帝都復興事業大観』に収録時に一部修正、変更、追加されている。帝都復興展覧会の出品物との照合はタイトルがほぼ同一のもののみをカウントした。
- (56) 帝都復興祭の記録として『帝都復興祭志』（東京市、1932年）が刊行されている。同書には、天覧展示の各展示会場の展示物リストが掲載されている。帝都復興記念祭については、基本的に同書を参考にした。
- (57) 「御立寄箇所」は、震災直後に天皇が震災の被害を視察した場所が中心となっており、その同じ場所から復興を視察するという意義があったと思われる。

- (58) 東京市, 前掲書, 424 頁.
- (59) 東京市, 前掲書, 425-427 頁.
- (60) 「震災前後ノ物価ト賃金」(図表)は, 現在, 慰霊堂収蔵庫に保管されている. ただし, そのものではなく, 同一の内容で復興記念館開館後に改めて作成されたものである.
- (61) 「震災記念堂」の展示物リストは, 東京市, 前掲書, 430-440 頁, に掲載されている.
- (62) 東京市, 前掲書, 461-462 頁.
- (63) 東京市, 前掲書, 470-471 頁.
- (64) 本稿Ⅱ章, 10 頁参照.
- (65) 慰霊堂収蔵庫のうち, 震災記念物は現在調査中である.
- (66) 慰霊堂保管資料中の展示物目録は, 『陳列品目録 第一号 一階ケース其他』, 『陳列品目録 第一号 二階ケース其他』(慰霊堂収蔵庫保管資料 34-2, 4, 1956 年)ほか 20 点程度存在するが, 現存しているのは収蔵資料の一部である(拙稿, 2009 年, 資料リスト参照). 現在に至るまで, 来館者向けの展示物目録や図録は作成されていない.
- (67) 山本, 前掲論文, 13 頁.
- (68) 山本, 前掲論文, 13 頁.
- (69) 記念館に収蔵された資料の個人・団体別出品(寄贈)・東京震災記念事業協会所蔵資料の割合は, 震災関係(個人 78.7%, 団体 18.2%, 協会 3.1%), 復興関係(個人 12.8%, 団体 50.7%, 協会 36.5%), 全体(43.3%, 35.7%, 21.0%)となっている. 山本, 前掲論文, 13 頁.
- (70) 「震災復興記念館案内」(慰霊堂保管資料 36-47). 作成年代が記載されていないが, 同資料が保管されていた 36 ケースには 1930 年前後の資料しか入っていないことから, 開館後(1931 年 8 月)間もない時期の資料と推定される. また, 蒐集品の数が『被服廠跡』よりかなり増加しており, 開館後ある程度は時間が経過していると思われる.
- (71) 復興資料の数値が大幅に異なるので, 誤記の可能性もある.
- (72) 記念館および収蔵物の転機になった出来事については, (株)ブレインファーム社が作成した報告書(「横網町公園 慰霊堂収蔵物調査報告書」, 1993 年, 東京都慰霊協会所蔵)に記述がある. 以下の記述は同資料に基づく.
- (73) 巻末の資料リストに基づいて算出.
- (74) 注(60)の展示物目録はこの時に作成された.
- (75) 慰霊堂収蔵庫保管資料のうち, 記念物は現在調査中のためカウントしていないが, 図表をはじめ, 大幅に減少していることは確かである. その経緯や理由については今後調査を実施し, 改めて検討したい.
- (76) 今回の成果をもとに, より完全な展示図録・配置図の作成に取り組む予定である.
- (77) 多数の避難民が溺死した吉原の弁天池跡(新吉原花園池)付近には, 震災十周年記念碑や震災死者を供養する観音像をはじめ, さまざまな慰霊物が密集しているが, そのあり方は分析されていない. また, 復興橋梁のひとつである新亀島橋のもとに並んで建てられている震災と戦災の慰霊碑(「大震災火災遭難者追悼碑」「戦災遭難者慰霊碑」)は, 元は違う場所にあった慰霊碑が同じ場所にまとめられ, 現在の状態になったと思われるが, そのような地域の慰霊碑の成立・変遷過程の検証は今後の課題である.
- (78) 吉見俊哉編著, 2002 年, は 1930 年代を, リベラリズムからファシズムへの「暗転」とする理解の地平を突破することを課題として設定しており, 本稿と共通するが, 関東大震災および震災復興期の影響については言及されていない.

参考文献

- 『帝都復興展覧会出品目録』（1929）東京市政調査会編。
- 『帝都復興展覧会出品目録 分類索引』（1929）東京市政調査会編。
- 『帝都復興展覧会出品目録』『都市問題』10巻1号（1930）東京市政調査会。
- 『帝都復興事業大観』日本統計普及協会編（1930）東京市政調査会監修。
- 『帝都復興事業図表』（1930）東京市役所編。
- 『被服廠跡——東京震災記念事業協会事業報告』（1932）東京震災記念事業協会精算事務所編。
- 『帝都復興祭誌』（1932）東京市。
- 阿部安成・小関隆・見市雅俊・光永雅明・森村敏己編（1999）『記憶のかたち——コメモレイションの文化史』柏書房。
- 内田青蔵（2002）『消えたモダン東京』河出書房新社。
- 海野弘（2007）『モダン都市東京——日本の一九二〇年代』中公文庫（原著，1983）。
- 伊東忠太（1930）「震災記念堂」『科学知識』5月号。
- 笠原一人・寺田匡宏編（2009）『記憶表現論』昭和堂。
- 加藤雍太郎・中島宏・木暮亘男（2009）『横網町公園——東京都慰霊堂・復興記念館——』東京都建設局公園緑地部監修・東京公園文庫48，財団法人東京都公園協会。
- 北原糸子（2007）「関東大震災の写真（東京都慰霊堂保管）について」『歴史災害と都市——京都・東京を中心に』立命館大学・神奈川大学21世紀COEプログラム推進会議ジョイントワークショップ。
- 越沢明（1991）『東京都市計画物語』日本経済評論社。
- 近藤士郎編（1924）『震災より得たる教訓』国民教育社。
- 佐藤美弥（2009）「メディアのなかの「復興」——関東大震災後の社会意識と展覧会——」『人民の歴史学』第178号。
- 鈴木博之編著（2003）『伊東忠太を知っていますか』王国社。
- 高野宏康（2009）「東京都慰霊堂保管・関東大震災関連資料について」『年報非文字資料研究』第5号，神奈川大学非文字資料研究センター。
- 千葉真智子（2009）「尖端生活の諸相と都市の中の商業美術」，岡崎美術博物館編『あら，尖端的ね。——大正末・昭和初期の都市文化と商業美術』岡崎美術博物館。
- 寺田匡宏（2008）「ミュージアム展示における自然災害の表現について——関東大震災「震災復興記念館」の事例」，岩崎信彦・田中泰雄・林勲男・村井雅清編『災害と共に生きる文化と教育——〈大震災〉からの伝言』昭和堂。
- 成田龍一（2003）「関東大震災のメタヒストリーのために」『近代都市空間の文化経験』岩波書店（初出，『思想』866号，1996）。
- 日本建築学会（1997）「東京都復興記念館の保存に関する要望書」。
- 能川泰治（2002）「戦間期における「帝都」東京のデモクラシーと文化」『日本史研究』475。
- 藤森照信（1993）『日本の近代建築（下）大正・昭和編』岩波書店。
- 山本唯人（2001）「「東京都慰霊堂」の現在——東京空襲と「戦災死没者慰霊制度」の創設」『歴史評論』No. 616。
- 山本唯人（2005）「「分断の政治」を超えて 東京大空襲・慰霊堂・靖国」『現代思想』8月号。
- 山本唯人（2006）「関東大震災の記念物・資料保存活動と「復興記念館」——震災後における「公論」の場の社会的構築と「災害展示」」『社会学雑誌』23，神戸大学社会学研究会。
- 吉見俊哉編著（2002）『一九三〇年代のメディアと身体』青弓社。

復興記念館展示中・関東大震災関係資料リスト

◎凡例

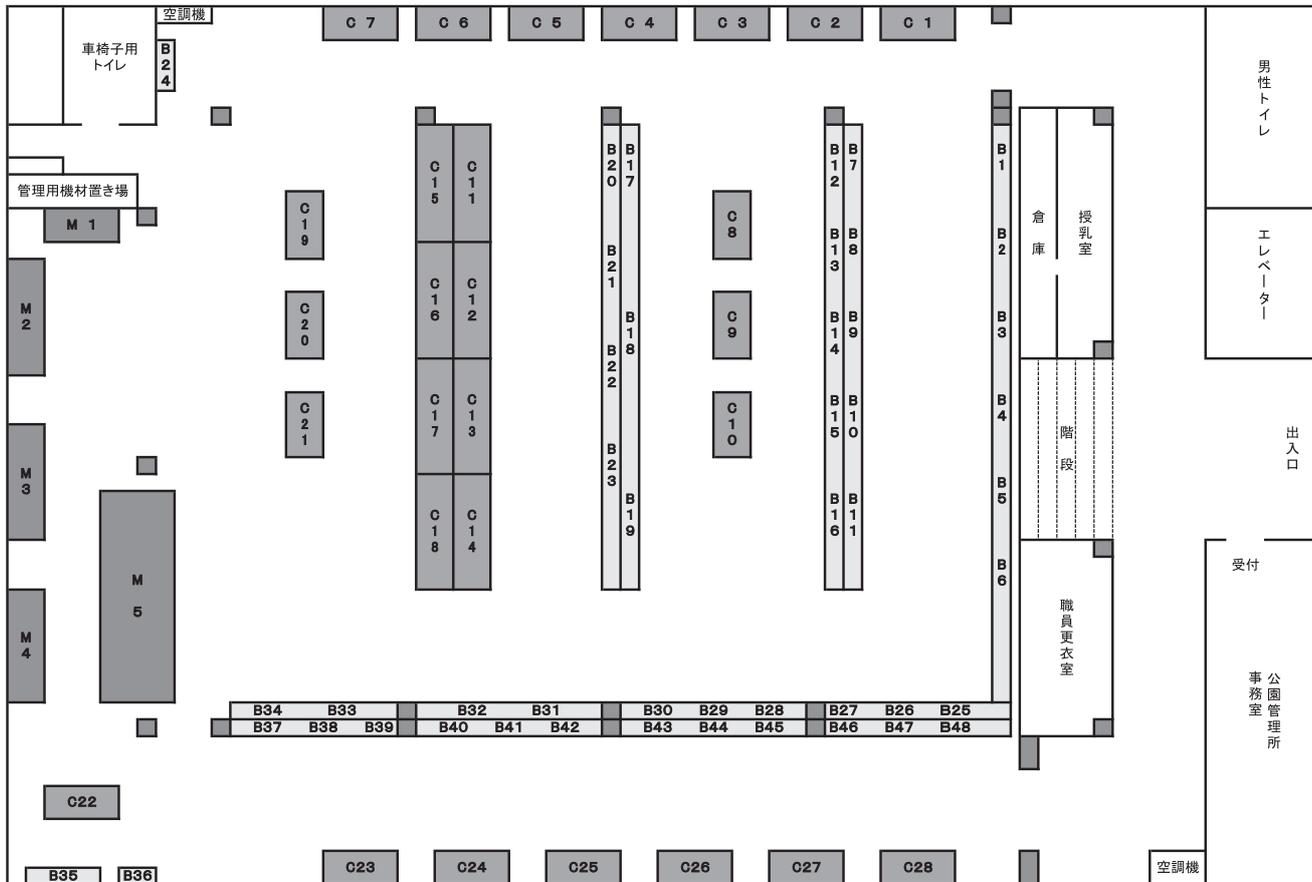
- ・この資料リストは、現在（2010年2月）、復興記念館に展示されているすべての関東大震災関係資料（戦災資料は対象外）に、東京都慰霊堂収蔵庫に保管されている資料のうち、展示パネルを加え、展示物が復興記念館に収蔵される前に出品された各種展覧会の情報を記載したものである。
- ・各種展覧会の表記は、震災＝震災復興展覧会（1924）、帝都＝帝都復興展覧会（1929）、天覧＝天覧帝都（1930）、を示している。また、開館＝復興記念館開館後、『被服廠跡』掲載リスト（1932）、現在＝現在展示中（2010）、保管＝現在慰霊堂収蔵庫保管中（2010）、を示している。△＝確定はできないが、同一の可能性のあるもの。図表類の場合、同タイトル・内容で作り直したもの。
- ・慰霊堂収蔵庫保管資料のうち、神奈川大学非文字資料研究センター調査時（2008-9年）に整理したものは、拙稿（2009年）に掲載。神奈川大学21世紀COEプログラム調査時（2006年）に整理した写真資料は含まれていない。震災記念物は未調査のため含まれていない。
- ・各項目の表記は以下のとおり。種＝出品者の種類（団＝団体、個＝個人）。階＝展示物が配置されている階、配置＝展示物の配置場所、数＝展示物の数、震／復＝資料区分（震災資料もしくは復興資料）、分類＝形態区分（記念物・印刷物・図表・写真・絵画・模型・彫刻・他）、種類＝内容区分（震災・避難・学術（地震研究類）・復興・書籍・児童の絵画や作文・ポスター・画報・新聞）。分類は『被服廠跡』の記述を参考に、煩雑なものは簡略化した。
- ・配置場所については次頁の図を参照。作図にあたって、「復興記念館展示品配置図」（横綱町公園管理所、2009年9月作成）を参考にした。
- ・資料名は、タイトルがついているもの、もしくはキャプションに明記されているものはそのまま記載した。説明が必要なものはカッコ内に筆者が補足した。
- ・資料の年代が特定できるものについては、備考欄に西暦表記で記載した。

展示物配置図

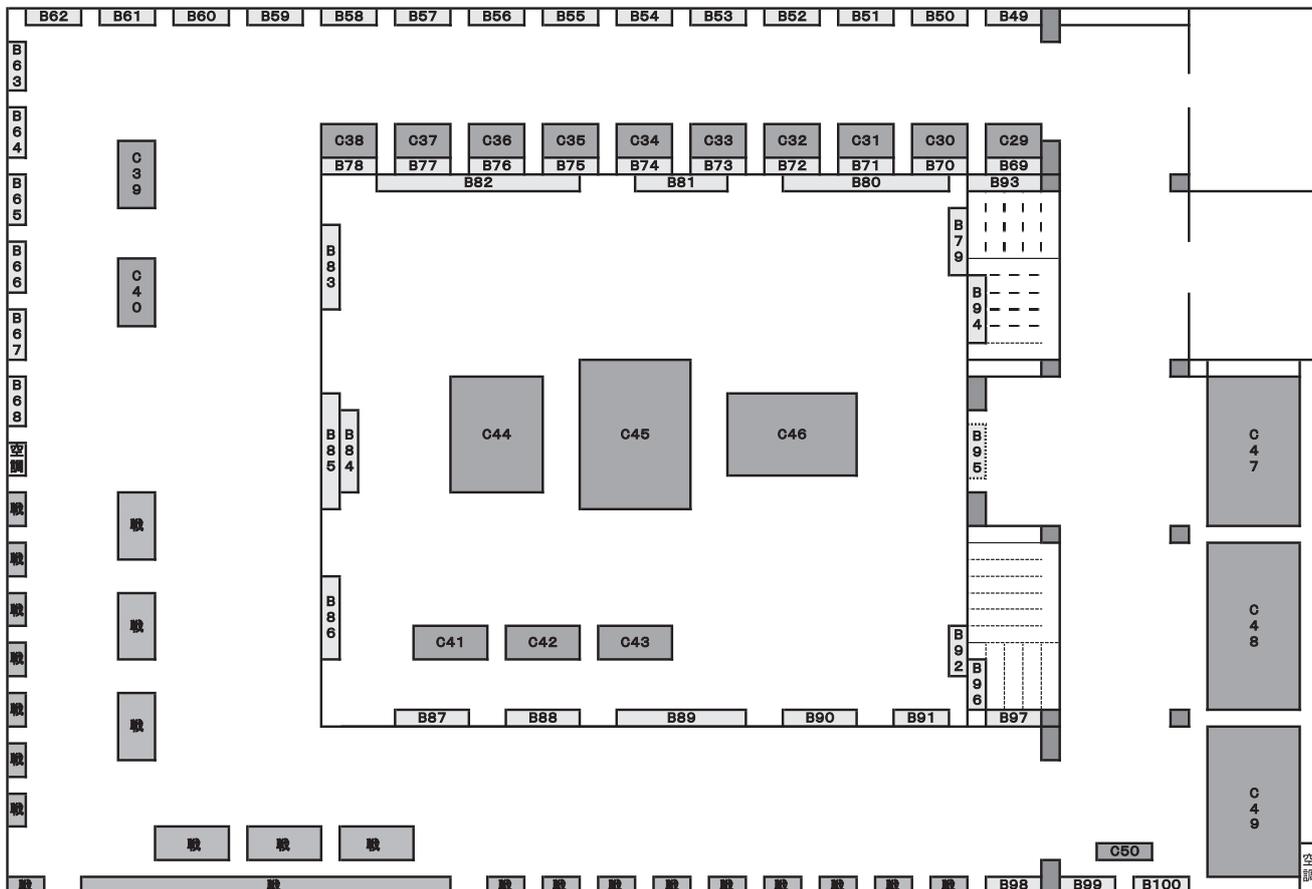
復興記念館（2010年2月現在）

1階

B ……展示ボード
 C ……展示ケース
 M ……展示物
 戦 ……戦災



2階



復興記念館展示中・関東大震災関係資料リスト

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災	帝都	天覧	開館	現在	保管	備 考
		1924	1929							1930	1932	2010	2010			
1	陶器		団	1	C1	9	震	記念	陶器					○		
2	貨幣		団	1	C2	2	震	記念	金属					○		
3	大学の記章		団	1	C2	1	震	記念	他					○		
4	釘類の熔塊		団	1	C2	6	震	記念	金属		△		△	○		
5	ねじ		団	1	C2	2	震	記念	金属					○		
6	置物(神仏像)仏像・面・埴輪・七福神		団	1	C3	8	震	記念	陶器					○		
7	硝子の溶塊など		団	1	C4	13	震	記念	硝子					○		
8	ビン・ガラス類の溶塊		団	1	C5	6	震	記念	硝子					○		
9	洋菓子の焼食品		団	1	C5	1	震	記念	他					○		箱1点
10	照明器具 手製ランプ・提灯		団	1	C5	3	震	記念	金属					○		
11	翡翠	佐藤禎次郎	個	1	C6	1	震	記念	石材					○		日本橋区村松町41で被災
12	数珠	板本源次郎	個	1	C6	1	震	記念	他					○		本所区林町で被災 珊瑚製
13	腰堤用水晶	川田準一郎	個	1	C6	1	震	記念	他				○	○		神田区西小川町で被災
14	印材の溶塊		団	1	C6	1	震	記念	石材				○	○		浅草区馬道で被災
15	象牙の彫刻	宇田川捨次郎	個	1	C6	1	震	記念	他			△		○		
16	日本刀(銘 兼定)	藤氏重司	個	1	C7	2	震	記念	金属					○		逸話記載
17	日本刀	廣田新五郎	個	1	C7	2	震	記念	金属					○		日本橋区浜町河原で被災
18	日本刀	江口芳兵衛	個	1	C7	2	震	記念	金属					○		神田区岩本町34で被災
19	日本刀(銘 播磨の守藤原輝廣)	岸村貞次郎	個	1	C7	4	震	記念	金属					○		
20	日本刀(銘 長船清光)	太田清十郎	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		麴町区隼町21で被災
21	小柄	榊原繁太郎	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		深川区鶴歩町で被災
22	小柄	池田銀三郎	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		深川区鶴歩町で被災
23	小柄	江口芳兵衛	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		
24	短刀(銘 信国)	野々宮幸吉	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		本所須崎町で被災 逸話記載
25	短刀	八代目越前屋佐兵衛	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		逸話記載 本所区向島須崎町で被災
26	太刀(銘 村正)	小川千本	個	1	C7	1	震	記念	金属					○		鋳2点あり 下各区仲御徒町で被災
27	計量器		団	1	C8	1	震	記念	金属					○		
28	古鏡	野々宮幸吉	個	1	C8	1	震	記念	金属				○	○		逸話記載 中央下に銘あり
29	扇風機		団	1	C8	1	震	記念	金属				○	○		
30	アイロン		団	1	C9	1	震	記念	金属					○		
31	消火噴霧器 手押しポンプ式		団	1	C9	1	震	記念	金属					○		
32	眼鏡類		団	1	C10	6	震	記念	硝子					○		
33	カメラ		団	1	C10	2	震	記念	金属					○		
34	双眼鏡		団	1	C10	1	震	記念	金属					○		
35	理容器具等		団	1	C10	8	震	記念	金属					○		
36	万年筆		団	1	C10	7	震	記念	金属					○		
37	時計		団	1	C10	5	震	記念	金属					○		
38	茶碗 五つ組	森清吾	個	1	C13	5	震	記念	陶器					○		芝区南佐久間町1丁目1番地で被災
39	石鍋	岡崎義孝	個	1	C13	1	震	記念	石材					○		本所区緑町3丁目43番地で被災
40	土瓶	島田勇吉	個	1	C13	1	震	記念	陶器					○		帝展系洋画家の池田永治作 梅花模様及び松模様 神田区一ツ橋通り7番地で被災
41	洋皿	浅見仙蔵	個	1	C13	1	震	記念	陶器					○		
42	花差	興津安三	個	1	C13	1	震	記念	陶器					○		芝区愛宕町2の14で被災
43	ベン皿	榊原繁太郎	個	1	C13	1	震	記念	陶器					○		麴町区上6番町で被災
44	紙幣	西野彦五郎	個	1	C13	1	震	記念	他					○		説明あり
45	鉄びんの溶塊		団	1	C13	1	震	記念	金属					○		
46	茶碗の熔着	興津安三	個	1	C13	1	震	記念	陶器					○		芝区愛宕町で被災
47	国語辞典	福田豫作	個	1	C13	1	震	記念	他					○		神田区表猿楽町12で被災
48	謡曲本の焼片	小島田忠友	個	1	C13	1	震	記念	他					○		千葉県君津群久留里町真勝寺まで飛散
49	焼け残った古銭 その他の物品		団	1	C13	1	震	記念	金属					○		
50	銅貨の焼塊	板本昇	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
51	銅貨の焼塊	二宮常次郎	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
52	銅貨の焼塊	板本銀次郎	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
53	銅貨の焼塊	太田屋地所部	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		白銅製の5銭銅貨
54	銅貨の焼塊	柴田耕作	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
55	天保銭	野々山幸吉 鈴木周蔵	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
56	貨幣の熔解	石井李代子	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		浅草区田原町で発見
57	古銭	玉川喜一郎	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
58	古銭の焼塊	鈴木周蔵	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		倉庫内で被災
59	手さげ金庫及びその他	泉幸子	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		
60	金庫型貯金箱	渡辺五郎	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		本所区亀沢町で被災
61	金属の塊まり	松本正次	個	1	C13	1	震	記念	金属					○		本所区北新町92で被災
62	ガス口	早稲田大学	団	1	C13	1	震	記念	金属					○		ニコライ堂で使用
63	ボールド	早稲田大学	団	1	C13	1	震	記念	金属					○		ニコライ堂で使用

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災		帝都		天覧		開館		現在		保管	備 考	
		名 称	種							1924	1929	1930	1932	2010	2010							
64	釣燈籠		団	1	C13	1	震	記念	石材												神田区猿樂町で被災	
65	金属製水差し	早稲田大学	団	1	C14	1	震	記念	金属													ニコライ堂で被災
66	バイオリン		団	1	C14	1	震	記念	木材													
67	マンドリン		団	1	C14	1	震	記念	木材													
68	猫の香炉	大和定平	個	1	C14	1	震	記念	陶器													京焼 本所区向島小梅町 154 で被災
69	中国製の花瓶	中島映一	個	1	C14	1	震	記念	陶器													本所区旧柳島町 17 天神橋角で被災
70	植木小鉢	内藤愛次郎	個	1	C14	1	震	記念	陶器													本所区中ノ郷瓦町で被災
71	挽茶々碗	太田清十郎	個	1	C14	1	震	記念	陶器													麹町区隼町で被災
72	盃	興津安三	個	1	C14	1	震	記念	陶器													大正天皇御即位の節、上野公園で開催された東京市祝賀会で得たもの
73	ぞうに茶碗	境富太郎	個	1	C14	1	震	記念	陶器													神田区淡路で被災
74	瀬戸物類の熔解 きゅうす	榑原繁太郎	個	1	C14	1	震	記念	陶器													日本橋方面で蒐集
75	瀬戸食器類	榑原繁太郎	個	1	C14	4	震	記念	陶器													
76	仏像	熊澤豊次郎	個	1	C15	12	震	記念	石材													日本橋区横山町付近で被災
77	博多人形	川田準一郎	個	1	C15	2	震	記念	陶器													神田区西小川町 2 の 5 で被災
78	高砂人形	興津安三	個	1	C15	2	震	記念	陶器													芝区愛宕町 2-14 で被災
79	花瓶	島田勇吉	個	1	C15	1	震	記念	陶器													日本美術院小川芋銭自画像の模様入り 神田区一ツ橋通 7 番地で被災
80	寒山拾得(常滑焼き)	中山孝一	個	1	C15	1	震	記念	陶器													
81	楽焼き	岡崎義孝	個	1	C15	1	震	記念	陶器													
82	寿老人置物	池田久楠	個	1	C15	1	震	記念	陶器													
83	石膏胸像	榑原繁太郎	個	1	C15	1	震	記念	石材													
84	避難場所を書き入れた「カード」		団	1	C15	5	震	記念	他													5 箱
85	案内所ちょうちん		団	1	C15	1	震	記念	避難													日本橋区馬喰町 3 丁目町会
86	元禄美人像(青銅製)	加賀甚四郎	個	1	C16	1	震	記念	金属													本所区横網町 2 の 11 で被災
87	花器(銅製)	立原清香	個	1	C16	1	震	記念	金属													花道の清香古流家元が大正元年の作ったもの
88	兜	島連太郎	個	1	C16	1	震	記念	金属													神田区美土代町で被災
89	神仏用徳利	藤政倉之助	個	1	C16	1	震	記念	陶器													本所区旧番場町 1 で被災
90	地藏面像	窪川旭	個	1	C16	1	震	記念	木材													浅草区龍宝寺で被災
91	トランク	寺澤常三郎	個	1	C16	1	震	記念	形見													本所小梅町で被災
92	バンド類	本館蔵	協	1	C16	1	震	記念	形見													被服廠跡で焼死した人々の遺品
93	警察手帖		団	1	C16	1	震	記念	形見													被服廠跡で身元不明の焼死体から発見されたもの 当時、巡査部長であった河本愛三のもの
94	水筒	大橋みよ	個	1	C16	1	震	記念	金属													
95	電気時計	東京科学博物館	団	1	C16	1	震	記念	金属													神田須田町の交差点で被災
96	置時計	東京市役所	団	1	C16	1	震	記念	金属													被服廠跡で蒐集
97	写真機	池田銀三郎	個		C16	1	震	記念	金属													深川区鶴歩町で被災
98	顕微鏡	血脇守之助	個		C16	6	震	記念	金属													東京歯科医学専門学校 神田区三崎町で被災
99	炊き出し用柄杓	宮内省	団	1	C16	2	震	記念	避難													
100	はし	本館蔵	協	1	C16		震	記念	避難													宮城県刈田郡七宿村の朝野力蔵から贈られたもの
101	飯台	宮内省	団	1	C16	1	震	記念	木材													
102	掛札	東京科学博物館	団	1	C16	1	震	記念	金属													
103	軒蛇腹能面		団	1	C17	1	震	記念	木材													
104	欄間飾り		団	1	C17	1	震	記念	木材													舞台正面の装飾に使用
105	帝国劇場装飾物の被害品(大理石の破片・出入口の飾り板)		団	1	C17	3	震	記念	石材													
106	シャンデリアの破片		団	1	C17	1	震	記念	金属													
107	支柱頭		団	1	C17	1	震	記念	金属													
108	シャンデリアの一部		団	1	C17	1	震	記念	金属													
109	柱の飾り		団	1	C17	1	震	記念	金属													
110	源森橋の名板		団	1	C18	1	震	記念	木材													
111	硝子の熔塊	赤堀吾作	個	1	C18	1	震	記念	硝子													
112	硝子類の熔塊	榑原繁太郎	個	1	C18	1	震	記念	硝子													日本橋方面で蒐集
113	大理石の破片	東京科学博物館	団	1	C18	6	震	記念	石材													横浜正金銀行正面壁面
114	高麗狗	榑原繁太郎	個	1	C18	1	震	記念	石材													
115	シンガーミンシ機械	塚本キヨ子	個	1	C18	1	震	記念	金属													浅草区黒船町シンガー裁縫高等女学院で使用
116	アイロン	永田千里	個	1	C18	1	震	記念	金属													勝田三郎商店焼跡より掘出したもの
117	金盥	鈴木地三郎	個	1	C21	1	震	記念	金属													本所区松井町 1 の 26 で被災
118	製菓用銅製平鍋	平見奈良市	個	1	C21	1	震	記念	金属													下谷区金杉上町 90 で被災
119	鉄平鍋	榑原繁太郎	個	1	C21	1	震	記念	金属													
120	瀬戸引鍋	榑原繁太郎	個	1	C21	1	震	記念	陶器													神田区神保町で被災
121	石油焔炉の破片	榑原繁太郎	個	1	C21	1	震	記念	金属													浅草区千束町方面で被災

「震災の記憶」の変遷と展示

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災	帝都	天覧	開館	現在	保管	備 考
		1924	1929							1930	1932	2010	2010			
122	茶托	川田準一郎	個	1	C21	1	震	記念	金属				○	○		神田区西小川町で被災
123	被害消火栓	榊原繁太郎	個	1	C20	1	震	記念	金属		○			○		麹町区上6番町で被災
124	消火器の被害品	島連太郎	個	1	C20	1	震	記念	金属					○		神田区美土代町2の1三秀社で被災
125	消火器の被害品	榊原繁太郎	個	1	C20	1	震	記念	金属					○		本所区石原町で被災
126	英文タイプライター	中村證三	個	1	C19	1	震	記念	金属				○	○		日本橋区本銀町で被災
127	タイプライターの焼け残り	逓信省	団	1	C19	1	震	記念	金属		○			○		
128	タイプライター	榊原繁太郎	個	1	C19	1	震	記念	金属					○		京橋区新富町で被災
129	東海道根府川付近		団	1	C19	1	復	絵画	震災		○			○	○	
130	巻トタン樹木		団	1	M1	1	震	記念	旋風	○				○	○	
131	自転車の焼散	東京科学博物館	団	1	M2	1	震	記念	旋風		○			○	○	安田邸内で発見
132	木製車椅子		団	1	M3	1	震	記念	旋風						○	
133	金銭登録機	岡村栄治郎	個	1	M3	1	震	記念	金属						○	神田区の焼跡から発見
134	船用スクリュー		団	1	M4	1	震	記念	木材						○	
135	窓枠の被害品	東京科学博物館	団	1	M4	1	震	記念	金属		○			○	○	陸軍砲兵工廠で被災
136	金属の熔解物		団	1	M4	1	震	記念	金属					○	○	
137	誘導電動機		団	1	M5	1	震	記念	金属						○	
138	破壊した工業用酸素管	小野寺謙三郎	個	1	M5	1	震	記念	金属					○	○	本所区亀沢町藤井千代吉商店作業場内にて引火のため爆発したもの
139	非常用電および平釜	宮内省	団	1	M5	1	震	記念	金属		○				○	宮内省救護班が使用
140	鉄製ロール		団	1	M5	1	震	記念	金属					○	○	
141	炊き出し釜	財団法人協調会	団	1	M5	1	震	記念	金属					○	○	
142	橋梁装飾物の被害品	東京市土木局	団	1	M5	1	震	記念	石材					○	○	「りょうこくほし」 両国橋に明治378年架設以来、取り付けた親柱の装飾及び橋名板
143	胸像	東京歯科医学専門学校	団	1	M5	1	震	記念	石材						○	創立者の高山紀齊の胸像
144	金庫	伊藤辰治 山田嘉七	個	1	M5	1	震	記念	金属					○	○	
145	一馬力三相誘導電動機	東京工業大学	団	1	M5	1	震	記念	金属		○				○	浅草で被災
146	鉄製ロール	高橋幸太郎	個	1	M5	1	震	記念	金属						○	本所区相生町四丁目にて焼害を受けた鉄テーブル仕上用機械
147	中華民国寄贈の梵鐘拓本		団	1	C22	1	震	他	協会						○	
148	拾徳大土図		団	1	B9	1	震	絵画	他						○	
149	寒山大土図		団	1	B9	1	復	絵画	他						○	
150	鉄拐仙人図		団	1	B9	1	震	絵画	他						○	
151	蝦蟇仙人図		団	1	B9	1	震	絵画	他						○	
152	王一亭氏写真		団	1	B9	1	震	写真	他						○	
153	交換台	東京科学博物館	団	1	C23	1	震	記念	金属					○	○	小田原郵便局に設置
154	電信鑽孔機	東京科学博物館	団	1	C23	1	震	記念	金属					○	○	東京中央電話局に設置
155	電話機用送話器	東京科学博物館	団	1	C23	1	震	記念	金属						○	大磯電話局で使用
156	磁石式加入者受話器	東京科学博物館	団	1	C23	1	震	記念	金属					○	○	東京中央電話局に設置
157	受話器	東京科学博物館	団	1	C23	1	震	記念	金属						○	小田原郵便局に設置
158	電話用度数計	東京科学博物館	団	1	C23	1	震	記念	金属					○	○	東京中央電話局に設置
159	電信鑄孔機		団	1	C23	1	震	記念	金属						○	
160	洋服上下	興津安三	個	1	C24	4	震	記念	避難						○	慶大生だった同氏がアメリカから同大被災者約100名に贈られた海軍服
161	作業服	東京市保健局	団	1	C24	2	震	記念	避難						○	アメリカから寄贈
162	カンテラ	東京市保健局	団	1	C24	1	震	記念	避難					○	○	アメリカから寄贈
163	枕	東京市保健局	団	1	C24	2	震	記念	避難						○	アメリカから寄贈
164	壺と吸口	本館蔵	協	1	C25	3	震	記念	避難						○	フランスから寄贈
165	フランス国旗	本館蔵	協	1	C25	1	震	記念	避難						○	
166	厨具(台所用具)	本館蔵	協	1	C25	1	震	記念	避難						○	オーストラリアから寄贈
167	ケッテル(大型)	東京市保健局	団	1	C26	1	震	記念	避難						○	アメリカから寄贈
168	大工道具	本館蔵	協	1	C26		震	記念	避難					○	○	フランスから寄贈
169	水入れ	東京市保健局	団	1	C26	1	震	記念	避難						○	アメリカから寄贈
170	アメリカ国内での義捐金募集ポスター	東京科学博物館	団	1	C27	2	復	印刷	ポスター		○				○	
171	母国震災救済事業記念写真帳		団	1	C27	2	震	印刷	画報						○	
172	HELP JAPAN!		団	1	C27	1	復	印刷	ポスター						○	
173	アメリカの諸新聞綴り	日米協会	団	1	C27	1	震	印刷	新聞		○				○	
174	義援金募集スタンプ	古澤幸子	個	1	C27		震	印刷	他							
175	フランスから贈られた医療器具		団	1	C28	3	震	記念	避難						○	○

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災	帝都	天覧	開館	現在	保管	備 考
		1924	1929							1930	1932	2010	2010			
176	復興記念館について		団	1	B1	1	復	図表	協会					○		
177	復興記念館について		団	1	B1	1	復	図表	協会					○		
178	被服麻跡ノ分割図		団	1	B1	1	復	図表	協会				○			ヒロセ興業社 1932.3
179	震災記念堂関係写真		団	1	B1	1	復	図表	協会				○	○		
180	東京都慰霊堂（外観）		団	1	B1	1	復	写真	協会					○		
181	東京都慰霊堂（内部写真）		団	1	B1	1	復	写真	協会					○		
182	震災記念堂応募図案		団	1	B6	1	復	図表	協会				○	○		
183	大正十二年九月一日正午ヨリ夜中ニ至ル無線電信通信状況		団	1	B6	1	復	図表	震災					○		ヒロセ興業社 1932.3
184	築地交差点付近の惨状		団	1	B2	1	復	写真	震災					○		
185	上野駅の避難者		団	1	B2	1	復	写真	震災	○				○		
186	焼け跡の両国国技館		団	1	B2	1	復	写真	震災					○		
187	有楽町付近の猛火		団	1	B2	1	復	写真	震災					○		
188	関東威厳司令部からのピラ		団	1	B2	4	震	記念	避難					○		
189	関東大震災と地震被害		団	1	B3	1	復	図表	震災					○		
190	十一時五十八分突如大地震襲来ス		団	1	B3	1	復	写真	震災					○		
191	地震気象		団	1	B3	1	復	写真	震災				○	○		
192	東京帝国大学理学部地震学研究室観測 今村式二倍強震計記象		団	1	B3	1	復	図表	学術					○		
193	東京帝国大学理学部地震学教室資料		団	1	B3	1	復	図表	学術					○		
194	災害犠牲死者分布図		団	1	B4	1	復	図表	震災					○	○	東京農大造園学科 1958.8.21 参考『被服麻跡』
195	関東大震災 東京の消失地域 大正12年9月1日		団	1	B4	1	復	図表	震災					○		東京農大造園学科 1958.8.19 参考『被服麻跡』
196	京都市震火災発火地点及焼失地域図		団	1	B4	1	復	図表	震災			○	○	○		内山模型製図社
197	非局部大地震 大正大地震		団	1	B5	1	復	図表	学術				○	○		
198	非局部関東大地震地形変動		団	1	B5	1	復	図表	学術	○			○	○		
199	関東大地震当時並に関東主要地塊の傾斜運動		団	1	B5	1	復	図表	学術				○	○		内山模型製図社
200	地震はどうして起こるか		団	1	B5	1	復	図表	学術					○		
201	河野通勢先生筆 大正13年春陽会出品作品		団	1	C11	31	復	絵画	震災					○		
202	日比谷方面の火の手		団	1	B6	1	復	写真	震災					○		
203	震災直後のバラック		団	1	B6	1	復	写真	震災					○	○	
204	東京電燈（株）付近の家事		団	1	B6	1	復	写真	震災					○	○	
205	御茶ノ水付近の崖崩れ		団	1	B6	1	復	写真	震災					○		
206	復興途上（港区）		団	1	B6	1	復	写真	震災					○		
207	震災後の歌舞伎座付近		団	1	B6	1	復	写真	震災					○		
208	復興した九段坂		団	1	B6	1	復	写真	震災					○		
209	猛火に包まれた帝国劇場	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○	○	
210	日本橋宝町付近の出火状況	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
211	空から見た東京の火事	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
212	田端駅の避難者	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○	○	
213	東京駅前交番の消息札	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
214	二重橋前の大亀裂	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○	○	
215	震災直後のニコライ堂	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
216	悲惨を極めた本所方面の焼跡	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
217	東京大火災惨害（大正12年9月1日） 深川方面の被害惨状	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
218	震災直後の浅草仲見世	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
219	黒門町（上野）より見た神田方面震火の延焼	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○	○	
220	郵便貯金の非常払出	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
221	焼跡の新橋駅	東京朝日新聞社	団	1	B7	1	復	写真	震災					○		
222	アメリカで行われた義捐金募集のポスター		団	2	B49	2	復	印刷	ポスター		○			○		2枚を1つのボードに添付
223	海外諸国からの救援状況		団	2	B50	1	復	図表	震災			△	△	○		東京農大造園学科 1958.8
224	国内各地からの救援状況		団	2	B51	1	復	図表	震災			△	△	○		東京農大造園学科 1958.8.18
225	内外義捐金ノ使途		団	2	B52	1	復	図表	震災					○		ヒロセ興業社 1932.3
226	震災ニヨル市内ノ失業者		団	2	B53	1	復	図表	震災					○		ヒロセ興業社 1932.3
227	罹災者及其区域別統計図		団	2	B54	1	復	図表	震災					○		ヒロセ興業社 1932.3
228	震災後の帝都復興事業		団	2	B55	1	復	図表	復興					○		説明パネル
229	東京復興事業の内容		団	2	B56	1	復	図表	復興					○		内山模型製図社
230	東京復興事業の費用は		団	2	B57	1	復	図表	復興					○	○	内山模型製図社
231	東京市施行復興及復旧費ノ財源		団	2	B58	1	復	図表	復興					○	○	ヒロセ興業社 1932.3

「震災の記憶」の変遷と展示

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震 災					備 考	
		名 称	種							1924	1929	1930	1932	現在		保管
232	東京市上水道ノ復興		団	2	B59	1	復	図表	復興					○		内山模型製図社
233	東京市街路ノ復興		団	2	B60	1	復	図表	復興					○		内山模型製図社
234	東京市公園ノ復興		団	2	B61	1	復	図表	復興		△			○		内山模型製図社
235	関東地方大地震年代表		団	2	B62 (上)	1	復	図表	学術				○	○		
236	安政二卯十月二日 大地震附類焼場所		団	2	B62 (下)	1	復	図表	学術					○		桐生市 泉田真太郎所蔵
237	西暦千三百年以後の大地震進行		団	2	B63	1	復	図表	学術		△	△	○	○		
238	西暦千八百五十三年以後の大地震進行		団	2	B64	1	復	図表	学術		△	△	○	○		
239	明治九年以後東京有感地震年次		団	2	B65	1	復	図表	学術		△		○	○		
240	丹後大地震を伴える地塊運動		団	2	B66	1	復	図表	学術				○	○		内山模型製図社
241	北伊豆大地震に伴える地塊運動		団	2	B67	1	復	図表	学術				○	○		内山模型製図社
242	北伊豆大地震の被害		団	2	B68	1	復	写真	震災				○	○		
243 ↓ 252	大震災後復興した都心の風景画	田代二見	個	2	B69 -78	10	復	絵画	復興				○	○		駒形橋 永代橋 聖橋 浜町公園の春 清洲橋 隅田公園の夏 隅田公園の冬 銀座通り 晩秋の昭和通 復興を望む
253	業	柴田正重	個	2	B79	1	復	彫刻					○	○		第11回帝国美術院展(1930)第3部 に出展後、作者より寄贈
254 ↓ 277	震災直後風景油絵	田代二見	個	2	B80	24	復	絵画	震災		○		○	○		駿河台付近 浅草公園雷門 牛ヶ淵公 園の避難者 築地教会跡 御茶の水附 近 本郷座の残骸 ニコライのタペ 本所横綱町跡安田邸焼跡 駿河台附近 より小川町附近を望む 湯島台一望 日本橋通り3丁目付近 築地附近 吉 原江戸町附近 吉原仲之町 黒門町よ り湯島台を望む 神橋より鎌倉河岸を 望む 京橋明石町外人邸宅跡天主教 教会附近 京橋明石町附近キリスト教会 跡 麴町区上6番町 築地教会跡 京 橋通り 水道橋附近より駿河台を望む 旅籠町より湯島台を望む 30間堀を 距て采女町方面を望む
278	大震災記念	有島生馬	個	2	B81	1	復	絵画	震災					○		安田善次郎寄贈「大震災の印象を部 分的に描写せるものなり」
279 ↓ 302	震災直後風景油絵	田代二見	個	2	B82	24	復	絵画	震災		○		○	○		吾妻橋サッポロビール会社 小川町附 近一望 隅田川より本所方面一望 深 川方面一望 組橋付近より竹橋方面を 望む 上野駅跡 京橋明石河岸 聖路 加病院その1 日本橋交差点白木屋焼 跡正面 淡路町附近 隅田川より浅草 公園を望む ニコライ教会跡 神田橋 より旅籠町を望む 京橋明石町天主 教会跡正面 明石町通り 紅梅町附近 大橋邸より大橋図書館を望む 京橋出 雲町外堀方面より京橋方面 上野広小 路松坂屋跡附近 神田岬町仏英和女学 校跡 上野公園避難の一部 聖路加病 院その2 お茶の水高師跡 日本橋北 詰より江戸橋を望む北は魚河岸
303	上野池の端病院御慰問の皇后陛下	徳永柳洲	個	2	B83	1	復	絵画	震災		○		○	○		
304	麴町五番町御巡視摂政宮殿下	徳永柳洲	個	2	B84	1	復	絵画	震災		○		○	○		
305	詔書		団	2	B85	1	復	他			○	○	○	○		解説あり
306	御心を悩ませられる摂政宮殿下			2	B86	1	復	絵画	震災					○		解説あり
307	本郷元より見たお茶の水付近	徳永柳洲	個	2	B87	1	復	絵画	震災		○		○	○		右脇に徳永柳洲略歴あり
308	当夜の永代橋	徳永柳洲	個	2	B88	1	復	絵画	震災		○	○	○	○		
309	上野公園より見たる灰燼の帝都	徳永柳洲	個	2	B89	1	復	絵画	震災		○		○	○		
310	宮城前避難バラック	徳永柳洲	個	2	B90	1	復	絵画	震災		○		○	○		
311	軍隊の炊出作業	徳永柳洲	個	2	B91	1	復	絵画	震災		○	○	○	○		
312	横浜の全滅	徳永柳洲	個	2	B92	1	復	絵画	震災		○		○	○		
313	赤十字の活動	(徳永柳洲)	個	-	B93	1	復	絵画	復興		○	○	○	○		階段途中の壁面に展示
314	軍隊の疾病者救護	(徳永柳洲)	個	-	B94	1	復	絵画	復興		○		○	○		階段途中の壁面に展示 解説パネルあ り
315	春日町より水道橋を望む	五姓田芳柳	個	-	B95	1	復	絵画	復興					○		
316	ニコライ堂を望む	徳永柳洲	個	-	B96	1	復	絵画	復興		○	○	○	○		階段途中の壁面に展示
317	自警団	(徳永柳洲)	個	-	B97	1	復	絵画	復興		○	○	○	○		階段途中の壁面に展示 解説パネルあ り
318	大震災状況絵画			2	C41	10	復	絵画	震災					○		タイトル・解説記載
319	東京市阪本尋常小学校絵		個	2	C42	11	復	絵画	震災					○		福井鎮吉氏表装寄贈「大震災第四 週年九月一日」
320	クレヨン画			2	C43	12	復	絵画	震災					○		
321	帝都復興展覧会出品模型 第一号幹線昭和通の一部模型	復興局	団	2	C44	1	復	模型	復興		○	○	○	○		齋藤模型製作所(前内山模型製図社模 型部)
322	帝都復興展覧会出品模型 東京市五千分の一模型(焼失した都心部)	東京市政調 査会	団	2	C45	1	復	模型	復興					○		島津製作所標本部 凡例あり
323	帝都復興展覧会出品模型 隅田公園付近(台東区・墨田区)	復興局	団	2	C46	1	復	模型	復興		○	○	○	○		齋藤模型製作所(前内山模型製図社模 型部)
324	帝都復興展覧会出品模型 第二号幹線九段坂付近(靖国神社前)	復興局	団	2	C47	1	復	模型	復興		○	○	○	○		齋藤模型製作所(前内山模型製図社模 型部)
325	帝都復興展覧会出品模型 第七号幹線八重洲橋付近(東京駅前)	復興局	団	2	C48	1	復	模型	復興		○	○	○	○		齋藤模型製作所(前内山模型製図社模 型部)

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災	帝都	天覧	開館	現在	保管	備 考
		1924	1929							1930	1932	2010	2010			
326	帝都復興展覧会出品模型 小名木川筋改修状況(江東区)	復興局	団	2	C49	1	復	模型	復興		○	○	○	○		齋藤模型製作所(前内山模型製図社模型部)
327	南関東地方における地震震央震度別立体分布模型	東京都 電通	団	2	C50	1	復	模型	学術					○		解説あり データ提供: 科学技術庁防災科学技術センター
328	震災直後のポスターと新聞記事		団	2	B98	3	震	印刷	ポスター 新聞					○		「九月一日 ゆるむ心のねじを巻け 東京市」「九月一日 緩む心のねじをまけ 大正十四年九月一日 東京市」「各小学校に行かない方へ寛永寺の国民小学校へいらっしゃい」
329	大震災記念絵画	東京市阪本小学校	団	2	B98	15	復	印刷	ポスター					○		解説あり
330	翌日の悲嘆		個	2	B99	1	復	絵画	震災					○		解説あり
331	題名不詳		個	2	B100	1	復	絵画	震災					○		
332	案内所報 自大正十二年九月七日 至全年全月十七日	協調会情報案内所	団	2	C29	1	復							○		
333	震災日誌 大正十三年九月起	東京市神田区役所	団	2	C29	1	復	印刷	書籍				○	○		
334	災害日誌	日本橋区役所	団	2	C29	1	復							○		
335	東京市震災後復旧状況(続) 第二一号	東京市役所統計課	団	2	C29	1	復							○		
336	東京市ノ状況 東京市復興概要 第三十八号	東京市役所統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○		
337	東京市ノ状況 東京市ノ復旧概要 第五六号	東京市役所統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○		
338	東京市ノ状況 統計ヨリ見タル東京市ノ復興概況第八二号	東京市役所統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○		
339	東京市震災後ノ復旧状況	東京市役所統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍				○	○		
340	増補 大震災と水問題 附 帝都復興計画と鑿泉私見		団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○		
341	震災と法律問題 附 震災関係諸法令	清水書店	団	2	C29	1	復	印刷	書籍				○	○		
342	震災に依る被害工場事情 第四報 秘	協調会情報部	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○		
343	震災に依る被害工場事情 第三報	協調会情報部	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
344	火災を起し易き薬品の格納法に関する注意書		団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
345	木造小学校建築耐震上ノ注意	震災予防評議会	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
346	家屋新築及修理に関する耐震構造上の注意書	震災予防評議会	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
347	臨時震災救護事務局嘱託協議会報告書		団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
348	災害情報 自乙第一号 至乙第四五	東京市統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
349	災害情報 自乙第一号 至甲第一〇〇号	東京市統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
350	災害情報 自甲第一〇一号 至甲一六七号	東京市統計課	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
351	乙班 東京府情報綴	東京博物館	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
352	乙班 外務省情報綴	東京博物館	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
353	乙班 統計綴	東京博物館	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
354	乙班 参考資料蒐集綴	東京博物館	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○	○	
355	東京市大震災火災ノ火勢並消防概況	警視庁消防部	団	2	C29	1	復	印刷	書籍					○		
356	日誌 大正十二年十二月十五日起	緑尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	書籍					○		
357	日誌 大正十三年二月二十六日起	緑尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	書籍					○		
358	日誌 自大正十二年九月五日 至全年十月廿八日	下谷区市立小学校長会	団	2	C30	1	復									
359	日誌 大正十二年度 九月以降	柳島尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	書籍					○		
360	日誌 大正十二年十一月一日起	緑尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	書籍					○		
361	当番日誌	緑尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	書籍					○		
362	(文集) 三学年	東京市立横川尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
363	(文集) 思ひ出 六女		団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
364	(文集) しんさいの思ひ出		団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
365	(文集) 九月一日の思ひ出		団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
366	(文集) 大震災遭難記 第一学年女一組	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童					○	○	
367	(文集) 大震災遭難記 普通科第一学年	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童					○	○	

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災	帝都	天覧	開館	現在	保管	備 考
		1924	1929							1930	1932	2010	2010			
368	(文集)大震災遭難記 専攻科第二学年	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
369	(文集)大震災遭難記 第一学年男一組	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
370	(文集)大震災遭難記 専攻科第一学年	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
371	(文集)大震災遭難記 第二学年女一組	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
372	(文集)大震災遭難記 普通科第二学年	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
373	(文集)大震災遭難記 第二学年男一組	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
374	努力週間日記 男子第二学年	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
375	努力週間日記 女子第二学年	東京市立京橋尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
376	努力週間	東京市立京橋高等小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童					○		
377	在学証明書	東京市明治尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	証明書				○			
378	震災直後の児童学席簿	東京市文海尋常小学校	団	2	C30	1	復	印刷	児童				○	○		
379	1. 国民科 教授資料 震災ニ関スルコト		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
380	2. 国民科 教授資料 救護ニ関スル事		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
381	3. 国民科 教授資料 復興事業		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
382	4. 国民科 教授資料 復興ニ関スルコト		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
383	国民科教授資料?? 分類		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
384	国民科教授資料 社会一般 評論之部		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
385	国民科教授資料 大震大火災ノ生シテ美談哀話		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
386	国民科 教授資料 復興ニ関スルコト		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
387	国民科 教授資料 戒厳ニ関スルコト		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
388	国民科 教授資料 震災写真		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
389	国民科 教授資料 大震災諸相ニ対シテ 厳正ナル批判 政治的・道徳的・哲学的		団	2	C31	1	復	冊子	学校					○		
390	帝都復興ニ伴フ 学校配置意見 校舍建築ニ関スル希望	下谷区市立小学校長会	団	2	C31	1	復	印刷	書籍				○			
391	復活への犠牲 ふたばのかたみ	東京市二葉尋常小学校	団	2	C31	1	復	印刷	児童					○		
392	我々教育の復興	東京市月島第二尋常小学校	団	2	C31	1	復	印刷	書籍				○	○		
393	奉仕者出勤簿 大正十二年九月十二日起	下谷区市立小学校長会	団	2	C31	1	復	冊子	学校				○	○		
394	下谷区内(避難ノ本区児童 バラック居住児童他区ヨリ避難児童 収容児童)調査	下谷区市立小学校長会	団	2	C31	1	復	印刷	児童					○		
395	当時ノ教育情况	錦華尋常小学校	団	2	C31	1	復	印刷	書籍					○		
396	児童調査簿	京橋高等小学校	団	2	C31	1	復	冊子	児童				○	○		
397	下谷区小学校職員罹災調 御真影奉還調査	下谷区市立小学校長会	団	2	C31	1	復	印刷	学校					○		
398	出席簿		団	2	C31	1	復	冊子	児童				△	○		
399	帝都復興の歌募集	東京市役所	団	2	C32	1	復	印刷	ポスター				○	○		
400	募集	東京市役所	団	2	C32	1	復	印刷	ポスター					○		
401	震災復興展覧会	東京市	団	2	C32	1	復	印刷	ポスター					○		
402	震災復興展覧会	東京市	団	2	C32	1	復	印刷	ポスター					○		
403	(案内) 避難者相談所	静岡県	団	2	C33	1	復	印刷	書籍					○		
404	(案内) 謹告	東京府知事 宇佐美勝夫	団	2	C33	1	復	印刷	文書					○		
405	(封筒) 恩賜		団	2	C33	1	復	他						○		
406	東京日日新聞 号外	大阪毎日新聞社東京支店	団	2	C33	1	復	印刷	新聞					○		
407	神戸新聞 号外	神戸新聞社	団	2	C33	1	復	印刷	新聞					○		
408	鹿児島新聞 号外	鹿児島新聞社	団	2	C33	1	復	印刷	新聞					○		
409	鹿児島新聞 第三号外	鹿児島新聞社	団	2	C33	1	復	印刷	新聞					○		

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災 1924	帝都 1929	天覧 1930	開館 1932	現在 2010	保管 2010	備 考
		名 称	種													
410	福岡毎日新聞関門号外	福岡日日新聞 関門司支局	団	2	C33	1	復	印刷	新聞					○		
411	大阪毎日新聞	大阪毎日新聞社	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
412	大阪毎日新聞	大阪毎日新聞社	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
413	大阪毎日新聞	大阪毎日新聞社	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
414	神戸新聞	神戸新聞社	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
415	大阪朝日新聞	大阪朝日新聞社	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
416	大阪朝日新聞	大阪朝日新聞社	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
417	東京日日新聞	大阪毎日新聞社 東京支店	団	2	C34	1	復	印刷	新聞					○		
418	関東大震災画報		団	2	C35	1	復	印刷	画報				○	○		
419	国際画報	大正通信社	団	2	C35	1	復	印刷	画報				○	○		
420	江戸大地震出火場所附		団	2	C35	1	復	印刷	書籍					○		
421	大震災写真画報	大阪朝日新聞社	団	2	C35	1	復	印刷	画報				○	○		
422	サンデー毎日 帝都復興号 第二年 第四一号	毎日新聞社	団	2	C35	1	復	印刷	雑誌					○		
423	国際写真情報 関東大震災号	国際情報社	団	2	C35	1	復	印刷	雑誌					○		
424	下谷 車坂交差点付近		団	2	C36	1	復	写真	復興					○		
425	(倒壊した家屋)		団	2	C36	1	復	写真	震災					○		
426	馬車		団	2	C36	1	復	写真	震災					○		
427	神田 神田川筋		団	2	C36	1	復	写真	復興					○		
428	(倒壊した建物)		団	2	C36	1	復	写真	震災					○		
429	两国橋より本所国技館方面を望む	天正堂 土屋傳集 画堂 宇田川安高	個	2	C36	1	復	絵画	震災					○		
430	浅草公園十二階花屋敷付近の火の海象君の避難	尚美堂 田中良三	個	2	C36	1	復	絵画	震災					○		
431	本所石原方面大旋風之真景	浦野銀次郎 発行所 全所 浦島堂 画局	個	2	C36	1	復	絵画	震災					○		
432	日本橋より魚河岸及三越呉服店付近延焼	天正堂 土屋傳集 画堂 宇田川安高	個	2	C36	1	復	絵画	震災					○		
433	(バラック)			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
434	(停泊中の船)			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
435	巡回救護班 食を求むる人々			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
436	麴町 凱旋道路			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
437	神田 駿河台付近			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
438	(路上の人々)			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
439	麴町 文部省			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
440	麴町 市役所前			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
441	(路上の人々)			2	C37	1	復	写真	震災					○		大震災状況写真
442	大正大震災記	国民新聞記者 長井修吉編 大正震災記録編纂会	団	2	C38	1	復	印刷	書籍					○		
443	詩集 市民の歌へる 第4号	東京市編纂	団	2	C38	1	復	印刷	書籍				○	○		
444	寸鐵 震災俠勇美譚 第五卷第十一号	博文館	団	2	C38	1	復	印刷	雑誌				○	○		
445	横浜市震災記念館 記念帖	震災記念館 発行	団	2	C38	1	復	印刷	書籍					○		
446	大正14年頃の慰霊堂中正面	松本専吉	団	2	C38	1	復	写真	協会					○		
447	The GREAT EARTH QUAKE & FIRE in TOKYO & YOKOHAMA September 1.1923 関東震災画帖	Iida juji-kan	団	2	C38	1	復	印刷	洋書					○		
448	(文集) 九月一日の思ひ出 四女二		団	2	C38	1	復	印刷	児童					○		
449	大正十二年九月一日 大地震大火災 遭難百話全	定村國夫 多田屋書店	団	2	C38	1	復	印刷	書籍					○		
450	震災美談	中島司	団	2	C38	1	復						○	○		
451	十一時五十八分 一懸賞震災実話集一	刀禰館正雄 東京朝日新聞社	団	2	C38	1	復	印刷	書籍					○		
452	十一時五十八分	東京市役所 萬朝報社 共編 萬朝報社出版部	団	2	C38	1	復	印刷	書籍					○		

No	展 示 物 名	出品者/作者		階	配置	数	震/復	分類	種類	震災		帝都		天覧		開館	現在	保管	備 考	
		名称	種							1924	1929	1930	1932	2010	2010					
453	震災記念堂模型	東京震災記念事業協会	団	2	C38	1	復	模型	復興					○	○					解説・文書添付 作者：中谷宏運「御礼のため、震災記念事業協会より天皇、皇后両陛下並びに皇太后陛下に献上」
454	震災直後の小学児童製作品		団	2	C39		復	他	児童								○			
455	大震災記念画帖			2	C40		復	絵画	震災								○			
456	(写真)			2	C40		復	写真	震災								○			
457	(スケッチ)		団	2	C40		復	絵画	震災								○			

東京都慰霊堂収蔵庫保管図表類

1	復興後ノ橋梁分布図		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
2	東京ノ地質分布図		団	-	収蔵	1	復	図表	学術		○						○			内山模型製図社 1932.4
3	復興計画防火地区			-	収蔵	1	復	図表	震災				△				○			1932.4
4	東京市罹災者ノ散布状況図		団	-	収蔵	1	復	図表	震災		○	△	○				○			ヒロセ興業社 1932.3
5	震災記念堂及附帯事業印刷物		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			
6	地下埋設物ノ整理図		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			ヒロセ興業社 1932.3
7	臨時收容バラック退去状況		団	-	収蔵	1	復	図表	震災								○			ヒロセ興業社 1932.4
8	震災前後ニ於ケル東京近郊ノ人口比較		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			ヒロセ興業社 1932.3
9	復興事業完成後ノ街路樹植栽網		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
10	東京ノ生立		団	-	収蔵	1	復	図表	学術								○			内山模型製図社 1932.4
11	震災ニ因ル本邦ノ損失		団	-	収蔵	1	復	図表	震災		○	○	○				○			ヒロセ興業社 1932.3
12	震災後ノ仮家屋 移動バラック		団	-	収蔵	1	復	図表	震災				△				○			ヒロセ興業社 1932.3
13	震災ニヨル被害建物ノ復興状況		団	-	収蔵	1	復	図表	復興		○		○				○			1932.3
14	復興局街路橋形式図 其一 其二		団	-	収蔵	1	復	図表	復興		○		○				○			
15	帝都復興計画東京市案一般図		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			1932.3
16	東京復興計画ノ過程 甲案 乙案		団	-	収蔵	1	復	図表	復興					○			○			
17	国施行帝都復興事業費各年度月別支出状況		団	-	収蔵	1	復	図表	復興		○		○				○			
18	教育施設ノ復興		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
19	東京市施設社会事業分布図		団	-	収蔵	1	復	図表	復興				△				○			1932.3
20	震災後ニ於ケル東京市ノ仮設建築物		団	-	収蔵	1	復	図表	震災			○	○				○			1932.3
21	復興事業ノ施行		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
22	大震災と電信		団	-	収蔵	1	復	図表	震災		○		○				○			1932.3
23	大震災後ニ於ケル郵便ノ復旧状況		団	-	収蔵	1	復	図表	震災								○			1932.3
24	罹災者救済施設網		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
25	東京復興計画ノ過程 基礎案 完成図		団	-	収蔵	1	復	図表	復興					○			○			内山模型製図社
26	復興計画土地区画整理(其ノ二)		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
27	罹災者ノ避難ト收容		団	-	収蔵	1	復	図表	震災								○			内山模型製図社 1932.4
28	復興後ノ卸売並小売市場分布図		団	-	収蔵	1	復	図表	復興				△	○			○			内山模型製図社 1932.4
29	東京市ノ対災組織ト救護ノ過程		団	-	収蔵	1	復	図表	震災								○			ヒロセ興業社 1932.3
30	東京市下水道ノ復興		団	-	収蔵	1	復	図表	復興								○			内山模型製図社 1932.4
31	震災前後ノ物価と賃銀 平均指数		団	-	収蔵	1	復	図表	前後		○		○				○			東京府
32	羽田地塊の急性運動によりて強震起る地震前にも著しき地塊運動あり		団	-	収蔵	1	復	図表	学術								○			内山模型製図社

論文

家屋台帳からみた対馬市上県町志多留の民家について

津 田 良 樹

TSUDA Yoshiki

はじめに

日韓の国境に位置する島対馬は南北82キロメートル、東西18キロメートルほどの細長い島である。島の北西部を上県町が占め、さらに上県町の西南部、海岸線が南西方向に伊那崎を突き出し内湾を囲んだその奥に志多留は位置している。北の山地から流れる志多留川流域の平地や山の斜面を畑とし、西の「田の内」と呼ばれる水田を耕作したとされている。明治5（1872）年には300石の米が物産として書き上げられており、稲作・畑作の比重が大きい集落である。とはいえ、山・海の仕事も兼ねた漁村であることに間違いない。

志多留の戸数・人口について年代を追ってみてゆくと、元禄12（1699）年の志多留の戸数は56戸で、社1、寺3、給人9、公役人23、肝入2、獵師8などである。また人口は317人である。⁽¹⁾

明治5（1872）年の戸数本籍は75戸、10歳以上人口が383人、明治24（1891）年の戸数は81戸、人口は404人、大正13（1924）年の戸数は75戸、人口は470人である。⁽²⁾

表1 志多留の戸口の変遷

	戸数（世帯数）	人 口	出典文献
元禄12（1699）年	56	317	「郷村帳」『新対馬島誌』
明治5（1872）年	75（本籍）	383（10歳以上）	「郡村誌」
明治24（1891）年	81	404	「郡村誌」
大正13（1924）年	75	470	
昭和60（1985）年	51	148	国勢調査（『上県町誌』）
平成2（1990）年	51	125	国勢調査（『上県町誌』）
平成7（1995）年	45	115	国勢調査（『上県町誌』）
平成12（2000）年	41	95	国勢調査（『上県町誌』）

大正13年から60年ほどの開きがあるが、昭和60年の戸数は51戸と2/3ほどに減り、人口は148人と1/3ほどに減少している。平成12年の戸数は41戸、人口は95人とさらに減少している。

志多留の集落はもと本戸44戸といわれており、戸数の最も多い大正13年の本戸44戸にその他の寄留などが31戸ほどで併せて75戸であったが、平成12年に至っては本戸・寄留を併せても本来の本戸数の44戸を割り込むまでに至っている。⁽³⁾

後で詳述する「家屋台帳」は65戸分の家屋が書き上げられている。5戸は主屋がなく既に転出するなど志多留集落には不在のものと思われる。残る60戸は主屋などが書き上げられており、平成5



写真1 「茂ケ」の中央付近に位置するペーと称される共同作業場とその回りに配された倉庫（こや）群。



写真2 倉庫（こや）の詳細と背後の荒神

年度台帳とされているが、国勢調査などの数値とは齟齬がある。実質的に戸数は減っても、登記された家屋としては生きた状況になっているのではないかと考えられる。

志多留の家並みは北東から南西に向かって、海に注ぐ志多留川の河口周辺のわずかな平地に密集している。

(4) 地籍図によると海沿いの字「茂ケ」と「コブ」および「茂ケ」のかみに位置する「瀬滝」に宅地は分布し

ている。「茂ケ」は志多留川の北岸の海沿いに位置している。その北岸の上に「瀬滝」は位置し、「茂ケ」とは志多留川の支流によって分割されている。一方、「コブ」は志多留川の南岸の海沿いに位置している。「茂ケ」の中央付近には荒神を祀る聖地を中心に周囲にペーと呼ばれる共同作業場が広がっている。明治21年の「土地台帳」⁽⁵⁾によるとこのペーは面積2反7畝22歩で、平山茂左衛門ほか20名の共有となっている。このペーは土地台帳に列記された氏名から推しはかるに字「茂ケ」の住民の共有地であるようだ。⁽⁶⁾ ペー周囲には「こや」と称せられる倉庫が配されている。「こや」は火災の際、住宅からの類焼を防止するため、各戸の屋敷から分離して、ペーの周囲に集中配置されるのだという。⁽⁷⁾ 「こや」は扁平な断面の小平の柱を用いた木造の切妻造瓦葺の高床の倉庫である。通常は衣裳小屋・俵物小屋などが1戸当たり2棟ほど建てられている。

明治5年11月11日の夕方、「茂ケ」の家永弥一家の馬小屋から発した火災が、風にあおられ集落のほとんどを焼き尽くした。当時までの家屋は茅葺屋根であったため、大きな火災となったといわれている。焼け残った家は6軒で、瀬滝で5軒、コブで1軒だけであったという。⁽⁸⁾

翌年から復興は始まったようである。永留氏によると「皆同じ様式で建てられている。この頃肥前船が瓦をもってきて瓦屋根に替った。間口6間、奥行4間が普通の住宅建築で、大工はこれに百日か

かったという」というようであった。⁽⁹⁾ すなわち、明治5年の大火を画期に従来の茅葺民家が、復興に際し肥前の瓦による瓦葺の民家に変わり、また、間口6間、奥行4間の同じような様式の民家に変貌したのだという。

家屋台帳について

家屋台帳は一般には昭和22(1947)年の家屋台帳法に基づいて設けられた制度であるとされている。しかし、家屋台帳そのものは、それ以前の明治20年代ごろから全国各地で散見される。⁽¹⁰⁾ 対馬においても、鰐浦の家屋台帳の記事を検討すれば、「賃貸価格」として41円・49円などとされていることから、少なくとも新円切り替え前の帳簿であることは間違いない。作成年代は不明だが、土地台帳と同じように、明治期に作成されていたのではないかと考えられる。家屋台帳には家屋の所在、家屋番号、種類・構造および床面積、所有者の住所および氏名または名称などが記され、時には家屋の建築年代までも記されることがある。

ここでは家屋台帳を中心⁽¹¹⁾に志多留集落の家屋構成・家屋の規模・建築年代などについて、以下に検討する。

家屋構成

志多留集落の家屋構成は表2のように分類することができる。⁽¹²⁾

5戸については、主屋がなく、倉庫や付属屋だけしかない。これらはかつて所在した世帯が転出したりなどして、不在となったのではないと思われる。

主屋だけからなる世帯が9戸である。そのうち、1戸は帳簿上では昭和43年および平成2年に建築された「専用住宅一般住宅用」2棟からなっており、平成の1棟は7坪弱しかないので隠居家ではないと思われる。主屋1棟だけからなる8軒のうち2軒は明治期の主屋であるが、それら以外は戦後の主屋で、それらの世帯は寄留など戦後になって、この集落の中に入り込んできた人が多いのではないと思われる。

主屋と倉庫との2種類の家屋構成は5戸である。そのうち主屋1棟に倉庫1棟の構成が2戸、主屋1棟に倉庫3棟の構成が2戸、主屋2棟に倉庫2棟の構成が1戸である。主屋と倉庫からなる構成はいずれも主屋あるいは倉庫が明治期の家屋である。そのほか主屋1棟に倉庫1棟の構成に店舗を加えた事例が1戸ある。この事例はいずれも戦後の家屋から構成されている。

主屋と付属屋の2種類の家屋による構成は5戸である。このうち主屋1棟に付属屋1棟の例が3戸、主屋1棟に付属屋3棟が1戸、主屋2棟に付属屋2棟が1戸である。主屋1棟と付属屋1棟からなる1戸は2棟とも戦後の家屋だが、他の主屋と付属屋の構成はいずれかの家屋が明治期か大正期の家屋である。

主屋と倉庫と付属屋の3種類の家屋からなる構成は34戸で、さらに3種類の家屋に農工場が加わる例が6戸である。主屋1棟に倉庫2棟と付属屋2棟の構成が最も多く8戸である。主屋1棟に倉庫1棟と付属屋2棟の構成が6戸であり、主屋1棟に倉庫2棟と付属屋1棟の構成、主屋1棟に倉庫3棟と付属屋2棟の構成がそれぞれ4戸で続く。これらの構成には明治期の家屋が含まれることが多く、少なくとも戦前の家屋を含まない事例はない。また、主屋が複数棟ある例が多いが、これには地

元で「よま」と呼ばれる隠居屋が比較的多いことに起因しているものと考えられる。⁽¹³⁾

対馬の集落で特徴的な建物である倉庫（「こや」）についてみると、倉庫が1棟だけの場合が16戸、倉庫2棟の場合が22戸、倉庫3棟の場合が9戸、倉庫4棟の場合が3戸である。4棟以上に持つものはいない。なお、倉庫をまったく持たないものが15戸である。通常対馬では倉庫（「こや」）を2～3棟を所持するケースが多いとされる。志多留でも、確かに2棟の倉庫を持つ事例が最も多く22戸で、3棟の倉庫を持つ場合が9戸となっている。

志多留の伝統的住宅は、原則として主屋と倉庫と付属屋という3種類の家屋から構成されていたとみてよいと思われる。ただし、3種類の家屋それぞれは複数の棟数になる場合や省略される場合もある。

表2 家屋構成一覧

主屋 専用住宅一般住宅用 専用住宅農家用	倉庫 農家用 その他の用	付属屋 一般住宅用 農家用 その他の用	その他 農工場 店舗	例数
		付属屋		1
	倉庫			1
	倉庫 (2)	付属屋		1
	倉庫 (2)	付属屋		1
	倉庫 (2)	付属屋		1
主屋				8
主屋 (2)				1
主屋	倉庫			2
主屋	倉庫		店舗	1
主屋	倉庫 (3)			2
主屋 (2)	倉庫 (2)			1
主屋		付属屋		3
主屋		付属屋 (3)		1
主屋 (2)		付属屋 (2)		1
主屋	倉庫	付属屋		2
主屋	倉庫	付属屋 (2)		6
主屋	倉庫	付属屋 (2)	農工場	1
主屋	倉庫 (2)	付属屋		4
主屋	倉庫 (2)	付属屋 (2)	農工場	1
主屋	倉庫 (2)	付属屋 (2)		8
主屋	倉庫 (2)	付属屋 (3)		1
主屋	倉庫 (3)	付属屋		2
主屋	倉庫 (3)	付属屋 (2)		4
主屋	倉庫 (3)	付属屋 (3)		1
主屋	倉庫 (4)	付属屋 (2)		1
主屋 (2)	倉庫	付属屋		1
主屋 (2)	倉庫	付属屋 (2)		1
主屋 (2)	倉庫 (2)	付属屋	農工場	1
主屋 (2)	倉庫 (2)	付属屋 (2)		1
主屋 (2)	倉庫 (2)	付属屋 (2)	農工場	2
主屋 (2)	倉庫 (4)	付属屋		1
主屋 (2)	倉庫 (4)	付属屋 (3)	農工場	1
主屋 (3)	倉庫	付属屋		1

括弧内の数字は棟数を示す。

表3 家屋の建築年代別棟数

	明治10年	明治20年	明治30年	明治40年	大正期	昭和2・5年	昭和10年	昭和20年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成期
棟数	15	95	57	2	3	7	11	5	16	18	22	5	8

帳簿に記された建物は264棟である。この264棟には主屋・付属屋・倉庫などすべての建物が網羅されている。264棟の建築年代について整理したものが、表3である。

志多留では、明治5年11月11日に大火があり、焼け残ったのは6戸のみであるといわれている。また、大火後、1年あたり数軒ずつ再建されたと伝えられている。⁽¹⁴⁾ 帳簿で明治10年とされる15棟には明治および明治以前の建築も含まれているが、明治20年の95棟、明治30年の57棟に比べると格段に少ない。⁽¹⁵⁾ 大火後すぐに主屋の建築に取り掛かれた家もあるが、多くは明治20年や明治30年になって造られることが多かったと考えられる。特に倉庫や付属屋などは遅れて建築されたと思われる。それらの様子が、明治20年・30年に建築が集中していることから読みとれよう。戦後に建て替えられた家屋については、家屋台帳から現在の帳簿に書き換えられた際に抹消された前身家屋についての記事が省略されたため、明らかではない。その点を考慮すれば、明治10年から30年に建築された家屋は表3の数値以上に多いはずである。

江戸期も含め明治期の建物が169棟残っており、それ以降の建物が95棟である。明治期の建物が、全家屋数264棟の64%を占めて極めて多いことに驚かされる。さらに、戦前・戦後に分けると戦前の家屋が190棟、戦後が74棟である。実に72%ほどが戦前の家屋である。

主屋の建築年代

隠居屋を含め住居専用として使われている建物の建築年代についてみると（これらを仮に主屋としておく）、明治10年とされる主屋が15棟、明治20年とされるものが5棟、明治30年とされるものが2棟、昭和5年が1棟で、併せて23棟が戦前の主屋である。それ以外の50棟は戦後の主屋である。昭和20年代が4棟、昭和30年代が16棟、昭和40年代が18棟、昭和50年代が9棟、昭和60年代および平成5年までが3棟である。⁽¹⁷⁾

先に述べたように、明治5年に大火があり、焼け残ったのは6戸だけである。帳簿で明治10年とされる主屋は15棟で、このなかには明治以前の建築も含まれている。とはいえ、多くは大火後の建物であろう。大火直後に主屋が建てられ、その後も明治20年・30年と再建が続いたようだ。明治末から大正期・昭和戦前期には時代状況であろうが、ほとんど主屋は建てられなかったであろう様子も伺える。戦前までの主屋は帳簿には「農家住宅」と記されている。ところが、戦後になると主屋は帳簿上では「専用住宅一般住宅用」（「併用住宅一般住宅用」が2棟含まれる）と記されるようになっていく。昭和30年代には16棟、40年代には18棟と大火後に建てられた主屋が建替えられていった様子がわかる。

少なくとも⁽¹⁸⁾ 明治以前および明治期の主屋が22棟残っていることは特筆されよう。

家屋の規模

まず、主屋規模について検討してみよう。複数の居住棟をもつ場合それらをあわせたものを総主屋規模とすれば、総主屋規模の最大の事例は249.16 m²であり、231.35 m²が続いている。それらに続く228.94 m²の総主屋までが、200 m²を超えている。最小の事例は36.36 m²で、次いで小さい事例は56.19 m²、59.50 m²と続く。総主屋規模の平均は139.33 m²（42.2坪ほど）で、170 m²台から100 m²台の主屋が多い。

表4 明治期の主屋一覧

時代	年	家屋種類	m ²	坪
明治	10	農家住宅	171.90	52
明治	10	農家住宅	161.98	49
明治	10	専住一般	161.98	49
明治	10	農家住宅	145.45	44
明治	10	農家住宅	128.92	39
明治	10	農家住宅	125.62	38
明治	10	農家住宅	125.62	38
明治	10	農家住宅	125.62	38
明治	10	農家住宅	105.78	32
明治	10	農家住宅	105.78	32
明治	20	農家住宅	105.78	32
明治	10	農家住宅	99.17	30
明治	10	農家住宅	85.95	26
明治	10	農家住宅	82.64	25
明治	10	農家住宅	82.64	25
明治	20	農家住宅	59.50	18
明治	30	農家住宅	56.19	17
明治	20	農家住宅	36.36	11
		平均	109.27	33.1

大規模な総主屋は当然ながら複数の居住棟からなる場合が多い。そこで本来の主屋に追加されたと思われる隠居屋や近年の居住棟を除いた主となる居住用の棟に絞った規模について検討してみよう。⁽¹⁹⁾

最大規模の主屋は228.94 m² (69.4坪ほど)である。次いで大きい主屋は184.97 m², 182.00 m²と続いている。小規模なほうは総主屋でも複数の棟からなっておらず、総主屋と同様に最小規模の主屋は36.36 m² (11坪)である。

この主屋を戦前、戦後に分けてみると、戦前の主屋は、最大規模が171.90 m² (52坪)で、161.98 m² (49坪)が続く。最小は36.36 m² (11坪)で、次いで小さいのは56.19 m² (17坪)、そして59.50 m² (18坪)である。戦前の主屋規模の平均は108.22 m² (32.8坪ほど)である。

さらに、明治期の主屋に限ってみると、最大が171.90 m² (52坪)で、最小が36.36 m²である。最小は本来の隠居屋に相当する家屋のみが残った例かもしれない。平均規模は109.27 m² (33.1坪ほど)である。表4のように、125.62 m² (38坪)や105.78 m² (32坪)などが多く、いずれも端数でない坪単位で表記できる。

既に記したように、明治5年の大火後の復興に当って「間口6間、奥行4間が普通の住宅建築」とされている。しかし、残存している主屋からみると、6間×4間すなわち24坪 (79.2 m²)ほどが明治期の主屋に多いわけではないようだ。24坪に近い主屋としては明治10年に26坪 (85.95 m²)が1棟、25坪 (82.64 m²)が2棟あるのみである。むしろ32坪 (105.78 m²)が3棟、38坪 (125.62 m²)が3棟と多く、24坪より大規模な事例が多いようだ。それは先の平均坪数が33.1坪ほど (109.27 m²)だということからも裏付けられよう。

戦後の主屋の最大は228.94 m²で、184.97 m², 182.00 m²が続く。最小は65.28 m²であり、次いで小規模は70.80 m²である。平均は138.70 m² (42坪ほど)である。

倉庫

倉庫についてみると、戦後に建てられた倉庫は志多留全体で8棟しかない。それ以外の90棟は戦前の家屋で、そのうちわけは明治期の家屋が79棟、大正～昭和戦前が11棟である。戦前の90棟は2坪～11坪とさまざまな規模があるが、そのほとんどが端数の出ない坪単位で表記できる。2坪が3棟、3坪が7棟、4坪が40棟、5坪が15棟、6坪が8棟、7坪が6棟、8坪が3棟、9坪が5棟、10坪が1棟、11坪が2棟である。4坪が40棟、5坪が15棟とこれら4坪・5坪が多い。

明治期に限定すると、平均は16.86 m² (5.1坪ほど)で、相変わらず4坪が35棟、5坪が12棟とこれらの事例が多い。

戦後は8棟と極めて少ないが、15.08 m² (4.6坪)～65.03 m² (19.7坪)と規模は多彩である。戦前



写真3 石垣塀で囲み、志多留川に面して船用の門を石垣塀に開く旧給人の屋敷。

付属屋

付属屋についてみると、付属屋の総数は85棟である。倉庫同様に戦後の家屋は少なく10棟である。戦前の家屋は75棟で、そのうち明治期が66棟、大正～昭和戦前期が9棟である。戦前の75棟は1坪～15坪と倉庫以上にさまざまな規模があるが、倉庫と同様にそのほとんどが端数の出ない坪単位で表記できる。それぞれの棟数は以下のものである。1坪が1棟、2坪が2棟、3坪が10棟、3坪余が1棟、4坪が15棟、5坪が5棟、6坪が3棟、7坪が2棟、8坪が4棟、9坪が6棟、10坪が8棟、11坪が4棟、12坪が8棟、13坪が3棟、14坪が2棟、15坪が1棟である。4坪が15棟と最も多いが、3坪が10棟、10坪が8棟、12坪が8棟と次いで多い。すなわち、小規模な3坪・4坪と大規模な10坪・12坪のふたつの山がある。

戦後の付属屋も、 13.50 m^2 (4.1坪)～ 49.73 m^2 (15.1坪)と規模は多彩である。戦前の付属屋が坪単位で造られているのに対し、戦後の付属屋を坪単位に換算すると端数が出る点も同様である。

個別代表的世帯の内訳

A家の場合、明治20年の3坪の「農家住宅」（規模からみて、隠居屋ではないかと判断される）、明治20年の3坪・4坪・7坪・2坪の4棟の倉庫（「その他倉庫」）、明治20年の12坪の付属屋（「付属屋農家用」）に、80年ほど後の昭和40年になって、55坪の主屋（「専用住宅一般住宅用」）が追加して建築されている。この家の場合、昭和40年まで主屋がなかったはずはなく、大火後に造られた主屋に替え、昭和40年に新主屋が建てられたものとみられる。現在の帳簿に整理されたため、過去の歴史が消えてしまっているが、もとの家屋台帳があれば解明できることである。

B家の場合、明治10年に50坪ほどの主屋（「農家住宅」）が建てられている。明治20年に8坪の「農家住宅」（隠居屋ではないかと考えられる）が加えられ、さらに12坪と3坪の2棟の付属屋（「付



写真4 「こぶ」の伊那にいたる旧道沿い民家の石垣塙。蔦がからまりサボテンなども覗く風情のある趣。屋敷は100坪以上あり、周囲を幅1m、高さ2mほどの石垣塙で囲む。石垣塙は風除けのためだという。

属屋農家用」), 7坪と4坪の2棟の倉庫(「その他倉庫」)が建てられている。そしてこの明治20年の家屋構成のまま、今日に至っている。

C家の場合、明治以前ないしは明治10年に32坪の主屋(「農家住宅」)が建てられている。その後、明治20年に、4坪と10坪の2棟の付属屋(「付属屋農家用」), 3坪と9坪の2棟の倉庫(「その他倉庫」)を建てましている。その明治20年の家屋構成のまま、今日に至っている。

D家の場合、明治10年の25坪の主屋(「農家住宅」)に、明治20年に3坪の倉庫(「その他倉庫」)と9坪の付属屋(「付属家農家用」)を建てましている。90年以上後になる昭和54年に付属屋(「付属家一般住宅用」)が建てられ、57年にはさらに「工場農家用」が建てられている。昭和54年や57年に前身の家屋が取り壊された可能性が高いが、現時点では確かなことはわからない。

以上、代表的な例を取り上げた。古い形態を残していると思われる、主屋・付属屋・倉庫など複数の家屋から構成され、かつその構成する家屋のすべてが明治期の建築である場合が12戸ある。すなわち、これら12戸は明治期の家屋構成をそのまま今に伝えている事例だといえよう。そのような事例が12戸確認できることも注目に値する。

家屋の構造種別

264棟の家屋の主体構造についてみると、近年に建築された主屋にコンクリートブロック造が1棟あるのみで、他は主屋、倉庫、付属屋などに関わらず全ての家屋が木造である。

屋根葺材料

屋根葺材料についてみると、トタン葺が5棟、セメント瓦が5棟、スレート葺が2棟、陸屋根が1

棟あるほかはすべて瓦葺である。トタン葺は明治期の農工場・付属屋などのほか、昭和10年の倉庫にも使われているが、これらは瓦葺からの改変であろうか。セメント瓦は主屋・付属屋・農工場に使われているが、いずれも戦後の家屋である。スレート葺は明治30年の主屋や昭和58年の農工場に使われており、明治30年の主屋は後の改造であろう。陸屋根の1棟はコンクリートブロック造の1軒である。以上のような現状から判断して、明治期はもちろんのこと、戦前期はすべての家屋が瓦葺であったと思われる。⁽²¹⁾なお、帳簿で見ると志多留の倉庫（こや）には南対馬で見られる石葺屋根は1棟もない。⁽²²⁾

家屋の階層

家屋の階層についてみると、戦後の昭和35年および昭和39年に建てられた2棟の主屋が2階建てであることを除けば、主屋・倉庫・付属屋など残る家屋はすべて平屋である。志多留集落においては明治期にはもちろんのこと戦前期においても2階建てではなく、すべての家屋が平屋であった。

おわりに

家屋台帳を中心に志多留の家屋について検討してきた。明らかとなった主な点を列記すれば以下のようになる。

- ①志多留の伝統的住宅は、原則として主屋と倉庫と付属屋という3種類の家屋から構成されていた。当然、3種類の家屋それぞれは複数の棟数になる場合や省略される場合もある。
- ②志多留の家屋のすべてである264棟には、江戸期も含め明治期の建物が169棟残っている。それは全家屋の64%を占めて極めて多い。さらに、戦前・戦後に分けると戦前の家屋が190棟あり、戦前の家屋が72%ほどを占めている。
- ③主屋に限定すると明治以前および明治期の22棟が残っている。（ただし、小規模な隠居屋らしき4棟を含む）
- ④明治以前および明治期の主屋に限ってみると、平均規模は109.27 m²（33.1坪ほど）であり、125.62 m²（38坪）や105.78 m²（32坪）などが多い。
- ⑤明治期の倉庫に限ってみると、平均規模は16.86 m²（5.1坪ほど）で、4坪が35棟、5坪が12棟とこれらの事例が多い。

以上のように、家屋台帳を分析することによってさまざまな点を明らかにすることができた。しかし、家屋台帳のような行政資料は研究上極めて貴重な資料であるにもかかわらず、必ずしも十分な形で保存されているわけではない。それどころか、近年は個人情報保護の問題が大きく取り上げられ、むしろ闇から闇へと葬り去られることも多いといわれている。これは全国の自治体が抱える共通の問題ではあるが、貴重な行政資料を積極的に保存活用できるような制度の確立が急務であろう。対馬調査では対馬市当局のご配慮により家屋台帳や土地台帳を閲覧する機会を得ることができた。対馬市当局のご配慮に記して感謝したい。

なお、今回は現地調査による状況把握が不十分な段階での、家屋台帳を中心とした分析に限定して報告した。上記の諸点などが明らかとなったが、逆に問題点も浮かび上がってきた。浮かび上がった

問題点を現地調査で再確認することによってさらに研究を深化させたいと考えている。

注

- (1) 『新対馬島誌』, 新対馬島誌編集委員会, 1964年.
- (2) 上県町史編さん委員会, 『上県町史』, 上県町, 2004年2月.
- (3) 『対馬西岸阿連・志多留の民俗』, 長崎県教育委員会, 1972年.
- (4) 『志多留村字地図』, 長崎地方法務局対馬支局所蔵.
- (5) 『明治廿一年, 志多留村, 土地台帳』, 対馬市上県支所所蔵.
- (6) 土地台帳に列記される21名と後で詳述する家屋台帳の地番および姓を対照させると家屋台帳では「茂ヶ」に所在する19戸が対応するようである。「コビ」および「瀬滝」のペーについては未調査である.
- (7) 高床とはいえさほど床高が高いわけではない.むしろ土間ではなく床を設け, 床下を吹きさらしとした板壁の倉庫というべきか.
- (8) 前掲注3) 文献の永留久恵氏の記述による.
- (9) 前掲注3) の文献に同じ.
- (10) 新潟県西頸城郡の旧高倉村などには「建物台帳」と称するこの種の帳簿がみられる(津田良樹他「上越市中ノ俣および愛媛県二神島の調査を中心とする山村および漁村における民家・集落の比較研究(2)」『住宅総合研究財団研究年報NO.15』, 1988). また, 広島県旧豊松村には明治10年代後半に作成された「家屋台帳」が残されている(川本重雄, 児島由美子, 「広島県旧豊松村の明治期の家屋台帳と民家」『住宅総合研究財団研究論文集No.33』, 2007年).
- (11) ここでは志多留の「家屋台帳」を披見することができなかったので, 平成5年「家屋課税台帳」(以下, 帳簿と略記する.) から家屋台帳の記事を抜き出して使用した.
- (12) ここで分類した主屋は居住用の建物である. そのため複数棟ある事例もあり, 帳簿に明記されていないため隠居屋らしきものも含んでいる.
- (13) 前掲注3) の文献によると, 「よま」とは「隠居屋のことであるが, どの家でも必ず出すとは限らず, 3夫婦できるとヨマをつくるのが普通である」とされる.
- (14) 前掲注3) の文献に同じ.
- (15) 帳簿には記号化して記されている. 凡例によると「建築年号コード」の区分「1」は「明治・明治以前」とある.
- (16) 1世帯のうちに複数の住宅を持つ例も含まれている. また複数ある場合で隠居屋らしき小規模な住宅が含まれる場合もあり, 最も古い時期として区分される「明治10年」には江戸期の家屋も含まれるようだ. また明治期は10年単位で区分されているが, たとえば「明治10年」が明治10年以前を示すのか, 10年台を示すのかなど, その区分の正確な意味内容は必ずしも明らかでない. ここでは「明治10年」頃ほどに解釈しておく. なお, 昭和期の場合「昭和30年」は30年台を示している.
- (17) この帳簿は, 平成5年度に整理されており, 昭和60年代の3年と平成の5年を併せると8年間である.
- (18) このうち4棟ほどは規模が小さく隠居屋と思われる.
- (19) 原則として隠居屋らしき小規模の居住棟を除き, 規模の大きい居住棟を残した. 近年建てられた居住棟ばかりで構成される場合, 規模に大きな差がないケースもあるが, この場合も大規模な居住棟を残した. ただし, 戦前期の農家住宅と戦後の専用住宅一般用が並存する1例のみは, 戦前の主屋を残したまま, 新たに戦後さらに規模の大きいもうひとつの居住棟を追加したものと解釈し, ここでは戦前期の農家住宅のみを残した.
- (20) この結果は, 戦前は坪で造られ, 戦後はm(メートル)で造られていることを暗示しているのかもしれない. しかし, この点は単にかつての家屋台帳の表記が坪で, 戦後の表記が m^2 になっていることに起因しているのかもしれない. 確定するためには実測調査による確認が必要であろう.

- (21) 明治5年の大火前は茅葺民家であったといわれている。そうだとすれば、焼け残った6戸には茅葺民家があったかもしれない。6戸がその後、瓦葺に改変されたのか、それとも以前から瓦葺だったのかなどについては今後とも解明してゆく必要があるだろう。
- (22) 当然、現存する倉庫には石葺屋根はない。

調査報告

2009 年度対馬現地調査報告

—— 目保呂国有林・豆酩龍良山国有林 ——

本田 佳奈

HONDA Kana

はじめに

九学会による対馬総合調査についての持続と変容をテーマに、2009年9月8～11日に現地調査をおこなった。九学会連合調査報告書『対馬の自然と文化』では林業部門における調査精度が他の項目に比べて薄い。そこで今回の調査では国有林をテーマとし、島の北にある目保呂国有林、南の豆酩龍良山国有林を調査地とした。調査項目は①国有林内の小学校、②山林労働の重要な助け手であった対州馬の減少と保存運動、③国有林内における聖地のありようについてである。

I 目保呂国有林

I—I. 国有林で育った子どもたち

大正15年頃から昭和30年代まで、対馬の国有林では多くの子供たちが鬱葱とした大山林のなかで育った。彼らは山子や焼き子である両親にともなわれ、住み慣れた故郷を離れて国有林にやってきた。「こんな真っ黒い山があるのかと驚いた。」ある国有林で育った初老の男性たちが当時の思い出を語ってくれたことがある。カシ、シイ、クスノキといった照葉樹林の巨木に覆われた国有林は日も差さず、巨大で暗黒の山だった。山の深さ、険しさが増すほどに大人たちの労働は激しくなる。国有林払下地の開拓部落では、不慣れな重労働のため短命だった入植者が多かったという。そのような環境のもと、子どもたちは育った。

目保呂国有林（旧官有林）は、大正7年末からの林道工事を皮切りとして、翌年の林道開通、越の坂の土場（切り出した材を一時的に集めておく場所）完成以降、本格的な斫伐事業が開始された。目保呂はしだいに集落化し40戸を数えるようになったため、大正9年には仁田小学校の分教場として目保呂学校が設置された。しかし爆発的な山景気は、徐々に衰退の兆しを見せた。大正末期になると、目保呂官有林経営は縮小化し、官有林内にいた山林労働者はその姿を消した。郷里に戻るもの、新たな仕事を求めて他の地へ転出したもの、あるいは仁田や佐護にとどまり定住化した一家もあった。しかし当時を知る世代は高齢化し、多くが他界している。ちなみに目保呂村とともに瀬田村の枝村であった中栗栖村には、大正6年に八十八箇所が建立された。寄進者には官山に関係したと考えられる各県移住者があった。もっとも多いのは大分県（36人）、ついで山口県（5人）、広島県（3人）となっている。このほかにも九州以外の関西、四国など、全国からの移住者が官山に関係したことが

(2)
わかる。

I—II. 国有林にあった小学校

対馬には現在 80 余りの小学校があるが、人口減少による休校・閉校となった学校はそれ以上に多い。建物が取り壊され草地となった峰小学校のような学校もあるが、校舎・校庭を保存した上でゲートボール場を設備し、地域交流センターとして比較的整備した吉田小学校など、閉校・一時休校後の地域における学校のありようは様々である。しかしガランとした旧校庭の隅には立派な忠霊塔、戦没者慰霊碑、功績を残した教師の顕彰碑が鎮座し、かつてここが地域社会における精神依拠の場所であったことを明示している。

しかしそのような学校の形跡さえ消えてしまい、ごくわずかな関係者の記憶にしか残っていない学校がある。目保呂国有林のなかにあった仁田村立仁田小学校分校である。国有林で伐採・製材・木炭焼き等の山林労働者の子どもたちのためにつくられた学校だった。

「目保呂はまだまだこの先に山がある。昔はここ（馬事公苑）がどんづまりではなく、もっと奥にたくさんの方が住んでいた。小学校もあった」という話を対州馬の調査中に聞いた。馬事公苑の先は舗装路が絶え、ダート道となる。地元の人しか通わない山道である。人家跡を残さない山中のどこに学校があったのだろうか。目保呂国有林の山の口である瀬田地区の総島由一さんと小宮キヨミさんに案内をしていただいた。

目保呂馬事公苑を過ぎて谷筋の林道を登っていくと、やがて大矢谷（通称オオヤノサエ）との分かれ道があり、さらに登ると三河内（サンゴウチ）と芦見河内（アシミゴウチ）というふたつの谷の分かれ道に至る。芦見河内をさらに奥へ登るとシュウシノクチという二つの谷の入り口に行き当たる。大正 6 年に開校した小学校はこのオオヤノサエ、アシミゴウチ、シュウシノクチ周辺を、3 回にわたって移転した。関係者はこれを第一の小学校、第二の小学校、第三の小学校、と略称している。

第一の小学校跡：大矢谷と芦見河内との間

上県町誌によれば大正 6 年に作られた第一の小学校は、大矢谷と芦見河内との間にあった。道脇の狭い平地に、「目保呂小学校跡／見聞大正 7 年頃迄仁田農業補習学校／平成七年十月十日御岳クラブ建立」と銘を記した高さ約 1 メートルの白い角柱が立っている（写真 1）。これは総島さんら登山クラブが卒業生の藤島春雄さん（92 才）に正確な場所を教えてもらい、たてたものである。まばらにヒノキ造林が立ち雑草に覆われているが、この平地にはかつて八間（16 メートル）×五間（10 メートル）の木造校舎が立ち、運動場があった（写真 2）。学校跡の付近には閉鎖された営林署の小屋がある（写真 3）。ここは目保呂造林合宿所と呼ばれ、作業員の宿泊施設⁽³⁾だった。小宮さんの生家もこの付近にあった。小さな川が流れており、子どものころはここでカニを採ってはおやつに食べたという。小宮さんに「生家跡で写真を撮らせてください」とお願いすると、左右をきょろきょろしながら歩き始めた。やがて道の途中でピタリと止まり振り向いた。そのままニコニコ笑って動かない。どうしたのかと思ったらそこが生家の跡だった。立派な林道が生家の上に作られていた（写真 4）。



写真1 目保呂小学校碑と総島さん



写真2 第一の小学校の校舎・校庭跡



写真3 営林署の旧造林合宿所

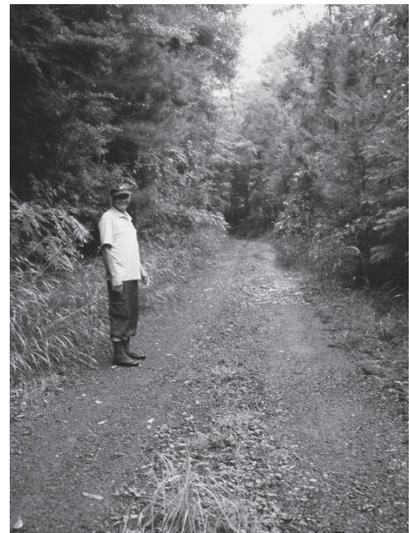


写真4 小宮さんの生家跡

芦見河内（あしみごうち）の谷

第一の小学校跡の先は、三河内と芦見河内との二股となる。三河内の先は御岳や佐護に至る山道が続き、周辺には二林班（国有林内を分割して班編成し、その順に従って番号をつけた）と呼ばれる山林があるという。芦見河内はおおよそ1キロほどの谷である。写真5は谷奥へと続く林道を撮影したものであるが、道下はやや崖となっており、川が林道にそって流れている。川脇にはわずかな平地がある。このような平地は川のゆるやかな蛇行に沿って点々と存在し、人々はそのわずかな土地を利用して人家、店を設けた。炭焼窯も築かれた（写真6）。小宮さんの記憶では40～50軒の人家が建ち並んでいた。その多くは粗末な小屋だったが、車引きを営んでいた石丸家や吉田家は立派な造りの家だった。菓子や饅頭を売る店もあった。

第二の小学校跡：シュウシノクチ

芦見河内の谷をさらに登って行くと、林道の左側の山すそに大きな台形の石積みが二つあらわれた。ここにはかつて六軒橋と呼ばれた橋が架かっていた（写真7）。橋の長さが六間あるからではないかとのことだった。二つの石積みの間には、土留めの石積みが築かれている。おそらく降雨による土石流をふせぐものであろう。この六間橋のたもとに第二の小学校があった。六間橋より先は通称シ



写真5 芦見河内の谷



写真6 炭窯跡

シュウシノクチと呼ばれる二股となる。おそらくこのあたりが目保呂国有林の深部であり、斫伐しうる最後の奥山地帯だったのではないだろうか。事業の進行により林業従事者集団はさらに奥山へと進出し、小学校もその動きに従って移転したのであろう。

シュウシノクチのあたりはヤボや草木に覆われてはいるものの比較的開けた印象を与える（写真8）。行き止まりの印象も強い。ここから先はさらに細いダート道が続いている（写真9）。ダート道脇の造林された平地にはかつて丸三製材所の板倉庫があった（写真10）。丸三製材所は当時の目保呂でもっとも大きな製材所であり、三人の親方による共同経営だった。瀬田地区の神社に奉納された石燈籠には個人名とともに丸三製材所の名が刻まれている。この板倉庫では映画や旅芸人による芝居がおこなわれたり、山神様の前では奉納相撲が興行されたりと、たいへんな賑わいだったという。ダート道の入り口の右崖上には小さな穴が開いている。かつての山神さまである。現在は祭られている形跡は見られない（写真11）。



写真7 六軒橋



写真8



写真9 さらに奥山へ続くダート道



写真10 丸三製材所 板倉庫跡



写真11 崖上の山神さま

第三の小学校跡：大矢谷（オオヤノサエ）

目保呂の谷筋をいったん下った大矢谷（通称オオヤノサエ）にある。ここが目保呂学校最後の地となった。ここも第一の小学校と同様、跡地はスギ造林となっている。道向うには製材所の跡が残っている。この小学校がいつまで存続したかについては今回の調査ではよくわからなかった。

I—III. 目保呂分教場の思い出

途方もなく黒い巨木の大山林のわずかな空を見上げていた幼い子どもたちは、その後どのように育ち、大人となっていったのだろうか。どのような人生を歩んでいったのだろうか。彼らの語りの特徴は、旧官有林の雄大さ、その日々を、子どもの心のままに記憶している点である。彼らの語りによってわたしたちは薄暗い官有林のなか、にぎやかな声に溢れた開拓村の風景を思い浮かべることができる。

目保呂国有林の山の口は上県町瀬田地区である。ここには目保呂学校の卒業生である藤島春雄・鹿夫妻が住んでいる（写真12）。藤島さんの両親と祖父母は、もともと佐護で入夫を雇うほどの大きなナバ山（椎茸栽培）を仕立てていた。祖父はハツジじいさんといった。藤島さんは大正11年に佐護から目保呂官山へやってきた。6才だった。昭和3年になり、分教場へ入学した。一教室の複式学級。入学当時、5年生は3人、4年生は5人、全体では22人ほどの生徒がいたように記憶している。

名前や性格は、今でもはっきりと覚えている。先輩には6年生のミツギウメキチくん。字が上手な人だった。奥の深い、堪忍袋を切らさない性格だった。成人して木炭検査技師となったが早世した。ウメキチくんの弟、カツタロウくんは藤島さんの1級下。兄同様に達筆で頭が良く元気のよい子だった。もう1人の弟、ユウイチくんは鹿さんと同級生だった。5年生には平山ショウノスケくん（対馬人で故人）。4年生に小西マサハルくん（故人）、小宮マサタロウくん、田中マサイチ（？）くん、萩原くん（おそらく4年生）、そして5（4？）年生の松村ヨシビョウウエくんがいた。

教室には悪そう坊主（悪坊主のこと）もいて、ずいぶんひどくやられて往生した。当時の男の子といえばケンカが当たり前。弟がやられれば、弟に非があっても仕返しをするのが仁義。どんな相手でも倒しにいった。けれど、弟に非があれば絶対に手を出さない人もいた。子ども心に立派な人だと思



写真12 総島さん(左)と藤島春雄さん(右)

った。小西マサハルくんは優等生。藤島さんの同級生だった妹のマスエさんも大変頭のよかった人。心のなかでライバルと思い、負けぬように一生懸命勉強した。松村ヨシビョウウエくんは父親の手伝いで欠席が多かったが、頭のよい人だった。ユーモアとやさしさを兼ね備えた性格だった。成人後は福岡県篠栗町の議員をつとめたという。

第一の小学校時代には三浦シゲオ先生がいた。福岡県西津屋町の出身で当時はすでに70才くらいだった。足が悪く少しびっこをひいていた。藤島さんは昭和5年(3年生)までこの学校に毎日通い、上級生になると仁田の本校へ週に何度か通うようになった。第二の学校にはフルカワノボル先生。厳原町の出身だった。この先生も高齢だった。ここでは先生が5,6回代わったという。ここで藤島さんは卒業した。4才年下の鹿さんは第二の小学校に入學し、3年生を終えて転校した。フルカワ先生は高齢だったので、竹のムチで机をたたいて叱った(第三の学校の時代はすでに成人していたため記憶にない)。

藤島さんは勉強が嫌いではなかった。広島で中学を卒業した父は(旧三次郡三次町、現在の三次市出身)、息子の進学を希望していた。藤島さんは小学校卒業後、一時仁田高等小学校へ通った。稲留先生という教師がおり、教員住宅に間借りをさせてもらった。しかし様々な事情により学業を諦め、官山斫伐事業の人夫として働き始めた。

目保呂で働く人々も様々であった。内地人が目保呂にたくさんやってきたのは小学校4,5年生のころ。越(くえ)の坂から醤油、味噌、米、麦などを運んできていた。ビンや袋を持って行き、掛売り。帳面を作って記録していた。藤本さんが働き始めた時代、目保呂には大分県出身者をはじめとする島外者よりも地元の労働者が多くなった。また貫尺法がメートル法へと移行した時代でもあった。そのため採寸には随分苦勞したという。丸三製材所には3年間、19才の頃まで働いたが、この頃が目保呂のもっともおもしろい時代だったのではないかと思うとのこと。板倉庫での出芝居や、5月16日の山神さまの祭日の相撲では、多くの人が集まり賑やかだった。丸三製材所時代はマルノコだったが、和歌山出身の親方の藤本製材所ではオビノコへとより大型化した。藤本製材所は第三の学校そばにあった。まっ太郎爺さんの住んでいた平地の並びには、鹿さんの生家があった。そのほか、ヨキジイ、キヨミさん、きくジイさんの家も近くの道端に建っていた。18,19才になったころ、寄留人は自分ひとりになってしまった(母は福岡県鞍手郡宮川町出身のため、藤島さんの戸籍も同じく福岡県だった)。すでに藤本製材所もなくなっていた。しかし目保呂に家を建てていたため、そこから下県郡美津島町の白嶽阿連官山まで通った。一緒に行ったのは、ヨキジイさんやヨキチさん。みんな元気な人たち。トイチジイさんは炭焼をしていた働き者。自分は伐採に従事した。

子どもの頃の家はハナノキザエ。最後の奥山地帯のサエ(谷)にある。その先は丸三のトックリ官山を越えて舟志にいたる。オテミズというところだった。官山払い下げではシンブイチャマ(新歩一山)を仲買いし、木炭を焼いた。トックリ山は大ドックリ(ドッカーリ)、小ドックリ(ドッカーリ)というサエに谷筋が分かれた。その手前は東海岸の琴村への道。琴村の付近には鉾山があった。途中舟

志にそれる道があった。

二林班（ニリンパン）という山の呼び名は聞いたことがない。営林署関係者が使う呼び名。自分は知らない。ゲンタロウさんや原田ワタルさん、キヨミさんは営林署で働いていたので、そういった官山の名前を知っているだろう。ジュウロクマガリは芦見河内の先。谷底まで道が16回曲がる。ために数えたら本当に16回曲がった。

ちなみに、総島さんも農鍛冶だった父に連れられて、ジュウロクマガリを良く通った。芦見への坂はきびしかった。飼所の奥のヒヤミズというところには山神様が祭られていた。父は琴で物々交換をした。峠を越えると当時大好況だった巾着船が集結する港が見えた。船からは当時めずらしいラジオで春日八郎の「おとみさん」が大音響で流れていた。それが聞きたさにわざわざ父の後を追ひ、難所を越えていったという。

卒業後も藤島さんと同窓生との友情は続いた。ことに小西マサハルさんとは仲が良かった。小西さんは造船所の親方として長く働き、その後大阪に転出し、尼崎で荒物屋をはじめた。よい鉋や手道具があるとわざわざ藤島さんにおくってくれた。今でもそれらの道具は大切に使っている。藤島夫妻が大阪まで遊びに行ったこともあった。小西さんが亡くなるまで、春雄さんとの交流は絶えることがなかった。

II 対州馬

II-1. 瀬田地区の馬跳ばせ

対馬の山林における労働、あるいは陸上交通・流通において、馬は不可欠の存在であった。対馬の在来種は対州馬と呼ばれており、木曾馬や岬馬などとともに日本の在来種の一つとして登録されている。温厚な性質のため手綱一本で女性が御すことができる。また蹄鉄を必要とせず、険しい山道に耐えうる強い足を持つ。粗食であっても強靱な体力を維持することができる。急峻な山地が島面積の80パーセント以上を占める対馬において、対州馬は極めて理想的な馬種であった。

目保呂国宥林の山の口である瀬田地区には、「馬跳ばせ」と呼ばれる祭りがあった。元々は初午の日に地元のヤクマさまに参詣し、その後厄落としの名目で競馬がおこなわれた。瀬田地区のみなら



写真13 男と対州馬（撮影年月日・撮影者不明 豊田氏所有）口ひびにくわえ煙草。小柄だが剽悍な風体の男性が馬上からカメラを見下ろしている。この写真を見たとき、わたしがこれまで出会ってきた対馬の男性たちを思い起こした。無骨で情緒的な物言いを好まない気質。どんな山も越えていく働き者たち。この男性と馬はどのような名を持ち、どのような経緯で対馬に住み、どここの山で働いたのだろうか。写真14のような野良着姿の女性と対州馬の写真は対馬典型的な民俗写真として数多く撮影されている。たおやかな女性の写真とは対照的な荒々しい祭りの熱気に満ちた男性と対州馬の写真はめずらしい。

ず、上県町の佐護、久原、鹿見、峰町の志多賀、三根、上対馬町の小鹿、一重、芦見、舟志といった、上県郡の東・西海岸の地区から騎手が参集した。最大20騎もの対州馬が勇壮に競う時代もあった。地元出身の騎手を応援するために各地から見物客が参加した。祭り当日の瀬田地区は出店が立ち、大変な人出で賑わった。

競馬の進行は以下のようなものだった。まずは2、3才の男児の相撲をおこなう。次に出馬しない馬たちが馬場入りした後、檜滝地区（NTT配電所前）のヤクマ神まで連れて行き小麦団子を食べさせた。帰ってきた馬に子どもを乗せ、成長を祈願した。そしていよいよ馬跳ばせとなる。華やかな飾りや鳴り物をつけた出走馬が馬場入りし、その見事さに大歓声があがった。出走場は2歳馬、3歳馬に分けられ、10歳馬であっても3歳馬として扱った。まずは一頭ごとにタイムをとり、近い馬同士を競わせた。馬の鼻面をもう一頭の尻に乗せ、スタートさせる。合図には旗を振り下ろした。その間隔を決勝ラインの審判2、3名が判定した。これを2回おこなって勝ち馬を決め、決勝まで進んでいった。当然のことながら出走者、見物人ともに気が高ぶっており、判定結果を不満として喧嘩になることも多々あった。騎手には親族や知人から花（祝儀）が付けられた。優勝者には優勝旗と反物が贈られた。⁽⁵⁾（写真13）。



写真14 対州馬と女性（撮影地厳原町豆酛地区・撮影日・撮影者不明 平井仁氏所蔵）典型的な対馬民俗写真の類である。対州馬に乗った野良着姿の女性。豆酛地区の女性が仕立てた野良着は“はぎとうじん”と呼ばれた。豆酛の女性が美人で働きが多いという評判はすでに江戸時代から始まっている。40代の人々はこのような姿の母親が朝早くに馬を連れて草きりや府中厳原への行商に出かける姿を記憶している。対馬の女性の過酷な働きぶりは、来島した大正期の研究者からもすでに発言されている。これまでも多くの年配女性が、「ここまで働かないと食べていけないのか」と嘆いた、若き日の思い出話を語ってくれた。

戦後になると山林労働の減少によってこの馬跳ばせは次第に衰退した。対州馬の頭数も減少し、明治17年には4150頭あったが昭和40年になると1182頭に減った。祭りがやんだのは昭和47年である。平成になると対州馬の頭数はさらに減り29頭となった（平成21年9月1日現在）⁽⁶⁾。日本馬事協会は在来種の保存活動に努め、それに呼応して対州馬保存会（長崎県対馬農協）は浅茅湾島山ベイパークでの対州馬の飼育を開始した。個人的に飼育をする家もあったが、労働使役をしない対州馬は高級動物を飼育することと同じであり、その経費と飼育環境を維持することも難しい状況にあった。

そのようななか、上県町では目保呂ダム建設にともなう用地活用策を模索し、かつて瀬田地区のもっとも華やかな行事であった馬跳ばせを復活させ、かつ対州馬専用の馬事公苑を設立する案が浮上した。対馬が誇る在来種対州馬の古い伝統行事と馬事公苑という新しい形での対州馬と人とのふれあいによって、町の観光

事業へのでこ入れ，地域社会の活性化をめざしたのである。こうして目保呂ダムと馬事公苑は完成し，平成14年に20年ぶりの馬跳ばせが復活した。観客のなかにはかつて対州馬とともに働いた老人たちも多かった。馬跳ばせ前のイベントとして他センターで子ども向けの乗馬体験コーナーを開催したことがあった。わざわざその列に並び，乗せて欲しいと頼む老人がいた。彼は馬の姿を懐かしがり馬事公苑へも度々姿をあらわしたという。彼らにとって久しぶりに見る対州馬だった。自分たちの時代とは食べ物が違う，育て方が違うなどの感想を言い合っていたという。

対州馬の話その①小宮福生さんの話

瀬田地区から目保呂の馬事公苑へ登る道路の入口には，小さな馬場がある。対州馬が一頭飼われており，人の姿を見ると親しげに近寄ってくる。この馬場の持ち主である小宮福生さんに話をうかがった。「馬がかわいくて仕方ない人。馬に育ててもらった，とよう言うてますねえ」というのが奥さんの評。そのことを福生さんに言うと，うーん，と黙った。しばらくして，「まあ，何というか。馬のおかげで健康だった」去勢しない馬はたいてい噛む。目保呂で材出しに使っていたのはたいていオス馬だった。メス馬でも体格が



写真15 フジマルと小宮福生さん

よく強靱であれば使った。昔の対州馬は，まあ，雑種ですよ。道産子，木曾馬，あらゆる馬がいた。道産子は蹄鉄を打たないと体を支えきれない。サッペロ石で爪切りをした。今でもその道具を持っている。自分が30代までは，馬は船に乗せられてやってきた。博労が連れてきた。ここでは馬がいなければ生活ができなかった。馬はよくもって15年。あとはどうしても動きがにぶくなる。昭和31年に仁田中学を卒業した。同じクラスで高校進学者は2，3人。あとはぜんぶ地元に残った。馬はかわいい。今飼っている藤丸は自動車の音が分かるらしい。自分が「おーい フジマルー」と呼ぶとひひーんといもなく。仕事で疲れて帰ってきてても，馬の世話をしないとどうも具合が悪い。平成12年ごろ再び飼いはじめた。前の町長さんが1頭飼いはじめたので，じゃあ飼おう，と思った。自分で小屋を立て，馬場を造った。昔飼った馬たちの写真はない。撮っていない。昔の人は馬をかわいがったが，写真を撮るわけではなかった。馬車曳きの時代のことはよく分からない。ここに自動三輪車が入ったのは昭和27，8年。それ以前は牛曳きが主流だった。犬ヶ浦のクエの坂（越坂）のドハに船が着く。そこまで牛で運んだ。馬を飼っていたのは昭和47年まで。法面工事を始めたのは平成4年から。大体，時代が変わるたびに仕事もわたしの人生も変わった。

対州馬の話その②永嶋さんの話（目保呂馬事公苑インストラクター）

馬事公苑では現在5頭の対州馬が飼育されている。

1. 優平（ゆうへい） オス 平成6年5月3日生まれ
2. 松（まつ） オス 生年不明

3. 福桜（ふくぎくら） メス 平成 11 年 4 月 30 日生まれ
4. 保呂ん（ほろん） メス 平成 18 年 5 月 7 日生まれ
5. 広美（ひろみ） メス 平成 10 年 11 月 2 日生まれ
6. もんちゃん

馬事公苑には 200 m²の厩舎，800 m²の円形の乗馬体験施設，300m の散策路が設けられている。体験コースでは円形柵のなかでの乗馬のほか，川沿いの道を行く外周コースもあり，自然の中を馬と往くこともできる。公苑利用者は年間 3000～4000 人ほどの来園者がある。島内で常時利用者は 7 人（中学生女子 4 人，大人 3 人），島外からのリピーターは 10 組ほど。静かで自然に囲まれた環境で，めずらしい対州馬が外乗できることを喜ぶ観光客も多い。また都市部に比べて乗馬料が安いことが喜ばれている。

永嶋さんは馬事公苑勤務六年目。以前は福岡県内の乗馬クラブのインストラクターだった。そのクラブが対州馬の訓練をしていたことが縁となり，馬事公苑専属のスタッフとなった。初めて対州馬を見たとき，まず思ったのは“荒い”ということ。もとの気性かはよく分からなかったが，とにかく荒かった。人家に預けられており，おいしいものを食べて運動不足だったためだろう。最初の印象は「かわいそう」。牛舎の中で牛に囲まれていた馬もいた。糞まみれだったのも不憫だった。福桜は最初乗せてもくれなかった。松（去勢済みのオス）は乗せてもバーッと走って行ってしまふ。そもそも馬は知らないもの，知らない環境に敏感に反応する。そのため馬事公苑まで連れて行くのも一苦労だった。まず，乗せてくれない。初めて馬たちを馬事公苑に入れた日は目保呂の谷の入り口から馬を曳いて歩いて登った。一頭連れて行ってはまた山を降りる。また連れて行く。その繰り返しだった。優平（オス）と広美（メス）は兄妹。美津島町鶏知で飼育されていたが前の馬主が飼えなくなったため，引き取られた。保呂んの名は目保呂からつけた。馬事公苑で初めて生まれた馬である。対州馬は出産の見きわめが難しい。体温変化に気をつけ毎日計測していた。まだ大丈夫だろうと思い，いつもどおり休日に入った。すると朝，代わりの人がえさやりと掃除にきたら，保呂んが厩舎のオリのすきまから出てトコトコ歩いていた。もんちゃんは六年前に長崎県鷹島のモンゴル村からやってきた。経緯はよく分からない。馬を飼育する理想的な環境は御崎馬のように少なくとも 50 頭くらいで放牧するのが良いと思う。外乗という手もあるが，長時間アスファルト上を歩かせることは良くないし，糞の問題もある。千俵播山で放牧するのもいいと思うとのことだった。

Ⅲ ^{つつたつら} 豆酩龍良山国有林

Ⅲ—Ⅰ. よみがえる名前——昭和 10 年の記念写真より——

明治における浅藻村の再開拓の歴史は，宮本常一『忘れられた日本人』の梶田富五郎翁によって語られた。ここに登場するのは昭和 11 年の浅藻村の集団写真である（写真 16）。梶田翁への聞き取りは昭和 25 年であったから，この写真の撮影当時，梶田翁はまだ存命だったことになる。ここにはおよそ 100 人の老若男女が写っている。彼らのなかには梶田翁同様にそれぞれの個人的経緯のなかでの浅藻開拓史を経験した人々もいたであろう。もしも彼ら 1 人 1 人から聞き書きができるのであれば，



写真16 「昭和11年2月26日浅藻林野警防団発会式」記念写真

①花田チヨ（?・花田兄弟の母） ②花田勇太郎（花田兄弟の父） ③代用教員：安藤キクエ ④梶田キクヘイ（梶田富五郎の息子） ⑤市丸貞五郎 ⑥マユミトミ ⑦ナカオキチ ⑧タナカのおばさん ⑨松山オク ⑩ツジカワイワ（昨年105才で死去） ⑪松山タツエ ⑫イノさん ⑬小学校校長：ナガセミノル（?）

100の開拓史，100の浅藻の昔話が聞けるだろう。もはや彼らからそれを聞く術はないが，この写真に納まった彼らの姿は，大正，昭和へと移り行く浅藻村の発展のなかで生きた人々の証でもある。今回の浅藻調査では奥浅藻在住の花田正光・和雄兄弟にこの写真を見ていただいた（昭和7，12年生まれ）。すると14名の人物が判明した。また写真17についても1名の人物が判明した。

なお，名前の後に（?）がついているものは，姓名が不正確である可能性がある場合，もしくは人物と姓名が不一致の可能性のある人物である。すでに70年以上経過しており，花田兄弟が知る以前の若い面影である。確定はできないものだが推測の範囲として掲載した。小学校校長のナガセ先生（⑬），代用教員の安藤先生（③）といった教育関係者がいることも分かった。また浅藻村の繁栄に大きく貢献した市丸貞五郎氏の姿があることも判明した（⑤）。写真の中央部で白い大きな花飾りを胸につけ，制服を身につけた市丸氏は威厳ある面立ちで笑っている。梶田富五郎翁の息子，キクヘイ氏の姿もある（④）。写真左下にかたまっている女性5名（⑦ナカオキチさん～⑪松山タツエさん）は奥浅藻の出身者である。おそらくこの記念写真は奥・中・小浅藻の三地区から構成される浅藻部落全体が参加しており，このように出身地区ごとに固まって座っているのではないかとのことだった。花田兄弟は奥浅藻の住民なので，他の地区の人物は良くわからないとのことだった。



写真17 金剛院の前にて ①松山サンノスケ（草履作りをしていた人）

Ⅲ一Ⅱ. 聖地，表八丁郭・裏八丁郭に残るもの

豆酩龍良山国有林内に残る表八丁郭・裏八丁郭にはそれぞれに石積壇が鎮座している。この地を聖地であることを示す古文書史料としては、南北朝期における「別してはてんたう（天道）の御罰を」という文言で締めくくる起請文，或は龍良山の山林開発は「天道の御罰」に触れると主張し，この地を神山不入地として囲い込みを試みた豆酩観音堂供僧等の一連の相論文書が現存する。文禄三年には「天道法師縁起」が成立した。強い靈性を持つ天道法師の物語のなかで，龍良山南麓の表八丁郭は誕生地，北麓の裏八丁郭は入滅地，表八丁郭を有する浅藻の西隣りの内院は法師の母の里という位置づけが定義化した。14世紀後期に朝鮮で成立した『海東諸国紀』に，龍良山への走入りと推測しうる記載があることから，平泉澄はこの地を日本最古のアジール事例として紹介した。強い崇りを起こす神として畏怖され，立ち入った場合は「インノコ（犬の子），インノコ」と唱えて草鞋を頭に載せ，四つん這いで後退したというかつての慣わしは，そのようなアジール性を強く象徴するものとして注目されている。そのほかにも大陸や朝鮮半島に連なる太陽信仰・山岳信仰の事例として，豆酩地区に残る穀霊信仰の象徴，赤米神事の関連地として，両八丁郭は歴史学，民俗学の研究者から注目を浴びてきた。しかしこのような学術的定義はなされているものの，現実の，今日の表・裏八丁郭のありようについては，このような研究成果にはほとんど姿を現さない。そこで，両八丁郭に残る石造物や鳥居について調査した。

【表八丁郭】

①石碑

（表）「天道大神卒余多乃民救ふ大神 神の力わ有難や」

②石燈籠銘文

【左・右ともに同じ銘文】

(表)「奉献」

(裏)「昭和三十九年 九月吉日」

建立人(セ) 山下ユキ

白田トモエ

外信者一同」

③木造の鳥居

【左柱】「瀬漁業生産組合 平成十九年 大安吉日」 【右柱】「祈願成就」

④木造の鳥居

【左柱】「瀬漁業生産組合」 【右柱】「祈願成就」

⑤鳥居

【左柱】「瀬定置網組合 平成15年」 【右柱】「祈願成就」

⑥石碑

「八丁角由来記

浅藻卒土の内の狭谷の内に在り、古代の磐境なり中に石の壇あり怕地（オソロシドコロ）と云ふ此の地の山の反対側にも同様の磐境あり。是を天道法師の墓、彼を同法師母の墓と古来俗説に伝へしが明治維新後此の磐境を天道法師信徒の祭るに任せ以て多久頭魂神社の神籬磐境と定められたり。大正年間文学博士平泉澄の研究に依り卒土は蘇塗なるを確めたり。即ち後漢書三漢伝に諸国の邑各一人の主を天神の天君と号するを祭る。又蘇塗を立て火水を建て以て鈴鼓を懸け鬼神に□ふ。其南界倭に近し又魏志に云う諸国各邑あり蘇塗と為す。諸山逃れてその中に入れば皆之を退きず蘇塗の義浮屠に似たる有りと蘇塗は卒土音を同じくす卒土の内卒土の濱は蘇塗の内蘇塗の濱なり。故に蘇塗は天君と号する天神を祭る処にして蘇塗の地諸山逃れて社内に入るときは追って是を捕へず」とあるに合致し卒土は霊地の名なりと豆酸は有名なる旧邑にして史蹟に富むこと本島屈指の地なり。神武天皇元年に龍良山にて天神を祀らしめ給ひしと伝ふ。天道法師は天武天皇白鳳癸酉豆酸内院に生れ幼より異才あり十一面観音の化身とも云われ□に天道の僧となり神通力を得たりしかば大宝三年癸卯朝廷に召され祈禱を行い、天皇の不豫を治し奉り賞として宝野上人の号を給り後本島に□り浅藻八丁角にて入足せりと俗に伝う

対馬島誌今梅山玄常天道法師縁起に依る

自叙伝 御嶽教対馬天道教会准教正 山下雪

顧みるに私の母は神の信仰心の篤い人であった私は年十二才にして母の信仰実践に心をひかれ自ら神を敬ふ心の芽生を感じた爾来私は只管神信心に□することになった昭和十五年三十才にして渡満し山下吉雄氏と結婚在満中に靈感により様々な予感が適中し戦時下の日本憲兵のおとがめを蒙る等の事も□であった。昭和二十一年久田村瀬に引揚げ木曾御嶽教に入り更に八丁角天道大神霊地に鎮座まします天道法師の古跡が放置された儘一般人の入山が「タブー」とされて居った。昭和三十六年一月吾に夢ありて「汝われの前に麥粒子を持ち来れ」と私は之□しく天道法師の神啓なりと自覚し神啓に従い□り天道法師聖霊を礼拝し茲に発心して八丁角天道法師霊地開□を神意と心得て霊力を注いだのである。昭和五十五年十一月多年に亘る神業が報いられ神殿の建設神前公園の□成概

ね整いたるに依り茲に天道大神靈地顕彰之碑を建立し吾れ無き後の世と雖も観音の化身として現れ給う天道法師の信仰に徹し拜ろがみ奉りて尊い御神□を拝戴される人々の多からんことを祈る

敬白

平山隆次郎謹書」

【裏八丁郭】

①石燈籠銘文

【左】

(表)「奉納」

(裏)「大正八年三月十八日」

(左)「市大組」

(右)「発起人 市丸馬太郎

大谷兼作

世話人 下村助十郎

中木喜作」

【右】

(表)「奉納」

(裏)「大正八年旧三月十八日」

(左)「市大組 山子中」

(右)「発起人 市丸馬太郎

大谷兼作

世話人 下村助十郎

中木喜作」

②狛犬銘文

【左】

(表)「献」

(裏)「佐須村阿連

昭和廿七年旧三月十八日

永留トシ子」

【右】

(表)「奉」

(裏)「巖原 岩永刻」

③石碑銘文

(表)「天道屋敷 昭和五十六(カ)年 三月十七日」

④木造の鳥居銘文

【左柱】(表)「浅藻銅付生産組合」

【右柱】(表)「平成 15 年六月吉日」

⑤木造の鳥居銘文

【左柱】(表)「海上安全」

【右柱】(表)「平成 11 年二月吉日」

このように、現在の表・裏八丁郭には以上のような石造物、鳥居が残されている。表八丁郭については御嶽教の流れを汲む天道信仰の気配が濃厚である。また花田兄弟の話によると、山下雪さんは昔隣村(内院か?)からバタコに乗って、夫婦でパルプ伐採の仕事に来ていたという。巖原のほうに住んでおり、月に一度表八丁郭に作られたお堂に信者と集まっていた。お年寄りたちは弁当を持ち寄ってこの堂に集まっていたという。奥浅藻在住の花田正光・和雄兄弟(昭和7, 12年生)によると、中学を卒業した頃(昭和30年ごろ)までは今のような三角形の石積みではなく、もう少し崩れたような印象だった。頂点にある小さな社もなかった。また現在のような鳥居ではなく、もっと簡素で小さな鳥居があった記憶があるという。また、和雄さんは“おそろしい場所”という恐れもあまり感じたことはなかったという。小さいころは友達らと連れ立って八丁郭を越え、奥までシイの実拾いに行っ

た。ガネ（沢ガニ）を取りに闇夜に八丁郭あたりに行くこともあったが、さして恐ろしいところでもなかった。周囲から禁忌を説かれることもなかったようである。兄弟は卒業後離島し、平成4年ごろ浅藻へ戻った。そして「気がついたらあぁなってしまうていた」というのが、現在の表八丁郭の姿である。中浅藻在住の平井仁氏（昭和21年生）も中学卒業後離島したが、それまで八丁郭の恐ろしさについて一度も聞いた記憶がない。しかも、そもそも平井氏はその存在すら知らなかった。成人後に再び浅藻へ戻ったとき、初めて知り、行ったところその立派さ、荘厳さに感心する思いだったという。上記の⑥石碑にもあるように御嶽教の准教正である山下雪と（おそらく）その息子である平山隆次郎なる人物がこの八丁郭を整備した。まだ聞き取り者の人数も少ないため断定はできないが、研究文献にある「畏怖」と「アジュール」としての性格は、地域住民共通の意識ではない可能性がでてきた。

また裏八丁郭については、大正8年3月18日（春の彼岸）に奉納された、浅藻の市丸・大谷氏の手による石燈籠を確認することができた。浅藻で繁栄した両家が市大組という林業組織で山子を抱え、林産業に従事していたことが判った。

おわりに

九学会調査から60年後の調査でのフォローアップは難題だが、島面積80パーセント以上を占める対馬の山林研究を考えるうえでは避けて通れない課題である。またこれまでおこなってきた九州各地の聞き取り調査のなかで、山林利用に関して頻繁に話題となったのが国有林での体験談や入山していた山子・焼子家族についての思い出だった。明治以降の山林大改革のなかで、山林労働者は全国各地の旧官有林・民有林を流転、あるいはその末に定住した。その最後の語り手は当時の子ども世代である。今回は目保呂国有林内の小学校に関する聞き取りをおこなった。学校は跡形もないが、その山で育ち学んだ生徒たちの大切な歴史があり、その後の人生を支える友情を育んだ場所だったことが分かる。非常に小さな歴史である。山は常に不安定な民を受け入れるものの、その経営限界に達すると非情に人々を押し出した。その繰り返しが日本の山林史の大部分を占めている。一時的に山に暮らした人々の痕跡をたどることは困難な場合が多く、わたしたちはあっという間にその手がかりをなくしてしまう。より詳細な聞き取りを進めていきたいと考えている。

調査項目2点目である対州馬についてであるが、対州馬もまた対馬の山林調査研究において、必須事項である。対馬の険しい山林は重労働を要求する。対州馬は仕事を助けてくれる大切なパートナーだった。従来の対州馬への民俗学アプローチは女性と対州馬の関係性について重点を置いていたが、今回の調査では男性と対州馬の関係性について焦点を当てた。近代的な山林改革の荒波のなかで、馬たちは実によく彼らを助け、働いた。馬跳ばせはその年一番の晴れの日だった。そのような誇らしい思い出は消えることなく、馬跳ばせの復活と目保呂馬事公苑開設へと結びついた。

また対州馬の歴史的長特長についても考慮したい。対馬藩による馬の飼育事情についても勿論だが、とりわけ中世初期から室町末期の間に在地での利権・支配権を固めた各地域の在地小領主にとって、馬は彼らの権利を維持するための生産活動ならびに武力支配に不可欠な動物であっただろう。ある程度の戦闘を想定した騎乗訓練を施したのではないだろうか。全島支配者であった宗家は専用牧野4ヶ

所に2千頭もの馬を飼育したことが『海東諸国紀』に紹介されている。温厚に人を助けつつも、時に勇壮な対州馬は、このような島の自然環境の条件下と人間との関係性の上で生まれた。島の歴史と文化を内包する動物が、絶えることなく馬事公苑というあたらしい形で存続した。正式な騎乗訓練も藩政時代以来の復活ではなかったか。存続という点において、きわめてきわどいタイミングで成功した事例である。そしてそれを成しえたのは、やはり対馬人の馬に対する深い愛情と感謝の念であった。明治以降の軍部指導の品種改良や労働率向上を目指した交配によってどこまでが本当の対州馬と呼べるのか、ということも問題となっている。「今の馬は昔の対州馬ではない」という年配者の発言も聞いた。馬事公苑へ来る観光客の減少も事実である。しかし、上県町地域活性化センターの職員や地域住民、インストラクターである永嶋氏らの努力により、馬事公苑の馬たちが大切に飼育され、かつて馬と苦勞を分かち合った老人たちが過去への経験を思い起こさせ、来島者には新たな経験と発見をもたらしていることもまた事実である。

調査テーマ3点目である国有林内の聖地のありようについてであるが、巖原町浅藻地区では国有林内の聖地、表八丁郭・裏八丁郭での現地実測と石塔類の銘文調査をおこなった。その結果、もっとも古い銘文が大正6年であり、昭和30年から50年にかけての銘文が多く、それ以前、たとえば近世の遺物などの現存は見られないことがわかった。また戦後から昭和50年ごろまでの御嶽教信者による八丁郭整備が行われており、新しい天道信仰の形態が発生したことは石造物および聞き取り調査からも明らかである。また7年前の現地調査で採集した昭和初期の集団写真に納まった人物の姓名が幾つか判明し、浅藻地区形成を担った人々の個人史を探る手がかりを得ることができた。

以上、『対馬の自然と文化』の補遺調査として、二つの国有林に関する現地調査をおこなった。はじめにのべたようにまだ目的の緒についたばかりの内容であり、まだまだ聞き取り調査もスタートしたばかりである。今後の調査の基礎としてここに報告する。

注

(1) 上県町誌編さん委員会編集『上県町誌』平成16年 1229頁。

(2) (出身地別による札所寄進者数)

大分県 36人 山口県5人 広島県3人 福岡県3人 香川県 2人 愛媛県1人 兵庫県1人 五島1人 壱岐1人 熊本県1人 中栗栖村9人 瀬田村8人 壱滝村4人 飼所3人 越の坂村2人 犬ヶ浦村2人 一重村1人 不明者5人 合計88人(『上県町誌』1230頁)。

(3) 位置は御嶽林道三河内支線の基点附近。元々は民有地だったのを営林署が借り上げた(942頁『上県町誌』)。また対馬営林署仁田担当区については大正3年に熊本大林区署対馬小林区署仁田担当区という正式名称により瀬田1024番地に設置された。その後63-1番地を昭和38年5月1日～昭和44年3月25日まで借上使用し、昭和38年10月29日に新築移転した。昭和44年3月26日には借上土地を購入している(同上941頁)。

なお、実業補習学校についても「本村ニ於テハ補習教育ニ欠クル所アリ。只青年会ニ於テ僅ニ夜学ヲナス位に過ギザリシハ当事者ノ遺憾トスル所ナリシガ大正七年五月一日ヨリ仁田・伊奈・久原ニテ各々農業補習学校ヲ附設スルニ至レリ」とある。仁田農業補習学校は生徒数12人、教員2名、出席率67.83パーセントであったという(647頁)。

(4) 瀬田地区神社石柱銘【右柱】(中央)「奉」(左)「昭和二年 惣島仙右ヱ門 田口弥惣 西山岩吉 阿比留善吉 同 政治 日高万作 財部秀雄 植村亦市 野田法雲 福田文作」【左柱】(右)「六月吉日 石

田兼治 川淵幾五郎 今崎忠一 森重延吉 藤 森茂(カ) 首藤政兼 丸三製材所 松木帛五郎 川本源盛 日高□義

(5) 馬跳ばせの詳細については、平成11年10月25日、瀬田集落センターにて行われた会議資料「瀬田地区馬とばせの打合せ」より引用した(上県町地域振興課豊田氏より)。

(6) 日本馬事協会「ホースメイト」48号 平成18年 4・7頁 平成21年の頭数は豊田稔房氏より教示いただいた。

調査協力機関・調査協力者(敬称順略)

上県地域活性化センター地域支援課 豊田氏

目保呂馬事公苑 永嶋健一郎氏(インストラクター)

【上県町瀬田地区】

藤島春雄・鹿夫妻(大正5・9年生) 小宮キヨミ氏(72才) 小宮福生氏(昭和16年生)

総島由一氏(昭和20年生)

【厳原町浅藻地区】

花田正光氏(昭和7年生) 花田和雄氏(昭和12年生)

Discussion Paper

Effects on the Republic of China of the Collapse of the “Empires” after the First World War

Restoration of Sovereignty in the Former Concessions
of Germany and Austria-Hungary

貴志俊彦
KISHI Toshihiko

Introduction

In the 1910s, the East Asian World underwent a drastic change in the international relations and was forced to re-organize the regional order in its sphere, with a precedent of the Japan annexed Korea and the collapse of the Qing Dynasty by the Xinhai Revolution, and further with the change in the political current of Europe, triggered by the First World War and the Russian Revolution.

The effect made at this time by the collapse of the empires of Germany, Austria-Hungary and Russia, brought about in particular a big change in the order of the cities in the each region of China which had become the stage of the world market beyond the limit of nation, particularly of the cities such as Tianjin, Hankou and Qingdao where the concessions or leased territories were located by these empires. Notwithstanding these facts, there have been very few studies on the concessions held by the empires.

Next, in the wake of the breakout of the First World War, the authority of consulate was ceased and each of the concessions was confiscated from Germany, Austria-Hungary and Russia. After the confiscation, “Special Administrative Districts” (特別区) were created in the former concessions as unknown and different area even for the authorities, which was “not same to the Chinese Area and also had a different character from the general open ports.” This never-experienced confiscation of the concessions and the subsequent seeking for the government system in the Special Administrative Districts, these meant such “Pioneers of the confiscation of concessions” and were treated with a high discretion, which Beijing was always conscious of its meanings.

Today, it is interpreted that the national sovereignty was restored as a result of the formal confiscation of each concession held by Germany, Austria-Hungary and Russia, thanks to the Treaty of Versailles (1919), the Treaty of Saint German (1919), and the Sino-Soviet Agreement (1924).

Actually, Beijing at that time reiterated the same claim. However, as will be seen, the negotiations at Tianjin after the end of the First World War between the consuls of each country, the corps of consul resided in Tianjin, the Zhili special correspondents and the Ministry of Foreign Affairs went on for a long time.

Such points are the shape of sovereignty in the treaty-open ports under the convention, including the concessions and also the movement of the groups at home and abroad in the decision-making processes of the Special Administrative Districts, which this paper makes clear of, through the issues of the return of the concessions, the management method of the Special Administrative Districts and others. The basic historical materials for studying this issue are the Ministry of Foreign Affairs', "Archives of the Concessions or Leased Territories", and "The Archives of the European War", in the possession of the Archive of the Institute of Modern History at Academia Sinica, Taiwan.

1. Direction of Sovereignty after the Confiscation of the Concessions and the Cessation of the Authority of Consulate

In the middle of the First World War, the U.S.A. broke off diplomatic relations with Germany, triggered by the Declaration of Unrestricted Submarine Warfare made by Germany in February, 1917 and also Beijing went to the same diplomatic break by the declaration by President *Li Yuanhong* on the 14th of the next month.

When Dr. Voretzsch, German Consulate General, left Tianjin, he entrusted the protection of the German residents in China to the Government of Holland, a neutral nation at that time. The Government of Holland directed her envoy resided in Beijing to dispatch her Chief Counselor to Tianjin for the purpose of protecting the vested right of Germany in China and to act on Germany's behalf in diplomatic negotiations. As early as 14th, the Chief Counselor of Holland placed the former barracks of Germany under the protection of Holland and hoisted her national flag. On the next day, the 15th, the International Council of Affairs of State decided that China would administer the German concessions of Tianjin and Hankou and that German assets in China would be strictly supervised. Following this decision, on the 16th, the German concessions were confiscated by armed force by the Committee of the Administration of the Assets of Enemy Nations, appointed by the Beijing.

On the day following the confiscation, the German Municipality was changed to the Temporary Administration Bureau of Tianjin Special Administrative District and established the Regulatory Science Department, Health Department and Law Department at the Bureau. At the same time,

Germany was deprived of the authority to conduct public trials in the Shanghai Common Concession and the German commercial ships were confiscated, which were at anchor in Shanghai and Xiamen. Further, the leased territories such as Shandong and the Jiaozhou Bay were transferred temporarily to Japan. *Ding Zhenzhi*, Head of the Bureau, transformed the Municipal Police into the Police Agency and persuaded *Fu Wanyou* to stay in office and appointed him as the chief of the police, who had been the Chief of the Municipal Police at the time of the former concession.

Against such forced confiscations by China before the declaration of war, on March 24th, the Envoy of Holland protested verbally the Ministry of Foreign Affairs and its Chancellor as it was not acceptable by the reason that such confiscations were illegal acts without any ground from the point of the International Public Law. At that time, it was possible to interpret that the confiscation of the concessions by local officials was an illegal act, because it infringed on the exclusive administrative authority that the consulate was acting on.

On August 14th, the Government of *Duan Qirui* excluded the strong anti-war camps in the Diet and officially declared war against the both of Germany and Austria-Hungary. On the same day, by the Declaration by President, the Government notified to the both countries that all treaties, ententes, agreements and other international accords related to China and both countries were annulled, based on the International Public Law and customary practices, which had been concluded with the both countries. Also, according to the “Temporal Regulation of the Deliberation of the Lawsuit of Civil and Criminal Trials involving the People of Enemy Nations” issued on the same day, the Consular Jurisdiction of the countries other than enemy countries was taken as approved for the reason that the lawsuits were not applied for the citizens of enemy nations and other foreigners, although the justice of the civil and criminal trials should be administered by the local courts of China or by the local officials during the war. *Tang Hualong*, Chancellor of the Ministry of Home Affairs informed President Li Yuanhong that, as long as plunging into the state of war, the title of “Temporal” of the “Temporary Administration Bureau of Special Administrative District” should be erased and be changed to the title of the “Administration Bureau of Municipal Government of Special Administrative District”, and also that the Chancellor of the Ministry of Zhili Province should order the Head of the said Administration Bureau to confiscate the concession of Austria-Hungary as well as of Germany, and that *Yang Yide*, Director-General of the Zhili Tianjin Police Agency was recommended to accede to the position of the Head of the Administration Bureau. Under the document attached to this letter of proposal, “The Simple Rule of the Administration Bureau of Municipal Government of the Special Administrative Districts of Tianjin and Hankou,” a simple administrative directive was issued with the contents that all of the administrative affairs and police affairs in the districts should be managed by the Administration

Bureau and the matters related diplomatic negotiations should be handled by the consultation with the Local Diplomat of the provincial government. However, this directive was little more than a regulation issued in a state of war.

With developments like this, Austria-Hungary's concession was confiscated on the day of war was declared. At 7:00 a.m. on the day of the confiscation, *Yang Yide* had talks with the consul at the consular office on the takeover of works regarding the public administration and tax collection. At 4:00 p.m. he dispatched the armed police there and completed the confiscation of the barracks and the Municipality, and hoisted the five-colored flag of the Republic of China. However, as the Consul of the Concession of Austria-Hungary entrusted the administration of her people to the Government of Holland as same as the Consul of Germany when the Consul left Tianjin , the national flag of Holland was hoisted only at the consular office. The Consul of Holland and other committee members resident in Tianjin took over the matters regarding the civil lawsuit, criminal lawsuit and protection for the people of the former empires, but the contents of this takeover was apparently infringed the above-mentioned the "Temporal Regulation of the Deliberation of the Lawsuit of Civil and Criminal Trials with the People of Enemy Nations." And also, the committee member from Holland occupied in a private capacity the former residence of the German vice-consul in Tianjin and the former residence of the Austria-Hungarian consular clerk in Tianjin at each of their consular office and made them responsible for the consulates' affairs. Considering that the committee of the Municipality of Concession was not dissolved at this time, it was not unreasonable to think that the authority of consul had simply been transferred to Holland. Facing these developments, the Chancellor of the Ministry of Zhili Province requested through the Ministry of Foreign Affairs that the authority of Holland be clarified, but things had not changed.

On September 1st, also by negotiations between the Government of the Republic of China and the countries of entente, the confiscation was approved of the concessions of Germany and Austria-Hungary in Tianjin, Hankou and, the consular jurisdiction of the both countries was abolished and the Boxer Protocol after the Boxer Rebellion was cancelled. By this way, only international approval was obtained for the confiscation of the two concessions, but the ground of international laws was not created for the legalizing of this confiscation. The Government of Holland, which was involved with these two concessions, kept protesting Beijing of the illegality of the confiscation on the strength of the above.

Meanwhile, China attached importance to the fact that the consuls had been excluded from the central organization of the administration of the concessions and turned it an opportunity to advance such an experimental and temporary system, which did not impair the interests of the foreigners residing in China and facilitated the administration by China. According to the intentions

of the State Council, the establishment of the Special Administrative Districts included the policy of revoking the ruling by foreigners by reforming the urban government administration containing the concessions, as well as of avoiding of establishing more "extra-concession."

The Ministry of Home Affairs prepared the "Method of Administration of the Concessions by the Enemy Nations" in order to facilitate the restoration of the order after the confiscation of concessions and sought the Head of the Ministry of Foreign Affairs for consideration, on August 21st. Particularly, the Ruling Committee of the German Municipality had lost significance as ruling organization and forcibly dissolved on August 27th, according to the provision that "Such a proceeding organization was ceased, which was set by the enemy people in the Germany concession, but, its enforcement organization will be kept in order to maintain the local public benefits. The said Head of the Bureau establishes laws by taking account of the local situation, and the Chancellor of the Ministry issues instructions to the Ministry of Home Affairs to decide its enforcement." By this, although the administration seemed to have been uniformed, the diplomatic corps expressed disapproval over such issues as the numbers of people at the Bureau of City Administration Department at the committee and their authority, and finally it had not accepted this provision.

On November 3rd, 1918, the Austria-Hungary finally surrendered and on the 9th, the emperor of Germany abdicated the crown. On the 11th, the First World War ended after the period of four years. However, after the war, European countries returned to focus on her international strategies in East Asia, which had been concentrated on the European battle lines. For example, the English merchants, the consuls of countries of entente and envoys in Tianjin, expressed the opinion that having a Special Administrative District each was not an appropriate measure for the open port and should be changed to a Common Concession, such as in Shanghai.

However, when the proposal of the Common Concession was revoked, there arose the issue of confiscation of the assets of enemy nations in the former concessions, the concession of each country and the Chinese Area. The "Regulation of the Commerce with and Assets of Enemy Nations", which was submitted in November, 1918, under the name of the Envoy of Great Britain, included such contents which the assets in her concessions were to be disposed by the authority of the concession, in case that they had not been moved outside the concession within one month after the issuance of this regulation. Then, the Envoy of Holland protested against this regulation for the reason that it was against Article 23 of the Hargue Rules of Land Warfare. And also, the Envoy of Holland protested that the sovereignty of each concession should belong to China according to Article 1 of the Qing-U.S.A. Treaty of Tianjin. It followed that the losses incurred by should be indemnified by Beijing, if the provision regarding the protection of assets in Article 3 of such

“Regulation of Treatment of the People of Enemy Nations” was torn up, which the Ministry of Home Affairs had established under the wartime.

Consequently, the Bureau of Administration of the Assets of the People of Enemy Nations was established in January, 1919, which belonged to the Minister of the State Council. The Head of the local office around the country appointed one person from the Chief of the Ministry of Affairs of State, Local Diplomat extraordinary, the Chief of the High Prosecutors office, the Chief of the Ministry of Finance, the Chief of the Police Agency, the Chief of the Ministry of Business Affairs and Province Magistrate. And they ordered the foreigners to declare any assets such as real estate and properties, whether owned or maintained by contract, under the laws such as “Regulation of the Assets of the People of Enemy Nations” and the “Regulation of the Bureau of the Assets of the People of Enemy Nations”, and confiscated or administered the assets by the methods such as preservation with seals. But the judicial proceedings after confiscation were mostly unclear including the issue of authority.

With the outcomes of the Paris Peace Conference held from January, 1919, on 28th June, the Treaty of Versailles was issued as the peace treaty with the former Government of Germany. Article 130 of the Treaty prescribed that all such facilities and public assets should be transferred to China, which were in the concessions of Germany in Tianjin, Hankou and owned in China by the Government of Germany, excepting the building estates and diplomatic offices of diplomats and consuls, and in Article 132, it was clearly prescribed that “China will confiscate these concessions perfectly, execute her sovereignty, declare her intentions and open the concessions to each country for the use of public residence and trade”, as well as approving the cancellation of the agreements of the concessions of Hankou and Tianjin. (underlined by the quoter) Under this Treaty, the Municipality of Concession of Germany was abolished and instead, the jurisdiction was taken over by the Office of the Special First Administrative District. And also, the Treaty of Saint German was concluded in September with the Government of the former Austria-Hungary. It was clearly prescribed as well that all the facilities and public assets should be transferred to China in Article 115 and that “the confiscation of the concessions of Austria-Hungary was made based on the due right” in Article 116. With this occasion, the Municipality of this concession was abolished. However, as the issue of Shandong got complicated, Beijing rejected to conclude these treaties. By this, the opportunity was passed up to settle the international treaties that legitimated the confiscation of the concession. This confiscation was made by force along with the declaration of war in 1919 and had kept exposed to the accusation of the violation of the international laws.

2. Post-War Processing of the First and the Second Special Administrative Districts after the World War

With the opportunity of these peace treaties, the municipal administration started of the Special Administrative districts and the existing organization had become to be reformed. Each concession of the former Germany and the former Austria-Hungary was changed to the First and the Second Special Administrative District. The administrative affairs of both of the districts should be carried out by the Ministry of the Special Administrative District which belonged to the Department of Planning at the Government of Tianjin, under the control by the Ministry and the Office of Province, and the Ministry of Home Affairs.

The immediate issue was on the handling of the assets which were owned by the organizations and people of the allied countries. The issue was the handling of selling or pledging the premises to foreigners, which were in the concessions of Tianjin, Hankou, in Beidaihe and others. But the only development was the issuance of the instructions that, for the change of title, it required the permission by the Bureau of Administration of the Assets of the People of Enemy Nations. And then, in August, 1919, the Ministry of Finance prepared the drafts of the "Regulations of Agreement Tax Implementation in the Special Administrative District" and the "Regulation of Special Agreement Tax Implementation" regarding the change of title, on the request from the Bureau of Administration of the Assets of the People of Enemy Nations. For the purpose of avoiding reaction by foreigners, the Ministry of Foreign Affairs advised the Ministry of Finance to add the revisions to the regulations of the latter draft, such as cutting the processing fees which the foreigners paid for the change of the title of land and houses in the concessions and in the general open ports, which were owned by the people of the allied countries. The Ministry of Finance did not accept this revision proposed by the Ministry of Foreign Affairs, but after that, reviewed the both drafts. And then, the drafts were approved by the Ministry of Foreign Affairs in November and reached the decision by the Conference of State Affairs through the State Council. In December, the "Regulations of Agreement Tax in the Special Administrative District" and the "Regulation of Agreement Tax on Special Assets" came to issuance in the form of the President Decree. In Article 3 of the "Regulations of Agreement Tax in the Special Administrative District", it was prescribed that "all the foreigners may lease the land and house which are owned by either Chinese people or foreigners, according to the examples of the lease of the general open ports and of the construction of ships. They should apply for the leasing at the Local Diplomatic Office along with their former owners and receive the agreement after survey conducted by dispatched representative, and then should pay the 6% of the rental rate as the tax related to agreement." (underlined by the quoter). The tax amount was clearly stated only for foreigners

Under the "Regulation of Agreement Tax on Special Assets", in addition to the above cost, the 1% of rental rate should be paid in case that the change of title is referred to the land/house owned by the German and Austrian people, and the 1% of the construction cost should be paid in case of additional or new construction. This payment should be made to the Bureau of Administration of Special Assets or the Bureau of Liquidation.

Further, of the regulations regarding the municipal government administration of the Special Administrative District, which had been examined since March, 1917, it was issued in a modified form after the deliberations within the government on the "Regulations of the Bureau of City Administration Department of the Special Administrative District of Tianjin, Hankou", which was prepared by the Ministry of Home Affairs in December, 1920. The Ministry of Home Affairs, which had strongly demanded for the return of the Sovereignty, was forced to compromise, but, it did not identify the Special Administrative District as applying to the general open ports, although the Ministry of Foreign Affairs identified it as such.

The diplomatic corps expressed disapproval of the "Regulations of the Bureau of City Administration Department of the Special Administrative District", too and demanded that the Ministry of Foreign Affairs hold the conference on the regulations related to the Special Administrative District.

Therefore, on April 13th, 1921, *Cao Yunxiang* of the Ministry of Foreign Affairs held a conference on management methods of city administration of the Special Administrative Districts of Tianjin, Hankou, together with the corps of consuls consisting of the 4 consulate representatives each of Great Britain, France, Italy and Japan, without attendance by any representative of the Ministry of Home Affairs. To the revised draft, the corps of consul asserted that 1) such a Chief was not required of the Bureau of City Administration Department, who was sent by the Ministry of Home Affairs, and its government should be uniformed by the Local Diplomat as Chairman, who was sent by the Ministry of Foreign Affairs. The six members of the Bureau of City Administration Department should be elected by the tax payers and at least, the two of the members should have Chinese citizenship. 2) they were against the fifty years Perpetual Leasehold of the Special Administrative District. For these reasons, the corps of consul remained to express their disapproval of the revised draft. In June, the Ministry of Home Affairs refused these requests for the reasons that sovereignty should belong to China as long as the former Exclusive Concession was confiscated, and therefore, it was not acceptable to the proposal that only two of the six committee members be Chinese, and that the proposed term of leasehold was not regarded as reasonable, considering the fifty years of the general open ports. Through the negotiations between the both parties, it can be understood that the corps of consuls tried to strengthen its influence

through the Zhili Local Diplomat and that Beijing, or at least, the Ministry of Home Affairs tried to avoid the intervention by the corps of consuls in her sovereignty by the manner that all the city administration organization should be implemented by the current municipality and then the authority of land disposal should be secured.

Further, in the Letter issued by the Ministry of Home Affairs in February, 1923, i.e. the following year, regarding the points made by the Zhili Local Diplomat that foreigners had obtained the Perpetual Leasehold even in the Chinese Area in Tianjin after the Boxer Rebellion, the Ministry of Home Affairs requested the Ministry of Foreign Affairs for the research whether the Exclusive Concession regarding land and houses was obtainable in the Chinese Area under the Commercial Treaty, and also denied that discreet handling was required, as the Special Administrative District was a newly confiscated area, even if the Perpetual Leasehold had been actually set in the Chinese Area. In the following month, the Ministry of Foreign Affairs made the following reply to the refutation made by the Ministry of Home Affairs; It had remained a decades-old unsolved issue if foreigners had the right to reside and trade outside the concessions even in the area of treaty-open ports. Actually, "Germany and Austria-Hungary lost their right to business activities due to the war and along with this, each country lost rights to land with the Perpetual Leaseholds, which it had owned in the two Special Administrative Districts. Anyway, the settlement of this issue had been postponed for a long time. By prompt settlement, it should avoid reprimands by and sarcastic remarks from foreigners." To put it simply, the Ministry of Foreign Affairs recommended reaching a compromise over the dispute with the foreign countries and settling the issue at an early date, with remaining the issues unsolved, of the interpretation under the international public law and of the legal rationality.

But, at this time, the politics in Tianjin was involved in a big change. With the outcome of the Second Fengzhi War, which broke out in September, 1924, the Section of Zhili was brought down and instead of, the section; Chu Yupu took the office of the Deputy of Zhili Inspector who was backed by Chu Yupu of the Section of Fengtian. *Yang Yide* was expelled, who had held the real power of city administration as Director-General of the Zhili Tianjin Police Agency for fourteen years since 1912. This takeover of the political force stopped the construction of city administration of the Special Administrative District.

Conclusions

Beijing had the experience of confiscation of concessions for the first time through the First World War. We saw that the negotiations between China and the foreign countries on the administration of the Special Administrative District after the confiscation, which revealed the conflict of interest

regarding the concessions, and also that the paradigm of sovereignty was selected amid the reality and the compromise. Actually, there were cases that the establishment of the Special Administrative District had stopped the government intervention by the consuls of the jurisdictional countries and granted the Chinese people the opportunity of political involvement and guaranteed the freedom of residence, the right of lease or purchase of land/house in the district.

However, after the end of the World War, the powers did not consider the confiscation of concessions or the establishment of Special Administrative District as the return of the sovereignty, and endeavored to maintain the concession system by making proposal of several plans of the common concession. Even after the rejection of these plans, for the period until the coming into office by the new consul, the committee member of Holland or the specially dispatched Zhili Local Diplomat acted on behalf of the consul and tried to maintain the system of Municipality, conscious of the corps of consuls residing in Tianjin and the envoys in Beijing. After the time when it had become clearly difficult to restore the order in the concessions, due to the conclusion of peace treaty and other events, there were cases where the special Zhili correspondents tried to change their logic into the ruling the Special Administrative District, based on the provisions regarding the general open ports, and to secure the Perpetual Leasehold of land/house, backed by the Local Diplomat. With this result, such an extraordinary situation had continued, which the legislation of the Special Administrative District could not reach to a conclusion after nearly nine years of negotiation. It can be seen that the confiscation of concession had not made any effect on the establishment of legislative authority in the said area. This resulted in no each committee having any authority to handle tax proceeds. The expenses of the maintenance of order/refugee aid went on increasing and the implementation of self-governing affairs stopped. The vacuum of city administration actually continued for about ten years in the concessions of the former empire nations. The actual conditions of these areas not only brought about a temporary difference in character between the concessions and the Chinese Area and the Special Administration Districts and the concessions, but also resulted in hindering the establishment of a stable maintenance system of order.

There were clearly different understandings within Beijing regarding the sovereignty of the cities, the open -dock area and the Special Administrative District. For example, the Ministry of Home Affairs did not regard it desirable in the first place that such foreigners interfered in the matters of the said district , who “stayed a while” in the Special Administration District ,and tried to establish the sovereignty by separating the Special Administration District from the open dock area based on philosophical considerations. Such remarks expressed clearly the stance of the Ministry of Home Affairs, which were that “We can’t endure the negative effects generated from the recovery, although we had only the burden of a false reputation.” And also, the Ministry of Finance prepared

the “Draft of the Regulation of the Revised Agreement Tax in the Special Administration District” for the purpose of making a rapid increase in the tax proceeds, as if it neglected the efforts of the diplomatic negotiations of nine years, although the Ministry was desiring the early conclusion of the negotiations with the diplomatic corps. Meanwhile, the Ministry of Foreign Affairs had stopped making confiscated concessions into the common concessions, but had chosen the realistic way that treated the Special Administration District, as identified as the general open ports, in the course of the negotiations with the diplomatic corps. The Zhili Local Diplomat opposed to the philosophy of the Ministry of Home Affairs, by taking up their stance on the committee of the Municipality.

The vacuum period of ten years for the concessions of the former empire nations, this was actually a time of rapid urbanization all around Nanshi, the New Administrative District of Hebei and other areas, in addition to the concessions of Great Britain, France, Japan and Italy. The impact of development during this time on the structure and facility of cities was not small, considering the urban structure of Tianjin. However, it must be regarded appropriate that the Special Administrative Districts were left alone in this development.

After that, it was in 1943 that these Special Administrative Districts “were abolished” as well as the remaining concessions of four countries. Such Special Administrative Districts had survived long for the period of more than twenty five years, which were acknowledged as a temporary organization at the beginning. It is not yet clear as to how the administrative administration was implemented for that period. A challenge for the future is to examine the overall city administration system, as well as the subsequent development of the general administrative district and the concessions.

“Notes”, abbreviated

Primary Sources:

台湾・中央研究院近代史研究所檔案館

03 外交部檔案「租地租界檔案」「歐戰檔案」「中俄關係檔」

『(北京) 政府公報』

『天津特別市公報』

『大公報 (天津版)』

『天津租界檔案選編』

China Year Book, 1925

Bibliography:

植田捷雄『支那に於ける租界の研究』(巖松堂書店, 1941年)

拙稿「天津の租界接收問題から見る東アジア地域秩序の変動」(大里浩秋・貴志俊彦・孫安石編『中国・朝鮮における租界の歴史と建築遺産』御茶の水書房, 2010年)

* This paper was based on my discussion paper I have submitted to the international workshop “Japanese — Austrian Workshop on Cultural Exchange” at the Institute for East Asian Studies of Vienna University on September 3, 2007.

〔附記〕 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤（A）「17-20世紀の東アジアにおける『外国人』の法的地位に関する総合的研究」（研究代表者：貴志俊彦）による成果の一部である。

論文

中国人大学生の言語態度

宮本大輔

MIYAMOTO Daisuke

はじめに

本稿は、中国人の言語態度に関するものであり、北京、天津、上海、杭州の大学生 528 人を対象とした調査にもとづいている。

本稿の内容は大きく 2 つに分けることができる。つまり、言語使用意識と言語評価の 2 つである。本稿で扱っている言語使用意識 (Language Consciousness) 及び言語評価 (Language Evaluation) は言語態度に属する内容であり、社会言語学における重要な研究テーマの 1 つである。言語態度 (Language Attitude) とは、言語に関連して生み出されるあらゆる感情や信念のことをさし、言語評価は言語態度における価値的評価に関わる感情・感覚をさす。真田等 (2000: pp. 107-110) によれば、言語態度には以下のいくつかの内容が含まれる。

- (1) 言語・言語行動についての評価・感覚
- (2) 言語・言語行動についての信念・期待
- (3) 言語・言語行動についての規範
- (4) 言語使用・言語行動についての現状認識
- (5) 言語使用・言語行動についての志向意識

本研究で扱う言語評価は上記の (1) 「言語・言語行動についての評価・感覚」に含まれる内容であり、主に日常生活におけるある言語形式、言語体系及び言語行動に対して持つある種の評価的性質を持つ態度のことである。また、言語使用意識は (4) 「言語使用・言語行動についての現状認識」に含まれる内容である。

目的は、(1) インフォーマントの言語使用状況を比較することによって、各調査地点の大学生が日常生活の様々な場面において標準中国語と方言をどのように切り替えているのかを探る、(2) インフォーマントの標準中国語と母方言⁽¹⁾に対するイメージを明らかにする、(3) 言語使用意識と言語評価に何らかの相関があるのかを探るという 3 つである。

では、議論に先立ち、先行研究から見ていきたい。

I 先行研究

まず、標準中国語と方言の言語使用意識を扱った主だった研究として次の2点をあげることができる。

汪（2003）は蘇州において、小学2年生～高校2年生（8～18歳）110名を対象とした場面別言語使用状況に関するアンケート調査を実施した。この調査では、①家、②授業中、③授業後、④校外などといった場面が設定されており、上記の場面①は、祖父母・父母に対して、場面②、③、④は、それぞれ先生・同級生に対してと更に細かく分けられている。結果については表1をご覧ください。

表1 蘇州人の言語使用状況

場面① 家庭			
祖父母に対して		父母に対して	
普通話	蘇州語	普通話	蘇州語
17%	67%	29%	56%
場面② 授業中			
先生に対して		同級生に対して	
普通話	蘇州語	普通話	蘇州語
97%	1%	—	—
場面③ 授業後			
先生に対して		同級生に対して	
普通話	蘇州語	普通話	蘇州語
81%	5%	62%	15%

陳（1990）は中国浙江省紹興市において、標準中国語の社会分布とその発展傾向を探ることを目的としたアンケート及び現地インタビュー調査を実施した。調査対象は、教育機関の教員・学生、一部の党幹部、工場労働者、病院・郵便局・銀行の職員及びホテルや商店の管理者・職員、そして露店商など400余名である。最終的に得た254部の有効回答から、紹興市における標準中国語の発展傾向を分析し、その発展プロセスを以下のように図式化している。

A（紹興方言モノリンガル）→ B（消極型バイリンガル）→ C（適応型バイリンガル）→ D（積極型バイリンガル）→ E（標準中国語モノリンガル）⁽²⁾

次に、標準中国語や方言に対する言語評価を扱った主だった研究として、次のいくつかの研究をあげることができる。

陳（1999）は言語態度を情的なものとする知的なもの2つに分類し、さらに個人的なものとする社会的なもの2つに分類した。また、シンガポールにおいて華人を対象に、言語評価調査を実施し、二言語あるいは三言語話者の英語、標準中国語及び中国方言に対する言語評価について分析している。

また、高・蘇・周（1998）は、香港、北京及び広州の大学生を対象に、言語評価調査を実施した。12組の評価項目を設定し、広東語、英語、標準中国語、広東訛りの標準中国語それぞれの話者に、

同じ文章を朗読させるという調査方法を用いた。この調査結果にもとづいて、高・蘇・周（1998）は次のように結論づけている。（1）香港のインフォーマントの標準中国語に対する評価は全体的に大陸のインフォーマントのものと類似しており、特に標準中国語が持つ社会的地位に関しては肯定的である。（2）香港のインフォーマントの英語に対する評価は大陸より低く、広東訛りの標準中国語に対する評価は大陸より高い。（3）返還前の香港の大学生は、英語に対しては否定的な態度、標準中国語に対しては肯定的な態度、そして母方言である広東語に対しては高い言語忠誠心（Language Loyalty）を持っている。

そして、倪・王・王・姜（2004）は上海交通大学国際教育学院の427名の留学生を対象に、言語評価調査を実施した。そして、中国語（標準中国語）に対する言語評価及び中国語レベルが言語評価に及ぼす影響について分析した。その調査結果によれば、外国人留学生の言語態度には、情感因子、地位因子、適用因子の3因子が含まれる。また、この調査のインフォーマントに関していえば、その職業や背景、中国語レベルは、彼らの中国語に対する言語意識には影響を及ぼしていないとも結論づけている。

また、宮本（2009c）は出身地の異なる4地点601名のインフォーマントを対象として実施した言語評価調査にもとづいて、中国人大学生の標準中国語及び地方方言に対する評価及びイメージについて分析している。この調査結果によれば、以下の傾向が見られた。（1）上海インフォーマントが有する上海語のイメージと他の地域のインフォーマントがイメージする上海語との間には、明らかな差が存在している。宮本（2009c）の調査結果では、浙江→天津→北京と上海から離れるにつれて、上海語に対するイメージは低下している。（2）言語評価にはその言語が母語として話される地域の経済的地位ばかりではなく、その言語が有する文化的背景や歴史的背景、アイデンティティのような心理的要因、更には国や省或いは市の行政が公布する言語政策が密接に関わっているように考察できる。また、各調査地における標準中国語の高い評価には、中華人民共和国建国以後公布されている多くの標準中国語普及政策も貢献していると考えられる。（3）因子分析によって、各評価項目間には「南方方言のイメージ」と「北方方言のイメージ」という2つの共通因子が存在することが明らかになった。北京、天津、上海、杭州のさらに詳細な研究例として、宮本（2007, 2008a, 2008b, 2009a, 2009b）がある。

そして、場面による言語の使用意識と言語評価の相関を扱った研究として、次の研究をあげることができる。

伊藤（1993）は、183名のインフォーマントを対象として実施した「方言と標準語」に関する調査にもとづいて、大学生が話し手や場合に応じて、方言と標準語をどう使い分けているか、方言や標準語に対する評価がその使用意識とどう関わっているかについて分析している。伊藤（1993）の研究方法は、本稿で場面による言語の使用意識と言語評価の相関を考察する際、大いに参考とすることができた。

II 調査概要

筆者は、以下の4地点において、言語態度調査を実施した。全調査概要は以下の通りである。

調査地点と場所：中華人民共和国北京市，天津市，上海市，杭州市

調査実施期間：2005年11月1日—14日（杭州市）

2006年9月5日—24日（上海市）

2006年10月10日—24日（北京及び天津市）

調査対象：北京聯合大学・首都師範大学 男性：87名，女性：160名

天津師範大学 男性：15名，女性：75名

上海師範大学・華東師範大学 男性：20名，女性：141名

浙江大学・浙江工商大学 男性：5名，女性：25名

年齢構成：17—30歳

調査には，自由記述式及び選択式の調査票を配布・回収する留置法を用いた。調査対象言語は以下の通りである。まず中国の標準変種である標準中国語，十大方言から呉語，贛語，湘語，閩語，粵語，徽語の6つを設定した。そして西南官話としてその独自の言語的地位を確立していると思われる四川語，江南地域の人々に認識しやすい北方方言であると思われる山東語，そして半官話と呼ばれる⁽³⁾杭州語，上海語が台頭する以前は呉語の代表的下方言であった蘇州語の4つを加えた。本稿では，上記のうち標準中国語と，各地インフォーマントの母方言である北京語，天津語，上海語，杭州語について詳述する。

選択式の部分については，上記の各調査対象言語に対して，(a)上品である，(b)親近感を覚える，(c)柔らかである，(d)豪快である，(e)細やかである，(f)実用的である，(g)美しい，(h)かっこいい，(i)好きであるといった言語を評価する上で比較的イメージしやすいと思われる9つの⁽⁴⁾評価項目を設定した。そして，それぞれの項目に①～⑤の選択肢を用意し，SD法にもとづいた5段階尺度で評定させた。

また，インフォーマントは全て各調査地点を出身地とする者に限定した。よって，4地点のインフォーマントをそれぞれ北京インフォーマント，天津インフォーマント，上海インフォーマント，杭州インフォーマントと称する。

自由記述式の部分は，①「家で」，②「ショッピング」，③「学校で同級生に対して」，④「校外で同級生に対して」，⑤「友だちとお喋り」，⑥「授業中先生に対して」，⑦「放課後先生に対して」という7つの場面を設定した。自由記述式部分は，①～⑦まで設定した各場面において，標準中国語と母方言どちらを使用するかを回答させることによって，北京の大学生がどのように言語シフトを行っているかを探ることを狙いとしている。

Ⅲ 結果と考察

(1) 言語使用意識について

本節では各地のインフォーマントが標準中国語と母方言とを場面によってどのように使い分けているのかを見てみたい。図1は場面による標準中国語の使用率をグラフ化したものである。また，図2は場面による母方言の使用率をグラフ化したものである。

場面ごとの議論に先がけて、図1、図2から読み取れる全体像を見ておきたい。

まず、言語を使用する場面を考慮せず、各調査地点出身者の標準中国語平均使用率を高い順に並べると、天津77.6%、杭州73.8%、北京70.0%、上海54.5%となる。最も高い天津インフォーマントの標準中国語の平均使用率と最も低い上海インフォーマントのものとを比較すると、その差は23.1%となる。同じく母方言の平均使用率を高い順に並べると、上海37.6%、北京29.7%、杭州22.4%、天津20.3%となる。最も高い上海インフォーマントの母方言平均使用率と最も低い天津インフォーマントのものを比較すると、その差は17.3%となる。つまり、本研究の調査対象である4地点の大学生の中では、特に上海インフォーマントの母方言平均使用率が高くなっていることが分かる。このことから、上海インフォーマントは母方言である上海語に対して強い言語忠誠心を持っているといえるのではないだろうか。

次に、調査地点を考慮せず、各設定場面における標準中国語平均使用率を高い順に並べると、場面6 93.3%、場面7 89.2%、場面3 80.2%、場面2 69.4%、場面4 65.9%、場面5 55.7%、場面1 29.3%となる。各調査地点における標準中国語の使用状況を平均使用率と比較することによって、その地域の場面による標準中国語へのシフト状況を垣間見ることができる。つまり、平均値を上回っている場面

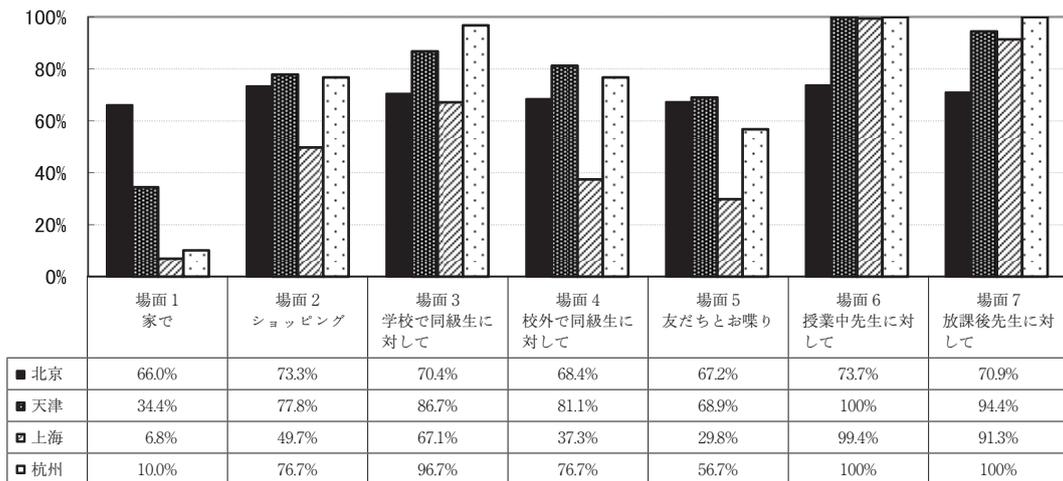


図1 標準中国語の使用率

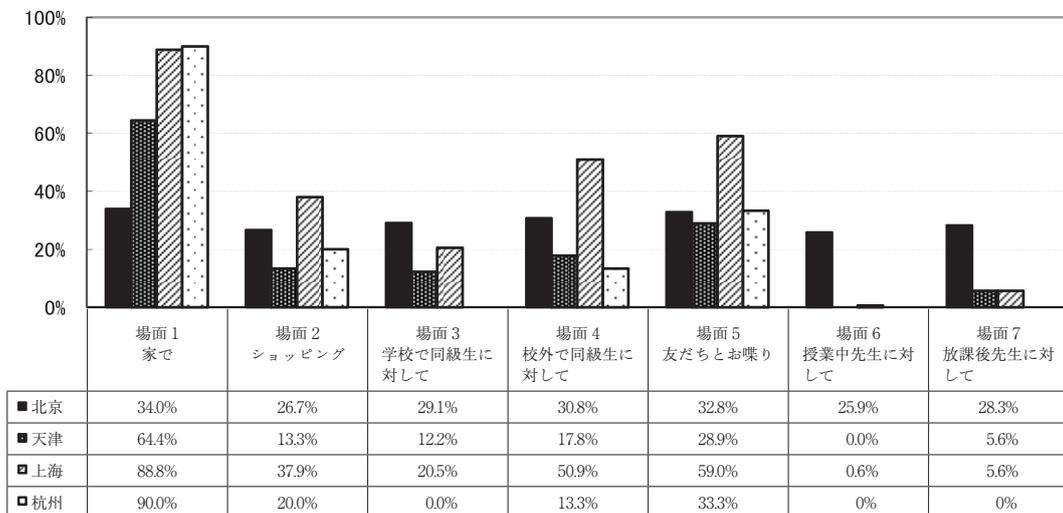


図2 母方言の使用率

ではより標準中国語へシフトする頻度が高く、その場面における標準中国語の浸透度が高いと言えるのではないだろうか。

また、同じく各設定場面における母方言平均使用率を高い順に並べると、場面1 69.3%、場面5 38.5%、場面4 28.2%、場面2 24.5%、場面3 15.5%、場面7 9.9%、場面6 6.6%となっている。各調査地点における母方言の使用状況を平均使用率と比較することによって、その地域の場面による母方言へのシフト状況を見ることができるだろう。

最後に、4地点における全体的な標準中国語及び母方言の使用状況を見ると、杭州インフォーマントの標準中国語使用率が母方言使用率を上回るのは、場面1「家で」と場面5「友だちとお喋り」の間となっている。この結果は、場面4「校外で同級生に対して」と場面2「ショッピング」の間で標準中国語使用率が母方言使用率を上回る上海における調査結果とは大きく異なっており、むしろ北京や天津に見られるコード切替状況に近いと言えるのではないだろうか。

また、場面3及び場面4の間に見られる標準中国語及び母方言の使用率の差は、インフォーマントと「同級生」が会話する際に存在する心理的緊張度が、会話の場面がインフォーマルからフォーマルへと変化したことによって低下したためだとは考えられないだろうか。

また、場面2、場面3、場面4では、共に北京と上海という大都市では母方言使用率が高く、天津と杭州という中都市では母方言使用率が低いという傾向が見られる。

ここからは場面ごとに詳しく見ていきたい。

① 場面1「家で」

家庭というインフォーマルな場面で、自分の家族と会話をするという状況である。つまり、設定した場面のうち、学生の心理的緊張度が最も低い場面だと推測できる。本場面において、北京・天津インフォーマントの標準中国語使用率は平均を上回り、上海・杭州インフォーマントの標準中国語使用率は平均値を大幅に下回っている。特にこの場面における北京インフォーマントの標準中国語使用率は66%と、平均値を36.7%上回っている。

先ほども述べたように、この場面1では、インフォーマントの心理的緊張度は低下すると考えられる。心理的緊張度の低下、つまり心理的緊張からの開放により、インフォーマントが用いる言語形式は最もくだけたものになることが推測される。それにも関わらず、北京インフォーマントの標準語の使用率は平均値を大幅に上回っている。これは多くの北京インフォーマントの中での標準中国語の浸透率が非常に高いことを示しており、彼らの標準中国語の受容度が非常に高く、標準中国語の母方言化が正に進行しつつあるように見受けられる。

また、本場面における母方言の使用率は、上海・杭州インフォーマントの母方言使用率が平均値を上回っている。平均値との差はそれぞれ、北京 35.3% マイナス、天津 4.9% マイナス、上海 19.5% プラス、杭州 20.7% プラスとなっている。北京インフォーマントのデータに対し、最も数値の低い上海インフォーマントの標準中国語使用率は6.8%となっており、平均値を22.5%下回っている。また、本場面における杭州インフォーマントの標準中国語使用率は10%となっており、上海インフォーマントの数値と似た結果を示している。

② 場面 2 「ショッピング」

街で買い物をするという私的でインフォーマルな場面である。だが、会話の相手として想定されるのは見知らぬ販売員である。そのため意識的に、或いは無意識に心理的緊張度がわずかに高まる可能性がある。本場面では、北京・天津・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を上回り、上海インフォーマントの標準中国語使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ、北京 3.9% プラス、天津 8.4% プラス、上海 19.7% マイナス、杭州 7.3% プラスとなっている。他の 3 地点での標準中国語使用率が平均値を上回っていることを考えると、上海インフォーマントに見られる標準中国語使用率の低下は明らかなものである。その一方、場面 2 における北京・上海インフォーマントの母方言使用率は平均値を上回り、天津・杭州インフォーマントの母方言使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ北京 2.2% プラス、天津 11.2% マイナス、上海 13.4% プラス、杭州 4.5% マイナスとなっている。

③ 場面 3 「学校で同級生に対して」

学校というフォーマルな場面で、同級生と会話をするという状況である。本場面では、天津・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を上回り、北京・上海インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ、北京 9.8% マイナス、天津 6.5% プラス、上海 13.1% マイナス、杭州 16.5% プラスとなっている。その一方、場面 3 における北京・上海インフォーマントの母方言使用率は平均値を上回り、天津・杭州インフォーマントの母方言使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ北京 13.6% プラス、天津 3.3% マイナス、上海 5% プラス、杭州 15.5% マイナスとなっている。

④ 場面 4 「校外で同級生に対して」

会話の相手は場面 3 と同じく同級生である。場面 3 と異なるのは、設定した会話の場面が校外というインフォーマルな場面だということである。会話の相手が同級生であること、設定場面が校外であるということから、インフォーマントの心理的緊張度は比較的低下すると考えるのが自然である。

本場面では、北京・天津・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を上回り、上海インフォーマントの標準中国語使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ、北京 2.5% プラス、天津 15.2% プラス、上海 28.6% マイナス、杭州 10.8% プラスとなっており、上海インフォーマントの本場面における標準中国語使用率の低下は明らかなものである。その一方、場面 4 における北京・上海インフォーマントの母方言使用率は平均値を上回り、天津・杭州インフォーマントの母方言使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ北京 2.6% プラス、天津 10.4% マイナス、上海 22.7% プラス、杭州 14.9% マイナスとなっている。

⑤ 場面 5 「友だちとお喋り」

具体的な会話の場所は設定していないが、友だちとお喋りをするという設定である。したがって、他の場面と比較するとインフォーマントの心理的緊張度は格段に低下すると考えてもいさうだろう。

本場面では、北京・天津・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を上回り、上海イン

フォーマントの標準中国語使用率が平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ、北京 11.5% プラス、天津 13.2% プラス、上海 25.9% マイナス、杭州 1% プラスとなっており、上海インフォーマントの本場面における標準中国語使用率の低下は明らかである。

その一方、場面 5 における上海インフォーマントの母方言使用率は平均値を大幅に上回り、北京・天津インフォーマント及び杭州インフォーマントの母方言使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ北京 5.7% マイナス、天津 9.6% マイナス、上海 20.5% プラス、杭州 5.2% マイナスとなっており、上海インフォーマントの本場面における母方言使用率の上昇は非常に明らかである。

ただし、本調査では、「友だち」の出身地を限定していない。したがって、杭州市が中都市であること、調査を実施した大学が重点大学であることを考慮すると、杭州インフォーマントの「友だち」が必ずしも杭州インフォーマントと同じ方言集団に属しているとは限らない。もし、同じ方言集団に属する友人との会話であれば杭州でも方言使用率が高くなることが予想される。これについては、更なる検証が必要である。

⑥ 場面 6 「授業中先生に対して」

授業中というフォーマルな場面で、自分よりも目上の相手である先生と話すという設定である。会話する相手が先生であること、設定場面が授業中であることから、インフォーマントの心理的緊張度は非常に強くなることが推測できる。

本場面では、天津・上海・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を上回り、北京インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を下回っている。天津・上海・杭州インフォーマントが、場面 6 では、標準中国語をより多く使用している。平均値との差はそれぞれ、北京 19.6% マイナス、天津 6.7% プラス、上海 6.1% プラス、杭州 6.7% プラスとなっている。設定した 7 つの場面の内、インフォーマントの緊張度が最も高いフォーマルな場面である場面 6 において、他の 3 地点のインフォーマントの標準中国語使用率が共に平均値を 6.1% 以上、上回る中、北京インフォーマントの標準中国語使用率だけが平均値を大幅に下回っている。

その一方、場面 6 における北京インフォーマントの母方言使用率は平均値を上回り、天津・上海・杭州インフォーマントの母方言使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ北京 19.3% プラス、天津 6.6% マイナス、上海 6% マイナス、杭州 6.6% マイナスとなっており、北京インフォーマントの本場面における母方言使用率が他の地域に比べて大幅に上昇していることが分かる。

場面 6 で北京語を使用するとしたインフォーマントの大部分が他の場面でも北京語を使用すると回答している。このことから、1 つの可能性を示唆することができる。北京語と中国標準語は互いに通じ合う部分が多いことから、場面 6 で北京語を使用すると回答したインフォーマントは、この 2 つの言語を混同しているのではないだろうか。つまり、インフォーマントは大学生であるため、十分な社会的経験を持っておらず、母方言を使うべき場面と標準中国語を使うべき場面をはっきりと分けられていないということだ。この点については、今後、検証していく必要がある。

⑦ 場面 7 「放課後先生に対して」

会話の相手は場面 6 と同じく先生である。場面 6 と異なるのは、設定した会話の場面が放課後、つ

まりインフォーマルな場面だということである。会話の相手は自分より目上の教師だが、会話の場面が放課後で授業から離れた状況であることを考慮すると、学生の心理的緊張度は、場面6よりも低くなるのが推測できる。

本場面では、天津・上海・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が平均値を上回り、北京インフォーマントの標準中国語使用率は平均値を下回っている。天津・上海・杭州インフォーマントが、場面7において、標準中国語をより多く使用するとしている。平均値との差はそれぞれ、北京 18.3% マイナス、天津 5.2% プラス、上海 2.1% プラス、杭州 10.8% プラスとなっている。場面6に次いで、インフォーマントの緊張度が高まるフォーマルな場面である場面7において、天津・上海・杭州インフォーマントの標準中国語使用率が均しく平均値を上回る中、北京インフォーマントの標準中国語使用率だけは平均値を 18.3% も下回る結果となっている。

その一方、場面7における北京インフォーマントの母方言使用率は平均値を上回り、天津・上海・杭州インフォーマントの母方言使用率は平均値を下回っている。平均値との差はそれぞれ北京 18.4% プラス、天津 4.3% マイナス、上海 4.3% マイナス、杭州 9.9% マイナスとなっており、北京インフォーマントの本場面における母方言使用率は他の地域に比べて大幅に上昇していることが分かる。

(2) 標準中国語と方言に対する言語イメージ

本章では、各調査地点のインフォーマントによる標準中国語及び母方言に対する評価を抽出し比較することによって、彼らが自分たちの母方言をどのように位置づけているかを探っていきたい。

① 北京インフォーマントの評価

図3は北京インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価をグラフにしたものである。

まず、北京インフォーマントが標準中国語と北京語を混同している可能性を考慮して、標準中国語に対する評価と北京語に対する評価を比較してみると、多少ではあるが、いくつかの相違点が見られる。まず、標準中国語に対する評価では、「実用的である」が最も高いが、一方、北京語に対する評価では、「親近感を覚える」が最も高くなっている。これには、北京語を母方言とする北京インフォーマントの心理的要素が大きく関わっていると考えられる。次に、標準中国語に対する評価においては低かった「豪快である」が北京語に対する評価では比較的上位に位置している。

標準中国語は、中国において共通語としての役割を担っているため、その実用性が非常に高く評価されている。また、「好きである」及び「親近感を覚える」における評価の高さから、北京インフォーマントは自らの母方言である北京語と非常に密接な関係にある標準中国語に対して強い親近感を持っていることが読み取れる。また、標準中国語が持つ規範性が評価され、美しく、上品な言語であると位置づけられている。

北京語に対する評価は、「親近感を覚える」において最も高くなり、「上品である」において最も低くなっている。北京語は北京インフォーマントの母方言であるため、「親近感を覚える」が最も高く評価されているのは当然のことであり、北京インフォーマントの心理的要素の表れであると言える。「上品である」における評価の低下は、北京語に対する評価が、「豪快である」や「かっこいい」において標準中国語を上回っていることに起因するものと考えられる。

また、「実用的である」における評価を標準中国語に対するものと比較すると、その意味合いが異なるように思われる。標準中国語の実用性は、共通語としてのフォーマルな実用性である。それに対し、北京語の実用性は、北京語を母方言とする北京インフォーマントが日常生活の各場面で使用する言語としてのインフォーマルな実用的威信に裏打ちされたものと言えよう。

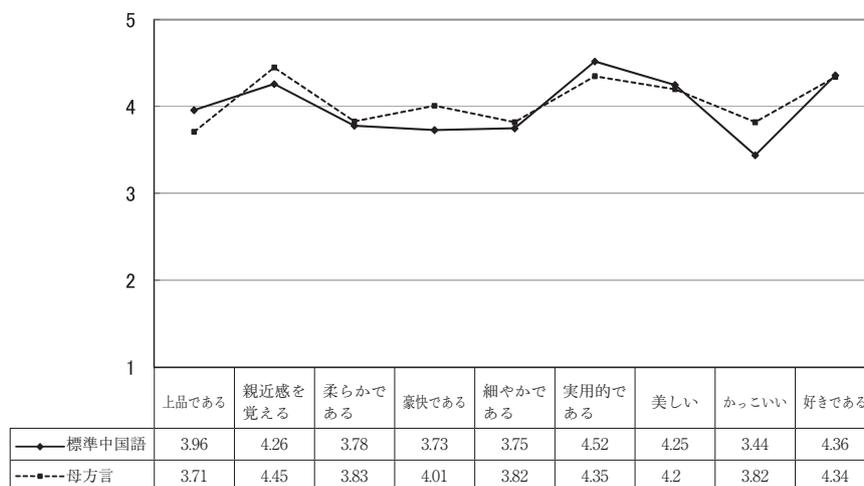


図3 北京インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価

② 天津インフォーマントの評価

図4は天津インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価をグラフにしたものである。

天津インフォーマントの標準中国語に対する評価は、「実用的である」において最も高くなり、「かっこいい」において最も低くなっている。これは、北京インフォーマントの評価でもそうであったように、標準中国語が持つ高い規範性が評価され、標準中国語がその規範性に裏打ちされた実用的威信を備えた共通語であることを示している。また、強い規範性を誇る反面で、流行的威信は低下し、「かっこいい」において著しく低い評価を下されている。さらに、本節のインフォーマントの出身地である天津は北方に位置する。そのため、同じく北方にあり、地理的距離も非常に近い北京語を代表的な下位方言に持つ北方方言を基礎とする標準中国語に対するイメージも向上し、「好きである」「親近感を覚える」といった心理的要素に強い影響を受ける評価項目において高い評価を得ている。また、標準中国語に対する心理的距離と天津語に対するそれを比較すると、標準中国語をより近く感じているというデータも出ている（心理的距離については宮本（2008b）第九章参照）。さらに、「細やかである」と意味的に近似する「柔らかである」における評価も高くなっている。その反面、「柔らかである」及び「細やかである」の反義語となる「豪快である」においては、2.82ptと低い評価を下されている。

天津語に対する評価は、「親近感を覚える」において最も高くなり、「上品である」において最も低くなっている。天津語は天津インフォーマントの母方言であるため、「親近感を覚える」における評価が高くなるのは、やはり当然のことであり、天津インフォーマントの心理の現れであるといえる。また、「豪快である」においては1.1pt、「かっこいい」においては0.56ptと標準中国語の数値を大幅に上回っている。この点が「上品である」における天津語に対する評価の低下に繋がったと考えられる。

このように、天津語が高い評価を得ているのは、天津語が天津インフォーマントの母方言であるた

めだろう。Ⅲ（1）で述べたように家庭内では64.4%が母方言である天津語を使用すると回答している。そのため、「親近感を覚える」では標準中国語よりも高い数値を示している。

標準中国語と天津語に対するイメージを比較すると、上位イメージで共通するのは、「実用的である」「好きである」という2項目であり、下位イメージで共通するのは、「細やかである」「柔らかである」「かっこいい」という3項目である。しかし、「親近感を覚える」「豪快である」という2項目について、天津語で上位イメージとなっているのに対し、標準中国語では下位イメージとなっている。また、「上品である」「美しい」という2項目については、標準中国語で上位イメージとなっているのに対し、天津語では下位イメージとなっており、これら4項目については、両者間の評価が異なっている。

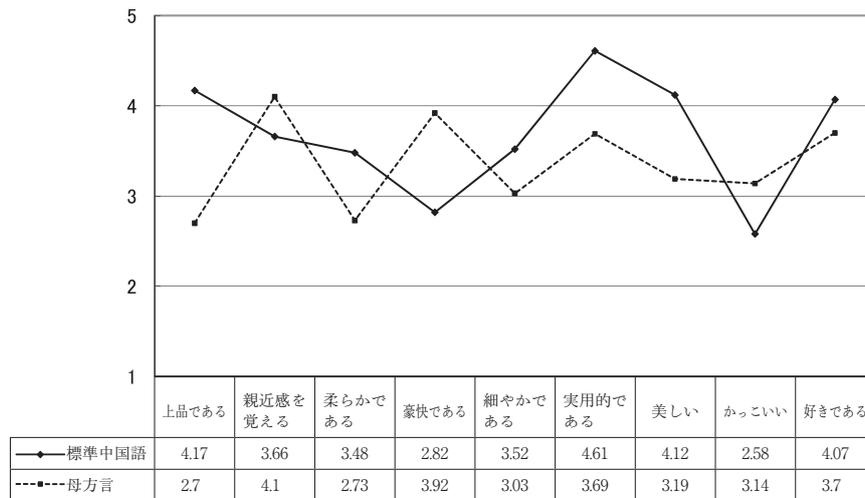


図4 天津インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価

③ 上海インフォーマントの評価

図5は上海インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価をグラフにしたものである。

上海インフォーマントの標準中国語に対する評価は、「実用的である」において最も高く、「かっこいい」において最も低い。標準中国語は中国において共通語としての役割を担っているため、その実用性が非常に高く評価されている。そして、標準中国語が持つその規範性が評価され、上品であり、美しく、細やかな言語であるという位置づけがなされている。また、北京、天津と同様に、「かっこいい」における評価が著しく低下している。

現在、中国では標準中国語の普及が急速に進められており、多くの標準中国語普及政策が施行されている。こういった言語政策が上海インフォーマントの標準中国語に対する評価を形成する上で大きな役割を果たしていると言えるだろう。その一例として、近年の上海では、標準中国語普及を促す標語を目にすることが多く、上海市の行政が施行している標準中国語普及政策が標準中国語の威信向上にも貢献しているものと推測できる。

標準中国語普及が急速に展開する中、上海市人民代表大会に出席した代表の一人は、上海語が消滅することを危惧し、それを保護すべきだという主旨の発言をしている。だが、上海インフォーマントは母方言である上海語を全体的に高く評価している。この高い評価は、中国沿海地域を代表する大都市であり、高い経済的地位を有する上海に対する上海インフォーマントの強いアイデンティティの現

れであるともいえるのではないだろうか。

上海語に対する評価は、「親近感を覚える」において最も高く、「豪快である」において最も低くなっている。上海インフォーマントにとって上海語は母方言であるため、「親近感を覚える」において高い評価を得ているのは当然のことであり、上海インフォーマントの心理が言語評価に表出したものと言える。また、上海語は呉語に属する方言であるため、「柔らかか」であり、「細やか」であるというステレオタイプを持っている。このことから、「柔らかかである」及び「細やかである」とは対立する概念である「豪快である」における評価が著しく低下したものと考えられる。

標準中国語と上海語に対するイメージを比較すると、上位イメージで共通するのは、「好きである」「親近感を覚える」という2項目であり、下位イメージで共通するのは、「上品である」「豪快である」「かっこいい」という3項目である。しかし、「柔らかかである」「細やかである」という2項目について、上海語で上位イメージとなっているのに対し、標準中国語では下位イメージとなっている。また、「実用的である」「美しい」という2項目については、標準中国語で上位イメージとなっているのに対し、上海語では下位イメージとなっており、これら4項目については、両者間の評価が異なっている。

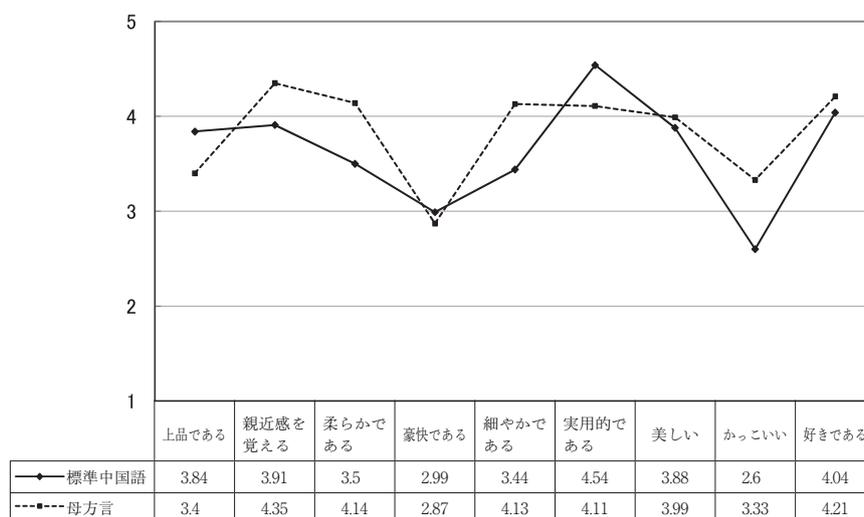


図5 上海インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価

④ 杭州インフォーマントの評価

図6は杭州インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価をグラフにしたものである。

標準中国語は、中国において共通語としての役割を担っているため、その実用性が非常に高く評価されている。そして、標準中国語が持つその規範性が評価され、上品であり、美しく、細やかな言語であるという位置づけがなされている。

当然のことではあるが、杭州人は自らの母方言である杭州語に対して高い評価を下している。しかし、母方言に対する評価であるからといって、理由なくこれを高く評価しているわけではなく、全体的な評価の傾向としては、杭州人以外のインフォーマントによる杭州語に対する評価とも一致しているといえる。このことから、杭州人は母方言に対する評価を認識していることが、評価項目「豪快である」における評価の低さに現れていると考えられる。

標準中国語と杭州語に対するイメージを比較すると、上位イメージで共通するのは、「柔らかかであ

る」「親近感を覚える」「実用的である」という3項目であり、下位イメージで共通するのは、「美しい」「豪快である」「カッコいい」という3項目である。しかし、「上品である」という項目について、標準中国語で上位イメージとなっているのに対し、杭州語では下位イメージとなっている。また、「細やかである」という項目については、杭州語で上位イメージとなっているのに対し、標準中国語では下位イメージとなっており、これら2項目については、両者間の評価が異なっている。

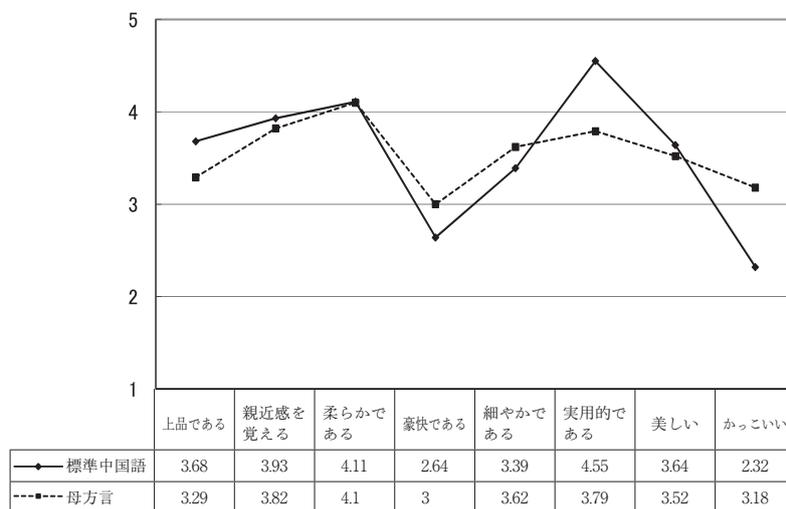


図6 杭州インフォーマントの標準中国語及び母方言に対する評価

(3) 場面別言語使用意識と言語評価

本節では、言語評価を示す9個の評価項目への回答のそれぞれと、各場面での方言と標準中国語の使用状況との関連を見ていきたい。表2～5は、言語評価への回答と各場面で使用するとした言語の種類を下記のように数値化して算出した相関係数の値を、場面1～7について示したものである。

言語評価：SD法による五段階尺度

場面と言語：「母方言を使う」5点、「標準中国語と母方言の両方を使う」3点、「標準中国語を使う」1点

相関係数は、各評価項目について「強くそう思う」と答えている人に「標準中国語を使う」人が多ければマイナスになり、逆に「母方言を使う」人が多ければプラスになる。したがって、この数値により、どの評価項目について「強くそう思う」と答えている人が標準中国語や母方言を使っているのか、その傾向を把握することができる。

表2に示すように、設定した評価項目のうち、北京インフォーマントの標準中国語使用に最も関わりの深いのは、「標準中国語が好きだと思う」という項目である。これに対して、北京インフォーマントの北京語使用に最も関わりの深いのは、「北京語がかっこいいと思う」という項目である。次いで関連のありそうな項目は、「北京語が好きだと思う」である。

次に、表3に示すように、設定した評価項目のうち、天津インフォーマントの標準中国語使用に最も関わりの深いのは、「標準中国語が上品だと思う」という項目である。次いで関連のありそうな項目は、「標準中国語が好きだと思う」である。これに対して、天津インフォーマントの天津語使用に

表2 場面と方言イメージの相関1 (北京)

場面	標準中国語についての評価								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	-066	-026	.058	-.066	.063	-.043	-.010	-.048	-.169*
場面2	-.117	-.114	.006	-.034	.032	-.105	-.094	-.055	-.217**
場面3	-.128	-.090	.035	-.055	.051	-.127	-.078	-.078	-.238**
場面4	-.139	-.086	.023	-.094	.037	-.159*	-.119	-.109	-.256**
場面5	-.124	-.099	.021	-.082	.035	-.131	-.113	-.099	-.269**
場面6	-.117	-.056	.028	-.052	.071	-.151	-.106	-.050	-.228**
場面7	-.120	-.080	.028	-.049	.071	-.141	-.112	-.052	-.259**
場面	北京語についての評価								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	.016	.113	.106	.087	.117	.205**	.136	.185*	.178*
場面2	.057	.017	.049	.014	.126	.133	.091	.160*	.107
場面3	.034	.074	.060	.083	.107	.129	.152*	.175*	.164*
場面4	-.003	.058	.056	.065	.110	.147	.109	.167*	.151
場面5	.005	.081	.074	.076	.102	.157*	.124	.192*	.176*
場面6	.067	.075	.059	.060	.126	.140	.109	.171*	.146
場面7	.052	.091	.078	.079	.139	.129	.138	.205**	.165*

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

表3 場面と方言イメージの相関2 (天津)

場面	標準中国語								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	-.179	-.116	.039	-.104	.116	.168	-.033	-.017	-.164
場面2	-.218*	-.177	-.022	-.035	-.048	-.252*	-.153	-.061	-.295*
場面3	-.264*	-.225*	-.201	.083	-.075	-.154	-.244*	-.130	-.304**
場面4	-.080	-.113	.004	-.072	-.133	-.069	-.125	.011	-.177
場面5	-.285*	-.218*	-.237*	-.076	-.071	-.074	-.281*	-.045	-.263*
場面6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
場面7	-.227*	-.014	-.126	.228*	-.033	-.004	-.156	.105	-.071
場面	天津語								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	.232*	.266*	.105	.281**	.348**	.328**	.425***	.418**	.526***
場面2	-.062	-.017	-.022	.007	-.016	.014	.234*	.293**	.086
場面3	-.100	.101	-.031	.183	-.012	.051	.260*	.289**	.124
場面4	.200	.204	.180	.181	.160	.211*	.500***	.447***	.275**
場面5	.031	.183	-.043	.172	.036	.115	.353**	.348**	.257*
場面6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
場面7	.028	-.022	.016	.017	-.007	-.159	.042	.051	-.060

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

表4 場面と方言イメージの相関3 (上海)

場面	標準中国語								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	-.005	-.181*	-.173*	.079	-.018	-.007	-.048	.075	.003
場面2	-.106	-.030	.086	.026	.006	-.114	-.107	.053	-.040
場面3	-.174*	-.175*	-.080	.022	-.093	-.247**	-.253**	-.016	-.172*
場面4	-.085	-.078	.009	.116	.003	-.080	-.175*	-.024	-.018
場面5	-.023	-.193*	-.132	.159	-.059	-.170*	-.097	.076	-.058
場面6	-.096	-.093	-.048	.001	.001	-.067	-.096	-.059	-.113
場面7	-.070	-.173*	-.009	.058	.058	-.063	-.144	-.050	-.090
場面	上海語								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	.071	.096	.043	-.052	.206*	.106	.019	.126	.047
場面2	.098	-.057	.010	.053	.044	-.036	.047	.173*	-.009
場面3	-.003	.065	-.036	.092	.023	.035	.115	.191*	.171*
場面4	.098	.208*	.054	.117	.085	.180*	.140	.151	.293***
場面5	.168*	.278**	.105	.107	.172*	.201*	.232**	.235**	.360***
場面6	.060	-.028	-.011	.100	-.010	-.004	.006	.058	-.016
場面7	.027	.125	.007	.026	-.088	.096	-.008	.025	.096

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

表5 場面と方言イメージの相関4 (杭州)

場面	標準中国語								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	.048	-.075	-.137	.054	-.016	.003	-.042	.052	
場面2	-.107	-.060	-.019	.007	-.031	-.145	-.109	.035	
場面3	-.093	-.119	-.104	.084	-.044	-.173*	-.149	.045	
場面4	.027	.020	.005	.131	.030	.009	-.046	.075	
場面5	-.030	-.165*	-.189*	.138	-.067	-.147	-.106	.147	
場面6	-.076	-.077	-.047	.008	-.034	-.053	-.075	-.044	
場面7	-.042	-.139	-.030	.070	-.041	-.043	-.099	-.023	
場面	杭州語								
	上品である	親近感を覚える	柔らかである	豪快である	細やかである	実用的である	美しい	カッコいい	好きである
場面1	.139	.119	.031	-.026	.209**	.172*	.090	.173*	
場面2	.055	-.040	-.047	.048	.026	-.030	.073	.145	
場面3	.035	.117	-.007	.080	.092	.076	.159*	.197*	
場面4	.122	.229**	.078	.105	.166*	.203**	.212**	.177*	
場面5	.151*	.284**	.160*	.102	.183*	.178*	.224**	.215**	
場面6	.054	-.016	-.007	.082	.000	.002	.012	.053	
場面7	.034	.128	.013	.018	-.039	.097	.018	.035	

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

最も関わりが深いのは、「天津語がかっこいいと思う」という項目である。次いで関連のありそうな項目は、「天津語が美しいと思う」、「天津語が好きだと思う」である。

また、表4に示すように、設定した評価項目のうち、上海インフォーマントの標準中国語使用に最も関わりの深いのは、「標準中国語に親近感を覚える」という項目である。次いで関連のありそうな項目は、「標準中国語が実用的だと思う」、「標準中国語が美しいと思う」である。これに対して、上海インフォーマントの上海語使用に最も関わりの深いのは、「上海語が好きだと思う」という項目である。次いで関連のありそうな項目は、「上海語がかっこいいと思う」である。

そして、表5に示すように、設定した評価項目のうち、杭州インフォーマントの標準中国語使用に関わりの深いのは、「標準中国語が実用的だと思う」、「標準中国語に親近感を覚える」、「標準中国語が柔らかいと思う」という項目である。これに対して、杭州インフォーマントの杭州語使用に最も関わりの深いのは、「杭州語がかっこいいと思う」という項目である。次いで関連のありそうな項目は、「杭州語が細やかだと思う」、「杭州語が実用的だと思う」、「杭州語が美しいと思う」である。

したがって、表2～5から全体的な傾向を見ると、標準中国語使用に関わりの深いのは、「標準中国語が上品だと思う」、「標準中国語が実用的だと思う」、「標準中国語が好きだと思う」という項目である。これに対して、母方言使用に関わりの深いのは、「母方言がかっこいいと思う」、「母方言が好きだと思う」、「母方言が美しい」という項目である。

この結果については、その原因を更に検証していく必要があるだろう。

おわりに

これまでの分析から、本調査で得られたデータからはいくつかの傾向を読み取ることができる。

(1) 各調査地点におけるインフォーマントの言語使用状況を平均すると図7のようになる。場面のフォーマル性が高まり、場面でインフォーマントが感じるだろう心理的な緊張感が高まる程、標準中国語の使用が増加する傾向にある。

各場面における標準中国語と母方言の使用比率を合わせて比較すると、場面のフォーマル性が高ければ高いほど、標準中国語の使用率は上昇、母方言の使用率は低下し、逆に、場面のフォーマル性が低ければ、それに応じて、標準中国語の使用率は低下、母方言の使用率は上昇していることが分かる。これと北京・天津・上海・杭州インフォーマントの場面別コード切替状況とを比較すると、上海インフォーマントのものは本調査において対象とした4地点の中では比較的特異なものだといえることができるだろう。

次に、各地点における標準中国語の使用率とその場面のフォーマル性との関係度合を図示すると図8のようになる。

天津・上海・杭州インフォーマントの標準中国語使用率は、インフォーマルな場面において多少の差を示しているものの、フォーマル性の最も高い場面においては、均しく完全に或いは極めて高い確率で標準中国語に切り替えるという結果が出ている。しかし、上海インフォーマントのコード切替は、他の地点におけるコード切替状況と比較すると、母方言から標準中国語への切替がかなり遅れている。

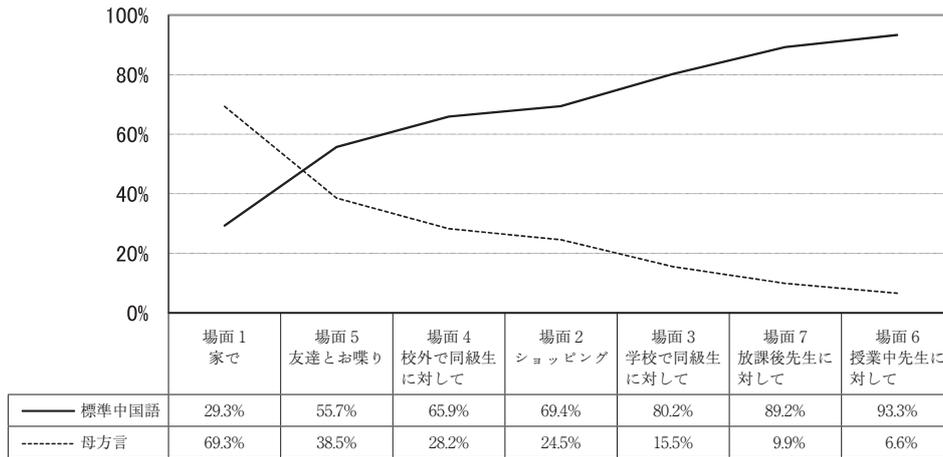


図7 中国人の場面別コード切替状況

これに対して、北京インフォーマントの標準中国語使用率は、インフォーマルな場面からフォーマルな場面へと場面が移行しているにも関わらず、その標準中国語使用率は横ばいで、ほとんど差は見られない。

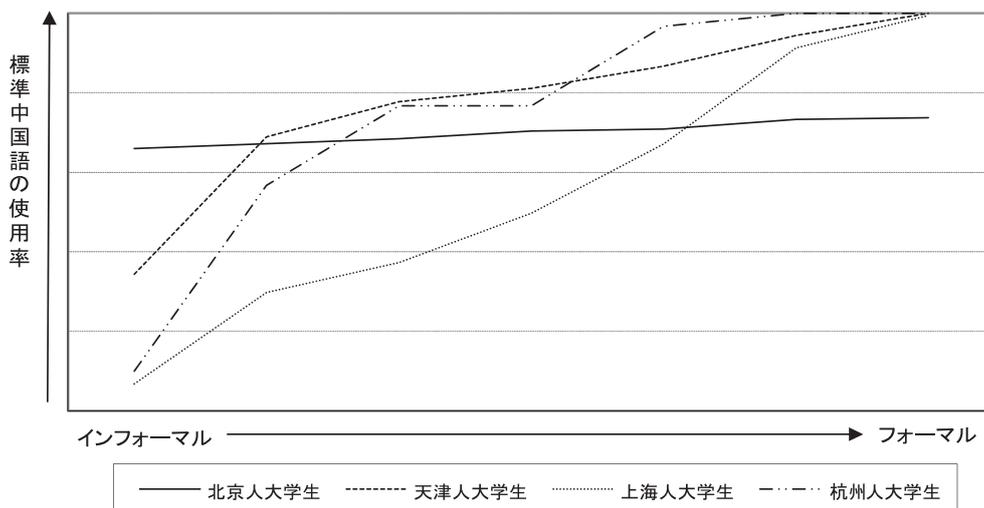


図8 標準中国語の使用モデル

(2) 全調査地点での標準中国語に対する評価を見ると、「実用的である」が最も高くなり、「かっこいい」が最も低くなるという傾向が見られる。また、母方言に対する評価では、当然のことではあるが、「親近感を覚える」が最も高いか或いはその次となることである。

また、北京市及び天津市のインフォーマントの母方言に対する評価には、「上品である」が最も低くなるという共通点が見られる。これは、北方方言が共通して持つ評価項目「上品である」が低く評価される傾向にあることと一致している。

そして、上海市及び杭州市のインフォーマントの母方言に対する評価には、「豪快である」が最も低くなるという共通点が見られる。これは、呉語が共通して持つ評価項目「豪快である」が低く評価される傾向にあることと一致している。

(3) 標準中国語使用と相関を持つのは、「標準中国語が上品だと思う」、「標準中国語が実用的だと思う」、「標準中国語が好きだと思う」という項目である。これに対して、母方言使用と相関を持つ

は、「母方言がかっこいいと思う」、「母方言が好きだと思う」、「母方言が美しいと思う」という項目である。

注

- (1) 1956年2月に国務院が公布した『關於推广普通話的指示』において、正式に以下のように規定された。「①北京語音を標準音とする、②北方方言を基礎方言とする、③典型的な現代白話著作を文法規範とする。」(羅竹風 1990: 5-777)
- (2) 陳松岑 1990: 6
- (3) 吳語: 主に浙江省, 江蘇省南部及び上海市において用いられる。その他, 江西省皖皖南及び福建省浦城北部にも吳方言の一部が見られる。吳方言の使用人口は約 7500 万人に達する。(蔡・郭 2001: 285-286); 贛語: 主に江西省の贛江中, 下流, 撫江流域及び鄱陽湖地域において用いられる。使用人口は約 3500 万人に達する。(蔡・郭 2001: 82); 湘語: 主に湖南省において用いられ, 江西省全州, 資源等の一部の県市にも分布する。湘方言の使用人口は約 3200 万人に達する。(蔡・郭 2001: 296); 閩語: 主に福建, 台湾, 海南の 3 省及び広東省潮汕地域の 12 県市において用いられる。使用人口はおよそ 4000 万人に達する。閩方言はその下位方言として, 閩北語と閩南語を有するが, この二つは相互にコミュニケーションをとることはできない。(蔡・郭 2001: 195); 粵語: 主に広東省珠江デルタ, 広東省西部, 広西チワン族自治区東南部において用いられる。使用人口は約 4500 万人に達する。(蔡・郭 2001: 195); 徽語: 主に安徽省南部新安江流域の旧徽州府において用いられる。その他, 安徽省, 浙江省北部, 江西省の 16 の県市に分布する。使用人口は約 350 万人に達する。(蔡・郭 2001: 137); 杭州語: 臨安府時代に杭州語は多分に官話の影響を受けたため, 半官話として一般的な吳方言とは区別され, ある種の方言島を形成している。例えば, 杭州語は語尾の「儿」が非常に発達しており, 人称代名詞には, 「儂(あなた)」, 「伊(彼)」といった伝統的な吳語タイプが用いられず, 全て北方方言の「我(私)」, 「你(あなた)」, 「他(彼)」を用いている。これはみな杭州語が北方官話の方向へ近づきつつあることの明証である(詹 1983: 143)。
- (4) ただし, 杭州市で実施した言語評価調査では, 「(i) 好きである」は評価項目に含まれていなかった。

引用文献

蔡富有・郭龍生

2001『語言文字学常用辞典』北京: 北京教育出版社

陳松岑

1990「紹興市城区標準中国語的社会分布及其發展趨勢」『語文建設』(1): 41-47.

陳松岑

1999「新加坡華人的語言態度及其对語言能力和語言使用的影響」『語言教育与研究』(1): 81-95.

高一虹・蘇新春・周雷

1998「回帰前香港, 北京, 広州大學生的語言態度」『外語教学与研究』(2): 434-448.

伊藤隆

1993「方言と標準語——場面による使い分けとことばのイメージ——」愛知淑徳大学『コミュニケーションと人間』(2): 1-12.

羅竹風主編

1990『漢語大詞典・第5卷』上海: 上海辞書出版社.

宮本大輔

2007「中国における言語評価——浙江省の大学生を例として——」神奈川大学 21 世紀 COE 年報『人類文化研究のための非文字資料の体系化』(4): 193-202.

宮本大輔

- 2008a「北京における言語評価」神奈川大学 21 世紀 COE 『若手研究者研究成果論文集』：137-151.
宮本大輔
- 2008b「中国人大学生の言語意識及び言語評価——北京・天津・上海・浙江の調査に基づいて」博士論文.
宮本大輔
- 2009a「天津人大学生の言語評価」『人文研究』167：135-167.
宮本大輔
- 2009b「上海人大学生の言語評価」『人文研究所報』42：33-50.
宮本大輔
- 2009c「中国人の言語評価——北京・天津・上海・杭州の大学生を対象に——」『社会言語科学』11（2）：
55-68.
倪伝斌・王志剛・王際平・姜孟
- 2004「外国留学生的漢語語言態度調査」『語言教学与研究』（4）：56-66
真田信治
- 2000『社会言語学の展望』東京：くろしお出版
汪平
- 2003「標準中国語和蘇州話在蘇州的消長研究」『語言教育与研究』（1）：29-36
詹伯慧
- 1983『現代漢語方言』（樋口靖訳）東京：光生館

研究ノート

身体音と声の体系的分析への予備考察

— クシャミ・咳・あくび・屁 —

小野地 健

ONOCHI Takeru

はじめに

筆者は以前、本研究センターの前身である神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」で発表した論文「クシャミと人類文化」（小野地 2008）において、クシャミに関する世界各地の習俗の分析を行い、その分析を基に身体から出る様々な音声の人類文化研究に向けての試論を提示した。

そこでの主張を簡潔に要約すると、クシャミに関する世界各地の習俗は多様でありながらも大きな共通点があることが先行研究より指摘されてきたが、それはクシャミと言語の特徴を対比させることによって、全体的かつ統一的に解釈できるのであり、その分析枠組はクシャミ習俗だけでなく、広く人間の身体から発せられる様々な音声の習俗の分析にも適用できると指摘した。そして我々が発するクシャミ、咳、屁、等々の身体音は、しばしば重大で中心的な研究課題とは見なされず周縁的・瑣末に扱われがちであるが、人間に普遍的なものである言語との対比と身体音相互の対比分析を行うことにより、身体音は人類文化における言語と身体、文化と自然との関わりという大きな意義を持つ研究対象として立ち現れてくるだろうと結論した。

本稿では以上を受けて様々な身体音を取り上げ、その分析の汎用性、有効性を検討し、将来の本格的な体系的分析への予備考察としたい。

I 身体音分析の視座

まず初めに分析の基点として、クシャミ習俗の分析における筆者の議論を改めて示し、その方法を確認する。それをふまえて、この視点からの他の身体音（咳、あくび、屁）との対比・考察を行う。

人間が普段生活のなかで発する音声には様々なものがあるが、クシャミはなかでも興味深い音声である。クシャミは動物でも行う生理現象であって、地域・時代を超え人類という種全体に広がりを持つ普遍的なものだが、注目すべきことに、クシャミという生理現象を各々の社会で、どのように観念し位置づけるのかという社会的現象、いわば習俗としての次元でも、普遍的といってよい大きな共通性が人類社会にみられるのである。この生理的、社会的両次元での普遍性・共通性の高さや事例の豊富さが、クシャミを身体音の分析の基点とした理由である。

では、クシャミに対する習俗の共通点とはどのようなものか、おおまかに言うと以下の数点にまとめられる。①本人や周囲に巻き起こる物事の変化の予兆である ②その変化や予兆に対処するために唱えごと（「くさめ」や「急々如律令」等々）をする ③しばしば吉凶、幸不幸などの観念を伴い占いの対象となる ④靈魂の着脱や悪霊、祖霊など異界・異類との交信手段となる、また噂や想いの受信手段となるなど通常のコミュニケーションを逸脱する。いずれも単なる個人の身体の生理的反応を超えた次元のものとして受け止められているのである。

これに対し先行研究には大きく二つの立場があった。一つは英国の人類学者タイラーのアニミズム論に淵源を持つ氣息靈魂説である。氣息を靈魂および生命と同一物とみなす信仰を想定して、氣息の激しい発露であるクシャミは靈魂の動揺や着脱を引き起こすと人々に観念されたと分析し、それに対処するためにこれらクシャミの習俗があるとする。

もう一つは不随意説である。これは柳田國男（柳田 1962）、野村雅一（野村 1994）、小馬徹（小馬 2003）らが強く着目したもので、クシャミは不随意で意図せず起きるものであるがゆえに不思議とされ、人間の意識を超えた存在である神や異界からの交信や兆候とされるのだとする。特に野村と小馬が咳やあくび、シャックリなど他の身体音との対比の中にクシャミの問題を位置づけたのは重要である。

この野村と小馬の立場を包摂しつつ、筆者がクシャミを分析する視座として示したのが、言語との対比説である。言語との対比こそがクシャミ習俗の根本にあると考える立場である。言語を改めて音声として考えてみると言語（この場合、はなしことば）もまた、人間が口腔から発する身体音の一つであって、その点ではクシャミや咳などと同じである。だが、言語は発声を分節して、音声に差異をつくり、抽象的な記号として機能させることを主とする点で、他の身体音と一線を画す。これによって人間は、より複雑で抽象的なコミュニケーションを行うことが可能になり、高度な社会と文化を持つ存在となった。言語は人間とその文化にとって最も重要かつ本質的な音声なのである。

従って、人間の文化のなかでの音声を分析するには、言語との関係、対比を考慮することが不可欠になってくるのだ。そして言語とクシャミ（身体音）を対比すると、構造的な対称性が浮かび上がる。

①随意性・操作性と不随意性・反操作性 クシャミは不随意性が強く、自己の制御を離れている面がある。一方、言語は基本的に随意に発せられ、随意に停止できる。クシャミをはじめとする他の身体音に比べれば声色や音量の調整が容易であり、概して言語は意識の制御下において操作性が極めて高い。

②記号性・分節性と反記号性・反分節性 言語の最大の特徴は記号性である。言語は発声を分節して、音声に差異をつくり、抽象的な記号として機能させる。言語として声を発するという事は、個々の人間の肉体と結びついた排気や氣息としてよりも、記号として機能する単位に声を加工していくことだ。裏返せば言語コミュニケーションでは、分節された声の配列が構成する記号的意味の把握が優先され、言語が氣息として持つ個別性や身体性は排除される。一方クシャミは口腔から発せられる音声だが、非分節的で不定形であり、個の肉体から発せられる氣息としての側面が強い。分節して記号的な単位を設定し、概念的な意味伝達をするのも、クシャミは操作が難しく不適である。むしろクシャミは言語が作り上げた音声の分節を攪乱し言語コミュニケーションの枠外に位置する音声だ。

他の身体音にしても同様で、言語ほどの記号性を獲得することは難しく、言語を発したり受信したりするときにゲップや屁やシャッキリをしたりすることは、言語コミュニケーションを攪乱するノイズとなる。

③身体音の境界性・両義性 上に記したようなクシャミの攪乱性は狭義の言語の分節だけに作用するわけではない。息を強く吐き出し、唾、鼻水、涙の噴出を伴い、ときには屁、鼻血、尿漏などを引き起こす。いわば、自らの肉体の一部を内部から外部へと放出して交わせ、肉体の境界部分を攪乱する。

このような境界と侵犯の問題は、象徴人類学のケガレやタブー論に接続して考えて行く事が可能である。英国の社会人類学者 M. ダグラスが『汚穢と禁忌』（ダグラス 1995）において、穢れとは分類体系を乱し、曖昧にするものであるという基礎的な指摘を行い、次いで E. リーチはどの社会でも人体から排出される糞便・尿・精液・血液・毛髪・爪・垢・つば・母乳などは、ケガレとしてタブーの対象になることを指摘した（リーチ 1976：76）。それらは自分であって自分でない曖昧なものとして両義性を持ち、自他の境界を脅かし、その延長にある文化秩序を脅かすゆえにタブーとなる。

リーチはこの種の性質を持つものとして音声もあげており、前言語的な音である号泣・片言しゃべり・おならをタブーの例としてあげるが（リーチ 1981：131）、この例にクシャミをはじめとする身体音を加えていくことができるだろう。クシャミの習俗の特徴として、クシャミが異界・異類との交信手段となったりするのは不随意性だけでなく、このケガレの両義性や境界の攪乱性とも強く関わっていることは確実である。両義性を持ち境界を侵犯する属性を持つからこそ、人間の世界のカテゴリー・境界を越えて異界へと達することができるし、境界を越えてやってくる異界からの兆候を示す記号になりうるのだ。

一方言語を発することも体内から吐き出される呼吸に関わる生理現象であり、ケガレの属性を帯びる可能性はあるが、先に確認したように言語は分節、差異化のための記号として機能しており、他の身体音と比べると氣息としての身体性は極小化されている。

このように言語とクシャミを対比すると明確な対称性がみられるのであり、それによってクシャミ習俗の特徴は統一的に解釈することができる。すなわち、クシャミに対して世界中の社会でそれに対処する習俗が発達してきたのは、人間にとって本質的な認識・コミュニケーション手段である言語の秩序を攪乱し脅かすからであり、その攪乱を修正するために行われているのである。

例えば、クシャミに対しまじないや唱えごとをするという一連の行為は、非分節的で不定形な音声を発する無意識的な行為であるクシャミを、「くさめ」や「急々如律令」という分節された言語音であり、かつ定型的な言葉として意識的に言い直すという二重、三重の類型化をすることで、クシャミによる言語的混乱を言語の論理へと回収し、言語コミュニケーションの中にクシャミを位置づけようとする行為なのである。

一方、言語の秩序を脅かすものであるからこそ、言語とそれによって創られる秩序を越える力を感じさせ、人間のコントロール出来ない吉凶や幸不幸をもたらす予兆として受け取られたり、異界や異類からの交信とされたり、噂や想いといった通常の言語コミュニケーションでは受信できないメッセージを受け取る媒体とされたりする。

クシャミのような一見無意味な身体音も、こうして言語との対比と関連を考えることで、そこに一

貫した論理を読み解くことができる。この視点を他の身体音へ適用することによって、クシャミ以外にも分析を広げることができよう。

II 身体音分析の可能性

(1) 咳

クシャミと同じく口腔から発せられる身体音である咳の事例をみてみよう。

『蜻蛉日記』上巻応和二年：日ごろなやま^{しほぶき}しうて、咳などいたうせらるるを、ものけにやあらむ、加持もころみむ、せばどころのわりなく暑きころなるを、例もものする山寺へ登る。
(松村ほか(校注)1973:161)

『今昔物語集』卷第二十七「或所膳部見善雄伴大納言靈語第十一」：今は昔、天下に咳病が流行り、あらゆる人々が病に伏したことがあった。その頃に、ある所で膳部(料理人)をしている男がいたが、男は仕事も終わり夜になったので、帰ろうとしたところ、門のところで、赤い衣装を着て冠をした気高く恐ろしそうな雰囲気の人に出会った。誰かは知らないが、下臈ではないと思いきや突居(腰を落として低い姿勢でかしまる)をすると、その人が「私を知っているか」と訊ねる。男が知らないと答えると、その人は「私は昔この国にいた大納言伴善雄である。伊豆に流されて死んだが、今は行疫流行神となっている。私は心ならずも朝廷に対して罪を犯して重い罰を受けたが、朝廷に仕えていた頃は国に多くの恩を受けた。それ故に、今年は天下に疫病が流行って国中の人が死ぬはずであったが、私が咳病ですむようとりはからったのだ。だから、世に咳病が流行っているのだ。私はこの事を伝えようと思ひ、立っていたのだ。恐れることはない」と言って消えた。男は家に帰ってこの事を人々に語り伝えた。それ以後、人々は伴大納言が行疫流行神になったことを知るようになったのである。(筆者要約)(森(校注)2001:106-107)

前者の事例では、咳がひどく出ることを物の怪のせいかと感じ、加持をしようとしている。咳と物の怪の間には対応があるとされるのだ。音声として捉える場合、咳もまたクシャミと同じく明瞭に分節された音声ではなく非分節的で不定形な音声である。それゆえに言語による分類を混乱させる反分節的音声である。一方、物の怪は現世の秩序をおびやかし混乱させる存在だ。咳と物の怪というそれぞれ別の次元での混乱を示す現象が隠喩によって結びついているのだ。

さらに後者の例では、個人の咳ではなく天下での咳病の流行という国家的事態に対し、伴善雄の霊が行疫流行神となり関わっているとされるのである。伴善雄は本人が述べているように国家に対する大罪(応天門放火事件をはじめとする政争)を犯して追放され、排除された人物であり、いわば境界へと放逐された人物である。そのような人物が死後、行疫流行神という、神の中でも人間の世界に直接影響を及ぼす神格になるのは重要である。病のようなかたちで人間に直接影響を及ぼすということは、その神が、神の世界から人間の世界へと境界を侵犯し力を行使することである。また流行病というのは人から人へと境界を侵して広がってゆくものだ。この境界の侵犯という視点からみると、伴善

雄は境界としての門（応天門）を破壊したことを象徴する人物でもあり、彼が再び行疫流行神として出現した場所も門であった。まさしく彼は、境界を侵犯する神である疫神となるのに適した人物といえるだろう。

咳という身体音はときとして、このような疫神が引き起こすものとされ様々な観念と結び付いている。いわば、他の観念と隠喩的に結びつき、引き寄せあい、意味を重ねてその境界的な性質を強調している。

こうした音声としての咳の特徴を考えると、加えて重要なのは操作性という分析軸である。咳の音声は意図的に発することで咳払いというコミュニケーション手段となる。『源氏物語』若紫の「大夫、妻戸を鳴らして、しはぶけば、少納言聞き知りて出で来たり」（山岸（校注）1958：224）との例、『今昔物語集』巻第十五「播磨国賀古駅教信往生語第二十六」で僧教信が無言の行を行っている勝如聖人の草庵を訪ねる場面で、戸を叩く教信に勝如が「無言ナルニ依リテ問フ事不能ズシテ、咳ノ声ヲ以テ叩ク人ニ令知ル」（池上（校注）1999：416）との例にみるように、自分の存在を相手に告げる合図として用いられている。特に、後者の例では無言の行を行っているために、直接相手に言葉で返答できない勝如が用いた手段が咳の声であったというのが興味深い。つまり咳は声であって言葉ではないが、意図的に操作して意味を伝達するという非常に繊細なコミュニケーションを容易にする。この繊細な操作性という一面は身体音としての咳の特徴のひとつだ。

文化人類学者の野村雅一は、咳は呼吸に関わる生理現象で最も調節が容易であるとし、咳と咳払いを区別して、咳払いはその場にはいないはずの人間がコミュニケーションに参加していることを暗に知らせるメッセージであると指摘する（野村1994：244-245）。この野村の指摘は一面では極めて鋭い。しかし、はたして咳が常に調節の容易な生理現象であるのかは疑問がある。むしろ反面では、喘息や百日咳など不随意的な発作としてわきおこるときの咳は、人間にとって最も制御困難で苦痛を伴う生理現象の一つとすらいえるのではないか。日本各地の神社・仏閣に咳止めのご利益をうたうものがあることや、咳で亡くなった老婆を祀ることで咳止めの効験を語るというモチーフの咳婆さん^{しはぶき}という伝説が各地にあること⁽¹⁾（日本放送協会1971：491）などを考えると、咳は随意に止めたくても人間の力だけでは制御出来ないものであるという観念は、確かに存在している。

自分の口から発する音声でありながら、止めるには神仏や祀られた死者の効験にすがらなければならないという、いわば外部への依存性は、先の事例でみた物の怪や行疫流行神によって咳が引き起こされるという観念と、ちょうど符合する。咳の開始や原因、停止と終息は、その人の外部にあるばかりかこの世の境界を越えたところにいる存在に制御が委ねられているわけである。

こうしてみると咳という音声には、極端な二面性が指摘できる。能動として意図的に発するときに持つ繊細な操作性と、受動としてわきおこる場合の制御困難な非操作性である。野村と小馬（小馬2003）は咳と咳払いを区別して分析対象とするが、咳払いを咳の音声の能動的な活用局面として位置づけるほうが、咳の持つ特徴をこのように明確化できるのではないだろうか。

例えば、咳払いが相手に対して直接的にはなく、暗に婉曲的に物事を指示する（咳払いをして他人の言葉を暗に遮る、暗に注意・注目を促す等）ときに用いられるのは、咳の持つ非操作的な面を担保しているからだろう。つまり、今した咳は私の意図によるものではありません、咳が出るのは仕方がないことですよ、という自己の意図の外部への責任転嫁が容易であり、その度合いは言語や他の

身体音に比べて強いと思われるのだ。

操作的な音声を非操作的に装うことが容易であるという点で、咳（能動的に発した場合）はクシャミやあくび、屁に比べて、直接的に言語コミュニケーションに介入し、機能できる身体音であるといえよう。咳は挨拶代わりに発せられたり、言語で直接指示するには不適當なものごとを婉曲に伝えたり、言語の代替的役割をはたす。

他方で、咳が受動的に発生してしまった場合は、他の身体音と比較にならぬほど制御が困難で苦痛をもたらす、直接的に命の危険にも繋がる。従って、クシャミに対してはその場で唱えごとやまじないごとをして済ましたり、吉兆か凶兆か判断したりという一時的な対処が多かったが、咳に対してはそれだけでは対処することは出来ず、咳止めのご利益を持つ神仏や咳婆への祈願や参拝という、より持続的で組織的な対処が求められやすいのではないだろうか。

(2) あくび

口腔から発せられるもうひとつの音声としてあくびの事例もあげよう。

『古今著聞集』小式部内侍歌に依りて病癒ゆる事：和泉式部の娘である小式部内侍が重い病を患い、もはや命も限りの状態になって伏せていた。和泉式部は傍らで額をおさえて泣いていたが、娘は母を見上げて弱弱しい声で「いかにせむ行べきかたにもおもほえず親にさきだつみちをしらねば」と歌った。すると天上の上からあくびたる声（あくびをかみしめたような声）で「あらあはれ」という声がした。その後、娘の熱は下がり病は癒えた。（筆者要約）（永積ほか（校注）1966：160-161）

『古今著聞集』侍従大納言成通今様を以て靈病を治する事：藤原成通が雲林院で蹴鞠の最中に雨が降ったため雨宿りをした。階に座って「雨ふれば軒の玉水つぶつぷといはばや物を心ゆくまで」と神歌を口ずさんだところ、女房が格子をあげて「最近ずっと、ここにいらっしゃる人が物の怪につかれていたのですが、ただいまの御声を聞いて、あくびをして容態が変わったように見えます。もう少し歌っていただけませんか」と言った。成通は沓を脱いで中に入り、今様を繰り返して歌ったところ、物の怪は去り病は癒えた。（筆者要約）（永積ほか（校注）1966：219-220）

いずれも歌徳による病の治癒を伝える靈験譚であるが、感応のしるしとしてあくびが関わっている。シャーマンなどが神懸りをする際のしぐさとして、あくびが通文化的によくみられる行為であることは指摘されている⁽²⁾（野村1994）。これには口を大きく開ける、多量の排気・吸気をするという呼吸の特徴からくる面や、眠気を誘われたときなど意識がぼう然とした状態で発生する面などが大きいと考えられる。こういった面が靈魂の脱入の観念と複合すると、あくびを通じて靈魂や人ならぬものが身体に出入りするという観念へと展開していくのであろう。

だが小式部内侍の歌に感応した何ものかの声が「あくびたる声」であったように、音声としての特殊性にも注目すべきではないだろうか。あくびをすることによって、発声の調子が普段とは違ってしまったり、ファーというような意味不明瞭で未分節な音声が発せられることを考えれば、あくびもま

たクシャミや咳と同じく身体音として、言語と対比したときの境界的な性質を帯びてくることは推測できよう。あくびが人ならぬ者の感応や物の怪からの解放に伴うことは、こうした視点を含めて考えていくべきなのである。

時代が大きく飛んで1920年代の民俗の報告であるが、民俗学者の武藤鐵城は秋田県角館付近のマタギの間では欠伸も唄であるとされており、唄が禁忌として厳禁されている獵の出掛けに欠伸をしてしまった場合には、雪中での垢離を行わなければならないことを報告している（武藤1924）。獵は禁忌を課されることによって、いわば聖化されており、その際にはあくびが唄と相同するものとして捉えられ、忌まれているわけである。唄は普段の話し言葉とは調子や抑揚が大きく異なり、音楽的な側面が非常に強いが、いうまでもなく言語としての側面も持つ。つまり、分節的で概念的なコミュニケーションと超分節的で韻律的、身体的なコミュニケーションが一体化しているところに特徴がある。唄とあくびが状況によっては相同すると捉えられるということは、あくびも単に身体的な動作としてだけでなく、そこにながしかの概念的な意味を伝達する言語としての側面を帯びた音声としても位置づけられていると言えるだろう。

俗信として、あくびの出る時は人が悪口する時である（尚学図書1982:14）という例があるのも、こうしたあくびと言語との対応を明示してくれる。これはクシャミが、誰かからの噂や想いを受信する役割を持っていたことと明確に重なり合う観念だ。しかも、悪口という、より否定的な評価を与えられる言語表現と対応させられていることは、あくびはクシャミに比べて、より言語コミュニケーションを阻害するものとされることを示唆する。我々、現代日本人の普段の生活でも、人前であくびをすること、特に現代の公的な場であくびをすることは失礼・無礼として、たいていは非難や不快の対象となる。

2006年の冬、プロ野球阪神タイガースの関本健太郎（現・賢太郎）選手が、契約更改交渉中に球団の査定担当者があくびをしたことにショックを受け、契約を保留するという事件が起こった。関本選手曰く「金額じゃなくて、何というか、あくびをされたということの方がショックが大きいです」（日刊スポーツ新聞社2006）とのこと。明らかにクシャミよりもコミュニケーションに否定的な意味をもたらす度合いは強い。クシャミが許される場面であっても、あくびはかみ殺して我慢を強いられ、高い操作性を要求される。そのため、あえて意図的にあくびをしてみせることで、相手に対し侮蔑や無関心、退屈を暗に示すこともできる。こうして整理してみると、音声を概念的に操作して相手を侮蔑する行為である悪口とあくびが結びつくことに、一定の理解が得られる。

ただし、こうしたあくびと言語の直接の対応は、管見の限りでは必ずしもクシャミに比べて事例が多いとは言えず、クシャミにおけるまじないごと、噂や想いと強い結び付きほどでは無い⁽³⁾。やはり、音声が行為の大きな特徴を占めるクシャミと付随的なものに過ぎないあくびとでは、同じ口腔から発せられ境界性を強く持つ身体音であっても、言語との直接の関連性に差は出てくる。

むしろ、あくびの場合は『枕草子』に「見ならひするもの あくび。ちごども」（池田1962:329）とあったり、ことわざに「あくびを一緒にすれば三日従兄」（尚学図書1982:14）とあるように概念的対応を超えて、身体的な同調性・共感性へと直接に結びついていく傾向が顕著にみられるのである。こうした特徴をみると、あくびはむしろ言語よりも前言語とのつながりが強いのかも知れない。

(3) 屁, おなら

今まで口腔から発せられる身体音を取り上げてきたが、口腔以外から発せられる代表的な身体音といえば屁, おならである。先に見たように文化人類学者リーチは、音声において言語と対比したときにケガレ、境界的音声となるものの代表として屁をあげた。たしかに屁に対する事例・逸話は豊富であり、人々の屁に対する関心は高い。

『古今著聞集』巻第十六興言利口第廿五「七條院屁ひりの判官代の事並びに孝道療治法を教示の事」：七條院には屁ひりの判官代という者が仕えていた。この判官代は普段から屁ばかりひる男で、「立にもひり、ゐるにもひり、はたらく拍子ごとにひり」という有様であった。わざとしているのではなく病気であり、皆慣れてしまって笑うこともなかったが、あまりにも屁が出るので「はれにてもえひかえ候はず。御所にてもつかうまつられ候へば、かつは便なきかたも候。いかつかうまつり候べき」と悩む。相談を受けた藤原孝道は、普段から腹に力を入れて思いきり屁を出すくせをつけておけば、はれの場では「これは人前だ」という意識が力を抑制するので、屁も自然と収まるだろう、と忠告した。判官代はその通りにしたが、治るどころか、ますます屁はひどくなってしまったのであった。(筆者要約)(永積ほか(校注)1970:425-427)

注目したいのは「はれにてもえひかえ候はず」と、はれの場や儀式に出るに際し、放屁は都合の悪いものであり、不適切なものであるとの認識がされていることだ。『大鏡』上に、太政官の役人が藤原時平に文を奉るとき「高やかにならし」た(放屁した)ので、時平は手を震わせて大笑いし、その日の政務を止めてしまったという話がある(橋(校注)1977:106)。藤原時平は笑い上戸で知られた人物であり、放屁のせいで政務まで止めてしまうのは時平という人物に即した特殊な事例ではある。⁽⁴⁾しかし、笑いをさそうということは、政務の場やそこでの行為にはふさわしくない行為として、屁が位置づけられていたことは指摘できよう。もちろん屁が忌避されるのは臭い・匂いの面もあり、音だけに一元化することはできないが、「高やかにならし」という表現にみるように、屁は音声としての側面が強く注目されている。

儀式に不適切な音声としての屁を描写した説話の例には、『今物語』五一に仏供養の聴聞に大勢の人が集まり、耳を澄ましている最中に、几帳の中から大きな屁の音がして人々が興ざめする話(三木(訳注)1998:323-324)や、『沙石集』の巻第六「講師名句事」に、清水寺の八講行事の最中に講師の老僧が放屁をし尿をもらしてしまい、人々が立ち退いてしまった話(渡邊(校注)1966:267)があり、同「説経師下風讃タル事」では説法の最中に若い女房が堂の中に響くほどの強烈な音と匂いの屁をし、人々は興ざめしてしましたが、導師がこれを言葉巧みに、楽器は妙なる音を出す香りを具さず、香は香ばしいが音声をそなえていない、この女房の屁は見事な聲も匂いもそなえている、と讃めて場をとりなす話がある(渡邊(校注)1966:267-268)。この導師に対して「讚ほめにく悪キ事ヲモ被レ讚ケルニヤ。實の辨説ニコソ」(渡邊(校注)1966:268)と記されているところを見ると、やはり本来、屁は公の儀式では人々を興ざめにさせる不適切な音声とされたのである。

他の例としては、『今昔物語集』巻第二十八第十「近衛舎人秦武員鳴物語」、秦武員が禅林寺の僧正の物語を聞いているときに高々と屁をしてしまったので、僧正は黙り周囲の僧も顔を見合わせる。武

員が「哀レ、死バヤ」と言うと皆大笑いし、武員はその場から走り去った（森（校注）2001：214-215）という例がある。

もちろん、屁が不適切とされるのは儀式的場に限らない。『宇治拾遺物語』巻三ノ二「藤大納言忠家物言女放屁事」では、藤原忠家が女房を強引に抱き寄せると、女房は思わず大きな屁をしてしまい、女房は口も聞けずにぐったりし、忠家はあまりの情けない出来事に空しくなり、出家を決意する（しかしすぐに思い直す）という例がある（三木ほか（校注）1990：76-77）。

以上の屁の諸事例をみると、屁はしばしば嘲笑の対象となる行為であり、興を醒めさせる行為であり、公の場や儀式では不適切な音声とされた。これらに共通するのは、それまで円滑に進行していた物事を中断させてしまう原因として、屁が語られるということである。屁をすると政務が止まり、説経の興は醒め、恋愛の興も失せ、物語をしていた僧は黙ってしまう。政務も説経も恋愛も物語も、言語の円滑な交換によって進行する行為である。つまり、屁は言語を中心として行われているコミュニケーション⁽⁵⁾にとっては、その進行をいったん攪乱する音声として位置づけられているのである。

そして屁を語る説話に、説経など儀式的場面での放屁による失態を語るものが多いのは、屁が儀式的の正常な進行からは排除された音声であったことを意味する。逆にいえば、そのように身体から発せられる音声を選別排除し組織化することによって、はれの場や仏教の儀式的場の秩序が保たれ、他の時空間と差異化されるのである。これは音声をめぐるヒエラルキーの問題へとつながっていくだろう。屁が語られるとき、音自体への関心というだけでなく、屁をした場面や身分、性別などが強く着目されるのは、屁が音声における公的なものと周縁的なものとの区分を最も劇的に示すからではないだろうか。

御伽草子や昔話の中では、そういった屁の特徴はプラス・マイナス両端に語られている。御伽草子の『福富長者物語』では、屁の技芸で世の人々や貴人たちをも楽しませ、富を築いた福富織部という長者が登場する。一方で、この福富に弟子入りして屁の技芸を学び自分も金持ちになろうとした^{ほく}小の藤太は、いざ今出川の中将殿という貴人の御屋敷で妙技を披露しようとしたところ大失敗し、白砂の庭がまるで山吹の花びらを敷き詰めたような惨状になってしまう。藤太は貴人の家来たちに血まみれになるほど散々に打ちすえられ、ほうほうの体で逃げ帰るのだった（市古（校注）1976：385-393）。

この藤太と、屁という音声を操る事で「世の人神の如く思ひける」、「富めるが上に富み、楽しきが中に楽しみて、棟に棟をあらそひ、藏に藏をたてて、いつつのたなつもの耕さずして、庭にみちみちたり」（市古（校注）1976：385）というまでに栄達した福富長者との対照性は屁を語る昔話でも繰り返される。

「屁ひり爺」、「鳥呑爺」などと称される一群の昔話では、正直者の爺さんが山へ芝刈りや薪取りに出掛け、その時に鳥を吞んでしまったり鳥に弁当を食べられてその残り物を食べてしまった事などをきっかけに、不思議な音のする屁が出るようになる。そのときの音は「四十雀から、ちんからぶん」（野村（編）2002：38）、「四十からから、スツペラポン」（野村（編）2002：502）「スウプクスツプク、スツパイストツボンポン」（野村（編）2002：276）、「チンチンクリクリ、ボンボンクリクリ、コマサラサラ」（野村（編）2002：317）、「米ぶん栗ぶん黄金のまさかりやつぼんぼん」（野村（編）2002：343）、「米ぶんゝ、栗ぶんゝ、黄金の鉞、やつぼんゝ、米ぶんゝ、栗ぶんゝ、黄金の鉞、やつ

ぼんゝ」(野村(編)2002:572)などというもので、非常にリズムカルで擬音語まじりの唄のような屁が出る。爺さんは、この屁の音を殿様に聞かせて褒美を貰ったり、市に出かけて屁を売り大もうけをする。これを見た欲深の爺さんが真似をして、無理やり鳥を捕えて屁の音を身につけようとするが、いざ殿様の前で披露しようとするとう失敗して糞便を撒き散らし、怒った殿様から罰せられるというのが、大方の筋である。

欲深者の失敗、屁を発しようとして糞便を出してしまい罰せられるという結末など、福富長者物語との共通性、影響が明白であるが、ここで注目すべきは福富長者物語では具体的にどのようなものが示されていないか尻の妙技が、リズムカルな唄状の言葉として示されていることである。

つまり、これらの事例によると栄達をもたらす望ましい屁とは、屁の音を再編成し言葉や唄として聞かせることである⁽⁶⁾わけだ。本来、音声としての屁は不定形で、記号的な意味伝達やメッセージを交換する手段ではないし、肛門は排泄器官であって言語の発信器官ではない。屁を言葉、唄として発するという事は、無意味で交換不能だった音声に意味を与え、メッセージとして交換可能にしコミュニケーションの手段と範囲を広げることであり、口腔でしか言語を発せられない人よりも、身体の実作性が強まることになる。

そして、昔話に現れる屁の音が単なる言葉ではなく、唄状であることも重要だ。リズムや抑揚という韻律的な定型性が加わることで、屁の音は言語の代替に留まらず、音楽性というあらたな魅力を獲得する。

従って、ここでの屁はディスコミュニケーションの要素をプラスに転化しうる、より強められたコミュニケーション手段という位置づけが濃くなる。物語のなかで貴人や殿様といった既成の秩序の上位に属するものが屁の技芸を賞する位置に立つのは、このような論理によるのであろう。

ただし、屁を言葉や唄とすることは音声に必要以上の意味を持たせてしまうという過剰性が生じることでもあって、そのままでは必ずしもプラスのみに作用するわけではない。ここで重要なのは、屁の技芸が身分の離れた高い地位にいる殿様や、市に集う他者を引き寄せ、結び付ける媒体となっていることだ。屁の技芸が持つ過剰性は、身分や他者との懸隔というカテゴリーの差異を埋める力として位置づけられることによって、プラスに作用しているのだ。

一方、藤太や欲深爺に破滅をもたらした屁は、言葉や唄ではなく、貴人や公の場での糞便を導き出すものであった。これでは屁の音声は不定形で無意味なノイズのままであり、メッセージ交換の回路が開かれることはない。加えて、屁の技芸を披露してみせるという言葉での宣言も違えたことになり、言語的次元でもメッセージの交換に失敗している。そして本来ならば、厳守されるべき肛門による糞便の統制すら出来ず、身体の実作性という点でも後退し、音声として攪乱的というだけでなく、糞便というもっと強力な攪乱物を貴人の面前に呼び込んでしまう。

ここでの屁は、徹底して相手とのディスコミュニケーションをもたらす、しかるべき統制すら守れない反秩序性の象徴となる。そのため既成の秩序の上位に立つ側から、単に追い出されるだけでなく、しばしば残酷な暴力まで加えられて徹底排除されるのである。

このように、屁を身体音として言語と対比しながら、音声コミュニケーション全体の中に位置づけて考えてみることによって、一見単なる笑い話でしかない事例の中にも文化秩序と身体音との関わりという大きな論理を見出すことができる。

Ⅲ クシャミ，咳，あくび，屁の対比

以上の各種の身体音に対して，ごく限られた事例ながら簡単な分析を行った．言語と対比することによって，それぞれの身体音が伴っている社会的観念は境界性や反分節性の問題としてかなり整理することができそうである．それぞれの身体音の分析を個別に深めていくことは当然の課題であるが，一方で身体音相互を対比考察することで，身体音同士の差異を明らかにしていくことも同時に進めなければならない．

本稿で各事例を分析していくなかで，言語に対する境界性や反分節性だけでなく，他にも分析軸がみえてきた．発声の能動面と受動面における操作性である．わかりやすく言えば，意図的にその音を発し操作できるかということと，その音を我慢し抑制することができるかという度合いである．咳の分析で論じたように，咳はこの両面が非常に極端である．咳払いとして意図的に発するときは，相手に何かを促したり遮ったりと，かなり細かいニュアンスまでこちらの意思を伝達していくことが可能である．一方，受動としてわきおこる喘息の発作などでは極めて制御困難で，その非操作性の極に至れば生命の危険すらあるのである．能動における繊細な操作性と，受動における強力な非操作性が咳を特徴づけている．

それに比べると，あくびは能動，受動ともに操作性が高く容易であるといえるだろう．そのために，あくびの抑制はマナーとして要求され，これを遵守できるかどうか，その人間に対する直接的な評価ともなる．うっかりと公的な場であくびをしてしまうことは，それを抑制できなかった当人に対する非難とも繋がっていく．逆に，わざと⁽⁷⁾することで，相手に対するマナーを無視したことを明示し，侮辱の意味を伝達することにもなる．あくびは能動においても受動においても，本人の意図と結びつけられる度合いが強いのである．

クシャミは，そこまで操作性が高くないため，あくびほどにはマナーとしての抑制は要求されず，わざとしてみせることで相手に積極的に何かを伝達できるという度合いも低く限定的である．そういった操作性の低さが，クシャミに意図によらずに突然起きるといふ神秘性をもたらす一因となり，クシャミに対して呪いごとや唱えごとを行ったり，噂や想いの受信手段であるという観念へと繋がっていくことはすでに指摘したとおりである．

屁は能動的に発音を求められる場面は稀有だが，能動，受動ともに一定の操作性を持つ．ただし屁の操作性には個人差が大きく，それが福富長者や屁ひり爺のような屁の名人の話を生み出す背景にあると思われる．また，そういった名人の話に付随して，貴人の前で屁の芸に失敗して破滅する者の話があるように，屁は他の身体音よりも強いタブーと抑制が要求される度合いが強い．特にそのタブーは，公的な儀式や貴人の前など，身分や場面，場所の区分といったヒエラルキーに大きく関与している．逆に言えば，屁を放つことは，そのような区分に対する最も強力な攪乱手段となる身体音だ．屁が大真面目に行われている儀式を一気に弛緩させて興ざめにしてしまうという例は，屁の分析の項目で述べた．こうした点において，屁はクシャミや咳，あくびと比べて，政治性の強い音声であるといえるかもしれない．

このように，身体から発せられる様々な身体音は，単独で分析するだけでなく相互に対比することによってその特徴がより明らかになっていくのであり，音声コミュニケーション全体の広い視座のも

とで考えていかねばならないのである。

おわりに

「おぼしきこといはぬは、げにぞ腹ふくるる心地しける」(橘(校注)1977:34-35)とは『大鏡』の言葉だが、言葉と身体音との関連を軸に、十分な資料もないまま言いたい事を書き連ねてしまったようである。今回、分析できなかつた音声は数多く、あくまでそのほんの一端でしかないことは言うまでもない。拍手、口笛、シャックリ、舌打ち、いびき、腹鼓、鼻すすり、指鳴らしなど身体音には枚挙に暇が無い。また歌声、泣声、笑い声、叫び声、しわがれ声、囁き声、高声をはじめとする声の問題、音楽、器物を使った音、動物の鳴き声、天候現象などの人間の身体以外から発したり受信したりする音などを含めて考えていけば、その範囲や資料はあまりにも膨大であり、完全な網羅という事自体は不可能ではある。

しかし、だからといって資料の膨大さと際限の無さに絶望したり、問題を個別に切り離してしまうのではなく、こういった多様な資料を積極的に取り込んでいけるかどうか、全体的に考えていけるかが重要であろう。

身体から出る音は時代や地域を超え人間の生活のうえで身近な現象であり、豊富な習俗を伴う興味深いものであって、人類文化とは何かを考える格好の課題となるはずである。しかし、身近であるがゆえに問題意識に上がりにくく、資料も断片的なものが多い。このような対象を研究しようとする場合、研究する枠組みや方法論自体から試行錯誤を繰り返していかねばならない。本稿もその過程の一部である。

注

- (1) 「昔、咳のために死んだ婆さんが、死ぬとき自分を祀ってくれるなら咳の出る人を治してやるといったので祀った。今でも咳の出る人はお茶を包んで持っていく」(日本放送協会1971:491)。これは静岡県富士市の伝説として『日本伝説名彙』に収録されているもの。その他、埼玉県、群馬県、山梨県の類話が収録されている。
- (2) 「神懸りの前段階として、しきりにあくびをすることがよくある。琉球ではいまでも、神懸りを見守る人々のなかにあくびをする女性がいると、その人にもカミがついたといわれる。～中略～こうしたことは日本にかぎられるわけではなく、なんらかの精霊が人間に憑く兆候として、シャーマンがさかんにあくびをくりかえすという現象は世界的にみられる」(野村1994:236)
- (3) 本文でも断っているように、あくびと言語との直接の結び付きの事例の乏しさは、あくまでも管見の限りであって、実際に少ないのかどうかは考慮の余地はある。野村によれば、イスラム教徒にはあくびに際して、左手のひらを口にあて、まじないを唱える風習があり、バングラデシュでは「悪魔から身を守りたまえ」の意のことばを唱えるという(野村1994)。これらの例ではクシャミ習俗との親縁性はかなり高い。
- (4) 『大鏡』上、に藤原時平は「もののをかしさをぞえ念ぜさせたまはざりける。笑ひたせたまひぬれば、すこぶることも乱れけるとか。」(橘(校注)1977:106)とある。
- (5) 世界的な比較の視点からみると、日本は尻に寛容な社会であることは指摘されている(野村1994)。本稿の事例をみても、尻はタブーとはいえ、おかしみを誘う笑い話として語られる傾向が強い。また、厳格に法的に処罰されるような制度化されたタブーとしてよりも、それを発する個人の恥という次元で回収される

傾向が強い。だからこそ『沙石集』「説経師下風譚タル事」のように、その場で上手く言いつくろって屁の意味をプラスに転換することもできたのであろう。

一方、屁に対し厳格な社会として知られるのがアフリカである。この点についてはO・呂陵『放屁という覚醒』(O 2007) に詳しい。

(6) 音の問題だけでなく、おそらく臭い・匂いの有無も関わっていると思われる。また、もうひとつ重要な点として、屁の音を言葉や唄に変換するにあたって、鳥の力を得るということがある。鳥の特徴はその鳴き声であって、鳥の鳴き声を様々な言葉に聞き取る聞き做しの民俗がある。鳥は人ではないにも関わらず言葉を喋る、もしくは人間とは異なる別の言葉を喋っているとされるわけである。

(7) ただし、あくびをして、あえてマナーを解除してみせることで、リラックス、親しみの意を伝えることもある。

参考文献

池上洵一 (校注)

1999 (1993) 『今昔物語集三』 東京：岩波書店。

池田亀鑑 (校訂)

1962 『枕草子』 東京：岩波書店。

市古貞次 (校注)

1976 (1958) 『御伽草子』 東京：岩波書店。

O・呂陵

2007 『放屁という覚醒』 横浜：世織書房。

小野地健

2008 「クシャミと人類文化」『非文字資料研究の可能性』 pp 89-107, 横浜：神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議。

小馬徹

2003 「クシャミの比較民族学」『歴史と民俗』 19, pp. 99-146, 東京：神奈川大学日本常民文化研究所。

尚学図書 (編)

1982 『俗事故事ことわざ大辞典』 東京：小学館。

ダグラス, M

1995 『汚穢と禁忌』 塚本利明訳, 東京：思潮社。

橘健二 (校注)

1977 (1974) 『大鏡』 日本古典文学全集, 東京：小学館。

永積安明ほか (校注)

1970 (1966) 『古今著聞集』 日本古典文学大系, 東京：岩波書店。

日刊スポーツ新聞社

2006 「阪神関本涙の保留, あくびはないやろ」 nikkansports.com. 2010 年 2 月 28 日. <<http://osaka.nikkansports.com/baseball/professional/tigers/p-ot-tp0-20061206-126568.html>>

日本放送協会 (編)

1971 (1950) 『日本伝説名集』 東京：日本放送出版協会。

野村純一 (編)

2002 『柳田國男未採択昔話聚稿』 藤沢：瑞木書房。

野村雅一

1994 『ボディランゲージを読む』 東京：平凡社ライブラリー。

松村誠一ほか (校注)

1973 『土佐日記 蜻蛉日記』 日本古典文学全集, 東京：小学館。

三木紀人ほか（校注）

1990『宇治拾遺物語 古本説話集』新日本古典文学大系，東京：岩波書店。

三木紀人（訳注）

1998『今物語』講談社学術文庫，東京：講談社。

武藤鐵城

1924「音と民俗」『旅と伝説』11（7），pp.19-41，東京：三元社。

森正人（校注）

2001（1996）『今昔物語集五』新日本古典文学大系，東京：岩波書店

柳田國男

1962「クシャミのこと（孫たちへの話）」『定本柳田國男集』20，pp.458-466，東京：

筑摩書房。

山岸徳平（校注）

1958『源氏物語 一』日本古典文学大系，東京：岩波書店

リーチ，E

1976「言語の人類学的側面」諏訪部仁訳，『現代思想』4（3），pp.68-90，東京：青土社。

1981『文化とコミュニケーション』青木保，宮坂敬造訳，東京：紀伊国屋書店。

渡邊綱也（校注）

1966『沙石集』日本古典文学大系，東京：岩波書店。

2008 年度 獎勵研究成果論文

『一遍聖絵』に描かれた桜

佐々木弘美

SASAKI Hiromi

はじめに

『一遍聖絵』(以下、『聖絵』)には桜が描かれた場面が多くみられるが、砂川博氏は桜の場面の矛盾に注目している。伊予国桜井から四天王寺、高野山までの行程のいずれの場面でも桜が咲いており、季節が写実的に描かれているのであれば桜前線とともに移動したことになる。しかし超一・超二ら女性を連れての移動にしては速い。砂川氏は、桜の場面の無理な設定に疑問をもちながらも、一遍の遊行の足取りと照合させようと試みている。

金井清光氏は、砂川氏の議論に基づき、冬の伊予国出立から五・六日後には突然、桜咲く桜井里になり、さらに桜咲く四天王寺へと短期間で移動することの矛盾を挙げ、『聖絵』は実景描写ではなく、一遍・聖戒の心象的風景と宗教的理由から桜を描いたと考えた⁽²⁾。

砂川・金井両氏の見解のとおり、一遍の遊行と思想的意図に基づき桜が描かれたと考えられる。『聖絵』は季節を写した実景描写に基づくのではなく、心象的情景を主体にした宗教絵画であろう。実景描写としては矛盾があっても、宗教絵画としては矛盾がないことになる。しかし『聖絵』の桜のすべてが宗教的意図に基づいて描かれていることを明確にするには、砂川・金井両氏の見解をさらに深める必要がある。

一遍と桜の思想的関係を深く探求するには、まず一遍の生きた時代にどれだけ桜が人びとの生活に深く浸透していたのかを明らかにできれば、桜が単なる背景ではなく、何かしらの象徴であったことを示せよう。桜が何かしらの意義と意味を持ったものであれば、それは抽象的存在としてではなく、五感から感じ取られる具体像を伴った象徴といえよう。例えば、単純化された桜の模様も、人びとの心象を形象化して生み出された文化の結晶である。目の中に映じているものは、見えるものそのままではなく、人びとの心に写し取られた型を通して見られている。『聖絵』のような絵画に描かれた桜も、画師が見たままの桜ではなく、画師が心に持つ型を通して見たものであり、形式を持った心象的形象といえる。そのような画師が持つ精神的形式を知るには、画像に描かれた形にのみ注目するのではなく、画師の物語性に注目する必要がある。

とくに高僧伝絵など特定の人物を中心にした絵巻では、主人公である人物が関心の中心であるため、周囲に描かれた事物や背景が注目されることは少ない。しかし絵画をひとつの物語として見るならば、周囲に描かれた事物も読み込む必要がある。絵画の中に描かれたものには無駄はなく、個々のものが絵画の物語を構成するからである。『聖絵』を解釈するときも、一遍という人物に焦点を当て

るだけでは十分ではなく、ほかの事物にも着目することで、かえって新たな一遍像を発見できよう。拙論で桜に着目するのも、『聖絵』に描かれた桜を通し、一遍の思想を読み込むためである。

本論では『聖絵』に描かれた桜を理解するために、ほかの絵画資料に描かれた桜も検証していく。そのことで自己満足に陥ることなく、当時の人びとの中に内在化された桜をめぐる思想や概念を明らかにできるからである。

I 『一遍聖絵』に描かれた桜

(1) 浄土教布教による桜の広がり

平安期は末法思想により浄土教が広く普及したが、この浄土教の広まった時期と重なるように桜も広く親しみのあるものへと定着していく。桜が『古今和歌集』の季語や枕詞に使われるようになり、じっさいに桜咲く吉野を訪れた西行は、臨終の際、桜の歌を詠んでいる。役行者を始祖にした修験道から桜を神木とすることがはじまり、修験道が確立するのもこの時期にあたる。『聖絵』に山伏や修験道者が多く描かれていることから、修験道が庶民に広まっていたことが分かる。花の下連歌も満開の桜の下で歌を詠むことで極楽浄土から神仏を降ろし、意思疎通を行い、桜を神木とした。花の下連歌後期に時衆が参加するようになり、花の下連歌の中心が聖などの下層民から時衆へと移り変わっていることから、時衆は桜を神仏の象徴としていることが理解できる。

源信の『往生要集』に基づいた浄土教の教義は、『九相詩絵巻』によって絵画化された。『九相詩絵巻』は生死の象徴としての桜が描かれ、また、社寺参詣図にも桜の風景が多く描かれている。これらの社寺参詣曼荼羅を布教に用いて、勧進聖や比丘尼が全国各地を遊行し、浄土教を庶民に伝えた。庶民に分かりやすく浄土教を伝えるため、教えを目に見える形にする必要があり、桜はあの世とこの世をつなぐ神仏の象徴にされたと考えられる。

『聖絵』に描かれた桜も、少なからず、社寺参詣曼荼羅の影響を受けている。それは『聖絵』に描かれた寺社の建造物が、ほかの社寺参詣図の型を模本としていることから、社寺参詣曼荼羅に描かれた風景や桜の描写の影響があるのは確かで、浄土教の思想的象徴として取り入れていると思われるからである。

さらに、桜が広く親しまれるようになった要因のひとつに⁽³⁾散華がある。法要では、花の香りで場を清めて仏を迎えるために散華（花吹雪）が行われるからである。散華は蓮の花びらをかたどったものであるが、自然の花による散華といえる。桜の花が散る光景は、花の命のはかなさを感じさせるが、その一方で人びとを祝福しているかのようである。

『聖絵』巻六の詞書によれば、弘安五年（1282）、一遍・時衆らは片瀬の御堂で断食し、別時念仏を行っていたが、三月末に、その道場で紫雲がたち、空から花が降り始めた。ある者が一遍にたずねると、「花のことは花に問へ、紫雲のことは紫雲に問へ、一遍知らず」と答えた。また、一遍は花のはかなさを歌に詠んでいる。

さけばさきちればおのれとちるはなのことわりにこそみはなりにけれ

はながいろ月がひかりとながむればころはものをおもはざりけり

花は咲くときがくれば咲き、散るときがくれば自然に散るのと同じように、自分の身も自然の法則にまかせたままである。花には花の色、月には月の光がある。ただそれを、何もとらわれることなく眺めていれば、心も無心でいられる。

つづいて『聖絵』巻六の詞書に散華にかかわる記述がある。中国の道綽禅師が念仏をしていると、空に仏があらわれ、天の花が降りそそいだ。その色は真白で空を覆うように花で満ちたりていたといわれている。道詮禅師が往生すると、紫雲が部屋を覆い、音楽が空から聞こえ、美しい花が天から降ったという。また、并州開化寺の沙弥兄弟の往生のときは、地面が揺れ、花が降り、二人はともに往生した。

桜はまさに天の花に似ている。人びとは桜を見て天の花と重ね合わせたのであろう。桜が阿弥陀浄土の花として象徴される理由も理解できる。古来より梅が春の象徴とされてきたが、大陸仏教が普及し、日本独自の仏教として開花する過程において、桜が平安期頃からしだいに浄土教の花として存在を高めていく。一遍も仏教の花の思想の影響を受けていたのであろう。『聖絵』に描かれた桜には、散華の思想が含まれている。

(2) 大宰府帰参・聖戒出家場面の桜

延応元年（1239）に一遍は伊予国で生まれた。一遍は十歳で母を亡くし、十三歳の建長三年（1251）春、父通広によって九州大宰府の聖達（父通広の兄弟弟子）の許で仏道修行を始めた。一遍は随縁と称し、さらに浄土宗修得のため華台上人の許で二年を過ごし、学問を修めると再び聖達の許に戻った。

その聖達の許に一遍が訪れた場面が、『聖絵』巻一第一段である（図1）。境内に入母屋造の御堂に向かって歩く二人の人物がいる。御堂を囲むように左右の桜が満開である。遠景にも桜が描かれている。中央の二人の人物のうち、黒染衣を着た少年の面立ちをした僧が一遍であり、追従する白い衣の人物は手に文を携えている。一遍はここで約十二年の修行を行い、浄土教の教えや真宗（浄土の真実



図1 『一遍聖絵』巻一第一段 大宰府帰参（清浄光寺蔵）

の教え)の奥義を学んだ。

御堂周囲の頑丈な築地は、聖達の保護下で俗世から離れて修行を続ける一遍を象徴する。築地の外は、弓矢や薙刀を持った複数の狩人姿の人物が列を連ね、騎乗する者や従者らしき人物がいる。行列は右方向に進む。主人と思われる白馬に乗った人物に、気遣うように左を振り向く複数の従者の顔が印象的である。後ろには市女笠に白壺装束姿の者も右方向に進む。一遍と反対方向である。狩人一行の先には右方向に進む三人の人物がおり一行を先導する。画面右の桜を境に三人の人物と狩人一行が分かれている。画面右側に板家の下層民の集落があることから、この桜を分岐点に画面右側は賤民の空間、左側を狩人の空間に分けられる。三人の様子は、先頭の傘を持つ尼僧らしき人物が左を振り返り、後ろの荷物を担ぐ人物と子供を気遣う。人物が左方向に振り向くのは、物語の左方向性を強調する手法である。三人は板家の集落の入口に向かい、板家の住人と見ることができる。大宰府場面の板家は、一遍が華台上人を訪れる前の場面の乞食小屋と連続し、前の場面と大宰府場面の間に田園風景が描かれ、一遍が華台上人のもとで修行を重ねた時間経過を表す。

後続の狩人一行は画面右の桜と画面左の桜に挟まれ殺生の空間を表すが、もう一つの意味がある。桜の右側の板家には両端の門木にかけた縄の中央に板のお守りを付けた門守や、屋根の破風の的がある。的は正月の神事で、弓射で豊作の吉凶を占う武射・奉射の行事である。破風の的は正月神事の象徴とみられる。⁽⁵⁾ 弓矢をもつ狩人一行は破風の的に向かい稲作の吉凶を占う神事の弓矢を象徴する。また、桜の咲き方で稲の豊作の吉凶を占う神事もあることから、的と狩人の間の桜も稲作を象徴し、前の場面の田園風景と結びつく。

また、大宰府の狩人一行の描かれた意図については、まず、①狩人一行は武家社会を象徴し、一遍が俗世と絶縁した決意を表すという見解⁽⁶⁾、また、②狩猟は殺生に向かうことを意味し、修行者の一遍と対照的・対比的な効果を表すという見解⁽⁷⁾、そして、③仏道に生きる一遍の「聖なる世界」と「俗の世界」を対照的・対比的にみたうえで、この一行が狩人であることを否定している見解⁽⁸⁾である。

しかし、ひとつの形が複数の意味をもつこともあり、狩人一行のみに注目するのではなく、周囲に描かれた事物の関連性をみて分析していく必要がある。

さらに、画面左の桜の左端に描かれた市女笠に白壺装束の人物は、桜の下を通りかかるところであり、右側の一遍と向き合う形をとる。対面的な構図は、市女笠の白壺装束姿の熊野修験道者が、これから一遍の訪れる熊野権現の神勅を予兆しているようである。画面左の桜は熊野聖地との境界を示す。大宰府帰参場面は、手前二本の桜を境に、画面右から賤民の空間・殺生の空間・熊野聖地の空間と読み取れる。遠景の桜はこれから一遍の遊行を導く未来を表す。また、狩人・桜・的・田園風景などを表す図像から春の訪れを表現している。さらに三人の人物、狩人一行、熊野道者の三組は、同じ右方向を歩いていながら、異なる意味を持つことも理解できる。とくに、画面右の桜の隣に一本の杉が強調されていることでも、これを起点に華台上人をたずねる場面から大宰府帰参場面へ展開することを見て取れる。

次は聖戒出家の場面である。父通広が没すると、一遍は伊予に戻りその跡を相続して妻帯もしたが、俗世の生活に矛盾を感じて再出家を志す。親族の聖戒も出家して、一遍とともに大宰府に向かった。

『聖絵』巻一第二段、聖戒出家場面の画面右に板葺きの建物があり、高台で見晴らしの良い場所に

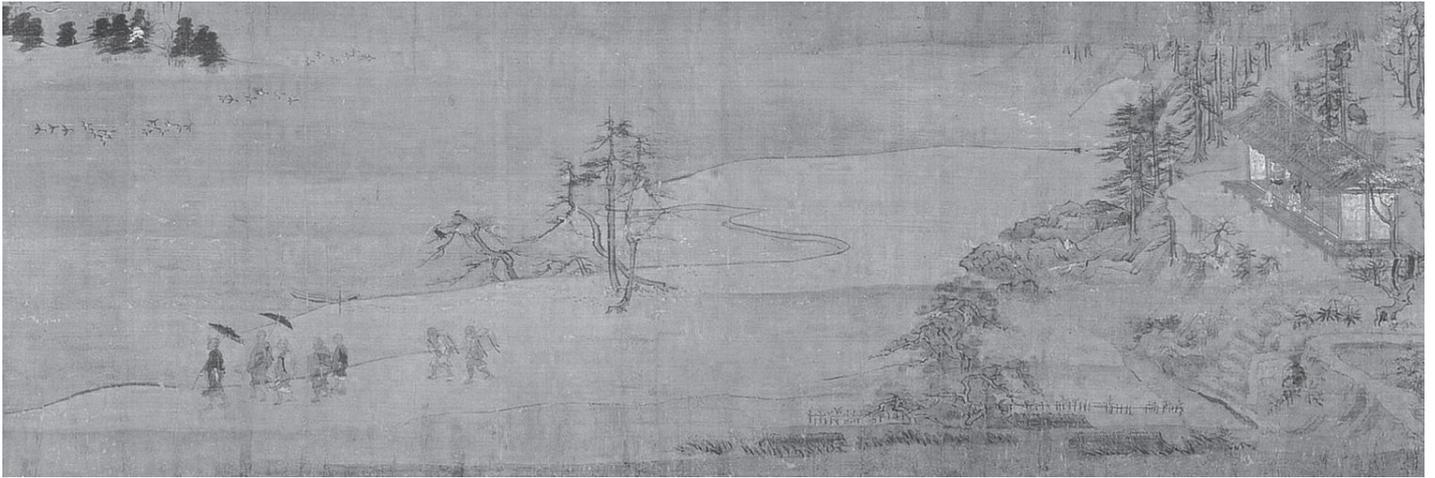


図2-a 『一遍聖絵』巻一第二段 聖戒出家（清浄光寺蔵）

ある。建物の手前と奥では桜が咲き、部屋の中で出家する聖戒が剃髪を受けている。聖戒の後ろの僧は聖戒の頭髪を剃り、聖戒の前にいる僧は朱色の水瓶を持っている。部屋の奥には掛軸が掛けられている。聖戒の顔は果てしない海を向き、出家の決意を表す。画面左では雁の群が右方向に飛び、出家した聖戒とともに一遍一行は左方向へすすむ。先頭の一遍は海を見つめている。海辺には一隻の船が浮かぶ。『聖絵』巻十二第三段の一遍臨終場面の三隻の船は、一遍が西方浄土に向かう三途の川の渡り船であり、遊行の終着点を意味しており、この場面では一隻の船が遊行の出発点であることを象徴する（図2-ab）。

『聖絵』は聖戒が制作したと考えられているが、聖戒が一遍の物語を編集したのであれば、『聖絵』に聖戒の出家場面を描かせたとしても不思議ではない。聖戒出家場面は、一遍の次に出家したのが自分（聖戒）であり、最初の弟子が自分自身であることを主張したものと考えられる。一遍出家の大宰府の場面と比べ桜が控えめであるのは、聖戒が一遍の弟子であることを象徴している。

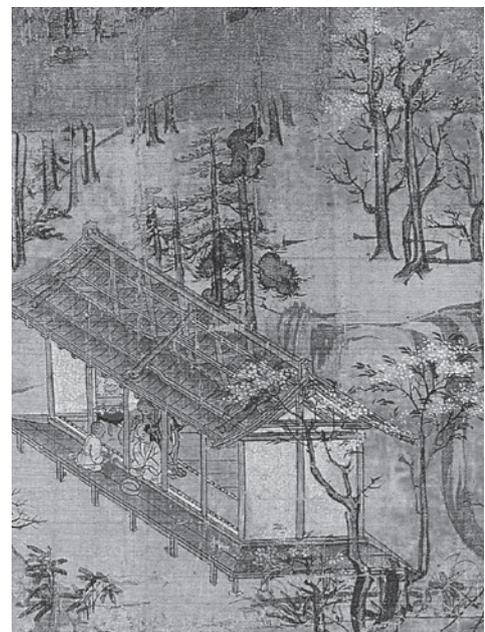


図2-b 『一遍聖絵』巻一第二段（拡大部分）（清浄光寺蔵）

(3) 善光寺・菅生岩屋・桜井里の桜

大宰府を訪れたのち、文永八年（1271）の春、一遍と聖戒は信濃国善光寺に参詣した。善光寺は生身の阿弥陀如来と称され、善光寺に住んで衆生を救うこの世の生き仏とされ、⁽⁹⁾ 多くの人びとが参詣する阿弥陀信仰の中心地であった。一遍が学んだ浄土宗西山義の祖証空も善光寺如来を信仰していた。西国出身の一遍は、善光寺を東方の極楽浄土と考えて参籠している。ここで中国浄土教の祖善導大師の教えを感得し、「二河白道図」を写した。これが一度目の安心（悟り）である。それを「十一不⁽¹⁰⁾二頌」で表した。

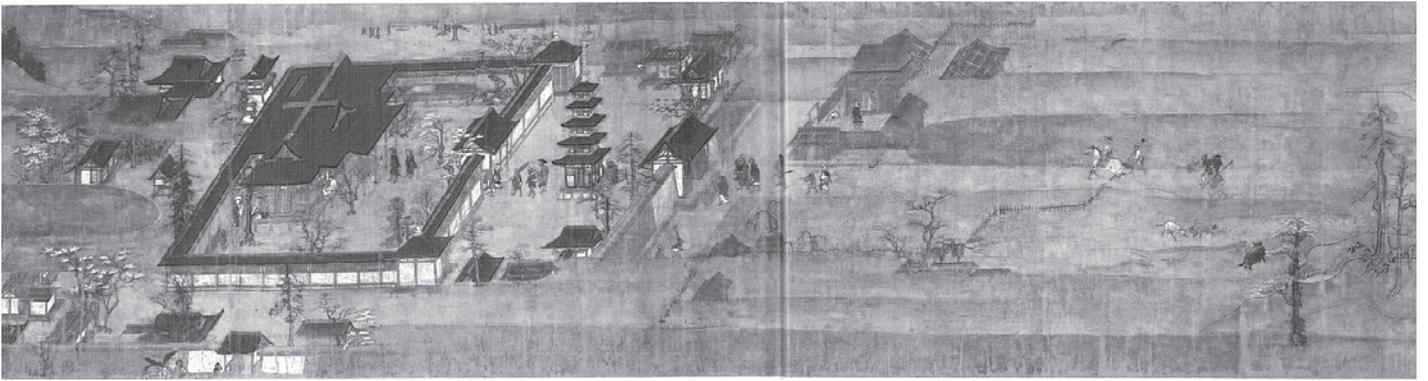


図3 『一遍聖絵』巻一第三段 善光寺参詣（清浄光寺蔵）

『聖絵』巻一第三段に善光寺の伽藍が広がり、その配置が分かる。善光寺の伽藍配置では、生身の阿弥陀仏である本尊に続く参道が白道を表している。善光寺の境内やその周囲には桜が咲き、善光寺を取り囲む。とくに楼門近くの桜が際立ち、参詣する人びとを迎えている（図3）。善光寺が東国の阿弥陀浄土を示すかのように、楼門の桜は俗世と阿弥陀浄土の境界線を表している。楼門の桜は冥土の神仏を迎え入れる出入口であろう。また桜は、俗世の人びとを迎え入れるための精進潔斎の作用も合わせ持っていたかもしれない。

さらに楼門から離れた画面右の桜も、楼門の桜と同様、重要な意味をもつ。画面右の桜の脇には川があり、上部遠景から下部手前にかけて流れ、画面左右を分断し、前の場面から次の場面へと物語を展開させる。また川を境に、画面左（善光寺）があのお世で、画面右が俗世であり、川の傍らに描かれた桜が境界の基点になっている。画面右から桜と川、楼門、伽藍へとつづく構成は、俗世から浄土へと導く。そして、善光寺の桜は浄土の散華を意味しよう。

善光寺参詣後、一遍は自ら描いた「二河白道図」を伊予の窪寺に持ち帰ると、善光寺の方角である東側の壁にかけて三年にわたり修行した。

文永十年（1273）七月、一遍は伊予国菅生岩屋に参籠した。岩屋は観音菩薩と仙人の霊山であり、弘法大師（空海）も修行に訪れたという。また、菅生の岩屋と桜にまつわる挿話が『聖絵』巻二に記されている。



図4-a 『一遍聖絵』巻二第二段 桜井里（清浄光寺蔵）

この御堂に廂をさしそへたりけるほどに、炎上の事ありけるに、本堂はやけずして、後の廂ばかり焼けにけり。其の後、又、回祿あり。同舎ことごとく灰燼となるに、本尊ならびに三種宝物はともにとびいで給ひて、まへなる桜の木にのぼり給へり。又、次に炎上ありけるに、本尊は又とびいで給ひて、同木にまします。御堂は焼けにけり。三種宝物は灰燼の中のにのこりて、やけたる物とも見えず。鐘・錫杖のひびき、昔にかはる事なかりけり。此の桜木は、本尊出現し給ひし時の朽木の、ふたたび生え出て枝さし花さける木なり。されば、仏法最初の伽藍、靈驗希有の本尊なり。

観音本尊は、桜の朽木のなかで出現した。その桜が芽を出し成長したのだろう。何度も火災にあったが、本堂は燃えず、燃えても本尊はその桜木に登って灰になるのを免れた。そして朽木から再び芽を出し、桜は花を咲かせた。菅生の岩屋寺の神木は桜と捉えられる。『聖絵』の菅生岩屋は紅葉の季節だが、詞書には桜の靈驗を記している。一遍は菅生岩屋で数ヶ月のあいだ修行した後、領地を捨て、一族と縁を切り、すべてを捨てる決心をした。

文永十一年（1274）二月八日、桜井里で一遍が聖戒と離別する。一遍はすべてを捨て去る決意をしたが、超一（妻と推測）・超二（娘と推測）、念仏房（子弟と推測）の三人とともに伊予国を離れる。『聖絵』巻二の詞書に一遍と聖戒の別れの言葉がある「同生を花（蓮花）開の暁に期し、再会を終焉の夕にかぎりたてまつりて、いとまを申し侍りき」。このとき一遍は妻子とともにしているが、熊野参詣の二度目の安心から妻子と離別する。

『聖絵』巻二第二段、桜井里で聖戒と別れる。画面右の伊予の実家を出発する場面と連続した構成で描かれ、ひとつの場面に二つの物語が展開する。前の場面と桜井の場面の構図は良く似ており、右側に建物を描き、左側に出発する複数の人物が描かれている。二つの場面で対比的なのは、前の場面が白鷺の群が描かれ、桜井の場面は満開の桜が描かれていることである。白鷺の群が田園に着地する位置に交差するように、桜が中央に描かれる。ここから、聖戒との別れの場面へと展開することを示している（図4-ab）。

桜井の場面の画面右、茅葺屋根の古びた建物の中で、一遍が聖戒に別れを告げている（図4-a）。

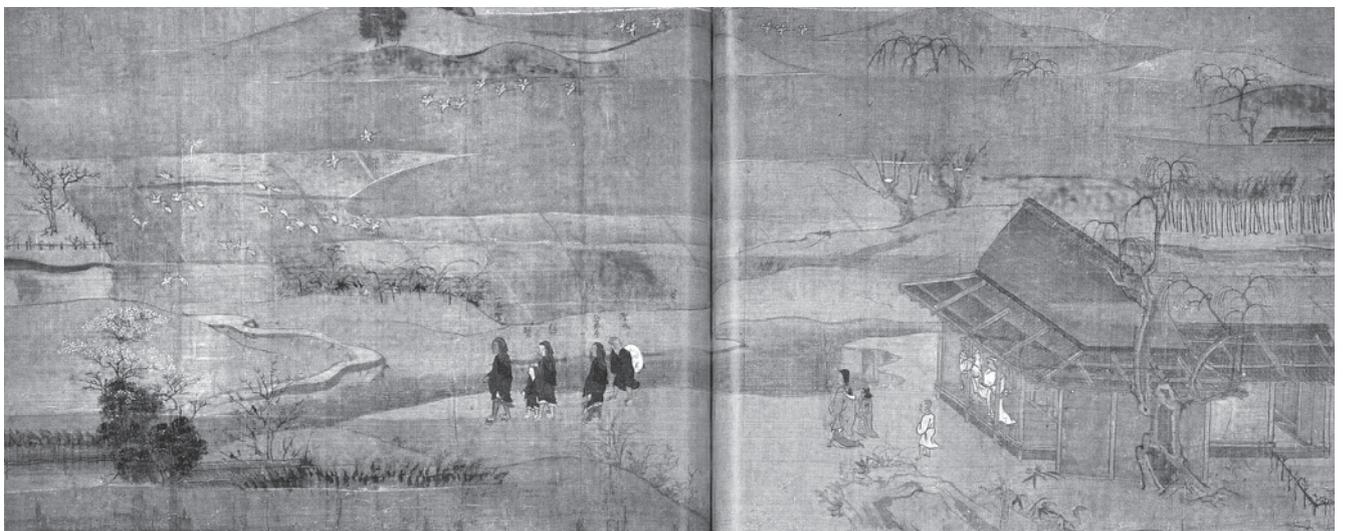


図4-b 『一遍聖絵』巻二第二段 桜井里の場面の画面右：伊予の実家を出発する一遍一行（清浄光寺蔵）

縁では白衣姿の僧が合掌する。画面左は満開の桜の下で一遍一行が左方向に歩きだし、一方、聖戒は右方向に進み、振り向きながら別れを惜しむ。振り向くことで左方向が強調され一遍一行に視点が集中する。一遍と聖戒の間の小川は別れを表し、過去と未来、物語の展開の分岐点といえよう。満開の桜の根元に花びらが散らばり、上空には花びらが舞う。

『法然上人絵伝』巻三十三第四段には、法然が流罪となり、九条兼実がそれを嘆き法性寺の小御堂に法然を一夜留め、別れを惜しむ場面がある。堂内では法然と九条兼実が対面している。小御堂の前には桜が咲き、桜木の下に弟子と思われる三人の僧がいる。

『聖絵』の桜井の場面も、桜が別れを象徴し、桜が大きく描かれている。桜と小川の組み合わせから、桜井の別れの場面は、一遍と聖戒の物語の終結をあらわす。次に展開する一遍遊行の物語の境界線と捉えられる。絵画に描かれた複数の事物が絡み合いながら、別れ・終結・次の場面へと展開する。描かれた事物は物語を導く重要な役割を担っている。

(4) 四天王寺・高野山の桜

桜井里につづき四天王寺の場面にはいる。聖徳太子由来の四天王寺は、釈迦如来の教えが説かれた地であり、阿弥陀浄土の霊地であった。四天王寺の西門は極楽浄土の東門であり、阿弥陀仏の浄土への入口であった。⁽¹¹⁾ 当時の四天王寺の西門の先は海で、真西に沈む太陽を拝むことができた。まさに極楽浄土への入り口であった。そのため、多くの参詣者で溢れたという。⁽¹²⁾ 一遍が訪れた当時は海岸線が鳥居のそばにあったが、近世になると海岸線は西へと後退した。⁽¹³⁾

『聖絵』巻二第三段には四天王寺の伽藍が広大に描かれている。伽藍配置は画面上部を北に、講堂・金堂・五重塔・中門と続く。左側の楼門の西方に朱色の木造の鳥居が建っている。鳥居は永仁二年(1294)に忍性によって石造にかえられた。鳥居の額には「釈迦如来転法輪所 当極楽土東門中心」と記されている。西の鳥居から南大門をとおり、南を行く経路は熊野に続き、熊野参詣者が多く集まった。⁽¹⁴⁾ 画面下の熊野道には乞食小屋が描かれ、画面右の境内の桜が霞に浮かぶ。また画面左の鳥居の外に二つの屋敷があり、道に南面した屋敷では門の両脇に桜があり人を迎えるように描かれ、もう一方の寂れた屋敷では敷地内に桜が見える。鳥居の西側に桜が多いのも、極楽浄土を象徴し、また鳥居から熊野まで続く道もあったことから、桜は熊野の道標であったとも考えられる(図5)。

一遍は楼門に集まる人びとに札を配っている。一遍布教の始まりである。一遍も鳥居から続く道歩き、熊野まで向かったのであろう。四天王寺から熊野までの阿弥陀浄土の道、つまり二河白道を行く一遍である。鳥居の近くの桜は極楽浄土の入口を表象する。極楽浄土の東門である四天王寺の当時



図5 『一遍聖絵』巻二第三段 四天王寺参詣(清浄光寺蔵)

の西門は、『聖絵』に描かれた鳥居であったことが分かる。

文永十一年（1274）、一遍は高野山を参詣する。高野聖は、高野山を大師が入定する日本の総菩提所であると全国に広め、各地で浄土信仰と念仏を勧めた。⁽¹⁵⁾ このとき弘法大師の六字名号（南無遍照金剛）を賦算したといわれる。生身の阿弥陀仏を本尊とする善光寺も、本尊の三仏の分身といわれる宝印三判を捺した御印文を賦算して、極楽往生の保証とし



図6 『一遍聖絵』巻二第四段 高野山参詣（拡大部分）（清浄光寺蔵）

た。一遍もこれらにならい賦算を行ったとみられる。高野山をはじめ、善光寺・四天王寺・熊野は古代から葬送の霊山であった。しかも高野山は融通念仏聖や勧進聖が集まり、全国各地の霊山を廻る拠点であった。⁽¹⁷⁾ 一遍も、『聖絵』巻二の詞書に高野山参詣の理由について、つぎのように述べている。大師は六字名号（南無阿弥陀仏）の印板を残し、汚れた世間のなかで迷い苦しむ衆生のための本尊とされており、一遍も浄土の縁を結ぶために参詣に訪れたという。やはり、一遍も聖の一人であったと考えられる。

また弘法大師の伝絵である親王院本『高野大師行状図画』巻二に大師の入唐求法の動機や目的を知る重要場面に桜が描かれ、大師の夢に現れた仏が大日経の教えを論している。同絵巻の巻七の高野山建立場面にも桜が描かれ、高野浄土を象徴する。

『聖絵』巻二第四段は、画面右に高野山の堂舎を描き、画面左は中央の山々を越え奥院がある。堂舎手前では、桜が幹を左にくねらせ木棒が下から支え、左にも桜がある（図6）。御影堂の近くに架台に囲まれた大師伝説の三鈷松がある。⁽¹⁸⁾ 奥院まで続く登坂の道は縦の構図をとる。この道の両脇に石造の長い卒塔婆が立ち並ぶ。画面手前の小川に橋が架けられているが、あの世とこの世の結界であろうか。橋を渡り、登ると広場に抜け、入母屋造りの礼堂に着く。その奥の柵の向こうに弘法大師の生き仏を祀る廟所がある。廟所の前には鳥がおり死霊の地を象徴している。一遍は高野山に続き六月初旬に熊野を訪れているので、高野山参詣は五月頃と考えられる。⁽¹⁹⁾ 高野山の桜は季節を表すために描かれたのではなく、やはり宗教的・思想的な意味をもった象徴的なものと考えられる。

(5) 因幡堂の桜

熊野で安心を得た一遍は、超一・超二・念仏房とも別れ、ひとり遊行の道を歩きはじめた。いちど伊予国に帰ると、つぎに九州を廻った。大宰府に渡り聖達を訪ね、大隈正八幡宮に参詣し、豊後国の守護大友兵庫頭頼泰の屋敷に滞在していたときには、真教（他阿弥陀仏）らが弟子入りした。一遍は弟子を時衆と呼んだ。弘安元年（1278）に、弟子七、八人と夏に伊予を渡り、秋には安芸厳島を参詣し、冬にまた備前国を訪れた。

弘安二年（1279）の春頃、一遍は京の因幡堂を訪れた。因幡堂は本尊を薬師如来とする平等寺のこ

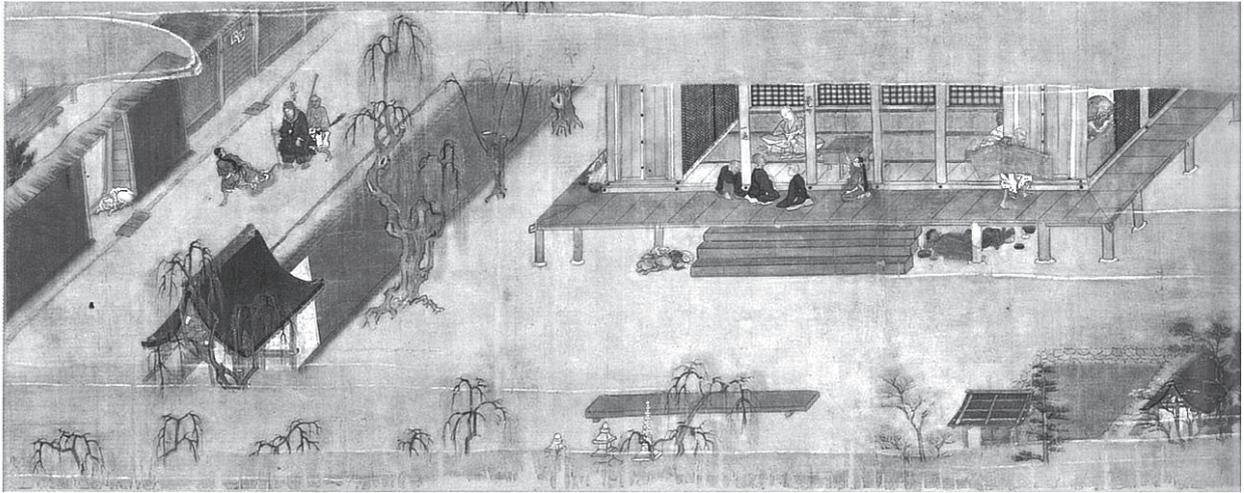


図7-a 『一遍聖絵』巻四第四段 因幡堂（清浄光寺蔵）

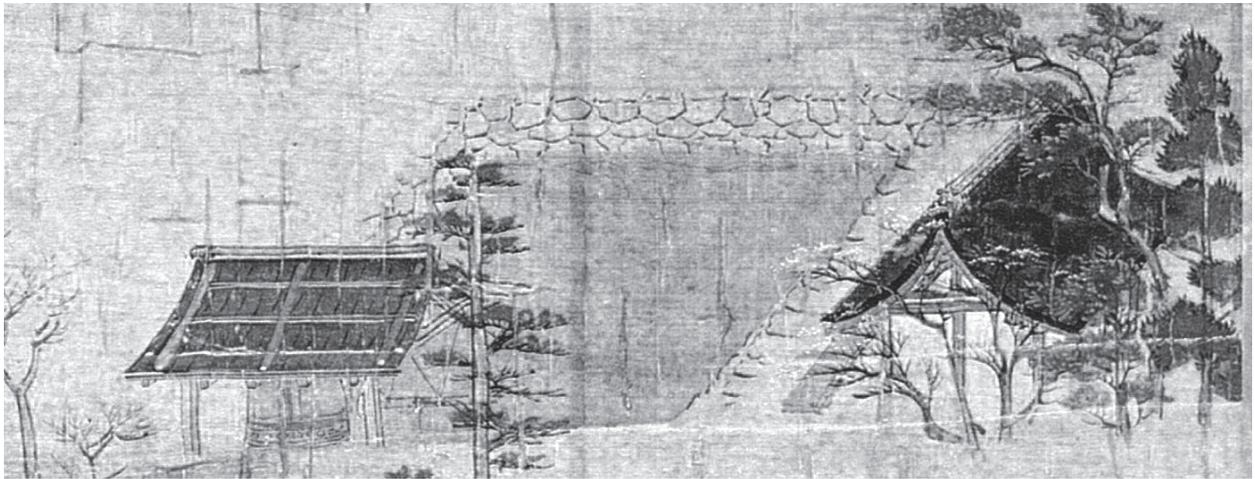


図7-b 『一遍聖絵』巻四第四段 因幡堂（拡大部分）（清浄光寺蔵）

とで因幡薬師とも呼ばれた。信濃善光寺の阿弥陀如来，嵯峨清涼寺の釈迦如来とともに三国伝来の三如来のひとつとして信仰をあつめ，病氣治癒祈願の地方の参詣者で賑わった。⁽²⁰⁾『聖絵』巻四の詞書に因幡堂宿泊の記録がある。一遍が因幡堂に入ると，寺僧がみすぼらしい姿の一遍をみて泊まることを拒んだ。一遍は縁の下で乞食とともに寝た。その夜，執行（寺の幹部）の民部法橋覚順の夢に本尊が出現し，大事な客を迎えたので丁重にもてなすよう告げられた。夜中に一遍は堂内に招かれ廊に泊まることになった。

『聖絵』巻四第四段では因幡堂の上方から霞をかけて下方の面積を広くとっているため，因幡堂の縁の下で眠る乞食や，庭の樹木に視線が向く。画面右の池と鐘楼の近くに桜が咲き，画面左に柳がある。柳は叙情的表現に用いられ，ここでも夜の情景に合っている。画面上部の御堂では，一遍と覚順が向き合って対話をし，一遍のそばに二人の弟子が従い，御堂の僧たちは一遍を堂内に迎え入れるため，準備を整えている（図7-ab）。

画面右の桜と鐘楼は浄土を示している（図7-b）。鐘をつくことで死者の供養とされているが，鐘の音はあの世とこの世をつなぐ役目を果たす。古来より鐘の音は地獄で苦しむ人びとを救済し，梵鐘は雨乞いに用いた。⁽²¹⁾一遍・時衆の踊念仏は，鉦を打ち鳴らすことで阿弥陀如来をこの世に降ろし，阿弥陀浄土をこの世に開いた。神仏を降ろす鐘楼と，冥土の入口の桜は神仏を迎えるという共通の役割

をもつ。二つの図像がともに描かれることで意味に深みが増す。因幡堂の桜は季節を表すだけでなく、宗教的思想を表現する。

ところで『信達民譚集』に「鐘の沈んだ話」⁽²²⁾という説話がある。伊達郡伊達崎村大字下郡の曲松地蔵堂という御堂の前に老松がある。この下郡に武士の娘で、桜姫と呼ばれた美しい姫が病死したことを惜しみ、墓の上に松を植え、そばに地蔵堂を建てた。これが曲松地蔵堂の老松である。御堂前の池の畔に鐘楼があり、村人はこの鐘を鳴らして姫の霊を慰めた。ある夜、この鐘が池に落ち沈んでしまい、村人たちがいっせいに引き上げようとしたが、いくら池の底を掘っても見つけることができなかった。

おそらく、この池は冥土への入口で、桜姫が鐘楼の音をいつまでも聞きたいと思い、持ち去ったのではないだろうか。『聖絵』の因幡堂場面の手前中央に墓石があり、右側に桜、鐘楼、松、石垣に囲まれた池がある。因幡堂場面の事物と桜姫の伝承は共通点が多く、因幡堂の桜は桜姫と重なる。物語に描かれる事物は伝承の物語的要素として構成され、桜姫の墓前にまつわる内容を深めている。

『聖絵』因幡堂場面と民間伝承「鐘の沈んだ話」の比較から、冥土の象徴とされる事物を知ることができる。『聖絵』巻十二第三段の最終場面には、一遍の墓石が描かれ、その後ろに亡き一遍を弔うように松がある。松も桜と同様、冥土の象徴であったのかもしれない。

絵画資料は主人公や人物に視点が集中するあまり、周りの事物の意図を見落とすこともある。個々の事物は連続性を持ち、物語全体を構成するので、無意味な事物は描かれない。描写に矛盾を見つけることができれば、それは制作者の誤りではなく、思想の発露である。そこから制作者の思想を発見することができる。

(6) 下野小野寺の桜

弘安三年（1280）、一遍一行らは踊念仏を始めた信濃国佐久から、下野国小野寺（大慈寺）に入った。小野寺は天平九年（737）行基が創建したと伝わる大慈寺のことであり、三毘瓦窯跡郡から下野国分寺瓦や大慈寺瓦が出土し、奈良期創建と判明した。鑑真の弟子道忠が二代となり、最澄とも交流があって、東国に仏教を広めた。また三代広智は円仁（三代天台座主慈覚大師）・安慧（四代天台座主）を最澄のもとに弟子入りさせ、最澄が東国をめぐったときに立ち寄り大乘戒の授与をあたえ、最澄が全国六か所に建立した六所宝塔（相輪塔）のひとつがこの寺に建てられている。また空海が広智に真言經典書写の収集を頼んでいる。小野寺は北方の鎮護国家の寺として重要な位置にあったとい⁽²³⁾える。

またこの寺に小野小町の伝説がある。小野小町が病のため、大慈寺の薬師如来に病氣治癒の祈願を歌に詠んだ。それに対し、薬師如来が返歌したという。⁽²⁴⁾

南無薬師衆病悉除の願立てて身より仏の名こそおしけれ	小野小町
むら雨は唯一通り降るものをおのが身のかさそこにぬぎおけ	薬師如来

その後、小野小町は病が治癒し、終生この地に留まったといわれている。実は『聖絵』巻五には、小野寺で雨に関する逸話が記されている。



図8-a 『一遍聖絵』巻五第二段 下野小野寺（清浄光寺蔵）

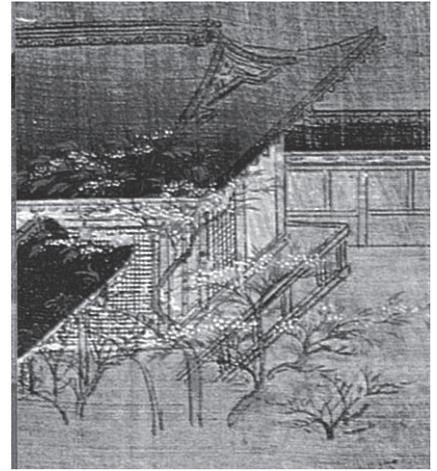


図8-b 『一遍聖絵』巻五第二段（拡大部分）（清浄光寺蔵）

『聖絵』巻五第二段の画面右に白鷺の群が沼地に降りている。白鷺の群は物語の場面展開を示し、次の場面に導く。これは『聖絵』巻二第二段の伊予出立の場面・桜井の場面と同じ手法である。画面左に進むと人里が見え、雨の降る情景に、民家や小野寺境内の桜花が顔を見せる。一遍・時衆らは、雨宿りのため、画面左の板家に駆け込む（図8-a）。一遍は、時衆らが雨で濡れた衣を脱ぐのを見て詠んだ歌が『聖絵』巻五の詞書にあるのである。

ふればぬれぬればかはく袖のうへをあめとていとふ人ぞはかなき



図8-c 『一遍聖絵』巻五第二段（拡大部分）（清浄光寺蔵）

雨が降れば、袖が濡れるのは当然で、そのうち乾くというのに、濡れることを嫌がる人はつまらない。また、時衆の尼が激しい雨に腹を立てる様子を詠んだ歌もある。

くもとなるけぶりなたてそあまのはらつきはおのれとかすむものかは

尼僧が腹を立てることで怒りが雲や煙となり月を隠してしまう。月は自ら雲や煙をだして霞むであろうか。「あまのはら」は「天の原」と「尼の腹」をかけた言葉で、月は仏性（仏の性質、仏になる可能性）を指す。一遍は仏性を隠す雲や煙が己の心であると論した。⁽²⁵⁾

歌で神仏を降ろし、祈願をすることは、平安期頃から行われていたようである。しかし小野小町について触れられていないので、『聖絵』制作当時には小野寺に小野小町伝説がなかったことが分かる。この逸話が、やがて小野小町伝説へと転化した可能性は高い。⁽²⁶⁾

歌は神仏から人へのお告げであり、人から神仏に感謝と救いを求める声でもあった。⁽²⁷⁾ 自分の教えを簡潔に伝えるため、歌で時衆らを論す必要があったのであろう。一遍の時衆に対する気持ちがあらわれている。ここに桜が描かれているのは、一遍が神仏と通じる手段として歌を得たことを象徴しているよう（図8-bc）。⁽²⁸⁾

(7) 鎌倉入阻止場面の桜

一遍一行は、小野寺・白河関を越え、奥州江刺にたどりつく。北上まで目指したのは祖父河野通信の墳墓を訪ねるためだった。⁽²⁹⁾ 祖父通信の墓で供養を終えると、松島・平泉をまわり常陸国に差しかかる。『聖絵』巻五第四段の常陸の場面は雪一面の情景である。画面手前に一遍一行が歩いており、奥には一本の大きな杉がそびえている（図9）。

この一本杉は神霊が宿る神木とみられ、この杉を基点に雪景色に変わると考えられている。⁽³⁰⁾ 弘安四年（1281）は、春に奥州江刺を後にしてからのちの一遍の記録がなく、前後の弘安三年と五年の記録は残されていることから、『聖絵』には弘安四年に当麻道場の記録があったのではないかという推論もある。⁽³¹⁾

しかし常陸の冬の場面が前半の物語の終わり、次の春の鎌倉入り阻止の場面が後半の物語の始まりとも考えられる。冬は一年の節目を表し、雪景色から桜の景色に変わるのは、次の物語の始まりといえるだろう。常陸の雪景色の左側に、画面上部から蛇行する川が手前まで流れ、画面を左右に分けている。『遊行上人縁起絵』（以下、『縁起絵』）も前半の一遍伝絵（巻一～四）と後半の真教伝絵（巻五～十）の間に川があり、物語を二つに分けている。そのため、川を境に雪景色が前半の物語の終わりと考えられる。しかし、前半と後半を完全に区切ったのでは物語は続かない。『聖絵』は一遍の思想と行動を描いた伝記絵巻であり、一定の個所できれいに切れるわけではない。そこで、川に架けられた橋が物語と物語をつなぐ。文字通り物語の「橋渡し」となる。一遍らは橋を渡り、次の物語へ足をのばす。『聖絵』巻一も梅花の咲く春から始まるので、春の鎌倉入り阻止場面も後半の物語の始まりと考えられる。季節や情景描写で分けることで、物語が自然に流れるよう工夫している。

つぎに第二話の鎌倉入阻止場面にはいる。常陸・武蔵を過ぎた一遍一行は、弘安五年（1282）春、鎌倉に差しかった。滞在中の長作で、一遍は時衆に告げる。鎌倉入りの状況によって、念仏布教が続けられるかどうかを決めよう。状況がよくなければ、布教方法に問題があったということだから、これで布教活動が最後になると思わなければならない。一遍は覚悟を決めた。鎌倉入りは一遍にとっては布教活動の存続を賭けた出来事であった。

旧仏教の圧力は強く、京都では多くの新興宗派が退けられた。鎌倉に行けば幕府の援助を受け、道が開けるのではないかと信じ、多くの宗派が鎌倉を目指した。東大寺の復興に努めた重源や、臨済宗の栄西、浄土宗三祖とされる良忠、真言律宗の叡尊や忍性なども幕府の援護を受けた。⁽³²⁾



図9 『一遍聖絵』巻五第四段 常陸の雪の情景（清浄光寺蔵）（口絵13参照）



図 10-a 『一遍聖絵』巻五第五段 巨福呂坂場面（清浄光寺蔵）（口絵 14 参照）



図 10-b 『一遍聖絵』巻五第五段（清浄光寺蔵）（口絵 15 参照）



図 10-c 『一遍聖絵』巻五第五段（清浄光寺蔵）（口絵 16 参照）

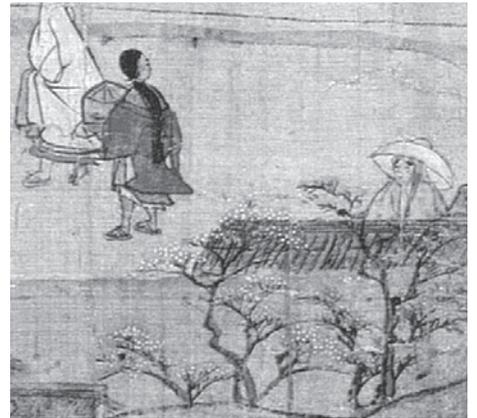


図 10-d 『一遍聖絵』巻五第五段（清浄光寺蔵）（口絵 17 参照）

同年三月一日、一遍一行は、巨福呂坂（こふくろさか）から鎌倉入りをめざした。執権北条時宗が巨福呂坂を通過して山内に出かけることを聞いたが、一遍は考えがあると言って巨福呂坂を避けず、執権北条時宗の一行と対面した。警護の武士が一遍一行の鎌倉入りを阻止しようとするが、一遍は無理をしてまで入ろうとする。警護の武士は下役の小舎人に時衆を殴らせ、聖はどこにいるのかと尋ねた。一遍は前に出た。武士は言った。執権の前で狼籍をしてよいのか。弟子をつれて名声を得ようとしているだけではないのか。制止もきかず、乱入するのは考えられない行動であると。一遍は答えた。私に名声など必要ない。ただ、人びとに念仏を勧めるだけである。お前たちはいつまで仏の教えを抑圧するのか。現世で犯した罪をひいて冥土に行くときは念仏に救ってもらわなければならないというのに。武士は何も答えず杖で二度打ちたたてた。しかし、一遍は痛がる様子を見せない。むしろ逆に武士と仏縁を結べたことを喜び、一遍はここで死ぬ決意を述べた。すると武士は鎌倉の外なら制止はしないと答えた。その夜、巨福呂坂の近くで念仏を唱えていると、鎌倉中の人びとが上下の隔たりなく一遍のもとに集まり、念仏を受け、食事をもてなした。

一遍の権力を恐れない勇氣ある行動に人びとの心は動かされ、一遍の布教活動は鎌倉に受け入れられた。今までの修行が失敗ではなかったことが証明されたのである。

『聖絵』巻五第五段の場面では、一遍と執権北条時宗が対面している（図 10-a）。手前の山々も、奥の家並みも、一遍と北条時宗のあいだに空間をあけることで広い舞台をつくり、対面という緊迫感をさらに強めている。手前の桜も対面構図の中央から分かれて描かれている（図 10-cd）。通行人とともに、桜もこの場面を見守っているようだ。また、小舎人に追われている乞食集団の先には崖にそ

びえる桜があり、その崖を越えると、つぎの場面が待っている（図10-b）。詞書では小舎人は時衆を打っていると記されているが、『聖絵』では小舎人は乞食集団を杖で打とうと追っている。これは次の場面へつなぐ導線の役割がある。一遍と北条時宗の対面構図が強いので、物語の左方向性を鑑賞者に意識させるために構成したと思われる。さらに後ろを振り向く時衆や武士なども左方向の物語性を意識させる効果がある。

崖を越えた画面左は夜に一変し、鎌倉の外の場面となる。人びとが食事を運び、一遍をもてなしている。また、崖はほかの意図も示している。崖は一遍と北条時宗の場面では一遍の背後にあり、一遍にあとがなく前に進むしかないという、もはや崖っぷちの状態を表す。言葉に掛け言葉があるように、絵画に描かれた事物も複数の意味をもつ。

一遍の鎌倉入りは失敗したが、一転して鎌倉中の人びとに受け入れられた。一遍は修行で二度の安心を得、すべてを捨てて布教方法を模索してきた。行を証とするため、いちかばちか死を覚悟して鎌倉入りを決心した。この行為はまさに二河白道をゆくものである。

鎌倉入り以降の『聖絵』後半は、一つの集団の宗派として形成されていった一遍・時衆の物語である。一遍が臨終を遂げるまで、各地の一遍・時衆の踊念仏や、一遍のもとに集まる人びとが描かれる。また片瀬堂の場面から十二光箱が見られるが、それは僧尼の男女関係を避けるため、僧と尼の間に十二箱を置き結界としたものである。一遍は、時衆が抱える問題も避けずに向き合った。すべてを捨てた捨聖が弟子とともに行動するのは疑問だが、人びとを救うには、人との関係は避けられない。この世の縁に身をまかせ、二河白道の思想と行動を実行したのである。目に見える事物を捨てるのではなく、目の前に浄土を実現しようとした。桜はまさに散華である。

(8) 聖徳太子廟・書写山参詣の桜

一遍一行は京の布教を成功させ、弘安九年（1286）、再び四天王寺を訪れる。四天王寺を念仏聖の聖地として確立した出雲上人を一遍は尊敬していた。四天王寺は極楽の東門とされ、現世からみれば浄土の入口であった。一遍が太子廟に参詣したのも出雲上人の影響があったと思われる。⁽³³⁾

一遍は太子廟で三日間滞在する。鎌倉期には仏教の原点に帰ろうという運動が、旧仏教側で登場して改革がなされた。『摧邪輪』を著し法然を批判した高弁（明恵上人）は、釈迦を信仰し座禅を重視した。そのような中で、日本仏教の祖といえる聖徳太子信仰が盛んになった。⁽³⁴⁾ 美術の写実性は、宗教では釈迦や太子への回帰となって現れたのである。

『聖絵』巻八第五段、太子廟墳墓の前は叡福寺で、右側に見事な紅梅が咲いている（図11）。楼門をくぐると入母屋造の拝殿があり、その脇の桜の根元は花びらで彩られている。拝殿の後ろに拜木が⁽³⁵⁾あり、一遍を先頭に墳墓の前で合掌している。拜木の陰に寺の住職らしき僧が一遍と向き合い合掌をしている。結縁の様子であろうか。一遍が参籠中、奇瑞が起きた。『聖絵』巻八の詞書に高野大師の御記（『上宮太子廟参詣記』）が記されている。

西土之三尊 垂権跡於馬台 東家之四輩 成菩提於安楽

西方の極楽浄土の弥陀・観音・勢至が日本にあらわれ、弥陀は聖徳太子の母、観音は太子、勢至は



図11 『一遍聖絵』巻八第五段 太子廟墳墓（清浄光寺蔵）

妃になり、この廟で眠っている。一遍の奇瑞とは、阿弥陀三尊が一遍の眼前に出現し、極楽浄土を見たことである。⁽³⁶⁾

太子廟場面の拝木や、太子廟の墳墓を囲む樹林は浄土と捉えられる。境内の桜は一部の背景として描かれ、浄土を表す。桜が地面に花びらを広げるのは、この世に極楽浄土を実現させるための散華と考えられる。⁽³⁷⁾ 一遍は極楽浄土に生まれることを保証された。一遍は一面の鏡を献上した。境内には融通念仏の始祖、良忍の墓もあった。⁽³⁸⁾

太子廟参詣後、大和の当麻寺、石清水八幡宮、播磨の教信寺などを廻り、弘安十年（1287）の春、書写山円教寺を参詣した。円教寺は法華經の行者である性空が開いた。一遍が全国各地を遊行していたのは、書写山参詣を、ただひたすら願っていたからである。はじめ一遍は本尊を拝むことを願い申し出たが、修行を長く積み重ねた僧でなければ拝めないと寺僧に断られる。一遍は拝みたい気持ち強く、四句の偈と一首の歌をつくり改めて願い出た。寺僧らは相談した。この僧は他の僧とは違う、願いを打ち捨てるわけにはいかないと願いを許した。実は、後白河法皇以来の参籠であった。

この本尊は性空が安鎮に頼み、桜の生木でつくらせた如意輪観音であった。役小角が、金剛蔵王権現を桜の木で彫ったという伝説と関連していよう。一遍が春に参詣したのも、この故事に因んだものかも知れない。そうであれば、一遍にとって書写山は重要な霊地である。一遍は本尊を拝み一夜行法をした。夜が明けると書写山をあとにしようとしたが、春の季節に雪が舞い散った。これも散華の一種であろうか。

『聖絵』巻九第四段の円教寺場面の右側に、遠くの山から飛来する鳥の群、さらに手前の川に橋が架けられ、これから始まる物語の導線となる。橋を渡った道筋に歩行者二人がおり、その先は楼門で長い登廊の上方に円教寺本堂がある。夜の本堂の中で紙燈の火を頼りに一遍が本尊を拝みにいく。時衆の姿はなく堂内で寺僧らが一遍の様子を見守る。秘仏の如意輪観音は、一遍だけに許された状況として描かれ、拝観する喜びと緊張感が伝わる。画面左は複数の板家の僧房があり、近くに桜がある。円教寺も菅生岩屋の本尊や金峯山の蔵王権現と同様、桜を神木としていた。円教寺の険しい山々は霊場にふさわしい（図12-abc）。

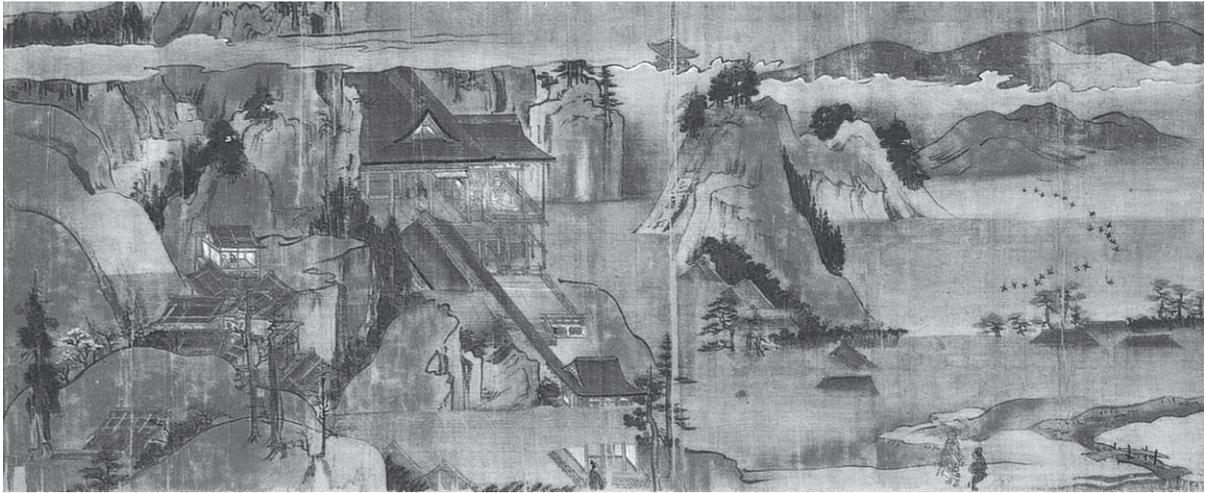


図 12-a 『一遍聖絵』巻九第四段 書写山円教寺（清浄光寺蔵）

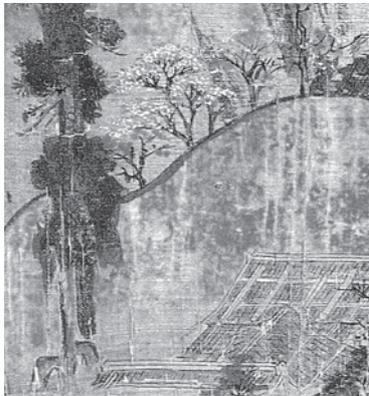
図 12-b 『一遍聖絵』巻九第四段
（拡大部分）（清浄光寺蔵）

図 12-c 『一遍聖絵』巻九第四段（拡大部分）（清浄光寺蔵）

(9) 大山祇神社の桜

『日本書紀』巻第二神代下，葦原中国平定の項に大山祇神社にかかわる木花開耶姫の挿話がある⁽³⁹⁾。木花開耶姫の名の木花は、桜花と梅花の二つの説がある⁽⁴⁰⁾。もし桜であれば、神話成立当時に、すでに桜が現世のはかなさを象徴する花と見られていたことになる。やはり浄土教と結びついてから、桜と考えられるようになったのだろう。

『聖絵』巻十第三段では、伊予国大三島の大山祇神社で一遍が桜会を行っている。大山祇神社は一遍の先祖である越智一族の氏神である。桜会は越智一族とその後継者河野氏を祀る重要な祭事であった⁽⁴¹⁾。『聖絵』巻十の詞書に桜会の様子が記されている（図 13-a）。

正応二年（1289）一月二十四日に、大三島社に仕える僧長観の夢に大明神と思われる束帯姿の者が現れ、御宝殿正面の広縁で西向きになり「昔、性空上人が参り、生贄禁止の説法をした。今、一遍上人を招き、桜会を開いて衆生済度の念仏をせよ」と告げた。同二月九日にお告げのとおり桜会を行った。一遍を招いたのは、生贄による殺生を止めさせるためであった。参詣した神官と地頭たちは夢のお告げと一遍の説法に従った。

『日本書紀』によれば、木花開耶姫は占いで定めた神饒田を狭名田と名づけ、その田に実った稲で天甜酒をつくり、沼田の稲で飯を炊き供えた。木花開耶姫は占いで稲作の場所を定めると、収穫した稲を神に献上した。アマツヒコホノニギノミコトのうち、アマツヒコは天孫、ヒコは男子、ホは稲

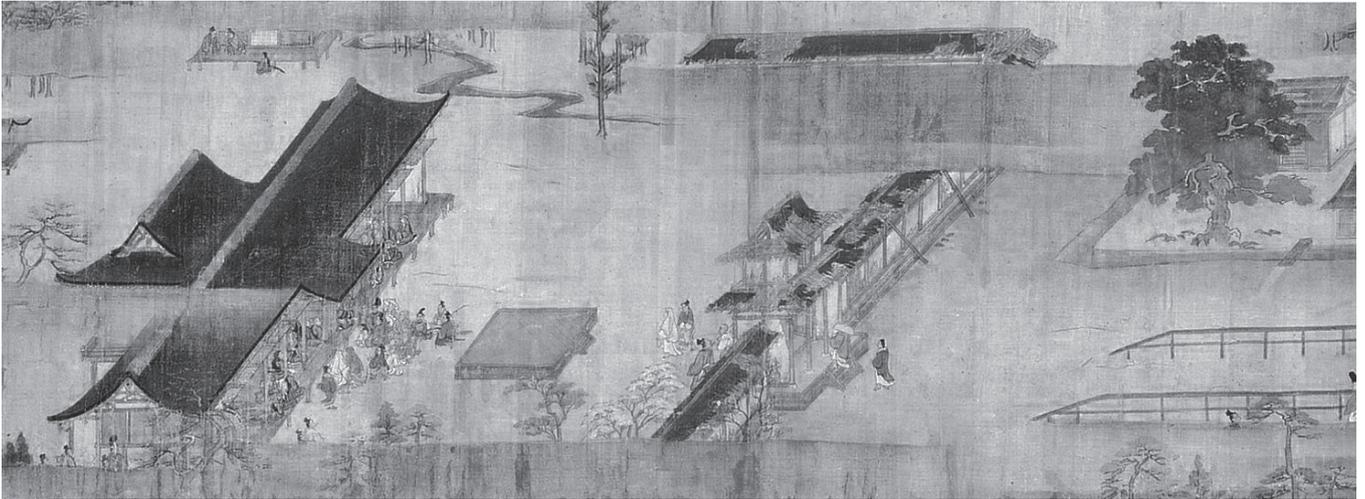


図 13-a 『一遍聖絵』 卷十第三段伊予国大三島の大山祇神社の桜会 (清浄光寺蔵)

穂を意味し、稲穂を神格化したもので⁽⁴²⁾ある。

桜は稲穂の神の依代であり、花は神の心の表れとされた。⁽⁴³⁾木花開耶姫とニニギノミコトが結びつたことは、桜と稲穂が結びつく意味が含まれる。

大山祇神社の神木は桜であり、花開姫命とは木花開耶姫を意味する。豊年の貢、五穀の精といわれたのは、稲の花、雪、桜で

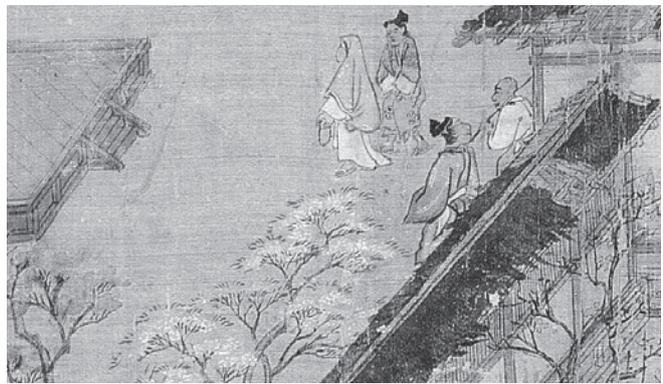


図 13-b 『一遍聖絵』 卷十第三段 (拡大部分) (清浄光寺蔵)

ある。桜は農耕を始める時期に開花するため、花の咲き方で秋の収穫の吉凶を占った。⁽⁴⁴⁾大山祇神社の桜は木花開耶姫を象徴し、稲穂と結びつく神木であった。桜の下の一遍の桜会から、花の下連歌の原型を知ることができる。

この場面のぼろぼろに破損した楼門は、脇にある桜花をいっそう生き生きと際立たせている (図 13-b)。桜会の場面でありながら桜が誇張されず、目立たないのも、自然の情景描写を主体とした絵巻だからであろう。一遍の布教の旅も情景の一部として描くことで、当時の中世的な空間を廣大に表現している。

これまで『聖絵』に描かれた桜の場面をひとつひとつ解釈してきた。桜は季節を表すだけではなく、絵画の物語性や創作意図により心象的情景を表す。『聖絵』では、桜と川、船、空を飛ぶ鳥の群の方向性などが物語の終始や場面展開を表し、また桜と鐘楼、池などは冥土の入口に喩えられた。

『聖絵』で桜が重要な役割をもつのは桜が修験道の神木であり、また一遍を極楽浄土に導く二河白道の道標であるからである。一遍臨終場面では一遍の行が達成され極楽浄土に生まれたことを証明する。道標となった桜は、阿弥陀如来が一遍の遊行を見守る視点にもなる。⁽⁴⁵⁾桜は物語の契機として、物語の始終、出会いと別れ、結界などを示す。また思想の契機として、神仏を降ろす神木、冥土の入口、仏性、一遍の遊行の道標を表している。

II 絵画資料に桜を読む

(1) 熊野の桜・参詣曼荼羅の桜

『聖絵』巻三第一段の熊野参詣場面には、桜は描かれていない。季節は詞書によれば夏である。熊野三山の壮大な風景を画面全体で表現しており、険しい山々をぬうように描かれた川の流れ、那智の滝、寺社の伽藍、参詣者など、複雑に絡み合うモチーフは、画面右端から左端までM字型の構図を反復することで律動的配置をなし、一画面に複数の場面が繰り広げられる。このことで、熊野新宮・那智の滝・一遍と律僧の会った熊野山中・熊野本宮など、複数の場面が巧みに構成され、画面をひとつにまとめている。山と水に満たされた、険しく躍動的な霊地を表現している。『那智参詣曼荼羅』や『西行物語絵巻』は、熊野場面に桜が描かれ、『聖絵』とは対照的である。桜が修験道につながる熊野の神木であったためだろう。

『聖絵』では、夏の熊野の険しい山々と躍動的な川の流れを描くことで荘厳な印象を意図したのだろう。一遍が二度目の安心を得た熊野は、山伏姿の参詣者が描かれるなど、修験道的な要素が強い。熊野は時衆の思想が確立された『聖絵』の軸となる場面である。

『日本書紀』巻第一神代上に、伊弉冉の尊が火の神を生むときに、身体を焼かれて亡くなった。そして紀伊半島の熊野の有馬村に葬られた。土地の人がこの神をお祭りするときは、花のときに花をもって祭を催し、鼓・笛・旗をもちいて歌や舞を行ったという。

これは、今日も行われている有馬の花窟祭に受け継がれている。年に二度の二月二日の神迎えと十月二日の神送りが行われる花祭で、農業に関する神事だが、南の海に常世があるという常世信仰と結びついたものともみられる。花窟祭をとおし、古代熊野は花と稲を依代とし、桜を信仰していた可能性がある。中世の熊野は、修験道と浄土思想が結びつく神仏習合の霊地となった。また一遍は稲と桜を祀る大山祇神社で桜会を行っており、熊野と大山祇神社も結びつく。

ほかの絵画資料にも、桜の熊野参詣場面がある。萬野家蔵本『西行物語絵巻』の熊野権現九十九王子の分社の八上王子参詣場面、渡辺家蔵本『西行物語絵巻』巻三の熊野参詣場面である。王子とは熊野権現の分身として現れた御子神で、参詣者を守護していた。⁽⁴⁶⁾ また『善信聖人絵』下巻第五段（永仁三年〈1295〉成立）の親鸞の熊野参詣場面、『那智参詣曼荼羅』（慶長年間〈1596～1615〉頃成立）、『熊野勸心十界図』などにも桜が描かれ、熊野が浄土信仰の霊地として中世期に流行していたことが、絵画資料からも認められる。中世の桜は吉野金峯山から熊野へと修験道の経路をたどり、浄土信仰の繁栄とともに霊地に描かれた。中世では、浄土信仰の繁栄の象徴として桜が存在した。

社寺参詣曼荼羅は、中世から近世までの庶民の社寺参詣の様子を描く。伽藍配置の構成や参詣の様子、信仰、説話などを織り交ぜた表現は、それぞれの社寺により特色がある。

社寺参詣曼荼羅は近畿地方を中心に約百点残されているが、⁽⁴⁷⁾ 『那智参詣曼荼羅』をはじめ、桜の描かれたものが非常に多い。『聖絵』の高野山参詣場面には、桜が二本手前に描かれているだけだが、『高野山参詣曼荼羅』（二幅、兵庫・花岳寺蔵、室町末期頃）には、法会を行う人びとを中心に桜が伽藍を彩り、そのなかには花の下連歌の神木である枝垂桜も見られる。ほかに桜を描いたものとして『粉河寺参詣曼荼羅』（粉河寺蔵）、『清水寺参詣曼荼羅』（中島家蔵）、『善峰寺参詣曼荼羅』（善峰寺蔵）などがある。桜を神木とする修験道や浄土信仰が庶民まで浸透していたのだろう。『吉野曼荼羅』

(如意輪寺蔵)は、桜を配した伽藍を背景に修験道の祖、役小角が蔵王権現を見上げた形で描かれている。社寺参詣曼荼羅が描かれた目的は、勧進聖が浄土信仰を分かりやすく伝えるためであった。

既成教団から離脱した勧進聖たちは、庶民に広く布教するため、社寺縁起絵や参詣曼荼羅などを絵解きに用いた。平安期は高僧が貴族を対象に堂塔内の壁画を絵解いたが、中世になると絵解き法師(下級僧)が現れ、芸能化して⁽⁴⁹⁾いく。『聖絵』に多くの絵解き法師が登場し、寺社や踊念仏場面など、庶民と近い距離に描かれている。『那智参詣曼荼羅』は、鬮鷄神社本・西光寺本・補陀洛山寺本・吉田家本などの写本が現存し、頻繁に絵解きに利用されたことがうかがえる。社寺参詣曼荼羅は浄土信仰を庶民に広げるため、桜が多く描かれた。こうして浄土信仰の象徴である桜の道は庶民まで届いたのである。

(2) 『熊野権現縁起絵巻』の桜

熊野権現と役行者の絆を描く絵画資料がある。それは、熊野権現の前世、善財王の物語を描く『熊野権現縁起絵巻』上・中・下巻(和歌山県立博物館所蔵)である。善財王譚の『熊野権現縁起絵巻』は、熊野権現の誕生のいきさつや、熊野三山成立の由来を伝説化している。また、この説話の登場人物に、ちけん上人とともにいた万行法印がいるが、善財王と約束を交わしたのち、日本の女性の腹のなかに入り、役行者として生まれ変わっている⁽⁵⁰⁾。熊野権現と役行者は、熊野三山が誕生する以前から、かたい絆で結ばれていたことを伝えている。善財王のほか、役行者の前世を描く絵巻としても貴重な資料といえる。

『熊野権現縁起絵巻』下巻、善財王と王子が対面する場面に桜が描かれている。王子の後ろを従うちけん上人と万行法印の三人の頭上に満開の桜が描かれている。善財王と万行法印の出会いの場面でもある。ここから物語が好転する方向に導かれる。桜が描かれたのも、前世に出会った熊野権現と役行者の出会いを強調し、修験道が誕生するまでの物語の出発点と捉えられる。

さらに同絵巻の下巻のおわりに熊野三山の聖地、本宮・新宮・那智の場面が広がるが、三場面の境内には万行法印と似た姿の山伏が描かれ、桜も三場面に展開されている。熊野聖地に桜が描かれるのも修験道の神木を象徴し、熊野が修験道の聖地である正統性を示す。善財王と王子の対面の桜から、熊野三山の桜の場面までが、熊野に由来する物語であり、また、物語の好転を示す重要な内容が表されている。

『聖絵』の熊野参詣場面に山伏が多く描かれているのも、熊野が修験道の拠点であることを証明している。『聖絵』の熊野参詣場面のほか、多くの場面に山伏が描かれていることから、一遍の歩く道は修験道といっても過言ではない。

(3) 中世絵巻に描かれた桜

『聖絵』の時代の桜に対する意識を明らかにするために、ほかの中世絵巻の主要場面に描かれている桜を見てみよう。

『西行物語絵巻』(萬野家蔵)に、熊野参詣のあと葛城山の麓の苦屋で西行が足を休める場面に桜が描かれ、同絵巻(渡辺家蔵)の巻二では西行が出家したあと吉野を訪れ、桜の下で腰を降ろし満開の桜花を眺めている。ほかに出家場面に桜が描かれているのは『善信聖人絵』上巻第一段の、承安三年

(1173) 九歳の春に、親鸞が慈円のもとで出家する場面で、そののち親鸞は叡山で仏道修行に入る。その場面に続き同絵巻上巻第二段は親鸞が法然を訪ねて入門する場面で、桜の描写はないが春の季節である。季節の順に関わりなく、春の場面を続けて描くこともある。さらに『法然上人絵伝』巻十二第五段の大宮内府実宗の出家に関し法然と対話する場面、同絵巻四七第一段の証空の出家場面などにも桜が描かれている。

また、同絵巻巻六第七段では、俊乗房重源が中国から、浄土教五師が一同に描かれた肖像画を持ち帰り、法然や弟子らがその肖像画に合掌する場面がある。屋敷内に五師の肖像が描かれた掛け軸が掛けられ、その手前の庭先に松と満開の桜がある。弟子らは掛け軸に目を向けているが、法然のみが桜に向かって合掌している。中国の五師、曇鸞・道綽・善導・懷感・少康を拜むとともに、桜に合掌することで、海の向こうの中国に合掌する意味を表した。地に根を張る桜は法然の心を中国まで届けたのだろう。桜が浄土教の神木であることが、この場面から明らかである。

つぎに『粉河寺縁起』第五段の、長者一家の娘の病気が治癒し千手観音にお礼参りをする場面では、千手観音が安置されている柴の庵の手前に桜が描かれ、桜が千手観音の聖地を示し、俗世との結界を形成している。

『石山寺縁起』巻二第六段は、石山寺の西北の角の龍穴という古池の場面である。昔、この寺に歴海和尚という僧がこの池で孔雀経を転読する供養を行った。龍王段の箇所にて、列記の龍王の名を読み上げるにつれ、池の中から諸龍が出現し、和尚の周りを囲み、奴隸のように振る舞った。炎天下の夏でも祈雨法を行えば、たちまち雨が降るといふ霊験の起る不思議な池である。池の前の石の上で和尚は経を読んだが、この石は尻懸の石として今日にいたるといふ。この場面は白木の鳥居から始まり神聖な場面であることを示す。龍王たちが和尚を囲み、池の周りに桜が咲き、風に舞う花びらが苔岩や群青色の池に浮かぶ。まさに祝福の散華である。つづいて川を挟んで次の場面に展開し、異時同図法で和尚が竜王に背負われ山道を進み、ほかの竜王も追従する。山間でも桜花が和尚を招いている。

桜の描写や大和絵の手法は幻想的風情を表現し、神聖さを増す。寺にまつわる伝説を高僧伝絵という挿話で描き、桜の場面が前後の場面と区別され異空間をつくり出す。

同絵巻巻五第一段の場面は、天治年間(1124~6)の頃、正五位下式部少輔国能の妻(前筑前守藤原知房の娘)が、貧しい暮らして、子宝に恵まれず、夫とも別れ、石山寺に向かった。石山寺に七日間参籠中、三千三百三十三度の礼拝を行っていた。ふと夢のなかで観世音菩薩が現れ、妻に不思議な色の如意宝珠の玉を授けた。参詣の帰り道、一行は霞に浮かぶ桜の間を家路に向かう。如意宝珠の霊力を受けた妻は屋敷に戻り、離別していた夫と復縁する。そして富を得、二年を経て男子を授かった。のちの大内記藤原業実朝臣である。

参詣の帰り道に描かれた桜とその道に沿う小川は、石山寺参籠後の妻の人生を好転に導く。桜と小川は妻の屋敷まで続き、観世音菩薩の霊力をもたらす道筋を示す。その後、観世音菩薩のご加護を得た一族の繁栄場面が変わる。これも『石山寺縁起』の挿話である。

(4) 弘法大師の桜

先述した弘法大師の高僧伝絵『高野大師行状図画』巻二「久米東塔」、巻七「大塔建立」の主要な

場面にも桜が描かれている。

「久米入唐」場面は、弘法大師の入唐求法の動機・目的を知るのに大事な場面で、ひとつの場面に四つの物語を構成し異時同図法を用いている。松の幹がさしかかる建物に大師がおり、十万三世の諸仏に不二の教えを示すよう祈願している。つぎは大師の夢のなかに仏が現れている場面である。仏の両側に桜が描かれており、左側の桜は手前に大きく描かれ、右側の桜は上部遠景に描かれている。神仏を降ろす降臨の桜と受け取ることができる。大師は仏から、あなたが求める大法は大日経である。それは久米の東塔にあると神託を受けた。三つ目の場面は、久米寺を訪ねている。左手前の桜は大師を覆い、その下で久米寺の寺僧が東塔まで大師を招いている。いよいよ大日経を手にすることができるという、期待が膨らむ場面である。最後の場面では東塔のなかで大日経を読んでいる。

仏を挟む桜の配置は、物語の展開を示している。また、大師が神託を受けている場面では、仏と大師の間に川が流れ、大師の目の前に橋が架けられている。これも場面展開であるとともに大師が大日経を知ること、大師の思想に大きな転機が訪れることを予兆している。川の流れは、遠景の桜と同じ位置に配しており、俗世と聖地を分ける結界を示す。橋を渡ることによって大師はつぎの物語に足を踏み入れる。

大師の記した言葉がある「谷響きを惜まず、明星来影す」。わたしの誠意が仏に受け入れられ、こだまが返ってくるように、明星（求聞持法の本尊・虚空蔵菩薩の象徴）がこちらに向かってきた。そして、虚空菩薩とひとつになった。これは大師が二十代はじめに体験したことである。大日経を読んだあと、大師は唐に渡る。長安で灌頂道場に入り恵果和尚から密教を受法した。この不思議な体験⁽⁵¹⁾で、大師は密教に触れ、求めていた世界を開くことができた。この場面に描かれた桜は、密教を感得する大師の運命を象徴しており、やはり物語の重要な位置に描かれている。

つぎに同絵巻の巻七の、大塔建立場面である。高野山を嵯峨天皇から賜った大師は、弘仁七年(816)に建立を始め、同十年には伽藍配置を決めたが、完成したのは七十年後の仁和三年(887)であった。伽藍は自然地形に合わせたもので、画面右から順に、東塔・蓮華乗院・愛染堂・大塔・鐘楼、画面中央の手前に中門、中央に金堂、奥に灌頂堂・三鈷松・御影堂、画面左の手前に六角経蔵、奥に准提堂・孔雀堂・西塔・鳥居・山王院・御代である。鎮護国家を祈願し、仏道修行の霊地として高野山に伽藍を創建した。⁽⁵²⁾

この頃、平地仏教から山林修行へと移行する時期であり、修験道が重視されはじめた。三鈷松の伝承にもみられるように、高野山を開いた弘法大師は神聖化されている。桜は伽藍に沿って並列に描かれ、三鈷松は画面中央に際立ち、寺僧が見上げて合掌をしている。三鈷松は弘法大師を祀る神木であることが理解できる。桜は高野山が修験道・浄土であることを示し、大師の思想を伝承する修験道者の拠点であったことを表している。

社寺縁起や絵巻など、桜の描かれた場面を中心に見てきたが、絵巻物はいくつかの挿話で構成され、桜の季節に限らず、季節の節目を場面展開とする。春夏秋冬という季節を情景に用いることで物語は構成され展開する。季節のほかに場面展開を示すのは、霞、川、山、海、船、橋、天候など生活に関する事物・事象が物語をつなぐ役割を果たす。

思想・信仰を視覚的に表現するため事物に意味を付与し、それらを構成することで物語は成立する。しかし意味は一義的ではなく、物語の中で変容して多義的なものになる。思想・信仰・心性など

も視覚化によって理解しやすいため、絵画は模写され歴史や思想が引き継がれ、書写と同じ役割をもった。絵画資料と文字資料は、互いに補いあうことで理解を深められよう。絵画と詞書から構成される絵巻はその典型的な伝承方法といえる。

(5) 『遊行上人縁起絵』の桜

これまで桜の描かれた場面は、出会い・別れ・転機・出家・霊験・聖地・結界・場面展開など、好転の兆しが芽生える場面であったが、『縁起絵』は一遍が親族に襲撃される場面から始まる。詞書には次のように記されている（巻一第一段）。

親類の中に遺恨をさしはさむ事ありて殺害せむとしけるに、疵をかうぶりながらかたきの太刀をうばひとりて命はたすかりにけり。発心の始、此の事なりけるとかや

親族の中に、恨みをもっている者がいて、一遍を斬りつけようとしたが、敵の太刀を奪い取って命は助かった。南北朝制作の一遍立像（木像）が無量光寺（神奈川県相模原市当麻）に安置されているが、頭部には刀傷のような痕が刻まれている。この刀傷が襲われたときの傷ではないかと考えられる。⁽⁵³⁾

『縁起絵』は原本が存在しないが、写本は中世のものだけで十四本確認されている。写本は甲本・乙本・丙本の三種に分けられ、構成や詞書は同じで、絵画の表現様式に差異がある。⁽⁵⁴⁾ 殺生の場面を甲本・乙本に焦点を当て比較をしたい。

甲本の清浄光寺本・金蓮寺本は、桜と松の樹木を軸に二つの物語が一つの画面に展開される。この桜と松を軸に、画面左は一遍が親族に襲われて危うく斬りつけられそうになり太刀を受け止める場面、反対の画面右は、一遍が敵の太刀を奪い取って右方向に走り去る場面と、異時同図法で描かれている（図14）。一方、乙本は光明寺本・東博本などで、画面右に岩山があり、その手前に二本の桜が描かれる。桜を軸に背後の岩山の陰から次々と追っ手が現れ、画面左の先行く一遍を追う。一遍は太刀を奪い取って左方向に逃げ、すぐそばには、一遍から太刀を奪い取られた敵が転んで地面に腰をついている。乙本では、一遍が襲撃され敵から太刀を奪い取る場面は省略され、異時同図法を用いていない（図15）。

甲本と乙本は構成が異なるが、ともに桜を軸に物語が展開している。一遍は危険な目にあうものの、命は救われるという、好転する場面に桜が描かれている。甲本は、襲われた一遍が桜のある画面右に逃げこんでおり、桜が結界となって、画面左が俗世の殺生界となっている。また、桜と松を軸にすることで、二つの場面がはっきり区別され、鑑賞者には理解しやすい。一遍が物語絵巻の左方向性を無視して、右方向に向かっているのは、左方向に立ちはだかる敵の壁を表現するためであり、また左方向が導く悲惨な結末に至らなかったことを示す。乙本は追っ手が桜のそばの岩陰から登場するが、岩陰のそばの桜は左方向の好転をあらわす。追っ手の先頭が一遍に太刀を奪い取られ、地面に腰を落とすことで、一遍は太刀を奪ったまま左方向に逃げることができた。

この場面は、一遍が自ら俗世を切り離し、二度の出家で俗世と縁を切ることを表している。次の場面では、すでに一遍が熊野権現から神託を受ける熊野参詣に入っていることから、最初の場面で俗



図14 清浄光寺本『遊行上人縁起絵』

世と縁が切れていることが理解できる。『縁起絵』最初の場面は、一遍の周囲には避けられない多くの問題を集約した場面で、俗世を捨てる要因や契機を示している。『縁起絵』は、すさまじい劇的な場面から始まるが、次の熊野参詣場面に物語を展開させる拍車となっている。

物語の内容が同じでも、甲本・乙本のように構図が異なる。模写をする画師が、鑑賞者に理解されやすいように構成を創意工夫した結果が、差異を生み出した。ここに画師の歴史性を見ることができる。同じ図柄でも、時代により解釈が異なったことを示しているからである。模本ごとの差異も立派な歴史資料になるといえる。

つぎに、光明寺本『縁起絵』巻五の最初の場面である。画面右に川が描かれるのは、前半の『縁起絵』(巻一～四)の一遍の伝絵から、後半の同絵巻(巻五～十)の真教の伝絵に物語が展開することを表している。川の上流に沿って一遍の弟子らが歩く姿がみえる。さらに画面左は岩山が遠景から連なり、手前の岩山に二本の桜が交差するように描かれ、目の前に鹿三頭がいる。その桜を軸に画面左は紅葉の季節に一変する。紅葉に包まれた廃寺に真教と弟子らがあり、人びとに念仏を勧める場面がみられる。

この岩山の情景は、摂津の有馬の丹生山である。一遍亡き後、真教らは生きるのぞみをなくし、念仏を唱えて臨終しようとして山中に入った。山を越え、谷を隔てたところの廃寺に留まることにした。樵



図15 東博本『遊行上人縁起絵』

夫や牧童に念仏を勧めていたが、そのことを知った粟阿の領主が訪れ、真教を敬い、はじめて念仏札を受けた。真教の初賦算である。

ここに見られる桃色の花をつけた樹木は、桜と考えられる。前半の一遍の伝絵が桜で始まっているように、真教の伝絵も桜で始まる。桜の場面から秋の紅葉に季節が変化しているのだから、桜と断定しづらいであろうが、真教の初賦算の場面が物語の始まりとしていることから、桜とみていいだろう。二本の交差する桜のうち、右に交差する桜に花が咲き、左に交差する桜は花をつけずに枝のみで、不可思議な光景である。しかし、絵画の物語性を考えると、画面左が紅葉の場面であることから、花をつけない桜木は次の場面の移り変わる様を表す。事象とかけ離れた風情に、制作者の意図を読むことができる。

『縁起絵』を全体的にみると、屋敷内の建物が中心であるが、建物だけでは物語の構成が単調になる。そこに松などの樹木を多く描くことで、横長の絵巻に縦の線を配列する構図とし律動的に物語を運ぶ。また、物語の基軸となるところに、樹木を配置することで間延びした構図を引き締めることもできる。さらに『聖絵』と異なる点は、『縁起絵』には屋根を省略した吹抜け屋台の技法を用いていることである。これにより室内にいる時衆をひとつのかたまりと表し、結束力のある集団を示すことができる。ほかの場面でも時衆を円や縦列のかたちで構成し、服装を統一することで画面をまとめている。『聖絵』が一遍の生涯に焦点を当てているのに対し『縁起絵』は、時衆教団の集団性・統一性を強調している。

(6) 臨終の桜

桜花が散る図は、もともと祝福の散華を意味していたが、浄土教の流行とともに人の一生のはかなさも象徴した。浄土教の高僧伝絵『法然上人絵伝』や『西行物語絵巻』『善信聖人絵』『慕婦絵』などには、『聖絵』と同様、桜の描かれた場面が多くあり、それぞれの場面に応じて桜にこめられた意図も変えられている。

『法然上人絵伝』巻三十七第五段は法然が臨終する場面であり、それにつづく同絵巻の巻三十七第六段の場面は、法然亡き後、武蔵の御家人桑原左衛門入道が法然の木像をつくり、知恩院御影堂に安置している様子を描いている。この世の生身の仏として法然の木像を祀った。知恩院御影堂の左端に桜が咲いている。この場面が巻三十七の最後の場面に描かれていることから、法然が浄土の世界に生まれ変わったことを意味し、法然臨終の挿話が結実している。次いで同絵巻の巻三十八巻末の場面にも桜が描かれている。四条堀川の太郎入道という者がいて、法然の墓所堂の造営に協力した。あるとき、老翁の夢に西山の樵夫と名乗る人物が現れ、これから往生を遂げようとしている入道のもとに行き結縁をさせよ、とお告げがあった。そのことを僧衆らに伝え、入道を訪ねたが、すでに往生していた。お告げの内容が事実であった。人びとはそれぞれ涙をこぼしたという。

この場面に描かれた屋敷内の右側に僧衆がおり、塀を越えて画面左には涙をこぼす人物が二人いる。屋敷の目の前には桜が咲いており、入道の往生をあらわしている。桜は阿弥陀如来に迎えらるることを祝福するものであるとともに、やはり人の死という悲しみの象徴としてはかなさも表した。

同絵巻の巻四十三第四段の、播磨国朝日山の信寂房が往生する場面は、画面右の屋敷内に上人が往生する瞬間が描かれている。画面左の上空から上人まで光明がのび、光を放つ上空の下に桜が描か

れ、西方浄土を表している。

さらに、同絵巻の巻四十六第四段では、嘉禎四年（1238）二月二十九日に筑後国の善導寺（のちの光明寺）において、鎮西の聖光房弁長が臨終を迎えている。七条袈裟を着て頭北面西になり、合掌したままの姿である。画面左の上空から画面右の上人の合掌する胸の辺りまで光明が届き、光の放つ上空の下に桜が描かれている。この桜も西方浄土を表し、往生したことを意図している。

渡辺家蔵本『西行物語絵巻』巻三の、建久元年（1190）二月十六日、西行は臨終する。この場面に西行の姿はなく、庭先の池のほとりに桜が咲いている。この桜が西行の往生を表している。詞書に以下のことが記されている。

双林寺東山のほとりにて、往生の期を待ちえてけり峰の桜も庭の桜も盛りなり。異香空に薫して、軒端の梅に打ちたくひ、音楽雲に響きて谷の鶯音をそふる時、忍辱の衣の露概に消え、慈悲の月たちまちに明らかなり。

詞書には、双林寺東山で往生とあるが、じっさいは河内国弘川寺であった。また、西行が臨終の際、残した歌がある。

仏には桜の花をたてまつれ我が後の世を人弔はば

桜は西行が往生し、西方の極楽浄土に向かったことを表す。庭先の桜は西行を象徴する。堂内に悲しむ四人の僧がいるが、桜は残された僧衆を極楽浄土から見守る形になっている。臨終場面の桜をみてきたが、中世の人びとの死生観はどのようなものであろうか。

仏教絵画で、人が死に、死体が腐敗して土にかえるまでの行程を九つ挿話に分けて描いた「九相図」がある。仏教用語では、九を「く」と読み、すべてのことをあらわす。九相の思想を著しているものに、源信の『往生要集』がある。迷いの世界と悟りの世界を十種に分けて十界とし、人生のはかなさや現世の無常観をこころえて浄土を願い、極楽に往生するには念仏が大事であることを説明している。そのなかで、人の死体が朽ちていく様を肪脹・腐食・噉食・白骨という過程で述べており、食欲を捨て、迷いを消し去ることを説いている。どんな美女や高貴な身分でも、死期を迎え、朽ちて土となる。これは、肉体への執着を消し去るための仏教の教えである。鎌倉期にこの思想が社会に大きく影響を及ぼし、鎌倉新仏教の礎となった。⁽⁵⁵⁾

滋賀県の聖衆来迎寺蔵の『十界図』は『往生要集』に基づき円融天皇が描かせたものと伝えられる。そのうちの『人道不浄相図』に九相が描かれている。相とは実相（ありのままの姿）を意味している。⁽⁵⁶⁾

その絵図の上部に桜が描かれている。桜の下には死んだ直後の女性の死体（第一新死相）がある。画面下部にいくにつれ、その死体が腐敗し、鳥獣に食われ、白骨となる様子が描かれている。絵巻は通常、右から左に物語が進むが、この場合、ひとつの画面のなかで、上方から下方へと物語が展開する。また、大念佛寺本『九相詩絵巻』（大永七年）の第一新死相の場面に、桜と紅葉がともに描かれ、不思議な光景である。現存する九相詩を絵画化した絵図には、桜や紅葉などが死体のそばに描か

れていることが多い。美しい紅葉も桜と同様、風が吹けばはかなく散り、人の一生を象徴している。また、文字資料の小松茂美蔵本『蘇東坡九相詩』は、現存する『蘇東坡九相詩』の写本のなかで最古のものとされている。この写本の第一新死相に、注目すべき歌がある。

盛りなる花のすがたも散り果てて
あはれにみゆる春の夕暮れ

花も散り春も暮れ行く木の本に
命つきぬるいりあひのかね

桜花が散り果てるさまを人の命のはかなさに喩えた歌である。『日本書紀』巻第二神代下にある木花開耶姫の挿話にも同様の意味が記され、桜は人の死を表す。また『九相図』の死体の場面に桜が描かれていることから、桜は浄土を象徴する。

さらに桜と紅葉の関係について触れよう。『法然上人伝絵』巻二第一段の定明が念仏往生する場面は紅葉の季節である。保延七年（1141）の春、法然の父押領使漆時国は、定明の夜討ちにあう。時国は定明を許し臨終を遂げている。その後、定明はその罪を深く悔い、念仏を怠らず臨終を遂げた。夜討ちのあった季節が春で、臨終を遂げたのが紅葉の季節だが、これは有馬の花窟祭で、春は神を迎え、秋には神を送る慣わしがあることから、紅葉には仏を送る意味があるのかも知れない。『九相詩絵巻』の季節を無視した桜と紅葉の場面は、『聖絵』の桜の設定場面の意図を解き明かす重要な鍵がある。

『聖絵』の桜の場面は、詞書に記された季節と図像に表された季節とが異なる場面や、桜の場面が連続するなど、一遍の行動を季節の順に追って解釈するには無理な設定があった。『九相詩絵巻』は桜と紅葉を同じ画面の中に描いているが、異なる季節のものであり情景描写ではないことは明らかである。『縁起絵』巻五第一段でも、ひとつの場面の中で桜から紅葉の季節に変化する。『聖絵』でも一遍が桜前線とともに北上したと思われるほどに、桜の描写が続き、桜は必ずしも情景描写ではなく、宗教的・思想的象徴であったと考えることができる。『九相詩絵巻』で桜と紅葉が同じ画面にあるのは、そのことを示している。

(7) 桜と紅葉

時衆の教えを説く一卷本『破来頓等絵巻』（鎌倉末期～南北朝時代）第一段に、不留房という僧が、家族や財産を捨て出家する場面に桜が描かれている。屋敷内では、家族が泣き悲しむ一方、不留房の表情は喜びに満ち、踊り飛び跳ねながら屋敷の外へ出ていく。次に続く第二段は紅葉の場面で、この世の煩惱を捨てきれずにいる名聞家の主人を、妻子が鬼となって、縄で縛りあげ、主人の手を喰いちぎり責めたてている。第一段の桜、第二段の紅葉もともに画面の右端に描かれ、物語の展開を表す。第二段の紅葉の色は、鬼の肌色や髪色、ふんどしの色の紅と共鳴する。紅色を強調することで、人の血を連想させ、残忍な様子を際立たせる。さらに、画面中央の上部から下部にかけ、屋敷門の築泥塀が描かれているが、それを境に右画面の静寂な紅葉の庭園と左画面の荒々しい鬼の場面に分けら

れている。同じ画面に二つの場面の状況を描き分け、見事に対比させている。

第三段は、名号こそが仏であり、衆生と阿弥陀仏は一体であることを説いており、三場面が繰り広げられる。第一場面は、右画面に阿弥陀仏と不留房が向き合い、ともに蓮台の上に乗っている。これは阿弥陀仏と衆生を表す不留房が一体であることを意味する。阿弥陀仏と不留房の背景には散華が舞い、桜の花びらを連想させる。第二場面は中央画面にあたり、七重宝樹が上下画面、縦に伸び、そばの蓮池は横に広がるように左右対称の形をとる。七重宝樹の縦長を強調することで、次の展開の分岐点を示す。さらに第三場面の左画面にすすむと、七宝宮殿が描かれ、極楽浄土の世界を描く。

このように第三段は、三場面から成り立つ。中央画面が七重宝樹だけでは、縦軸ばかりが強調され、次の物語に連続しない。そこで、中央の蓮池を左右対称の横軸に広げることで、左右の場面を繋げる役割を果たす。また、中央上部は極楽鳥が飛び交い、天女が笛や楽器を奏で天空を舞う。これらの方向は中央画面に集中し、華やかさを与え、単調な横並びの三場面に動きを与える。七重宝樹の幹には「南無阿弥陀仏」と書かれている。

第四段は詞書のみで、名号こそが極楽浄土をあらわし、名号を唱えることで極楽浄土に行くことができる」と説いている。また、詞書にはこの絵巻の題にもある「破来頓等」(やれことんとう、あるいは、はらいとんとうと読む説がある)という言葉が何度も記されていることから、絵解きに用いたのではないかと推測されている。破来頓等とは、今すぐにあらゆるものを捨てよという意味が込められており、⁽⁵⁷⁾第一段の不留房がすべてを捨て去り出家する場面の画中詞にも、繰り返し記されている。

この絵巻は、描かれた事物を対比させることで、物語を分かりやすく完結にまとめ、一卷第四段という短い物語のなかに教義を凝縮させている。絵巻の始まりが桜で始まるのも、時衆の教えを象徴し、桜と紅葉の対比も『九相詩絵巻』の思想と関わる。

さらに『熊野権現縁起絵巻』にも、桜と紅葉が描かれているが、はじめに紅葉の場面が登場する。それは、五衰殿の女御が善財王の寵愛を受けることを願い、仏堂に安置されている十一面観音像に合掌する場面である。左画面に仏堂、右画面の山間に松・杉・紅葉の樹木が風情をあらわす。紅葉の下では、鹿が二頭、さらに画面下部の池に蛙が二匹おり、それぞれがつかいで、女御の孤独感をいっそう強調させている。詞書には「しかのこゑ、かはつの音、むしのねまでも、まことにものさひしきおりからまてなり」とあり、秋の風情である虫や動物の鳴き声が、よりいっそう哀愁を漂わせ、女御の心にしみていく。このように、紅葉などの季節描写をひとの感情表現と重ね合わせることで、まるで和歌のような世界が画面上に繰り広げられる。

また、同絵巻の桜の場面は先述のとおり後半の物語に集中し、物語の好転を表す。善財王と王子の対面場面や熊野三山の場面など、物語の展開や宗教・思想に関わる重要場面に描かれている。『熊野権現絵巻』は桜と紅葉の場面を季節の流れというよりも、ひとの心象や思想などに大きく関わる場面に描いている。

ひとの揺れ動く心性を映しとるのが、和歌や、絵画・舞・演奏などであり、それぞれが身体の五感に働きかける効果がある。これらは人びとの心象的表現の多様化であり、歴史・文化を多角的に形成する。絵画と和歌の表現方法が異なっても、相手に伝わる意味内容が重なる場合がある。たとえば、絵画に和歌の情緒性を読み取ることができ、また、和歌に絵画の情景を見ることもある。絵画は視覚のみの一方向的な想像だけに留まらず、五感をとおして立体的な心象風景を人びとの脳裏に描か

せる。このように、多角的に当時の人びとの感覚や意識・思想を知ること、人びとの共通の心性を知る手掛りにもなる。

おわりに

中国の理想郷といわれる桃源郷は、道教の仙人思想と結びつき、仙人のいる聖地とされる。桃源郷の語源は東晋の詩人、陶淵明が著わした『桃花源記』に基づく。武陵の漁師が上流に船を進めると、満開の桃林に着き、その先に水源をみつけた。そこには、人がひとり通り抜けられる程の岩穴があり、漁師が通り抜けると、俗世から離れた豊かで美しい村があった。漁師は村人のもてなしを受け数日間を過ごし、外界に戻ったが、二度とその村を探し出せなかった。

桃林はめったに俗人が近づけない聖地と考えられる。桃の実を食べることで仙人になる霊力を身につけられることや、西王母伝説の不老不死といわれる仙桃など、桃の木は聖地の象徴として中国思想から生み出されている。

日本の場合、万葉の時代は梅が好まれていたが、仏教の伝来で散華が行われるようになると、花の散る様子がまさに散華と似る桜は、修験道の神木となった。桜は吉野から熊野までの修験道の道に植えられ、さらに修験道の広まりとともに各地に広まったのではないだろうか。さらに末法思想と浄土教の広まりとともに、この世のはかなさの象徴にもなった。『源氏物語』竹河巻でも、桜は盛時をしのぶものとして描かれている。念仏聖が主体の花の下連歌では桜を浄土教の神木とし、その下で歌を詠んでいる。

浄土教が庶民に浸透するのにつれ、念仏聖・勧進聖は仏教思想を分かりやすく伝えるため、教義を絵画化した。社寺参詣曼荼羅、社寺縁起絵、高僧伝絵など形式は多種多様である。桜は人生のはかなさと阿弥陀の来迎の散華を表すものとして、浄土教絵画に頻繁に描かれた。『聖絵』の桜もそのような桜である。

『聖絵』に描かれた桜は、極楽浄土に向かう二河白道を進む一遍の道標であり、また神仏を迎える散華でもあった。さらに桜は、山・川・海・池・鐘・鳥の群など、ほかの事物と結びつくことでその意味が強調され、物語に深みを与えている。桜を単なる情景描写とすることはできない。

『九相図』では桜と紅葉が同じ画面に描かれている。この現実離れした情景は、季節に関わりなく事物が描かれたものであり、そこに宗教的意味がこめられていたと考えることができる。絵画は制作者の心象風景を描写したものであり、必ずしも写実的とはいえない。むしろ、心象風景を写実的に表現したものということもできよう。

『聖絵』やほかの絵画資料に描かれた桜の検証から、桜が中世浄土教の表象であることを証明できたのではないだろうか。本論では中世の歴史的・宗教的背景を『聖絵』の桜を中心に読み解くことで、思想と表象を深く結びつけることに成功したといえる。

また、『聖絵』のなかで季節の情景が矛盾する場面には、桜の季節が連続している場面、冬の伊予出立から五、六日後は桜満開の桜井里に展開する場面、冬の常陸国から突然、桜咲く巨福呂坂に展開する場面、五月頃に桜が咲く高野山の場面などがあり、一遍の思想や行動に関わる象徴的なものとして描かれていることは明らかである。とくに『聖絵』の冬の常陸の場面から桜咲く巨福呂坂に展開す

る場面で、『聖絵』の前半と後半に物語を分ける効果を持つという拙論は、新発見といえよう。

さらに、模写を二次資料とする見解もあるが、そうすると模写に基づく『絵引き』も原図として認めることはできない。『絵引き』も二次資料に等しいといえる。『縁起絵』も模写による写本のみが現存するが、『縁起絵』も二次資料の価値しかないのであろうか。それぞれの写本は、同じ意味内容であっても、画師の制作意図により絵画の構成に差異が生じる。それぞれの写本の共通点、相違点を比較することで、表現形式や技法、描かれた事物の本質、時代性を深く探りだし、明確にすることもできる。また、模写から時代ごとに変容する絵画様式の形成過程をみることができる。模写を否定するならば、絵画の基本的な表現、技術、道具などのすべての方法論を否定することにもなるであろう。模写を繰り返すことで、画家は自己の表現力を生み出すものだからである。原図を求めるならば、従来の絵画資料すべてを否定することにもなる。また、模写を否定することは、画家を認めないことと同じである。絵画資料研究やあらゆる分野においても、学習という、まねごとの基本からはじまるのである。

注

- (1) 砂川博『『一遍聖絵』の隠喩』『中世遊行聖の図像学』（岩田書院、1999年）第三章、および同著『一遍聖絵研究』（岩田書院、2003年）pp.152-7.
- (2) 金井清光「一遍の天王寺賦算と乞食」（砂川博編『一遍聖絵の総合的研究』岩田書院、2002年）、および金井清光『一遍聖絵新考』（岩田書院、2005年）pp.29-39.
- (3) 佐々木哲氏の御教示による。大蔵經に含まれる太子瑞応本起經の定光仏本生によれば、釈迦の前世である儒童が、未来の第一夫人から花をもらい受け、定光仏に花を散じて迎えた。仏に花をまくことは当時から行われたようで、国王・臣民がまくと花は地に落ちたが、儒童がまくと地に落ちなかったという。これを見た定光仏は、儒童が未来に釈迦仏として悟りを開くと予言した。
- (4) 佐々木弘美「変身道具としての市女笠」（『年報 非文字資料研究』第5号 神奈川県日本常民文化研究所 非文字資料研究センター、2009年）。
- (5) 渡沢敬三編『日本常民生活絵引』（第三巻、角川書店、1966年）p.6.
- (6) 栗田勇『一遍上人 旅の思索者』（新潮社、1977年）p.21.
- (7) 黒田日出男「4 武士たちの旅姿」（『週刊朝日百科 日本の歴史 歴史を読みなおす』10『中世を旅する人々 『一遍聖絵』とともに』（朝日新聞社、1993年）pp.24-35.
- (8) 砂川博『中世遊行聖の図像学』（岩田書院、1999年）pp.110-21.
- (9) 今井雅晴『一遍辞典』（東京堂出版、1989年）p.186.
- (10) 「十一不二頌」とは次の頌を示す。「十劫正覚衆生界 一念往生弥陀国 十一不二証無生 国界平等坐大会」。一遍の悟りの内容を詩で表した七言の偈である。〔第一句〕十劫という計り知れない無限の昔に、法蔵菩薩が悟りを開いて阿弥陀仏になった。そのときの十八願の誓願に、衆生とともにでなければ自分は成仏しないという誓いがあり、それによって、衆生の往生（成仏）がすでに決定していた。〔第二句〕私たちは、ただ一回の「南無阿弥陀仏」を唱えれば阿弥陀仏の極楽浄土に往生することができる。〔第三句〕十劫の昔に法蔵菩薩が阿弥陀仏となったことと、衆生が一念で往生することの二つは、別のものではなく、昔も今も未来も、時間の隔たりなく極楽往生は皆同じである。生死を越えた悟りの世界があることを表す。〔第四句〕阿弥陀仏の国と衆生の世界はひとつのものであり、衆生はどちらの世界にいても同じで、ともに阿弥陀仏が教えを説く法会に坐していることになる。阿弥陀仏の悟りと衆生往生は一体となっていることをこの頌ではいおうとしている。
- (11) 今井雅晴『一遍 放浪する時衆の祖』（三省堂、1997年）p.76.

- (12) 今井雅晴『一遍辞典』(注9) pp.135-6.
- (13) 金井清光『一遍聖絵の総合的研究』(岩田書院, 2002年) pp.28-9.
- (14) 大橋俊雄『一遍』(吉川弘文館, 1983年) p.37.
- (15) 今井雅晴『一遍辞典』(注9) p.118.
- (16) 高野修『一遍聖人と聖絵』(注25) pp.29-32.
- (17) 栗田勇『道元・一遍・良寛』(春秋社, 1990年) pp.98-9.
- (18) 「三鉢松」に関する最も古い伝承がある。『高野御幸記』2月28日条を以下に挙げる。「御堂の前に二許丈の一つの古松有り。枝條、瘦堅にして年歳遐遠ならん。寺の宿老云はく、大師唐朝に有って、有縁の地を占めんとして、遙に三鉢を擲(なげう)つ。彼萬里の鯨波を飛び、此の一株の龍鱗に掛かると、此の靈異を聞き、永く人感傷す。結縁せんが為めと称して、枝を折り、実を拾う。齋持せざるもの無く帰路の資と為す」(『増補統史料大成』第18巻 308頁)。
- (19) 大橋俊雄『一遍』(注14) p.42.
- (20) 大橋俊雄『一遍』(注14) pp.71-2.
- (21) 笹本正治『中世の音・近世の音』(講談社, 2008年) pp.79-95.
- (22) 近藤喜一『信達民譚集』炉辺叢書(郷土研究社, 1928年)。
- (23) 今井雅晴『一遍辞典』(注9) p.74.
- (24) 小野寺山大慈寺由緒。
- (25) 高野修『一遍聖人と聖絵』(注16) p.53.
- (26) 佐々木哲氏の御教示による。角川源義「時衆文芸の成立」(『遊行上人縁起絵』新修日本絵巻物全集第23巻, 解説, pp.15-31, 角川書店, 1979年)でも時衆教団と小野氏の関係について論じているが、一遍と小野小町伝説の関係については触れていない。
- (27) 今井雅晴『一遍 放浪する時衆の祖』(注11) p.96.
- (28) 佐々木哲氏の御教示による。砂川博氏は小野寺の場面で桜が描かれていることの理由を見つけられなかったが、この場面から歌がよく読まれていること、小野寺の場面で桜が描かれていることを考え合わせると、歌で神仏と通じたことを、浄土への入口である桜で表現したと考えられる。そうであれば、小野寺で雨が降られたというのも事実というよりも、小野小町伝説に依じて雨の場面にしたとも考えられる。
- (29) 今井雅晴『捨聖 一遍』(吉川弘文館, 1999年) p.135.
- (30) 金井清光『一遍聖絵新考』(岩田書院, 2005年) p.89.
- (31) 金井清光『一遍と時衆教団』角川書店。
- (32) 今井雅晴『捨聖 一遍』(注29) pp.138-140.
- (33) 今井雅晴『一遍辞典』(注9) pp.163-4.
- (34) 栗田勇『一遍上人』(新潮社, 1977年) p.269.
- (35) 大橋俊雄『一遍』(注14) p.135.
- (36) 砂川博『中世遊行聖の図像学』(注1) p.168.
- (37) 佐々木哲氏の御教示による。
- (38) 大橋俊雄『一遍』(注14) p.136.
- (39) 美しい木花開耶姫と出会った天津日高日子番能邇邇芸能命は、姫の父大山祇神に木花開耶姫を妻にしたいと申し出た。父大山祇神は二人の姉妹を命に送ったが、命は醜い姉の磐長姫をめとらず里に帰し、妹の木花開耶姫と一夜を過ごし妊娠させた。磐長姫は恥じて、「もし天孫が私を避けないでお召しになったら、生まれてくる子は末永く生きるでしょう。しかし、妹ひとりを召されたので、きっと生まれてくる子は、木の花のように散り落ちてしまうでしょう」と呪った。これが世のひとの命がはかない理由であるという。
- (40) 有岡利幸『桜 I』(法政大学出版局, 2007年) pp.35-40.
- (41) 砂川博『中世遊行聖の図像学』(注1) p.172.
- (42) 桜井満『花の民俗学』(講談社, 2008年) p.38.

- (43) 桜井前掲書（注 42） p. 38.
- (44) 桜井前掲書（注 42） pp. 19-20.
- (45) 佐々木哲氏の御教示による.
- (46) 桜井前掲書（注 42） p. 44.
- (47) 小山靖憲『熊野古道』（岩波書店，2000 年） p. 99.
- (48) 大阪市立博物館編『社寺参詣曼荼羅』概説（平凡社，1987 年） p. 214.
- (49) 大阪市立博物館編前掲書（注 48） p. 220.
- (50) 川崎剛志「四 役行者の前世の記」和歌山県立博物館編『熊野権現縁起絵巻』（勉誠出版，1999 年） pp. 71-3.
- (51) 武内孝善『弘法大師 伝承と史実』（朱鷺書房，2008 年） p. 69.
- (52) 前掲書（注 51） p. 145.
- (53) 今井雅晴『一遍 放浪する時衆の祖』（注 50） p. 184.
- (54) 神奈川県立歴史博物館編『一遍上人絵巻の世界』（神奈川県立歴史博物館，1997 年） pp. 20-1.
- (55) 中村溪男「九相詩絵巻の成立」『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』日本絵巻大成 7，解説（中央公論社，1977 年） pp. 165-6.
- (56) 前掲論文（注 55） pp. 165-6.
- (57) 「作品解説」『絵巻 徳川美術館名品集 1』（徳川美術館，1993 年） pp. 131-2.

本論掲載の図『一遍聖絵』は，平成 14 年の修理前の写真を一部使用した．すべての写真は，清浄光寺の許可を得て提供されたものである．ここに感謝する．

論文

岡山県のオドクウ様に関する調査・研究

— 岡山市東区上道北方・鏡野町真経の事例を中心に —

三村 宜敬

MIMURA Nobutaka

はじめに

本研究は2008年11月から2009年2月末日までの期間で、神奈川大学非文字資料研究センターより「西日本の民家における土地神の信仰の分析」という研究課題で奨励金を受け、岡山県北部の鏡野町^{さねつね}真経と、県南部の岡山市東区^{じょうとうきたかた}上道北方においてフィールド調査を行った。調査は、2月・3月・5月に一週間ほどの期間を設けて計3回現地に向いている。

本研究の目的は、岡山県における土地の神、特に屋内に祀られ、火と土を司る神とされる土公神を中心とするが、屋外の地神、地主神、荒神にも目配りをし、岡山県南部と北部の特定の地域における事例を収集し比較検討する事によって、岡山県における土地の神信仰の特徴を明らかとしたい。

まず、本研究における土地の神の概念は、「土」に対しての神性を有し、土を司る神を対象としている。この土地の神とは、地域・集落などの広範囲によって祭祀される氏神・鎮守・産土神など、住宅地・農耕地などの狭範囲において祭祀の対象とされる屋敷神・地神といった神が対象となる。

本研究は、民家という狭範囲における土地の神を対象としているため、氏神・鎮守・産土神といった神々については対象から外し、「個人」や親戚縁者を含めた「株内」や「講組」で祭祀される「土地の神」について取り挙げた。それらの具体的な神名を挙げるならば、土公神、地主神、荒神が主となる。なお本調査において、屋敷神とされる神は1件の事例しか聞き取りができなかったため、本稿では項目を設けていない。

土を司る神への信仰は「家相」との関係が色濃く見られる。家相について一般的な見解で述べるならば、土地の形状や住居という空間の配置によって、今後その住居に住む人間にどのような吉凶が起るのかという事を予測する一種の占いである。そこには、土地の形状や住居の間取りだけではなく、暦、方位なども予測の媒体として取り扱われる。さらには、暦や方位に割り当てられた神々の祟りも加わる。これらの方位に割り振られた神々の中には、土を司る神も対象とされ、代表的な神として土公神の名が挙げられる。土公神は、陰陽道で祀られる遊行神であり、遊行方位を知らずにその地に柱を立てたりする（犯土という）と祟られる（斎藤2007:177）とされる。このように家相は住居だけを対象としているのではなく、土を動かす時期も考慮されていた。

また、家相に関する調査を岡山県の上道北方を中心に行った際、家の凶例や祟りの回避の方法の方が多く聞かれた。その中で、最も多かったのは、「金神」と「土公神」であった。この金神も土と関係する神とされており、陰陽道で奉じられる。そして、ここからは民間に陰陽道が浸透していたとい

う事が伺える。

特に土公神は岡山県において、カマドの神、クドの神として祀られ、凡そどの家にも見る事ができる。しかし、その習俗は必ずしも陰陽道や家相と関連しておらず、家の中における中心的な神として祀られている。このような土公神に対する信仰内容は、火の神よりも土地の神としての神性が強いという特徴が見られる。そして家の中心的な神として、土地の神性をもつ神を祀るという事は、土地が物事の基盤となっているという考えが根底にあるのだろう。そして家の中で中心的な位置におかれるという点から、それだけの力をもった神であると推定される。

さらに、岡山県では土公神の他にも様々な神が土地の神として祀られており⁽¹⁾、作物の豊作を祈願されている。そうした土地の神を祀る信仰背景には、作物の豊穰は土地がもたらしてくれるという考え方があり。しかし、豊穰や安寧をもたらしてくれる土地の神は、一方で祟るといったマイナスの神性を持っている。このような祭祀を行う背景には、上記した土公神の場合と同じく、強い神性を持っていると考えられており、その力を病気や虫害といった外敵から守ってくれる力として利用することが期待されていたのではないかと。したがって、土公神や金神のような禁忌を犯すと祟りをもたらすとされる力を両義的に捉えているものと考えられる。

本稿では、このような土地の神信仰について、従来の報告より祭祀について比較検討を行い、岡山県下における土地の神信仰の特徴について明らかにしようと思う。

第 I 章 岡山県南部・北部に見られるオドクウ様の信仰

本章では筆者が聞き取りを行った結果をまとめる。本研究では、二つの調査地を設定している。一つは岡山県北部の苫田郡鏡野町真経、もう一つは県南部の岡山市東区上道北方である（地図参照）。

筆者はこの調査地で土地の神について、項目を設けて聞き取り調査を行った。その項目は、①呼び方、②形態、③場所、④正面の向き、⑤祭祀者、⑥文字・お札、⑦祭祀日、⑧禁忌の 8 項目に重点を置いている。その結果についてまとめたものが表 1 である。これら蒐集した事例は、上道北方、鏡野町真経の順番で述べる。その際、その地区での信仰の特徴について検証を行うため、調査地の現状を明らかにしてからオドクウ様の事例を挙げる。

第 1 節 調査地の概要

(1) 岡山市東区上道北方

岡山県南部の JR 山陽本線上道駅の北側に位置するのが上道北方地区（以下、北方地区）である。この地区は東から中尾、北方、^{くろがね}鉄となっており、北側に坂口古墳・塚段 1 号墳・塚段 2 号墳などの古墳を有し、地区内をはしる山陽道を中心とした北側の裾野に約 50 戸の家々がある。

歴史的には旧備前国にあたり、近隣に旧西大寺市・旧瀬戸町があったが、2009 年 4 月 1 日より岡山市が政令指定都市に指定されたため、合併し東区という行政区となっている。

この北方地区で最も多い苗字は、石原と安倉で、この 2 つの苗字が地区の約 8 割（石原 5 割：安倉 3 割）を占めている。そのためか、年配の方は「石原一党」「安倉一党」という呼び方をする。

表1 調査地区の事例一覧

北方地区のオドクウ様										
事例番号	調査宅	呼び方	形態	場所	向き	祭祀者	文字・お札	祭祀日	禁忌	備考
事例1	東端の石原家	オドクウ様	小祠	台所の梁から下げた吊棚	西	昔はコングラ様	三宝荒神と言われる	—	赤い花は供えない	・一年中正月飾りをつけておく、無くした物を見つけてくれる。 ・火の神・土地の神として祀られる。 ・田植えの際苗を供える。 ・現在は小祠を新しくしたが、古い小社には金光教教祖直筆の札(?)が入っていた。 ・小祠は家の南や西に祀る。 ・本来は仏壇の上に祀ってはいけない。石原家の先祖。付けている ・「一夜飾りはせんもんじゃ」と言われ正月飾りを一年中田植えの際苗を供える。また、桃の木を苗の側に置く。 ・正月飾りを一年中付けている。 ・現在では祀っていない。 ・「荒神は屋敷神である」と言われた。 ・正月飾りは一年中飾っている。 ・オドクウ様にはシャシヤキ(ヒサカキ)、他の神様には松を供える。 ・金神講をぶっっていた。 ・氏神様と荒神様に子供が生まれたり参っていた。 ・金神講では、厨子を家々を当番で回し、厨子のある家で会食していた。
事例2	新家の石原家	オドクウ様	小祠	台所の竈の上	南	コングラ様	—	—	花は供えない	・「一夜飾りはせんもんじゃ」と言われ正月飾りを一年中付けている ・「荒神は屋敷神である」と言われた。 ・正月飾りは一年中飾っている。 ・オドクウ様にはシャシヤキ(ヒサカキ)、他の神様には松を供える。 ・金神講をぶっっていた。 ・氏神様と荒神様に子供が生まれたり参っていた。 ・金神講では、厨子を家々を当番で回し、厨子のある家で会食していた。
事例3	安倉家(I)	オドクウ様	小祠	台所の竈の向かい	—	—	—	—	—	—
事例4	安倉家(II)	オドクウ様	小祠	台所	—	—	—	毎月1日・15日	—	—
事例5	中尾の三宅家	オドクウ様	小祠	台所の食器棚の上	東	—	三宝荒神	—	—	—
事例6	安倉家(III)	オドクウ様	—	竈の向かい	—	コングラ様	—	—	—	—
	コングラ様の石原家	オドクウ様	小祠	台所	—	—	天照皇大神	—	—	—
	石原家(I)	オドクウ様	—	台所	—	—	—	—	—	・特別祀りはしない。現在は仏壇のみ拜んでいる。 ・不動明王のお札一緒に祀っている。 ・屋内神であり外に出ない神様。 ・核家族。 ・オドクウ様を祀らない。
	石原家(II)	オドクウ様	小祠	台所の冷蔵庫の上	東	—	—	—	—	—
	石原家(III)	オドクウ様	—	台所	—	—	—	—	—	—
	安倉家(IV)	祀っていない	—	—	—	—	—	—	—	—
真経地区										
事例番号	調査宅	呼び方	形態	場所	向き	祭祀者	文字・お札	祭祀日	禁忌	備考
事例7	三村家	オドクウ様	小祠	台所	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち	—	・火の神様、お籠りを行っていた。 ・毎朝ご飯を供える。
事例8	田村家	オドクウ様	小祠	台所の勝手口近く	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち	—	—
事例9	藤本家	オドクウ様	小祠	台所	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち	—	—
事例10	池上家	オドクウ様	小祠	台所	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち ・毎月1日	—	—
事例11	武川家	オドクウ様	小祠	台所	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち	—	・火の神様として祀る。 ・1日と20日に土間でご飯を食べた。 ・土間のクドの神様。 ・農耕の神様。
事例12	利岡家	オドクウ様	小祠	台所	西	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち	—	—
事例13	屋敷の宇佐美家	オドクウ様	小祠	台所	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち	—	—
	年岡家	オドクウ様	小祠	奥ニワに祀る(台所)	南	タユウさん	釜土大神守護	正月のお日待ち ・1日・15日 ・28日	—	・火の神様。
	竹井家	オドクウ様	—	—	—	—	—	—	—	・現在オドクウ様を祀っていない。

(2) 苫田郡鏡野町真経

鏡野町は岡山県の北中部に位置し、鳥取県と県境を接し、旧美作国の領内であった。

2005年3月1日の平成の大合併により、奥津町・鏡野町・富村・上斎原村の2町2村が合併し新「鏡野町」が発足した。

調査地の真経地区は、鏡野町旧香々美北村の越畑・岩屋・大町・真経・百谷の5地区のうち1地区である。現在ではこの5地区の総称は香々美北村の名前から取り「香北^{こうほく}」と呼ばれている。香北には、東北の征圧を行った征夷大將軍である坂上田村麻呂の名が彫られた石碑がある。そしてこの地域を開墾したのは東北に住んでいた職人集団であるといった伝承が残されている土地である。

真経地区には、大町・真経・百谷の3地区で祭祀している香々美北神社がある。地区内を流れる香々美川を挟んで、吉藤・中土居・年岡の講組に分かれており、約40戸が所在する。

この地における調査は、吉藤と年岡の講組内の12件を対象として行っている。

第2節 オドクウ様（土公神）の信仰

火を炊いて煮炊きをするカマドがない現在の住居形態でも、オドクウ様は火の神様として台所やニワ（土間）に祀られており、住人に最も身近な神である。

岡山県下における土公神は、カマド神として祀られ、オドクウ・ドックウ・オドクッ・ロックウなどとも呼ばれている。このオドクウという名は土公神の名称であり、「美作ではD音とR音がしばしば混同される（直江1963:244）」ことから「ロックウサン」も同系統であるといわれる。オドクウ様は陰陽道において祀られる神であり、「春は竈、夏は門、秋は井戸、冬は庭（井上・神宮館編集部2008:4）」を遊行する神である。遊行している季節にあたる場所の土を動かすと土公神の怒りをかい、祟りがあるといわれている。このように陰陽道で説かれる信仰内容と、岡山県で祀られている土公神は異なる様相を見せる。

(1) 北方地区の事例報告

まず、北方地区におけるオドクウ様の事例について紹介する。この地区では、オドクウ様の祀られる小祠の扉はすべからく閉じられた状態であった。そして筆者の写真撮影のため、扉を開きたいという願いに、「失礼があったら困る」といって開けてくれることはなかった。そうした話者たちの行動からでも、土公神を大切に祀っている様子が伝わってくる。

【事例1】写真：1

^{ひがしはな}東端（屋号）の石原家のオドクウ様は、台所の吊棚の上に祀った小祠に祀られる。その横にはシャシャキ（ヒサカキ）の葉を供えている。現在この小祠の扉は破損の恐れがあるためセロテープを巻きつけ閉ざされているため、どのような札が納められているのかは確認できないが、家人の話では三宝荒神の札が納められているという。

この家のオドクウ様は、小祠の上にシメ飾りが飾られていることである。このシメ飾りは一年中飾っておき、正月に取替えるという。オドクウ様は男の神様なので、特に赤い花は絶対に供えない。花を供えてしまうと良くないことが起こるといわれている。

また田植えの際、まず苗代で苗取りをしたら、その日の内に一握りの苗をきれいに洗い盆に載せてオドクウ様へお供えするという。

その他、家の敷地をコンクリートで固めてしまう事を良くないという。その理由として、オドクウ様（もしくは金神様）の息ができなくなり、祟りがあるといわれる。

【事例2】写真：2

新家（屋号）の石原家ではオドクウ様は、カマドの真上に祀る方が良いといわれる。東端の石原家の新家（分家）ということもあり、本家に倣い祀っている。シメ飾りは大きくはないが、昔から「一夜飾りはせんもんじゃ」といい一年中飾っておくという。毎日朝起きると水を換え、ご飯を供えている。

田植えの時期に、苗代を作る前に桃の木の枝を切り、傍らに祀ってから苗代を作る。そして、苗代が出来たらひと掴み取ってオドクウ様に供えるという。

【事例3】

安倉家（Ⅰ）のオドクウ様は、カマドの向かい側に祀られている。この家の祭祀形態は石原豊子宅のものと同様で、稲束をそのまま使用したシメ飾りを一年中飾っておくという。

【事例4】

安倉家（Ⅱ）では、毎月1日と15日にはごはんを供えていたが、現在では特に祀ることもなくなったそうである。

【事例5】

中尾地区の熱田神宮で神職をしている三宅家では、オドクウ様は家の主であるという。この神社は、中尾・北方地区で合祀しており、年始にはそれぞれの地区の宮総代がオドクウ様のお札をもらいに訪れる。三宅氏の話によると、中尾・北方地区では、屋敷神として荒神を祀っているという。この荒神については、後述する。

【事例6】

安倉家（Ⅲ）でも、オドクウ様に正月飾りを一年中飾っている。他の神様には松を供えているが、オドクウ様にはシャシャキ（ヒサカキ）を供えている。

【その他の事例】

その他の断片的な聞き取りについてまとめておく。今回の調査で見られた家の多くが【事例4】と同じようなものであり、現在では祀る人もいなければ、祀り方もわからないという家が大半であった。中には、オドクウ様の小祠の中に「天照皇大神」の札を供えている家（コンガラ様の石原家）や、曲げ飾りを供えている事例が1件見られた（写真：3）。

北方に隣接する中尾地区で熱田神宮の神職を務める三宅氏によると、北方地区では新年にオドクウ

様のお札を交換する際に、宮総代が神社にお札をもらいに来て各家に配る。したがって、現在では神職が各家を廻り神棚を拝むということは行われなくなったという。

(2) 北方地区におけるオドクウ様の考察

以上の事例について北方地区で見られるオドクウ様は、【事例1】【事例2】【事例3】で述べられるように、台所のカマドのそばや向かい側といった火の近くに祀るという。このような祭祀される場所が限定される事例から「火の神（守り神）」としての性格が窺える。また、田植えの際苗を供える点からは、農業と関係、そして正月のシメ飾りを一年中飾っておく事例から、オドクウ様の常駐性が推測される。それでは、農業と常駐性に注目し、県下の事例と対比させる事でこのような習俗にどのような傾向が見られるのか示したい。

北方地区における農業に関係するオドクウ様の習俗は、「苗代が出来たらひと掴み取ってオドクウ様に供える（【事例2】）」といったものが見られる。これと類似する事例は、岡山県北部の美作地方における阿波村本村（現津山市）・柵原町塚角（現久米郡美咲町）、加茂町青柳（現津山市）からも報告されているため、以下にその事例を示す。

[阿波村本村・柵原町塚角]

シロミテ（田植えが終わった時）に苗を3把洗い清め、オドクウ様に供える（直江1963：245）。

[加茂町青柳]

田植の終わった日にサンバイワエといって、3把苗をオドクウ様に供え、盆の7日にこの苗で仏様のかわらけを洗う（三浦1963：293）。

このような習俗は、稲の豊作を祈る祈願ではないかと考えられる。しかしながら、県内における民俗報告では、田植えの時期に行われる事例ばかりではない。『矢掛町史』民俗編では、「第五章 生業一 農業」の中に穂掛けに関する習俗が記載されている。

刈りはじめにオドクウ様（オロックウ様）に月の数だけ穂を供える穂掛け、デキバツオの行事は町内各地で行われている。（中略）小林ではオドクウ様のほかに年神様にも供える。山の上ではハデ掛けの中から良い穂を抜き取って、オロックウ様に供えるとともに、外の庭木などへ三ヵ所、三本ずつ供える（本郷1980：120）。

というものや、『美作の民俗』による県北部の津山市近郊、久米町（現津山市）・加茂町（現津山市）では、稲の刈り上げ祝いでオカマゴモリを行う報告が見られる。

[久米町・加茂町]

（オカマゴモリは）家ごとに行う場合もあり、カブで集まることもある。土間に筵を敷き、オドクウ様の前をぐるぐる廻って拝み、終ると筵の上に座ってぼた餅を食べる（三浦1963：295）。

[引用内括弧は筆者追加]

これら県内の事例では、田植えと稲刈りの両時期にオドクウ様に苗または、稲穂を供える習俗の報告は少ない。この中で例外として、加茂町の事例は春と秋の習俗が報告されている。また事例の中に見られる「3把・3本」の数は共通しているが、この符号が何を意味しているのか判然としない。

次にオドクウ様の常駐性について若干の考察を加えたい。県南部の土公神の習俗におけるオドクウ様の常駐を象徴する信仰として、「フルロック」がある。これは、家人が新しい家に引っ越してもオ

ドクウ様だけは動かず、もとの古い家（土地）にいるというものである。このような事例は資料の偏りにもよるが、県南部では金光町・矢掛町・美星町（現井原市）にあり、県西部では備中町・成羽町でも報告されている。

[金光町]

屋敷地に瓦宮などで祭られることが多いが、かつて屋敷だった場所にフルドックさんだけが残されていることがある。（中略）松本（上竹）では、家の人が亡くなり、オドックさんだけが土地に残されてフルドックさんとなっている（池田 1998：576）。

このように土地との関係について述べられている。そして、矢掛町や備中町（現高梁市）においても、以下のような事例が見られる。

[矢掛町]

廃屋してもオドクウサマは残られる。フルドックウといい、ええように祭ってあげないと怖い。瓦宝殿をつくって祭る。土地の神として祭るのだという（江良）（鶴藤 1980：85）。

[備中町（平川地区，西油野地区，布賀地区）]

屋敷がえで建物を倒し、屋敷を畑地にしてもロックウサンだけは残られる。これを「フルロックウ」といって畑にミヤ（厨子）をおいて祀り続けるのである。これを怠ると頭が痛くなったり（西油野），祟る（備中町史編纂委員会 1970：193）。

古い屋敷あとだという畑などにロックウを祀る例は少なくない（備中町史編纂委員会 1970：291）。

また『岡山県史』に報告されている高梁市成羽川北部と美星町の事例でも、フルロックの性格について述べられている。

成羽川北部や美星町などでは屋敷を移転しても、ロック様だけはその土地を動かぬものであるとあって、もとの場所に石塚や小祠を設けた。（中略）絶家して祀り手のない土地のロックは新しい持ち主が祀らねばならぬので、「家を倒した跡地を買うな」とあって、忌まれ、地価が安いという（三浦 1983：496）。

このようにフルロックは、土地の神としての性格と土地を動かないといった不動性を顕著に示す。そして、上記した事例では、土地を動かず、きちんと祀らねば祟るといった性格が見做される。さらに、このような性格は、カマド神として祀られるオドクウ様にすでに見られる。金光町の事例では、「家の守り神だからという。ヤウツリ（引っ越し）をするときは、前の家マにオドック様を外して持っていく。新しい家に祭らないと夜も寝られない（池田 1998：580）。（引用内ルビは筆者追加）」や「オドックサンは親神さんだといい、家の神さんのなかで一番偉い（池田 1998：581）」といわれている。

これらの事例から、岡山県南部におけるオドクウ様は、家や土地に対して「土地の守り神」としての神性を強く現していると考えられる。

また北方地区の【事例 1】では、オドクウ様が「男の神様」とであると具体的に述べられており、花を嫌うとされている。その理由として考えられるのは、オドクウ様すなわち三宝荒神と同体と見做している信仰があるためであろう。三浦秀宥によると、

荒神といえは岡山県でいうとクドの神・火の神のことである。（中略）荒神をスサノオノミコト

と結びつけて、出雲から流行してきた信仰のように考えている人もいるが、実は女神も多いのである（三浦 1989：26）。

したがって、北方地区ではオドクウ様＝三宝荒神＝スサノオノミコトという公式が成り立ち、スサノオノミコトが男である事から、オドクウ様が男と見做されているのであろう。また、民間芸能から鈴木正崇は、備後などの荒神神楽において荒神と並んで、大きな役割を果たすのが土公神（鈴木 2001：143）であると述べた上で、習合された両の神に関して以下のように述べる。

教説では、五方位を祀る土公神は、五方を五智とし、竈神は五智如来の三昧耶形となると説く。竈神は仏菩薩の前では、三宝荒神となり、激しく祟りやすいが火伏せの靈験がある。（略）荒神の祭日は二十八日で不動明王の縁日で、その火焰が火の神と結びついたと思われ、修験の関与も推定される。

一方、偽経の『無障礙経』では三宝荒神は如来荒神・^{そらん}鹿乱荒神・忿怒荒神の三身で、^{しん}貪欲・瞋恚・愚癡の三毒にあてる。荒神は毒や魔物という負性を背負い込むが、それを三宝（仏・法・僧）に転化出来る。修験は負性を馴化し三宝荒神を守護神とし土公神と習合させたのであろう（鈴木 2001：143）。

これは、三宝荒神を普及させた宗教者側に立った見解である。また別の見地からは、高見寛孝が琵琶弾き側の荒神観から、カマド神と荒神の習合は「農業神（土地の神）としての神格が、両者を結びつけたと考えられる（高見 2006：158）」と述べる。しかし、今の段階では荒神の習合については言及せず、ただこれらの宗教者に代わって神職が荒神の祭祀に関与しているという現状を述べるにとどめている。

【事例 1】の家では、オドクウ様の祭祀される範囲がカマドのみではなく、屋敷地にまで広がっている点が特徴的であり、より土地に対して強い神性を持っていると考えられている。ここで語られる土地の神は、屋敷の土地そのものに宿り、人間と同じように「息をする」と考えられている。したがって、屋敷地をコンクリートなどの人工物で固めてしまう事を禁忌としている。

しかし北方地区では【その他の事例】の中で挙げたように、「祀り方がわからない」「現在では祀っていない」といった傾向が見られる。特に県南部のこの地区でも、高齢化や核家族化によって、「拝んでも仏壇まで」や「年寄りが祀っているため、（自分は）わからない」といった事例も見られる。また、近年の少子化により、中止される行事もある。そのため、屋外に祀られている神々についての聞き取り調査も難しくなっている。

以上はオドクウ様についての分析であるが、この地区では祭祀する側（各家）についても特徴が見られる。それはこの地区は、家相判断を行う「家相見」が活動していた地域でもある。この家相見をしていたのは、【事例 1】の東端の石原家であり、この地区の「石原家」の本家であるといわれている。したがって、分家した石原家で「なぜ、このような祭祀を行っているのか」との質問に対して、「本家がやっとなるから、うちもまねてやっとなるんじや（【事例 2】）」といった回答が聞かれた。また、「石原一党」でなくとも、この家相見の影響を受けているようで、「有名だったから、（昔）教えてもらって祀っておるんかもしれん（安倉家）」といった事も聞くことができた。

このように祭祀方法に、ある一定のスタンダード（この場合は「本家」、もしくは家相見のような民間の職能者・知識人の教え）があるため、祭祀される神についてもそれに倣っているといった状況

が見られる。しかし、そのスタンダードが受け入れられているのは、北方地区の場合では本家と分家、そして家相見の家の周辺という限られた範囲でしかない。

しかし、そういった祭祀方法にも近年変化が起きている。【事例2】に挙げた新家の石原家では、以前は本家に倣い大きなシメ飾りをオドクウ様に付けていたが、現在では大きなものは作るのが大変なので、小さな飾りにしている（写真：2）。

このような変化は、農業における機械化の影響もある。【事例1】で挙げた東端の石原家では、昨年の稲刈りの際に田んぼの稲をコンバインで全て刈ってしまい、お飾りを作る藁が確保できなかったという。お飾りを付けなければ、オドクウ様に失礼にあたるとして、藁を分けてもらって作ったのである。コンバインによる一連の稲の収穫において、藁を確保するには必要なだけ手刈りで刈らなければならないため、若干の手間を要する。そのため、昔の天日干しを行っていた頃に比べ、藁を残しておく事が難しい状況にある。また信仰意識の問題として、機械で作業を行うのは、祭祀を行っている年配の方より若い世代の人であるため、オドクウ様の飾りにする事に気づかず、全ての藁を裁断してしまうといった事も起こる。北方地区で見られているようなオドクウ様の祭祀習俗の継続は難しくなっているようである。

(3) 真経地区の事例報告

この地区のオドクウ様は、既述した北方地区と祭祀の方法が異なり、シメ飾りを飾っていない。また、小祠の扉が開けられたまま祀り、中に祀られている札が直接見えるといった特徴がある。そのため、小祠内に納められた札も確認する事ができた。また、ほとんどの家でタユウさん（神社の神職）が訪れ、オドクウ様の札を配っている。

【事例7】写真：4

吉藤の三村家では、オドクウ様は台所に祀っており、毎朝ご飯を供える。昭和27年頃までは、「オドクウ様籠り」として、土間にムシロを敷いて、バラ寿司を作り家内中で食べた。この行事をひと月かふた月に1回行っていた。

オドクウ様の小祠の中には「釜土大神御守護」と書かれたお札が祀られている。この札は正月のお日待ちに、タユウさん（神社の神職）が拝みに来た際に交換する。

【事例8】写真：5

田村家では、勝手口の横にオドクウ様を祀っている。オドクウ様の棚の下に「入り口があるのは良くない」といい、現位置のような少しずらしたものになったという。お籠りについては特にやった事はない。小祠の扉が開けられており、中の札が見える。

【事例9】

藤本家のオドクウ様は台所に棚を作って祀っている。小祠はスズで黒くなっており、正面の扉は閉じたままである。小祠の向いている位置は南である。お籠りについては聞いた事はあるが、行っていない。

【事例 10】

池上家では、台所のコンロの近くに祀る。棚には、シャシャキと灯明台、お供え用の皿、昔のお札などがある。

【事例 11】

武川家では、オドクッ様籠りを月の1日と20日に行っていた。このお籠りは、吉藤の三村宅と同じで、土間にムシロを敷いて行うというものである。

【事例 12】

利岡家のオドクッ様は、クドの神様であり、農業の神様であるという。小祠の中に祀っているお札は、お日待ちにタユウさんが来て新しいお札に換える。また、現在「台所のオドクッ様の前で食事をする事が昔のお籠りと同じようなもの」なので、行っていない。

【事例 13】 写真：6

屋敷（屋号）の宇佐美家では、オドクッ様、恵比寿大黒を同じ社に入れており、その中心に祀る。場所は、台所奥の壁際である。祠は比較的新しいものである。

【その他の事例】

その他の家では、オドクッ様は子供の神様・火の神様であるといわれていた。特に「子供」と結び付けている家は、今回の調査では、一軒のみであった。また、二～三世代で暮らす家でも、現在ではオドクッ様を祀らないというものも見られた。

(4) 真経地区におけるオドクッ様の考察

真経地区におけるオドクッ様は、北方地区と同様に「火の神」としての神性が窺える。それは、表1で示したように、この地区で祀られているお札は「釜土大神御守護」のものであり、タユウさんが配っている。この「釜土大神御守護」という神名から、カマドの守護と推察され、北方地区で「オドクッ様は三宝荒神」とされるものとは異なる。ここで示されるオドクッ様の札についての報告は、『美作の民俗』において苫田郡富村（現苫田郡鏡野町）についてのものがある。

〔苫田郡富村〕

この大釜の背後に祀られているのがオドクッさんである。（中略）竹を2本たてて注連を張りめぐらして、背後の小さな棚に三宝荒神の神札を納めてある。こうした祀り方などは重々しい方で、土地によっては注連を張らず、棚に神札を納めただけのところ、或いはさらに簡単に御幣だけのものもある（直江 1963：244）。

この事例ではオドクッさんとは三宝荒神であるとされており、同じ美作地方内においても祭祀者による差異が伺える。

また、真経地区ではオドクッ様の祀られている位置に一定の法則が見られる。吉藤内では県道の北側に屋敷を構える立地条件となっている。そのため玄関を南向き（県道側）にしている家が8件みら

れる。これらの家でオドクッ様を祀っている場合、⁽²⁾「南向き」換言すれば「玄関の方向」に向かって祀られている。この玄関の方向とオドクッ様の向きに関して、顕著に見られるのは、吉藤では、【事例8】の田村家、そして年岡地区の【事例12】の利岡家である。

【事例8】の田村家は、昔から県道の南側に屋敷が建てられており、家のすぐ裏を県道が走る立地となっている。したがって出入り口の便利さを考えるならば、玄関の位置を北側へ向ける方が利便性のあるように思われるが、この地域では玄関の方向を南へ向ける建て方が好まれているようである。そして、この家のオドクッ様は、「勝手口の横」に祀られているが、南という玄関の方位と重なる。

【事例12】の利岡家の玄関の向きは、西向きに建てられている。家の構造としては、玄関から一枚の壁を挟んで迂回した位置に台所がある。そして、玄関からほぼ正面にオドクッ様が位置している。このような家の方位と祭祀される位置の関連は、家の設計段階で考慮されているのであろう。このようなオドクッ様と祀られる方向に関しての報告は、県南部にも見られる。

[備中町宇内]

裏口（勝手口）を夜、長く開けておくと、オドクウサンが目だるいというから早うタテエ（閉めよ）といったものという。オドクウサンは裏口の方をにらんで悪者の入るのを防ぎ、番をしてくださっているのだ（鶴藤1980：84）。

[金光町]

平ル（下竹）の清水定夫家では、オドクサンは炊事の方のお守りをいただく大事な神さんであり、入口の方に向けて祭る。（中略）石井（占見）の八方正雄家のオドク様は土間にあり、玄関に向けて祭っている。牛の焼き物が供えてある。入り口に向けておくのは、家の守り神だからだという。（中略）夕崎（大谷）の古城君江家では、オドクウ様を土間に向けて祀っていたが、「オドクウ様の下を通るもんじゃねえ」といっていた（池田1998：580-581）。

この様な報告は、オドクウ様が家の守り神とされる象徴的な伝承であろう。

もう一点この地区の特徴として挙げられるのは「オドクッ様籠り」である。これは、『美作の民俗』によると、津山市近郊に見られる習俗であるとされ、久米町・加茂町（両町とも現津山市）では、稲の刈り上げ祝いでオカマゴモリを行うという報告が見られる。

[久米町・加茂町]

家ごとに行う場合もあり、カブで集まることもある。土間に筵を敷き、オドクウ様の前をぐるぐる廻って拝み、終ると筵の上に座ってぼた餅を食べる（三浦1963：295）。

この報告は、【事例7】の三村家のものと類似が見られる。しかしながら、【事例7】では、シロミテや稲の刈り上げといった農耕儀礼に直接関連しているとはいえない。この「行事（オドクッ様籠り）をひと月かふた月に1回行ってた。」という度合いや【事例12】では、「台所のオドクッ様の前で食事をする事が昔のお籠りと同じようなもの」という解釈から推察するに、農耕よりも家や家人にとって、オドクッ様の前で食事をする事に、何らかの重要な意味合いが持たされていたのであろう。このような岡山県北部の「お籠り」に関する報告は、三浦秀宥の「荒神籠りと荒神講」（三浦1989：95、初出：『日本民俗学』第3巻2号1955）によってなされている。この中で三浦は、焚火をしながら夜を明かす事について報告をしている。しかし、真経地区に見られる籠りの習俗は、オドクッ様籠りの他にも、観音様籠りというものが見られ、現在では2～3時間程度お堂の中に集まり、会

食を行うといったものが行われている。そのため、昭和に行われていたオドクッ様籠りと、現在の観音様籠りの状況から、真経地区における籠りの概念は、三浦のいう「夜を明かす事」ではなく、「神（観音）との会食」と見做す事ができる。しかしながら、こうした概念が習俗の変容によって起こったものなのかについては、今後考察の余地を残す。

第Ⅱ章 地神・地主神・荒神信仰

本節では地神、地主神、及び荒神に見られる信仰について事例報告と考察を行う。地神は今回の調査を行った中で唯一、集団で祭祀される信仰であるが、地神は土地の神としての神性が強調されるため、調査の対象となっている。調査地区は、県南部では北方地区において行っているが、周辺の中尾、鉄地区については、調査を行っていない。そのため、北方地区に見られた地神塔と同型のものが、他の二つの地区に存在するのかわ不明である。また地主神については、その存在が確認できなかった。

もうひとつの調査地区である県北部の真経地区内における地神塔は1体見られ、周辺の各地区に1体ずつ見られる。そして、その型は北方地区と異なる。また、この地区では、北方地区と異なり地主神を祀る家が見られた。このような地神と地主神を祀っているという相違は、土地の神信仰について考察する上で興味深い対象である。

第1節 地神信仰

岡山県下における地神は、二つの形状に大別できる。一つは自然石に「地神」と刻まれたものであり、もう一つは五角柱の石柱の一面ごとに神名を刻んだものである。

このような地神の形態は、県北部においては自然石型のものが多く見られ（写真：7）、五角柱型のものは、県南部において見られる（写真：8）。この五角柱地神碑は、岡山県南部から香川県東部・徳島県・淡路島にかけて分布する独特の形態である（小嶋 1998：547）。

北方地区の地神は、写真8に示した様に五角柱の石塔であり、2段の台座の上の御影石に「天照大神、倉稻魂命、埴安姫神、少彦名神、大己貴神」の神名を刻んだものが見られる。東を正面とし、その面に「天照大神」と刻まれており、そこから時計回りに「大己貴神」「少彦名神」「埴安姫神」「倉稻魂命」の順番となっている。刻まれている文字は、上記のものや「諸地神等、堅牢地神、諸眷属等、湧出地神、五土神等（三浦 1983：551）」というものもあり、土地によっては梵字を伴うものといった報告もある。

この地神の祭日は「春と秋の彼岸の中日に最も近い前後の^{つちのえ}戊の日」といわれる（東端の石原家）。この日には、線香を持って拝みに行くといった程度の祭祀が行われるのみである。状態は新しく、ここ数年で建立されたものと見られる。今回の調査では、この地神塔に関する祭祀や由来はほとんど語られなかった。

この様な地神の祭祀は、県内において春・秋の彼岸の中日前後の^{つちのえ}戊の日に祀る事例が見られ、この日に「土をいじってはいけない（湯原町大庭）（桜井 1963：304）」という禁忌が見られる。この他備中町の報告では、「社日には土を動かしてはならない日とされ、したがって鍬仕事は一日中しない（備中町史編纂委員会 1970：227）」や金光町でも、「社日は、田畑で鍬を使うと地神の頭を打つとか、

田畑に入ると地神の頭を踏むといわれ、絶対に田畑に入らない（竹内 1998：518）」といった禁忌が報告されている。

また、旭町江与味では、「ツクリバツホといって、春は麦、秋は稲の穂を各戸1人持参することが義務づけられている（北見 1963：126）」というものや津山市吉見の「部落中の者が、各戸1升ずつの米を持ち寄り、神酒を飲み、その夜はオコモリをする（桜井 1963：304）」という事例が挙げられる。さらに珍しい事例ではあるが、備中町長屋では「井戸の傍に水神とならんで地神を祀っている。地神を屋敷神として祀るのは、岡山県内では珍しい（備中町史編纂委員会 1970：293）」という報告がされている。

真経地区には、自然石に「地神」と刻まれたものが祀られている（写真：7）。その表面はコケむし、植木鉢が並べられ、とても祭祀されている様子ではない。この地神塔がいつ頃建てられたのかについては、明らかにならなかった。しかし、この形態は美作地方を始め県北部に分布するものと同型である。

以上のように岡山県下で見られる地神塔には、自然石型と五角柱型の二形態が見られる。そして、「地神」という名が示すように「土地」や「農業」の神として祀られている。各地の報告からは、その祭日や禁忌も定型化されているといった印象を受ける。こうした信仰の背景に関わっていると考えられる宗教者については、同じ中国地方の島根県・山口県で、盲僧の活動が報告（正富 1980：261；高見 2006：192）されているが、岡山県内ではその様な事は明らかになっていない。

第2節 地主神

地神信仰に類似した土地の神信仰として、県北部の地主神の信仰が挙げられる。この神は、主として美作地方で多く祀られ、県南では玉野市石島のほかに、備前平野に点々と知られているが、その例は少ない（三浦 1983：555）。

地主神は田畑の隅、屋敷地の他に山の中にも見られる。その形態は、「石や塚・五輪塔の残欠、小祠など（三浦 1983：555）」の種類が見られる。信仰されている内容としては、「土地の神」として地主神と共に先祖を祀っているもの（奈義町高円）、「先祖が昔、旅先で七人の旅人を殺したのが祟るので七人ミサキともミサキ大明神とも呼んで祀っている（勝山町）（三浦 1983：557）」という事例も報告されている。特に湯原町の事例では、「地主とミサキは区別しにくい（三浦 1983：557）」といった報告もある。また県南部の玉野市石島の地主神は、

昔この島が無人島であったころに、この島に船を着けてお姫様が用便をされたが、船はお姫様の乗船されぬ間に出てしまったので、とり残されたお姫様の怨霊が祟った。その祟りを鎮めるために東・中・西の地主様を祀った。その由来が分かって祀るまでは祟りがあって困ったが、祀ってからは祟らなくなったという（三浦 1983：558）。

さらに、地主か巳の祭日は、旧3月27日、旧6月巳の日、旧10月の亥の日などといわれ、必ずしも一定の日ではない。

地主神信仰の背景には、必ずしも「土地の神」という神性のみで祀られているわけではない。これらの報告から地主神は、先祖が祀られる場合や勝山町および石島の地主神のように「祟りがあった」ために祀っているという事例が見られる。それは逆説的にいえば、祀れば災厄を除いてくれる、守っ

てくれるだけの強い力をもった神という事になるのだろう。

調査地における地主神は、北方地区では確認できなかったため、ここでは真経での事例に基づき述べる。

真経地区の地主神は4件確認されている。いずれも小祠を設け水田の近くに祀られている。このうち田村家の祀るものは家の塀の南東に二つの小祠が南向きに並んでいる（写真：9）。その中には「水波能賣大神御守護」と書かれた同じ札が納められている（写真：10）。さらにこの地主神より北に10メートル程行った畦に、二つめの藤本家が祀る地主様の小祠がある（写真：11）。これも田村家のものと同様に「水波能賣大神御守護」のお札が納められている。三つめの地主神は、三村家の祀るもので、西向きの小祠に祀られている。その中には「若年大神御守護」とあり、その他のものとは異なっている（写真：12）。また、この札の後ろには木札が入っているが、風化しており文字を読み取る事はできない（写真：13・14）。

今から15年程前にこの地区で、田んぼを広くし、トラクターなどの機械を入れやすくする構造改善が行われた。この際、三村家では地主神を移動する事と、田を一度潰して広くする事から、タユウさんに依頼して拜んでもらった後、工事に着手したそうである。

四つめは、年岡集落のゲートボール場の近くにあるが、特定の家が祀っているかは不明である（写真：15）。この地主神の小祠の中には五輪塔の空風輪が4個詰め込まれている。これらの地主様（1～3体目）は、いずれも正月のお日待ちの際に、タユウさんに来て拜んでもらうのだが、現在そこまで行く「熱心な」家は珍しくなくなってしまったそうである。

この地区で地主神に祀られている札は「水波能賣大神御守護」と「若年大神御守護」の二種類がある。まず、田村家と藤本家の地主神に納められていた「水波能賣大神御守護」は、一般に水神に祀られるものである。その他の家では、井戸の傍に小祠を作るものや、屋内に棚を設けて祀ることもある。

この事例では、農耕における「田と水」の関係から祀っているものと考えられるが、現在祀る由来については不明である。

また、三村家に見られる「若年大神御守護」は、年神を地主神として祀っている。岡山県内で正月に迎える年神が農神の性格を持つという事例は、美作地方に顕著に見られる。真庭郡新庄村茅見では、「ソウトク様（年神）は片足の神で、正月始めに家に帰り、正月11日の大鋤初めに田に出て、9月9日の節供に再び家に帰る（三浦1983：585）」といわれている。三村家でも、正月には床の間に若年様を祀り、正月のお日待ちにはタユウさんから地主神に供える札をもらう。ここでは、年神が戻る時期と場所についての伝承はなされていない。

この真経地区では、地神と地主神が同時に存在する地区でありながら、その信仰は地主神の方に重きが置かれている印象がある。そのためこの地区における地主神信仰は、地神信仰よりも古い信仰であったと推定できる。すなわち、この地区では地主神が本来祀られていた土地の神信仰であり、石碑を伴う地神信仰は、何らかの経路で外部よりその形式のみもたらされたものと推定する。しかしながら、現段階では推定の域を出ないため、今後地主神の事例をさらに収集し、分析を行う必要がある。

第3節 屋外の土地の神と土地に関する年中行事

ここでは、主に屋外に祀られる土地の神について聞き取り調査を行った際に見られた様々な信仰に

ついて述べる。本研究と直接関わりを持つ神としては、荒神、金神である。しかし、調査地におけるその諸信仰の習俗についても示す事によって、地区内における信仰の特徴などが明らかになればと考えここに述べる。まず、岡山県内における荒神信仰について概観し、北方地区と真経地区の荒神を含む民間信仰と土地に関する年中行事と考えられる亥の子について述べる。

(1) 岡山県下の荒神信仰

岡山県下における荒神信仰は、多岐にわたり複雑な様相を示し、祭祀の方法や場所、信仰内容にも多様性が見られる。三浦秀宥が「荒神の祖型を求めるとすれば、村の祭祀全般の淵源を荒神に帰せざるを得なくなる（三浦 1989：96）」と述べるように広範囲の信仰形態をもっている。その信仰形態の中には、第 I 章でも述べたように、カマドに三宝荒神を祀る習俗があり、このような荒神は、「サンボウサマ」とも「オドクウ様」とも呼ばれる。

県下での荒神は、土地によって戸籍を司り、子供の神様とされ、また、出雲に行かない神とされるため神楽をして慰めるという（三浦 1989：84）。殊に、美作地方における荒神信仰は、「美作一市五郡の隅々まで、大体同じ形で荒神信仰が現在まで行われていることは、他の土俗信仰が、或る土地では失われ、また或る土地では甚だしく変遷していることに比較して我々の興味を惹くものがある（三浦 1989：66）」と述べている。美作の地において、このような信仰が現在まで残っている理由として考えられるのは、荒神がその名が示す荒らぶる神である事がある。このような荒神の神性を示す事例は、備中川沿岸で報告されている。

或る家で相ついで不慮の災難があって山伏（このへんで法印とゆう）にたのんでうかがってもら
うと、荒神のたたりであるとおつげがあり、以降荒神をまつるのにその家ばかりではなく株内
がこれをまつるようになったという（三浦 1989：71）

このように荒神信仰は、時として、手厚く祀らねば崇るという性格を持つ。そして崇りを恐れる觀念が荒神信仰を現在までも残しているのではないか。また鏡野町真経地区に祀られる吉藤荒神にも荒神に関する以下の伝承が残っていた。

このお宮は明治 44 年に現在の香々美北神社に合祀された。ところが昭和の初めごろ、吉藤土居に不思議なことが続発したので法者に祈禱してもらったところ、合祀された荒神様が吉藤土居に帰りたいとお告げであるということで、現在の茶の峪という所に再祀したのである。（中略）
荒神様は子供の幸福を願う神様といわれている（香北ふるさと伝承委員会 2000：60）。

先に述べた備中川沿岸と鏡野町真経地区における荒神信仰の背景には、荒神の崇りと法者や法印といった宗教者の活動が語られている。それは荒神信仰を複雑にせしめたのは、中世以降の陰陽師・祈禱師・山伏・法師・行者などの活躍があるといわれる（三浦 1983：530）ため、自然な事なのであろう。

この様に複雑と強調される荒神信仰であるが、その祭日には一定のものが見られ、28日とするものや、これに近い日曜日を選ぶ所が多い。また荒神講は正月・5月・9月とされ、祭りは、旧暦の正月・6月・11月とされるのが多く、年1回のみならば、11月が最も多いとされる（三浦 1983：539）。そして荒神を祀る習俗は、屋内と屋外に見ることができる。屋内に祀られる荒神については、第 I 章第 2 節の北方地区の事例では、オドクウ様は三宝荒神であるとされていた。また真経地区では、オド

クウ様と荒神は全く別の神とされて祭祀され、屋外の山中に祀られている。以下に、この二つの地区における民間信仰における神々について述べる。

(2) 北方地区における木野山・祇園・荒神

北方地区には、表2に挙げたような屋外に祀られる神々が見られる。それらの、ほとんどが地区内に点在しているが、表2に見られる木野山・祇園・荒神の三つの社は、北方地区北側の丘陵に祀られている（写真：16）。

この3社のうち、どれがどの神に対応するのかについては、甚だ不明瞭である。その理由としては、この場に札などが残されておらず、聞き取り調査を行っても正確にその順番を記憶している方はいなかった。

しかし、この場所を呼ぶ際に、主に「木野山様」とされているため、3社で一番北側に位置し、お堂の正面にあたる社が「木野山」ではないかと考えられる。またこの地区の老人会で、地区の伝承などを調査した際に、この地の一番南側の社から「福力荒神」の札が出てきたといわれている。したがって、この3社の順番としては、北側から、「木野山・祇園・荒神」ではないかと推測する。これらの社は、コンクリートブロックで外壁が作られており、その中に社が置かれている。しかし、その外壁内部には榊の枯葉が散乱しているため、頻繁に人が来て掃除を行っている様には見られない。

この場所の名称とされる木野山とは、狼の描かれた札（写真：17）が「木野山様の札」と呼ばれ、「病除け」の札として貼られているようである。

木野山様の本山は、岡山県高梁市津川町今津の木野山神社であり、祭神は^{おおやまづみのみこと}大山祇尊・^{おおなむちのみこと}大己貴命・^{とよたまひこのみこと}豊玉彦命であり、その眷属が狼とされている。

北方地区では、戦後祀るのをやめた時期があったが、その途端に病が流行りはじめたため、再び祀るようになった（石原）。また、昔は山の上に社があったものを下ろしてきたのだともいう（三宅）。

この3社の内、中央に位置していると考えられるのは祇園である。これは子供の神様とされ、毎年の中尾地区にある熱田神宮（氏神様）の神輿を担いでいたが、子供が居なくなったために、現在では役員のみが行っているという。この熱田神宮と祇園との関係については、本研究ではその詳細について上記した以上の調査を行っていないため、その関係については不明なままとなっている。

そして、一番端の社と考えられる荒神は、調査当初からほとんどの家で、「所在不明」といわれていた。しかし、老人会の調査によると、木野山と並んで祀られており、「福力荒神」の札が入っていたとされる。

この「福力荒神」は津山市（美作地方）に所在し、初代津山藩主森忠政公ゆかりの神社であり、安産、子授け、蝮除けの神社として近隣や遠方からも参拝に来る人が絶えない。

この北方地区の荒神が津山市から勧請されたのであれば、三浦秀宥の述べる「村の祭祀全般の淵源（三浦1989：96）」に関わる様な荒神信仰とはいいい難い。しかし、地区内で木野山や祇園と並んで祀られている様子から、個人で勧請したものではなく、株内や講によってこの地にもたらされたのであろう。

表2 調査地区の屋外に祀られる神々

名称	形態	場所	向き	祭祀者	文字・お札	供物	社日	禁忌	備考
地神塔	五角柱		東	—	天照大神, 倉稲魂命, 埴安姫神, 少彦名神, 大己貴神	—	春・秋の彼岸の戌の日	—	—
木野山様	小社	北方の北側(棚田)の中腹	東	—	狼のお札「木野山神社 講社安全 守護」	—	—	—	お堂を伴う。その背後に3社並んでいる。一般に「木野山様」がメインで認識されているらしい。
荒神	小社	上同	東	—	福力荒神の札があったらしい	—	—	—	津山市福力に所在する荒神神社。氏子の数は少ないが近隣から多くの人が参拝に来る。
祇園様	小社	上同	東	—	—	—	—	—	—
牛神様	社・お堂・土塚	北方の北側(棚田)の中腹	南	—	—	—	5月18日に牛を連れて参っていた(安倉美津子)	—	昔は牛を石棒につないで祈願をしたという。
オシメ様	石碑(注連縄)・社	コングラ様様の家の裏	南	コングラ様	大正十四年五月 天鈿女石原家一族建之	—	10月・11月・12月・正月	—	岡山県赤磐郡山陽町鴨川の武下家もオシメ様を祀る。

北方地区

名称	形態	場所	向き	祭祀者	文字・お札	供物	社日	禁忌	備考
地神	自然石	真経公会堂の脇	北	—	地神	—	—	—	—
地主	小祠の中に社が2つ	田村家の南東	南	タユウ	水波能賣大神御守護	—	正月のお日待ち	—	祠の目の前に井戸がある。
地主	小祠の中に社	藤本家の目の前の田の畦	南	タユウ	水波能賣大神御守護	—	正月のお日待ち	—	—
地主	小祠	田の畦脇	西	タユウ	若年大神御守護・風化した木製の札	—	正月のお日待ち	—	田の構造改善を行った際、タユウさんに「断り」をしてもらった。
地主	小祠	田の脇	南	—	—	—	—	—	五輪塔の空風輪が詰め込まれている。
荒神	山中	吉藤	南	タユウ	なし	—	11月28日の甘酒祭り	—	牛が子を産んだ際、オナメ(メス)だと酒一升, コッテイ(オス)であるならば五合を荒神様に供えていた。
荒神	山中	年岡	北	タユウ	なし	—	11月28日に近い日曜日の甘酒祭り	—	牛が子を産んだ際、オナメ(メス)だと酒一升, コッテイ(オス)であるならば五合を荒神様に供えていた。
愛宕	山中	中土居	東南	タユウ	—	—	11月28日に近い日曜日の甘酒祭り	—	—

真経地区

(3) 北方地区の牛神

北方地区の丘陵には、もう一つ神が祀られている。崩れかけた土壁に囲まれて祀られている社は「牛神様」と呼ばれている（写真：18）。この土壁で区切られたお堂の正面には一本の石柱が立っている。この石柱は、牛をこの場所に繋いで祈願をするためのものである。また5月18日には牛を連れて参っていた家もある（安倉）。

荒神信仰は、牛の守護神とみる信仰が顕著（直江 1963：224）とされるが、この牛神に祀られている神が荒神とは伝えられてない。

(4) 北方地区の金神（写真：19）

金神は、東端の石原家の神棚に祀られていた。この家では、金神は「南や西に祀るもの」といわれしており、厨子は奥の間に南向きに祀られている。そして、この地区で行われている「金神講」に入っていたといわれている。

金神講は、4、5軒の講組からなっており、当番を決めた家々で金神の厨子を廻すというものである。そして、その厨子が置かれた家に集まって飲み食いをしたという習俗である（安倉）。

金神は金光教で、「天地金乃神」として祀る神である。金神講を行う家が、すべからく金光教に入信しているわけではない。中には屋号を「金神」とされる家もあった。その家では昔、金光教の世話人を行っていたが、現在では活動を行っていない。

また、東端の石原家の事例となるが、この家では東側に倉を建てた際、地面にプラスチックの筒を挿したまま倉の建築を行っている（写真：20・21）。これは「金神様の息抜き」といわれ、これをやっておかないと金神様の息ができなくなり、祟りがあるという。またこれと同様の事はオドクウ様でもいわれている⁽³⁾。

金神は、一般には方位の神・遊行する神として知られ、大金神・姫金神といった名称も見られる。そして金神の位置する方位の土を動かすと、祟るとされる。それゆえ、石原家では「土地」と関係して祀られているのではないだろうか。

しかし、こうした家は北方地区では他の家では見られない。それには、昔この家の戸主が家相見としての活動を行っていたという事が影響しているのかも知れない。その根拠としては、家相において最も恐れられるのが金神である。そのため、家相見自身も金神を祀る事で家の安全を願っていたのではないか。

(5) 北方地区のオシメ様（写真：22）

北方地区と鉄地区の境に位置するコンガラ様の石原家（※コンガラ様については第3章第1節で述べる）の後ろの山に祀られる。約2メートルはあろうかという巨大な石碑で、正面に「大正十四年五月 天鈿女命 石原家一族建之」と刻まれている。そしてこの石碑の後ろには、石積みの上に社が鎮座しており、祭神である「天鈿女命」が祀られている。

オシメ様は、この地区の石原家の祖先とされると同時に、屋敷神であるとされる（中尾地区：三宅氏）。そのため、家によっては屋内外に祠を設けて祀っているといわれるが、現在ではそれを見ることはまず無い。

東端の石原家のオシメ様は居間の仏壇の上に祀られている。この家では、本来仏壇の上には祀ってはならないといわれているが、場所がないのでこの位置にあるという。そして、昔はコンガラ様が拝みに来ていたといわれる。また安倉美津子宅では、瓦で厨子を作って屋外に祀っていたそうである。

この地区で家にオシメ様を祀っている事例は、東端の石原家でのみ確認ができた(写真:23)。しかし、この家ではあくまで、祖先として認識されており、「屋敷神」としての意味合いは語られなかった。

(6) 真経地区の荒神

真経地区では、屋外に祀られている神々は上記した北方地区に比べ少ない。そうした中で、地区は吉藤・中土居・年岡の三つの講組に分かれている。この中で荒神を祀っているのは吉藤と年岡であり、中土居は愛宕様を祀っている。この3つの地区では11月28日(もしくは、これに近い日曜日)に山中の小祠で講組の人々が集まって甘酒祭りを行う(写真:24・25・26)。

吉藤荒神は前述したように合祀を拒んだ荒神とされ、その伝承からはこの地区における法者の活動について窺う事ができる。

もう一つの年岡の荒神様は、大正10年に川の上流の地区で「腸チフス」の患者が発生し死者が多いため、悪病退散・五穀豊穰・家内安全を願って、荒神様を勧請したといわれている(香北ふるさと伝承委員会2000:61)。

この二つの荒神は、牛の神様としても祀られていたという。現在では、牛を飼う家は見られなくなったが、昔はどの家でも飼っている牛が子を産んだ際、オナメ(メス)だと酒一升、コッテイ(オス)であるならば五合を荒神様に供えていたという。オナメに多く酒を供える理由としては、「オナメは子供を産んで増えるから(池上)」といわれている。

中土居で祀る愛宕様の甘酒祭りは、火祭り行事が由来であるといわれている。

昔は6月24日火祭り行事が行われていたという。日没になると、万灯という竹の先に麦藁を結わえたものに火をつけて愛宕様の境内に集まり、輪になって唱えことばを唱和しながらぐるぐる回る(香北ふるさと伝承委員会2000:60)。

荒神も三宝荒神として祀られる場合、「火の神」としての神性を有する。しかし、この中土居で祀る愛宕様は、牛との関係も見られず、「火の神」として祭祀されているのであろう。

この祭りには、講組に関係なく人が集まってきたといわれる。しかし、戦後は11月23日(勤労感謝の日)となり、現在では荒神の甘酒祭りと日時が同じとしている。

こうした地区内における祭りの日時についても、講組内によって差が見られる。中土居、年岡の講組では、参加する人の都合を考え11月28日に近い日曜日としている。しかしながら、吉藤荒神では11月28日を厳守しようとしているため、現在では人があまり集まらず、今後の存続が危惧される。

(7) 北方・真経における荒神信仰の考察

ここで、土地に関する年中行事について述べる前に北方・真経の両地区における荒神信仰についてまとめておきたい。荒神信仰は両地域にも見られるため、この比較はそれぞれの地域における信仰の理解に繋がるものであると考える。

北方地区における荒神は、屋外と屋内に祀られているといった特徴を見せる。しかし、地区内における伝承や祭祀は、オドクウ様（三宝荒神）として屋内に祀られる荒神に重きが置かれており、屋外に見られる荒神に対しての株・講組といった集団的な祭祀も衰退している点を指摘したい。この地区における荒神信仰の特徴を以下に述べる。

- ①他の地域で見られるような牛と荒神との結びつきが見られない。
- ②地区内において祭日に関する伝承がみられず、その所在も一部の人が覚えていたのみである。
- ③オシメ様という先祖神との関係性が見られないため、地区内の根源的な信仰と関わっているとは考えられない。
- ④津山市の福力荒神を勧請している。
- ⑤『岡山県史』民俗Ⅰによると、備前平野の荒神は、備前藩の寺社政策による廃止統合と明治政府による整理によって大きな影響を受けた⁽⁴⁾（三浦 1983：550）とされる。

この5点の特徴から、この様な荒神信仰は、個人又は少数の株内での祭祀を目的とした、近代にもたらされた信仰習俗であると推測される。つまりこの屋外の荒神信仰は地区内の根源に関わる事はなく、「福力荒神」として祭祀されていたものであると結論づける。

そして、対照的に真経地区における荒神信仰は、屋外に祀られたもののみであり、吉藤・年岡における講組において祭祀が行われている。信仰内容に関しては、北方地区は福力荒神の「安産、子授け、蝮除け」などと考えられるが、真経における荒神は牛の神としての神性を持ち、農耕との関係を示している。ここで注意しておきたいのは、北方地区におけるオドクウ様（三宝荒神）と真経地区の荒神に2つの類似点が見られる事である。それは、両者は荒神であり、農業との関係を見出すことが出来ることである。

現段階における調査内容で結論を出す事はできないが、異なる地域内においてこのような信仰が類似性を持って重視されていたという点について指摘しておきたい。

(8) 土地に関する年中行事

ここでは土地に関する年中行事と筆者が考える、亥の子行事について述べる。この亥の子という呼び名は主に西日本で呼ばれるものであって、東日本では十日夜が同様である。

亥の子は、旧暦の10月の亥の日に、男の子が芯にワラを巻きつけた「ポテリンコ」と呼ばれるものを、

「亥の子のヨウサ 祝わん奴は 鬼生め 邪生め ツノの生えた子生め」

と歌いながら地面を叩き、各家を廻り菓子などをもらうという行事である。三浦秀宥によると、亥の子行事は、「田にいました神を地面を打ちおどろかして家に迎える目的の行事（三浦 1989：39）」であると述べる。しかし、県内の民俗報告によると、必ずしも三浦の説と符合しない。湯原町本庄（現真庭市）では「テッチラコという藁棒で嫁の尻を打って家々を廻った（三浦 1963：295）」との報告や小田郡矢掛町では「イノコヅキの藁を柿の木に吊りさげると柿がよくできる（正富 1980：465）」といった報告もある。

亥の子行事に使われるポテリンコの形状は、棒状のものと、漬物石程の石に縄を括りつけ、さらにそこから何人かで持てるように縄をたらしした形状の2種類があるとされる。

北方地区では、棒状のポテリンコを用い、その中に「里芋のジクを入れると良い音がする」ともいわれる。15年程前までは地区内の男の子たちが10月の亥の日に集まって、地面を叩きながら歌を唄っていたという。しかし、現在では子供の数が少なくなり、次第に行われなくなってしまったという。

この行事の行われる意味については、「地面を叩いて、悪いものを封じる」ために行われているという人はいるものの、なぜこの日に行われるのかについては不明である。

真経地区でも同じ行事が、昭和30年頃まで行われていた。ここでも使われる道具は「ポテリンコ」と呼ばれ、形状はワラを棒の様にしたものである。

真経では、旧暦10月に亥の日が3回ある場合は、1回目は分限者が、2回目は百姓が、3回目は難儀な者（奉公人）がするという家もある（三村家）。そして、唄われる歌も人によって若干異なり、「ツノの生えたガキ生め」と、わざと悪く罵って地面を叩いたという。この日は子供たちが各家を廻ると、家の人が菓子などをくれたという。

同じ鏡野町郷^{ごう}から嫁に来た方の話では、漬物石のようなものに縄を括りつけて地面を搗いていたそうである。さらに同町内の沢田では、木を組んで神輿を作り、中央にフクラシの木を立て、枝に多くの提灯を吊り下げたものを担いで行って子供が亥の子石を祀り、大根を供える（三浦1963：295）という形式で行われる。

この日に関する禁忌については、鏡野町真経で伝承されていた。その内容としては、「亥の子の日に畑に入られん」、「亥の子の日に大根を植えとる畑に入ると大根が割れる」や「大根の生長する音を聞くと死ぬる」という禁忌が伝承されていた。これと同様の禁忌は県内各地で報告されている。

先にも述べているが、一般的に亥の子行事は「地面を叩き、田の神を家へ迎える行事」とされる一方で、豊作を祈願するといった意味合いがあるのではないだろうか。それは上記した「嫁の尻を打って家々を廻った」、「イノコヅキの藁を柿の木に吊りさげると柿がよくできる」という事例からも豊作への祈願が窺える。

また、美作地方における亥の日の行事としては、富村において「この日に地主神が祀られる（三浦1963：295）」との事例が報告されている。さらに、「ミサキ様を旧6月24日と亥の子に祀る（勝山町布組）（北見1963：149）」との報告もある。さらに郷田洋文の「竈神考」（『日本民俗学』2（4））によると、備中の「白石島では十二月一日の師走入りには百姓が家々の土公神を祭るが、本当の祭りは亥の子におこなつていて、（郷田1955：21）」と述べる。

このような報告から、亥の日とは必ずしも地搗きだけではなく、地主神やミサキ様、土公神を祀る日であった事がわかる。なかでも地主神と土公神を祀るといった事例からも土地の神と関係が深い日なのではないだろうか。

第三章 民間の宗教者

本研究で土地の神として取り挙げた神々の中には、民間の宗教者が祭祀に関与する事例も見られている。特に地神については先人の研究者たちによって、盲僧との関係が報告されている⁽⁵⁾。第I章第1節において述べたように、岡山県下において盲僧活動は明らかとなっていない。しかし、土地の神信仰の普及は盲僧以外の民間宗教者の活動があったと見られる。本章では、土地の神信仰の中でも土公

神の祭祀を行っていた民間の宗教者に焦点をあてる事によって、今後の土地の神信仰の布石としたい。

特定の地域において、宗教者の活動が顕著に見られるのは県南部である。県北部では民間宗教者の活動についてはほとんど伝承が残っていない。その詳細については本章の第3節において述べるが、大きな要因の一つに、現在では民間で活動する宗教者が表立って活動を行う事が無くなってしまったという事が考えられる。ここでは、コンガラ、上原大夫、法印に注目し、その活動を概観したい。

第1節 コンガラ

北方地区では、家相見の他にも神々を祭祀する宗教者が存在する。これは「コンガラ様」と呼ばれており、祈禱などを行う民間の巫女である。この北方地区の「コンガラ様」については、中山薫が「コンガラ考——備前における巫女の存在形態——」（中山1981）で取り扱っている「七十五匹の石原家⁽⁶⁾」がある。

まず「コンガラ」について簡単に説明を加えておく。中山によるとコンガラ様という名は、現在備前で「巫女」を指す用語として用いられているが、中世まで遡ることができ、活発な祈禱活動を行っていたと述べられている（中山1981）。そして、「コンガラ」とは、「不動明王の脇侍の一つ矜羯羅（金伽羅）童子を意味する言葉（中山1981：40）」であり、「古くは重きをなす巫女のみが称していた名称（中山1981：39）」であると推論されている。また、三浦秀宥もこの中山の論を基盤として、コンガラは「不動明王の脇侍の矜羯羅童子であり、これを守護神・祈禱神としたことから起こった名称（三浦1989：472）」とする。また、コンガラは死者を呼び出す「ミサキガタリ」やオシメ舞、鳴釜^{なりがま}神事による病人祈禱を行っていたと報告されている。

さて、中山のこの調査によると、この家では巫女は「沢女」という名前を継承し、江戸時代あたりから邑久郡牛窓村八幡宮の巫女を務めていたとされる。筆者の追加調査によると、現在このコンガラは、足を悪くして以来その活動を行っていない。しかし、家の裏手には「道場」と呼ばれる平屋の建物があり、裏手の山中にはオシメ様が祀られている。

以前の活動は、牛窓町の他、北方地区内の家々を一軒ずつ歩き、祈禱を行っていたそうである。そこで行われた祈禱は、「ヤ祈禱」と呼ばれオドクウ様と神棚のみを拝むという。そして、場合によっては鳴釜神事を行ったそうである。

このようにコンガラは、必ずしも土地の神と関連して活動を行っていたわけではないことがわかる。むしろ、この地区内では「コンガラ様は、いろんな神様を拝むんで、こんがらがって〈コンガラ様〉という」といわれる程、様々な神を拝むとされる。しかし、上記したヤ祈禱における事例からでは、様々な神を拝むといった印象は受けない。

中山の報告では、「地元の各株内が祭る祖先祭りに招かれ、先達をつとめる（中山1981）。」事とあるように祖先祭祀について大きな役割を担っていると考えられる。そして、コンガラ様の行う「ヤ祈禱」で、オドクウ様と神棚の二ヶ所しか拝まないという点にも注目すべきであろう。

第2節 上原大夫

^{かんぼら}上原大夫と呼ばれる民間の宗教者は、現在では失われてしまった。上原大夫は県南部で活発に活動をしており、美作地方ではその名は見られない。上原大夫は「カンバラ」とも呼ばれる。その由来と

しては、現在の総社市富原（もと上原村）に本拠をおいた事に由来する陰陽師集団で、およそ大正ごろまで、岡山県から備讃瀬戸の島々にかけて盛んに活動していた（小嶋 1998：564）。また現在の浅口市金光町においては、カンバラと呼ばれる宗教者が、陰陽師集団であったわけではなく、「祈禱に長けた神職や僧侶をこう呼んでいることも少なくない（小嶋 1998：565）」とされる。

過去その活動が報告されているものから抜粋すると、

(1) 上原太夫は、男性 2, 3 人が依頼主のもとを訪ね、生霊や死霊などをその 1 人に憑依させ「前申し」として、近所や親戚の人との問答をして悪霊を調伏または慰撫して取り除いた（岡山県立博物館 2009：64）。

(2) 上原祈禱はかならず家の外に菘を敷いて行うもので、長時間に及ぶことも多く、宵から始まって十二時くらいまでかかることもあったという。（略）また別の人の記憶では、祈禱の最後の方に、桶に病人の着物を入れて外へ放り出し、それによって悪霊を追い出す場面があったという（小嶋 1998：566）。

また、その活動は憑き物落しのような事ばかりではなく、三浦秀宥によると「ダンカ廻り」といって、毎年同じ時期に決まった家々を廻っていたとされる。

笠岡諸島の高島の高須では春秋二回に二人組で家々を廻ってご幣を切って、オドクウ様を拝んだ。（略）総社市黒尾字新山には上原太夫が毎年の正月に廻ってきて、鈴を振ってオドクウ様を拝んだ。そして、「オドクウ様はごきげんでござります」といって次の家に行った。（略）金神祭りや家祈禱は延原の土屋という太夫さんが来て上原太夫は来なかった（三浦 1989：450）。

ここで、注意せねばならないのは、家祈禱において上原太夫が必ずしも、オドクウ様を拝むわけではないという点である。そしてこれは宗教者によって、祭祀に明確な区分があり、巫女が廻る場合もあったとされる（三浦 1989：450）。

上原太夫においては、地域によっては陰陽師ともそれにあらざるともいわれるため、本研究においては明確な結論がでない。このような宗教者が、陰陽道の流れを組む系統であったとするならば、土公神と共に陰陽道の神とされる金神を別の太夫が来て祭りを行っていたという事例には、どのような背景があったのか今後の課題である。

第 3 節 県北部の法印

県北部において活動が見られる民間の宗教者は法印である。法印は山伏の事を指していると考えられていたが、「俗人の祈禱師（三浦 1989：496）」とされる。その理由として三浦が提示するものを以下に挙げる。

山伏が特定の霊山を行場とし、また特定の組織に加わっている点や、山伏問答のように修得していることを語るなどという点から見ると、法印は特定な修行の場所や祈禱の内容は秘密にする仲間を持たない。自分の子にも伝えないからたいてい一代限りである（三浦 1989：496）。

とし、美作や播州で寺の住職を指す事について述べた上で、「現在の法印という言葉は、そういう事情をふまえたうえで、祈禱山伏を含んだきわめてあいまいな用語となっている（三浦 1989：497）」とする。

県北部において法印または、その系統の人々が、美作地方に荒神信仰を流行させ、複雑化せしめた

要因とされている（直江 1963：224）。法印は、荒神信仰の他にシソ（呪詛）送りを行うとの報告（三浦 1989：493-495）があるが、この内容については本稿では割愛する。

また、法印や太夫さんが正月のお日待ちにオドクウ様の「お清めをして御幣を取りかえる」という報告もある（直江 1963：224）。ここで述べられている太夫についての詳細は述べられていないが、岡山県下で神職の事を「タユウ」と呼ぶ事から、ここでは神職の事を指しているのかもしれない。そして、地神、地主神について法印の関与はほとんど見られない。そのほとんどが山伏を招いて祭りを行っている。

唯一、地主神の祭祀に法印を招く事例として、湯原町高下のものがある。ここでは、地主神を「旧三月二十七日に法印を招いて拜んでもらう（三浦 1983：558）」という報告がなされている程度である。

法印については、鏡野町真経でもその名を聞く事ができたがそれは、「祈禱をやっていたような気がする」という大変曖昧なものであり、荒神や地主神などの祭祀について関与していたのかは不明である。直江広治による覚書（直江 1963：224）からは、荒神信仰普及の重要な担い手とされながら、その活動の内容を秘密にする閉鎖性や相伝を行わないとされる性格から自然と消えていったのではないかと想像できる。

第IV章 総括と今後の課題

本章では、岡山県における土地の神信仰についての総括を行う。これまで第I章では、筆者がフィールド調査を行った県南部に位置する北方の事例と県北部の鏡野町真経のオドクウ様の事例について報告を行い、県下の事例と照合を行った。そして、第II章では、地神・地主神・荒神の調査事例を挙げ、その類例にそって考察を行い、第III章では、土地の神信仰の普及者となった民間宗教者の活動について述べた。

本論が土地の神信仰として取り扱ったのは、土公神、地神、地主神そして、これらの土地の神信仰に関連すると考えられる亥の子についてである。本章ではこれらについて総括を行う。

第1節 県南部と北部におけるオドクウ様の信仰習俗

岡山県の土地の神信仰において、土地との関わりを顕著に見せるのが、オドクウ様であろう。この一般的な祭祀の方法は共通性が見られ、カマドやその周囲に祀られており、火の神としての神性も見られる。そして、筆者がフィールド調査を行った北方地区では三宝荒神をオドクウ様と、そして真経地区では釜土大神がオドクウ様と呼ばれている。これら「オドクウ」「オドクッ」と呼ばれる事から、土公神であると見做される。

県南部の北方地区におけるその祭祀内容で特筆すべきは、一年中飾っているシメ飾りである。このように同じ飾りを一年間飾り続けるという習俗は、県北部では見られないものである。これはオドクウ様の作神としての性格を示し、豊作を祈願するためのものとも考えられるが、それ以外にオドクウ様の「常駐性」を現しているのではないだろうか。すなわち、一定の期間によって去来する神であるならば、その飾りは期間内にしか飾られない。しかし、オドクウ様のように土地から動く事はなく、

常に居つづけるという神性であるからこそ行われているのであろう。

このような常駐性については、岡山県下における荒神神楽に見られる「他の神々は出雲に旅行されるのに（荒神は）独り留守居になられるので神楽をして慰める（真庭郡勝山^{こっじろ}神代）（三浦 1989：84）〔引用内（荒神は）は筆者が追加〕」といった事例や県南部で顕著に伝承されるフルロックに対する信仰もこれを示すもの⁽⁷⁾と考える。また、久米町の事例では、オドクウ様と庚申様が喧嘩をした際に、オドクウ様が片足を折られたとされ、「正月のナイゾメに草履を片方だけ作って供える（直江 1963：243）」という。これはオドクウ様が片足であり、その行動範囲の制限を示している。

オドクウ様は土地に常駐し、強い力を持つという神性によって、土地（家）の守り神として信仰の対象となったのではないかと推測する。そうした考えの裏付けとして、オドクウ様を家の表や裏の入口に向けて祭祀するといった習俗が見られる。これは真経地区においては、例外なく玄関の方向と重なる様に祀られていた。これは家における玄関は、人や物の出入りが行われる場所であり、この場所からは良いモノばかりでなく、悪いモノも入ってくる両義的な意味を見出すことができる。そのような場所にオドクウ様の様な土地に常駐し、強い力を持つ火と土を司る神を外に向ける事で、家の守護としたのであろう。

もう1点、真経地区におけるオドクウ様信仰における特徴的な習俗としては、オドクウ様籠りが挙げられる。この籠りの内容は、津山市近郊では稲の収穫を祝う習俗として行われている事例（第1章第2節）を挙げたが、その他にも久米町宮部では、12月23日の正月始めや、12月28日の行事とする家もあるようである（三浦 1983：495-496）。そして今回調査を行った真経地区では、この行事の周期が「ひと月かふた月に一度」という家もあり、籠りの時期は地域によって一定でない事が挙げられる。

この籠りの習俗には、オドクウ様の前を「ぐるぐる回る」といったものや「入り口からオドクウ様のところまで家族が往復する（三浦 1983：495）」「お百度を踏むといって、100枚の椿の葉を家族が分けて持ち、オドクウ様の前に回ってくると一枚ずつ供える（三浦 1983：496）」といったものが見られる。そして、祭祀日、祭祀内容に上記したような差異は見られるものの、最終的にオドクウ様の前で家族が食事を行う行為は、共通している。このような神と共に食事を行うという行為こそ、この籠りの核心なのだろう。

上記した「お籠り」に見られる回転や共食について飯島吉晴は、竈やイロリのまわりを3回まわる事例を紹介し、このような儀礼の意味について、イザナキ・イザナミの国生み神話との類似性を挙げ、「古い秩序や時間を捨てて新しい世界を創出することにある（飯島 1986：100）」と述べる。そして、同じ火で調理した食物を食することによって「生活をともにする人びとの結合をもたらす（飯島 1986：97）」と分析している。すなわち、オドクウ様籠りはその習俗に地域差はあるものの、根底に置かれる意味は一年の終わりと始まりを祝い、家族（イエ）の結合を再確認するものであったと考えられる。

以上のように真経地区においても、オドクウ様は家の守り神、そしてカマドの神としての神格は見られるものの、北方地区におけるような農業神としての性格は見られない。

真経地区におけるオドクウ様は、荒神と別々に祭祀される。そして、荒神は屋外に祀られ、牛の神として祀られていた。この牛に見られる習俗は荒神が農業神としての神格を有しているといえる。そ

して、農耕の労働力となる牛の神として見なされている点から、農業神としては重要な信仰対象であったと考えられる。

県北部における民間宗教者、特に法印の活動については、第Ⅲ章第3節において述べたように、現在でも不明瞭な部分が多い。現在真経地区における甘酒祭りはタユウ（神職）が行っている。タユウが行う以前の祭祀の様子については現段階では明らかにできていない。したがって、オドクウ様と荒神の祭祀にタユウが行うようになる以前に、民間宗教者の存在がどのように関わったのかについては今後の課題である。

第2節 地神・地主神信仰と土地に関わる年中行事

(1) 地神・地主神信仰

地神信仰は県南部・北部共に見られるものの、その石塔の形状に違いが見られた。北方・真経の両地区における地神塔は1体しか見られず、県北部における地神塔における信仰は、形骸化してしまっている印象を受ける。その原因として考えられるのは、地主神の信仰があるためであろう。そして信仰に関与した宗教者についても明らかにされていない。真経地区の地主神については、水神と見られる札と年神の札を納めている事例を挙げた。まず水神の札を祀る事例では、地主神と水神との習合が考えられる。このような土地の神と水神の関係について、高見寛孝は「水神信仰に地神信仰が統合されたりする際には、両者に何らかの共通要素（農業神や火伏せ神としての神格）が存在しなければならない（高見 2006：295）」と述べる。この考えに基づくならば、真経地区の水神は農業神もしくは土地の神としての神格を有すると見做す事ができるのではないか。

また、年神の札を祀る事例については、第Ⅱ章第2節において述べたように、正月には床の間に年神を祀り、お日待ちに地主神の札を交換する。このお日待ちによって一年のサイクルが変わるとされるためか、年神が家に帰るといふ伝承はなされていない。しかし、県下における地主神信仰で真庭郡新庄村茅見^{かやみ}では、「ソウトク様（年神）は片足の神で、正月始めに家に帰り、正月11日の大鍛初めに田に出て、9月9日の節供に再び家に帰る（三浦 1983：585）」とされるものや同郡川上村では、亥の子が行われる日に

この日亥の子様が田から帰られるといい、餅を搗いて臼の底に少し残しておく。亥の子様は盲目なので、帰って来て餅を搗いたかどうか臼の底を探ってみられるためにそうするという（三浦 1963：295）

このような神々の身体的特徴について伝承されているものは、オドクウ様の事例の中においても見られる。そして、これらの片足や盲目とされる神々からは、作神は体に何らかの障害を抱えている神であるという事がわかる。

上記した水神を地主神とする事例では、この地区における水神がどのような神として祀られているのかについて今後明らかにする必要がある。仮にこの地区において、水神が地主神に習合すると考えられているのであれば、年神を祀る事例の方が特異なものとなる。

この結論を出すためには、現段階では事例が十分でないため、推測するに留める。

(2) 亥の子行事

この行事で行われる内容は、日時、用具、唄われる歌、禁忌において県下で共通点が見られる。県下において、亥の日に土公神、地主神や同族神を祀る事例から、旧暦の10月（新暦では、10月下旬から12月上旬の期間）の亥の日は、土地に関わる神を祀る日ではないかと推測した。

また、この日に見られる「大根畑に入ってはいけない」「畑に入ってはいけない」といわれた禁忌は、亥の子行事が畑作と関わるものと考えられる。このように祭祀される日において、その神に関するものが禁忌とされるのは、地神の祭日に「土をいじってはいけない」とされるものと同様である。しかし、これはあくまで禁忌を中心として見た場合であり、亥の子において注目すべき点は、地搗きではないだろうか。

この行事において石、もしくは藁の棒を用いて、地域の地面を搗いて廻るという行為の意味は、地域によって異なる。地面に邪気を封じるといわれるものもあれば、田の神（土地の神）が家に帰るためであるともいわれる。この行事が行われる時期は、殆どの作物の収穫は終わっている頃であろう。そのため、そうした時期に行われる亥の子は、地面を搗くという行為によって清めを行っているのではないかと考える。またこの日に土地の神が家に戻るのであれば、それは土地の神が居なくなった場所を亥の子によって清め、再び次の年にも居てもらおう、という再生儀礼としての意味も考えられるのではないか。

おわりに

本論は岡山県下における土地の神、特に土公神を中心に取り挙げ、土地の神について論じた。本稿の反省と課題としては、土地の神という普遍的なものを扱うには調査地の範囲の狭さがある。

本研究で取り挙げた土地の神信仰については、最も土地と関係が深いであろう地神について十分な考察が行われていない。それは現段階ではオドクウ様（土公神）を中心として調査を行っていた事もある原因の一つである。

本稿において明らかとなったカマドに祀られる土公神は、火の神、土地・家の神、農業神として祀られている。その中でも岡山県においては、土地の神としての信仰が顕著に見られる。このような信仰の根源には、家も、人も、作物も土地によって成り立っているという考えがあるのだろう。そして、全ての基礎となる土地を守る神は、強力な力を持っているとされ、祀り方を疎かにするとその力が祟りになってしまう両義的な神である。そしてその祟りを回避するためには、北方地区に見られたコンガラや県南部に見られる上原太夫のような民間宗教者の活動が不可欠であったのだろう。

特に土公神を土地の神として家の信仰の中で重要な信仰にしたのは、上原太夫のような陰陽道の流れを汲む者であったと考えられる。これは岡山県各地に残る陰陽師の伝承（鈴木 2001：175）がその活動を示している。

また本稿の対象とした神々は、それぞれが土地と関連する神格を有している。そして、県北部においては、神々を習合されたと見られる事例がほとんどなく、それぞれが個別に信仰の対象とされているといった特徴があり、個別の信仰において、目的ごとに祭祀を分けているとも考えられる。具体的な神名を挙げて述べるならば、土公神は家と火の神であり、荒神は牛の神、地主神は農業の神とされ

ている。これらが個別に土地の神としての神格を有して信仰される背景については、未だ言及できない。それはこの地で活動していた宗教者の影響が考えられる。

この土公神が土地の神として祀られる事例は、その土を司る神性によるものと見られるが、火の神として祀られる経緯については、明らかではない。この土と火というキーワードから導き出されるのは製鉄である。これに近い論考に鈴木正宗のものがある。

出雲の奥飯石神楽ではタタラの担い手が神楽と結びついていた。彼らが祀る鉄山の神である金屋子神は荒神神楽には現れないが、荒神は竈の火の神であり、火を扱う鍛冶や製鉄に携わる人々にとって疎かに出来ない。山が荒れると必然的に山崩れや大洪水が引き起こされ、アラガミとしての荒神の怒りを招いたと考えられた。(略)タタラは地形を作り変え、鉄穴流しは土地を痛めつける。人々は大地に対しては複雑な思いがあり、破壊した大地に畏怖の感情を抱いていた(鈴木 2001: 175)。

ここでは、荒神が竈の神とされているが、火と大地を司るものとして述べられている。この論考における荒神と本稿の土公神には類似性が見られる。しかし、金屋子神は女神であり、土公神は男の神であるといわれる。したがって鈴木論考のように、土公神をカマドの神とする信仰に製鉄が関わっているともいえない。

本稿ではこのような問題を今後の課題として、依然考察の余地が残る事を提示して終わりとしたい。

謝 辞

本研究において上道北方及び鏡野町真経の方々に大変お世話になった。現地調査で家を一軒ずつ訪ね、信仰や伝承についてお話を聞かせていただいただけでなく、突然訪れた筆者の願いでオドクウ様の写真を撮らせていただいた時も、快く家の中に入れていただき、感謝に絶えない思いである。

そして、本稿の文章校正を快く行って下さった、神奈川大学大学院修士1年の内藤久義氏から火の神と土の神の性質についてご助言をいただいた事は、本研究を次の段階に進めてくれるものであると感じている。

未だ本研究は多くの課題を残したままであるが、岡山県における土地の神としての性格は本稿で提示できたのではないかと考えている。今後はさらに多くの事例の中から、本研究で取り挙げた土地の神について研究を深めていきたい。

国土地理院承認 平14総複 第149号



南部の東区内の★が上道北方地区を示す。
北部鏡野町内の★は真経地区を示す。
上の岡山県地図は、「白地図 KenMap」によって作成したものを編集した。



写真1：東端の石原家



写真2：新家の石原家



写真3：オドクウ様に曲げ飾りを祀る



写真4：三村家



写真5：田村家



写真6：屋敷の宇佐美家



写真7：鏡野町真経の地神



写真8：上道北方の地神塔



写真9：田村家の地主神



写真10：地主神に祀られる札



写真 11：藤本家の地主神



写真 12：三村家の地主神



写真 13：若年大神守護の札



写真 14：風化した札らしきもの



写真 15：真経ゲートボール場の地主神



写真 16：木野山様のお堂



写真 17：狼の描かれた札



写真 18：上道北方の牛神様



写真 19：金神の厨子



写真 20：金神様の息抜き (1)



写真 21：金神様の息抜き (2)



写真 22：オシメ様



写真 23：屋内のオシメ様



写真 24：吉藤荒神



写真 25：利岡荒神



写真 26：中土居の愛宕様

注

- (1) 『岡山県史』第15巻 民俗I「第六章 民間信仰と修験道（三浦1983：488-493）」によると屋敷神として祀られている神は、地主神を始め、狼様、弁天様、御崎（ミサキ）、ミコ神、金神、摩利支天といった神が祀られている。
- (2) この方位は正確な南ではなく、南東方向にずれている。しかし、家の方位について伺うと「家は南向き」といわれる。そのため、ここでは民俗方位として、家を南向きとしていると述べた。
- (3) 地面に筒を挿し、「息抜き」と称する事は、井戸や便所を埋める際の習俗に見られる。特に井戸を埋める際には、神職さんに来てもらって断りの祝詞をあげてもらおうという。
- (4) 三浦は「岡山県の荒神信仰」（三浦1989：78）においても、冒頭で『吉備温故秘録』巻之二十四を引用している。この史料において荒神は「淫祠の小宮」と述べられているが、人々が祭祀していた様子が観察されている。
- (5) 高見寛孝『荒神信仰と地神盲僧—柳田國男を超えて—』によって、山口県や九州の盲僧が琵琶を弾いてカマド祓いを行った事が述べられる。
- (6) 文中では、「岡山市中尾北方七十五匹の石原家」となっているが、現在は、北方地区と鉄地区のちょうど境目に位置し、家の裏側にオシメ様が祀られている。この屋号とみられる「七十五匹」については、地元ではこのような呼び方をしない事から、なぜこのように記載されているのか不明である。
- (7) 岡山県の備中荒神神楽では、荒神・氏神・ロックウ・コガミを神殿屋敷の祭壇へ神迎えを行う。また、土公神は、「各家のロックウ（土公神・かまど神）を迎える」（三浦1989：108）と述べられている。そのため必ずしも限定された土地に常駐しているとはいえない。したがって、本稿における土公神（三宝荒神）の示す常駐性の前提となるのは、「出雲に行かない」と定めた。

引用文献

飯島吉晴

1986『竈神と廁神 異界と此の世の境』：pp. 97-100 人文書院

池田暁子

1998「第十章 民間信仰 第二節 屋敷神・屋内神」金光町史編纂委員会『金光町史』民俗編：pp. 576-581
金光町

井上象英・神宮館編集部

2008『平成二十一年神宮宝暦』：p. 4 東京神宮館

小嶋博巳

1998「第十章 民間信仰 第一節 小祠・講・共同祈願」金光町史編纂委員会『金光町史』民俗編：pp. 547-566

岡山県立博物館

2009 平成20年度特別展『岡山の庶民信仰—くらしの中の神・仏—』：p. 64

香北ふるさと伝承委員会

2000『香北ふるさとの伝承』：pp. 60-61

北見俊夫

1963「第1章 村制習俗」和歌森太郎編『美作の民俗』：pp. 126-149 株式会社吉川弘文館

郷田洋文

1955「竈神考」日本民俗学会編『日本民俗学』2(4)：pp. 21-36.

斎藤英喜

2007『陰陽道の神々』：p. 177 株式会社思文閣出版

桜井徳太郎

1963「第11章 年中行事」和歌森太郎編『美作の民俗』：p. 304 株式会社吉川弘文館

鈴木正崇

2001『神と仏の民俗』：p.143；175 株式会社吉川弘文館

高見寛孝

2006『荒神信仰と地神盲僧——柳田國男を超えて——』：p.158；192；295 有限会社岩田書院

竹内平吉郎

1998「第九章 年中行事」金光町史編纂委員会『金光町史』民俗編：p.518 金光町

正富博行

1980「第八章 民間信仰 七 地神」矢掛町史編纂委員会『矢掛町史』民俗編：p.261 矢掛町

「第十二章 年中行事」矢掛町史編纂委員会『矢掛町史』民俗編：p.465 矢掛町

鶴藤鹿忠

1980「第四章 住居」矢掛町史編纂委員会『矢掛町史』民俗編：pp.80-85 矢掛町

直江広治

1963「第4章 荒神信仰」和歌森太郎編『美作の民俗』：p.224 株式会社吉川弘文館

「第6章 屋内神」和歌森太郎編『美作の民俗』：pp.243-245 株式会社吉川弘文館

中山薫

1981「コンガラ考——備前における巫女存在形態——」『日本民俗学』135：pp.39-40

備中町史編纂委員会

1970「第5章 衣・食・住」備中町史編纂委員会『備中町史』民俗編：p.193；227；291；293

本郷晃溥

1980「第五章 生業 一 農業」矢掛町史編纂委員会『矢掛町史』民俗編：p.120 矢掛町

三浦秀宥

1963「第10章 農耕儀礼」和歌森太郎編『美作の民俗』：pp.293-295 株式会社吉川弘文館

1983「第六章 民間信仰と修験道」岡山県史編纂委員会『岡山県史』第15巻 民俗I：pp.495-496；530-539；550-558；585 岡山県

1989「美作の荒神信仰」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：pp.66-71（初出『岡山民俗資料』第五輯，1950年10月）株式会社名著出版

「第三節 岡山県の荒神信仰」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：pp.78-84（初出『日本民俗学』第二巻四号，1955年3月）株式会社名著出版

「第一章 民間信仰の身近な視点」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：pp.26-39（初出『岡山文庫』73『岡山の民間信仰』1982年）株式会社名著出版

「第四節 岡山県の荒神籠りと荒神講」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：pp.95-96（初出『日本民俗学』第3巻2号，1955年11月）株式会社名著出版

「第五節 荒神神楽」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：p.108（初出『山岳宗教史研究叢書』十五巻「修験道の美術・文学」1985年5月）株式会社名著出版

「第二節 上原太夫と上原祈禱」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：p.450 株式会社名著出版

「第四節 備前の巫女」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：p.472 株式会社名著出版

「第六節 法印とシソ送り」『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』：pp.493-497 株式会社名著出版

参考文献

岡山県史編纂委員会

1983『岡山県史』第15巻 民俗I 岡山県

金光町史編纂委員会

1998『金光町史』民俗編

高原豊明

- 2001『清明伝説と吉備の陰陽師』有限会社岩田書院
鶴藤鹿忠・島田・四宮・藤原・松岡
- 1973『中国の民間信仰』株式会社明玄書房
三浦秀宥
- 1989『荒神とミサキ——岡山県の民間信仰——』株式会社名著出版
備中町史編纂委員会
- 1970『備中町史』民俗編
矢掛町史編纂委員会
- 1980『矢掛町史』民俗編
和歌森太郎編
- 1963『美作の民俗』株式会社吉川弘文館

論文

覗きからくりと peepshow の接点

— 西欧覗きからくり —

坂井美香

SAKAI Mika

はじめに

日本に現存する興行用覗きからくり（図 1-1）は、レンズが取り付けられた穴から箱の中の強遠近法で書かれた泥絵を覗かせる見世物である。それは、近世中期の史料に登場し、近世末期から明治時代にかけて全盛期を迎え、多くは昭和の初め、遅いものは敗戦前後に終焉を迎えている。テレビや映画の登場しない時代において、1つのメディアとして機能し、約 250 年間に渡って巷間に存在した。

その覗きからくりであるが、西欧由来であるといわれ、長崎経由で日本に持ち込まれたといわれてきた。確かに、日本に限定的に存在するものではなく、世界のあちらこちらで興行され、その残されたものが資料として保存されている。問題は、日本のものとそっくり同じものが西欧文化圏の中にあればよいのであるが、これまでのところ、これだというものを見いだしていないことである。確かに、ゾグラスコープ (zogroscope) と呼ばれるレンズと鏡を用いて台の上に絵を置いて見る装置（図 1-2）は、ほぼ同じものが西欧にも日本にも有る。しかし、箱の中を覗くタイプのピープショウ (peepshow)、またはトラベリング・ピープショウ (traveling peepshow) と呼ばれる類は、中国の上海租界時代の写真に似たものを見ることができ⁽¹⁾が、あとは基本的構造が似ているようで同じではないものしか見いだせない。つまり、日本や中国で独自に発達した部分があるということになるのだろう。

文化移動を考える上で、移動した文化や技術がその地の事情に応じて発達展開するのは当たり前のことであるが、そこには、その地の文化摂取に対する態度の差が存在し、何らの改変を加えることなく吸収する部分と、独自に展開する部分が生じることになる。ついては、日本独自の展開部分を考えるための前提として、西欧覗きからくり文化と共通する点を見いだす作業が必要である。しかし、先行する多くの西欧研究書では、覗きからくりは視覚光学機器の発展過程の一部として位置づけられ、概説的に説明



図 1-1 のぞきからくり「女一代嗜鏡俊徳丸」
三原市歴史民俗資料館蔵



図 1-2 「反射式覗き眼鏡」
神戸市立博物館蔵

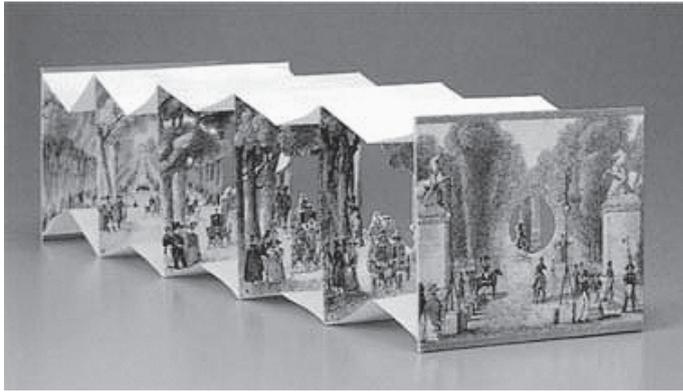


図1-3 のぞきからくり絵本 『復刻版 ヴェルサイユの庭園 1830』
大日本絵画 2007年

ラクリとも呼ばれる。しかし、それらがすべて同じ機能、同じ構造を持つわけではない。つまり、呼称が違うからといって全く別の機器ではなく、呼称が同じだからといって同類のものでもない。陶製六面体の上部四隅の穴から箱の中の作り物を覗く装置も、一本足のレンズと鏡を用いて絵を覗く装置（図1-2）も、紙製仕掛け絵本（図1-3）も覗きからくりと呼ばれる。

そのような状況は、西欧覗きからくり、覗き眼鏡の類においても同様である。言語が違うこと、また、異なる言語間で翻訳されてきたこと、それにもかかわらず1つの国で成された成果はすぐに西欧社会に広がり、あちこちでそれを応用したものが作られる状況もあり、日本以上にさまざまな呼称でさまざまな覗きからくり、覗き眼鏡に類する装置が存在する。そのため、これからの作業を行う都合上、必要最低限の呼称を決めておきたい。まず、箱の中を覗くタイプを覗きからくりとしたい。このタイプは、レンズの有無、鏡の有無、箱の中身には関係なしに、箱の中の見えないものを覗くという構造になっているものを指す。次に、箱を覗かない開かれた空間に置かれたものを見るタイプを覗き眼鏡と呼ぶ。このタイプは、眼鏡、つまりレンズを用いてオープンに置かれたものを見る構造になっているものを指す。

なお、本稿執筆のための西欧覗きからくり調査にあたっては、多様な映画関連資料及び視覚光学機器を収集保存しているイギリス、エクセター大学（The University of Exeter）ビル・ダグラスセンター（The Bill Douglas Centre for the History of Cinema and Popular Culture）、および、子供の遊具や玩具を収集展示しているV&A ミュージアム・オブ・チャイルドフッド（The V&A Museum of Childhood）に現物資料調査を願った。また、日本語訳は可能な限りにおいて筆者の訳とする。

1 覗きからくりの渡来

(1) 先行研究、覗きからくりは西欧からやって来た

覗きからくりは西欧由来であるといわれ、美術史の分野で遠近法技術の撮取がどのような経路を持って日本にもたらされたのかという点に関わって論じられてきた⁽²⁾。その多くは眼鏡絵や、眼鏡絵を見るレンズと鏡を用いた覗き眼鏡についてのもの⁽³⁾であり、また、風景画を描くための道具としての写真鏡⁽⁴⁾、つまりカメラオブスクラの果たした役割を論じるものであった。

それにしても、箱の中を覗き込む覗きからくりはいつどのようにやってきたのだろうか。先述のよ

がなされているに過ぎない。ピープショウに限定して、存在した時代や地域、構造や使い方、その発展や役割等を知る手だてがないのが現状である。それゆえに、本稿では手始めとして、覗きからくりと peepshow の接点をさぐることを目的に西欧覗きからくりの有り様を捉える作業を行うものである。

ところで、現在、覗きからくりと呼ばれる類は、覗機関、ノゾキ、メガネ、カ

うに、中国や西欧社会に同じようなものがあったことは確認できるが、それらが相互にどのような関係を持つのかという点については、西欧の先行研究においても日本の先行研究においても、ほとんど手は付けられていない。

その点について、R・バルザー (Richard Balzer) は、peepshow のみを扱った本の中で、「覗きからくりは、時間と空間を通り抜ける運搬者でもあり、道徳と娯楽の両者を調達する者でもある。それは、18世紀までに、ヨーロッパの大部分で、アメリカ (U.S.) だけでなく日本や中国においても、大衆的娯楽の主演となっていった。この200年間、旅回りの見世物師達は、他のヨーロッパの大きな都市の芸人と競いながら彼等の商品を売り歩いた。」〔Richard Balzer 1998 p12〕⁽⁵⁾と述べる。バルザーの視点は、日本や中国における覗きからくりの存在を意識したものであり、中国や日本に関連するものを当該書の中で紹介している。バルザーの理解は、西欧社会から世界各地へ、見世物師達によって覗きからくりが持ち運ばれたということである。

(2) 覗きからくりは長崎にやって来た

覗きからくりの西欧からの渡来について、長崎市銅座町の銅座の殿様と呼ばれ、南蛮美術を蒐集した永見徳太郎は次のように言う。

長崎では、版畫にあつても、江戸や京・大坂と趣を異にせる。阿蘭陀・唐・その他世界萬國の風俗習慣を、寫し出した。〈……略……〉。

工藝に於ても、毛氈・花筵・皿紗・時斗・羊角細工・ぎやまん・玉細工・唐風彫刻・南蛮鑄物・刺繡・香油・のぞきからくり・外科道具^{グリュウ}・女安利^{メリヤス}・眼鏡・天文道具・青貝細工・堆朱細工・錫細工・寫真・ビードロ繪・印刷術等が、我が國の他地方よりも、早やく長崎に於て作られて居た事は、長崎の誇りで有るばかりではなく、それ等の發達が、長崎より起つて、我が全土に普及した功績は、日本近世美術工藝史上、特筆大書せなければならぬのである。〔永見徳太郎 1927年⁽⁶⁾ p 35〕

多様な外来文化が長崎を通じて入り、「のぞきからくり」もまたその一つだったという。そして、覗きからくりや覗き眼鏡で見る風景版画も同じように長崎から入り、新たな文化の風を日本に伝えたとする。その上で永見は、愛蔵の西苦楽の筆による尺五絹本の「ノゾキからくりの図」を紹介する(図2)。この絵には、覗きからくりの他、「紅毛の若人や、その夫人」、「子供を抱へた^{ジャガタラクロボー}咬啮吧黒坊」、「紅毛人の兒」、「ノゾキからくり使い」などが描かれているとする。この覗きからくりは日本に現存する大型の箱の中の絵を覗き見る覗きからくりとよく似ている。看板絵に「ON □□ KI」の文字が描かれてはいるが、日本で作られたものを見ているのか、オランダ船により持ちこまれた物を見ているのかは定かではない。覗きからくりがジャカルタ(バ



図2 西苦楽筆「のぞきからくりの図」
(神戸市立博物館蔵)

タヴィア) 経由でオランダから持ちこまれたという西苦楽の理解を示す一幅である。

2 日本覗きからくりの始まり

(1) 覗きからくりが史料上に現れた時期

ところで、日本の覗きからくりはいつ頃から存在したのであろうか。西欧との接点を知るためには、ある程度の時代目安が無ければ、雲を掴むような話になってしまう。日本における覗きからくりがいつ史料上に現れたのかを確認しておこう。

現時点で、覗きからくりが見いだせる最初は、1685（貞享2）年『字盡繪鏡』になる（図3）。その同じ年の黒川道祐貞享版『日次記』「正月」にも覗きからくりが書かれている。『字盡繪鏡』は文字を用いて題材そのものを描く絵本であるが、「のぞき」と題され、覗き箱と紐を引く男が描かれている。その箱には天障子があり、上部からの間接採光になっており、紐位置がアトランダムなことから、箱の中には人形が仕込まれているものと思われる。また、同じ年の貞享2年『日次記』に、「又有山林高所假眼鏡使見四方之風景者」⁽⁷⁾（又、山林高所、眼鏡を假し四方の風景を見せしむ者有り）とあり、こちらは眼鏡を覗かせて諸国の名所風景を見せたことがわかる。

他にこれらと同時期とわかるものはなく、次に確認できるのは、1698（元禄11）年頃に宮川長春が『江戸風俗図巻 第二巻』に描いた飴売りが持つ覗きからくりとなる⁽⁸⁾（図4）。つまり、1685年前後には、名称は別にして、レンズを用いて箱の中を覗かせる見世物が成立していたということになり、人形を覗かせる覗きからくりと、風景を覗く覗きからくりと二種類が存在したことになる。覗きからくりが渡来したとするならば、それ以前ということになる。

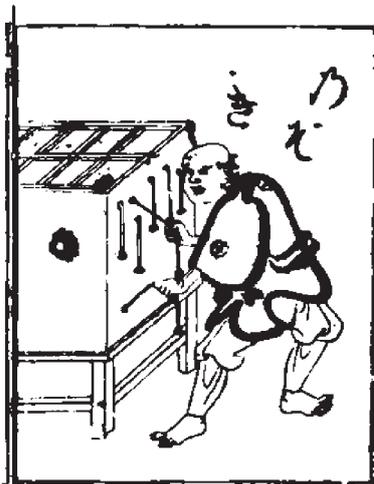


図3 「のぞき」園果亭義栗『字盡繪鏡』貞享2年（たばこと塩の博物館蔵）



図4 宮川長春『江戸風俗図巻』第二巻、檜崎宗重『秘蔵浮世絵大観 一 大英博物館I』1987年 講談社より転載。

なお、前項で紹介した西苦楽筆の「のぞきからくりの図」とはかなりの違いがあり、西苦楽の描いたものはもっと時代を下った時代、たぶん1800年代の覗きからくりと思われる。

(2) 現存するものの特徴

西欧のものと日本のものと比較するために、その特徴を捉えておきたい。日本には現在、大正時代

に製作された大型の興行用覗きからくり⁽⁹⁾と、近世後期に作られた興行用覗きからくりのミニチュア玩具が保存されている⁽¹⁰⁾。両者とも、ほぼ同じ構造を持ち、レンズは凸レンズ、あまり屈折率は高くなく、中の絵に焦点が合うようになっている。覗いて見る中ネタ絵は、線遠近法を用いて描かれている。消失点が数カ所にある構図もあるが、強い遠近法で描かれているためにあまり気にならない。その絵には、和紙が数枚張り重ねられて強度を持たせてあるが、一部分、光りが透過するように切り込まれ、和紙の1枚張りになっている箇所がある。窓、欄間、ランタン、障子、襖などである。その張られた和紙は紅く着色され、それらの透かし窓を背景からの光が透過することで、昼の風景から一転して夜景に変わり、立体的な臨場感が出てくるようになっている。また、背面からの光の強さを調整することで、昼から夜へと時間が移る夕闇の場面、光と影が折りなす室内空間を再現することができる。



図5-1 覗きからくり中ネタ絵 (柏崎市黒船館蔵)
(ヴェルサイユ・ロイヤル・チャペル内部か?)

近世の覗きからくりと現存する大正時代ものとの違いは、散見する画像や文字史料により捉えることができる。それらは、覗き箱の上部が天障子になっており、間接光を利用し、覗き穴以外からは箱の中を覗けない構造になっているものがほとんどである。覗いて見せるものは、近世期はオランダやパリなどの風景画や、長崎から江戸に運ばれ将軍に献上された象などを描いたものだったが、近世末期頃からは八百屋お七などの浄瑠璃作品が取り込まれて人気となった。図5は、

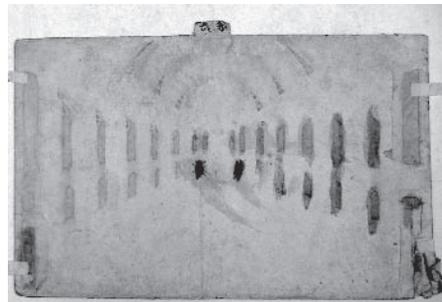


図5-2 裏面、窓の部分 窓部分が切り抜かれ、紅が塗られている

柏崎市黒船館⁽¹¹⁾所蔵の銅版画の一枚(26.8×41.2cm)である。裏面を返すと覗きからくり絵の特徴がよくわかる。第六と書かれたつまみが付いていることから、手で差し替える家庭用の覗きからくり用に、背後から照らして見たものと思われる。

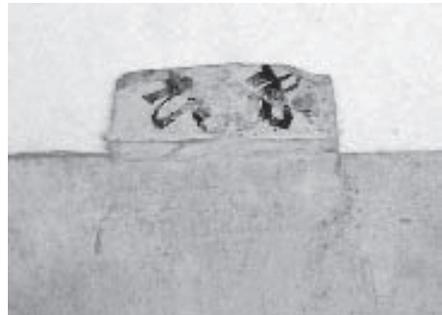


図5-3 裏面、つまみ部分「第六」の文字 小型の覗きからくりを組み込まれて使われていたことがわかる。

覗きからくりと一口でいっても、その装置には、遠近法という絵画技術、レンズの作成技術、遠近法で書かれた絵とレンズと光を組み合わせる^{からくり}機関、数枚の絵を組み替える絡繰りの技術が用いられている。また、露天興行用のものには、簡易に運び組み立てるための分解組立をする工夫などもあり、縁日祭礼を回り、リズムに乗せて歌を語っては客を呼び寄せていた。

ここまで、「覗きからくり」と呼ばれる箱の中の絵を覗くものの特徴を見てきたが、他に「からくり」と呼ばれる箱の中に人形を仕掛けたものもあった。しかし、こちらは現存していないため、その詳細はよくわからない。1929年の『グロテスク』には、「からくり」が挿絵とともに書かれている

が、絵を覗く「のぞき」と少しも相違しないという。⁽¹²⁾箱の中にからくり人形を仕込んで見せる覗きからくりもあったということである。

玩具用の18世紀後半の覗きからくりが、現存する覗きからくりの構造とほぼ相似していることから、見世物用覗きからくりの基本的構造は、江戸後期には完成していたと思われる。

3 西欧覗きからくり

(1) peepshow とは何だろう

そもそも、peepshow とは何だろう。英和辞典が「peepshow」を覗きからくりと訳するからといって、同じような構造、同じような役割を持つとは限らない。日本語の覗きからくり、覗き眼鏡のそれぞれの語句意味は、絡繰りを覗くもの、レンズや鏡を使って覗くものという意味である。「peepshow」とは、直訳すれば、覗いてみる見世物、ないしは、覗いてみる催し、ということになる。絡繰りであろうが無かろうが、鏡やレンズが有ろうが無かろうが、「覗く (peep)」という行為が成立すれば「peepshow」ということになる。

覗きからくり、英語では peepshow, または raree-show, show-box といわれる。1888年から刊行が始まるジェームズ・マレー (James A. H. Murray) の“A New English Dictionary on Historical Principles (主な歴史新英語辞典)⁽¹³⁾”には、この3項目、「Peep-show」、「Raree-show」、「Show-box」がある。つまり、1900年頃には、辞典に盛り込むほどポピュラーであり、名称も存在したと言うことである。その違いが有るのか無いのか、簡単に確認をしておこう。主説明文は以下のようであるが、どれも箱の中を覗く行為が基本になっている。ピープショウという場合、レンズがはめられていることになる。

Peep-show	絵などを見せる小さな展示会、小さい穴に嵌められた拡大鏡を通して見る。 ⁽¹⁴⁾
Raree-show	1箱の中に仕込まれた、または持ち歩かれた見世物ショー。ピープショウとも。 ⁽¹⁵⁾ 2いろいろな種類の見世物やスペクタクル (見せ場)。
Show-box	好奇心の対象を中に入れ、見せる箱。特にピープショウを含む箱。 ⁽¹⁶⁾

ところで、辞書的な意味は意味として、西欧の穴を覗きこむ peepshow と呼ばれる装置には、幾つかの種類がある。第1には奥行きのある箱で穴から覗いて正面にある絵を見るもの、第2には箱の中の背景とその前に置かれたフィギュアを見るもの、第3には背の高い縦長の箱でレンズと鏡を用いて台の上に置かれた絵を見るもの、第4にはパースペクティブ・ボックスとも呼ばれるレンズと鏡を使った錯視をさせる覗き箱、第5にはパースペクティブ・シアターとも呼ばれる手風琴の蛇腹のように幾重にも重なった平面で三次元空間を錯視させるものの5種である。このうち第4は旅回りの興行師が持ち歩くのではなく、一定の場所に置いて人々に見ってもらうように作られているし、第5は家庭用の玩具である。つまり、第1から第3までが旅回りのショーに用いられたと思われる。また、第1と第2、第5の装置には、普通サイズの他に携帯用小型のものもあった。

また、日本ではノゾキとかノゾキメガネと呼ばれるロール状の絵を左右に巻きながら見るジオラマ

や、写真が発明されてから後のステレオグラフィは、peepshow の中に入らない。

(2) peepshow の始まり、遠近法とカメラオブスクラ

R・バルザーは、peepshow の発生に関して2人の名前を挙げる〔Balzer 1998 18〕⁽¹⁷⁾。イタリアの詩人であり、音楽家であり、画家であり、哲学者でもあるレオン・バッティスタ・アルベルティ (Leone Battista Alberti, 1404~1472年) と、同じくイタリアのジョバンニ・バッティスタ・デラ・ポルタ (Giovanni Battista della Porta, 1535頃~1615年) である。

L・B・アルベルティが覗きからくりを作製したのかしなないのかは、その著述『芸術論』⁽¹⁸⁾、『絵画論』⁽¹⁹⁾では判然としなないが、ヤーコプ・ブルクハルト (Jacob Burckhardt) が、15世紀の入口にいた「真の万能人 (wahrhaft Allseitige)」としてL・B・アルベルティの名を挙げ、以下のように説明する。

特に驚嘆を巻き起こしたのは不思議な覗きからくり (Guckkasten) だった。その装置の中で、岩山の上の星々の姿や月の出の夜景を現して見せたり、山なみや入り海が霞みのかかった遠方にまで連なる広い風景の中を、陽光を浴びたり雲の影になっているようにし、艦隊が近づいてくるところを見せたりした。⁽²⁰⁾〔Jacob Burckhardt 1869 p 113~114〕⁽²¹⁾

同書によれば、アルベルティは24歳を過ぎて、1428年以後に覗きからくりを作ったという。光を利用し、夜景や遠景を箱の中に再現し見せたというものである。これを読む限りにおいて、覗きからくりは、夜景や遠景をリアルに遠近法技術の中で正確に風景を再現するために発想されたということになる。

バルザーは、覗きからくりの発生に影響を与えた人物としてもう一人、J・B・デラ・ポルタ (J. B. Della Porta) とその著述『マジア・ナチュラリス (Magia Naturalis, 自然魔術)』(1589年)を挙げ、ポルタがカメラオブスクラを普及させたとして、⁽²²⁾「覗きからくりは、一枚のリアリティが暗い箱の中でレンズを用いて外の世界に焦点を当てることにより再現させたものであり、覗きからくりがこの装置 (※筆者注、カメラオブスクラのこと) に到るある根源をたどることは可能である。画家にとっての道具であるカメラオブスクラは、覗きからくりの本質的な部分、箱、⁽²³⁾レンズを利用した。」〔Balzer 1998 p 18〕という。覗きからくりはルネサンス期の「魔術」の産物であること、カメラオブスクラはその応用品であること、カメラオブスクラと覗きからくりの原理が表裏一体のものであることを示している。

ジョン・H・ハモンドが『自然魔術』⁽²⁴⁾の中からポルタの記述を紹介している。⁽²⁵⁾ 其中では、それまでの太陽光を用いて、偶然に映る外の風景を映すカメラオブスクラとは異なり、⁽²⁶⁾人工光を用いて意図的に見せたいものを映し出す方法を述べている。覗きからくりは、意図的に見せたい画像や像を前面、背面からの光を用いて見せるものであり、ポルタのアイデアと通じるものがある。

覗きからくりとカメラオブスクラの関係については、1677年にJ・C・コールハンス (J. C. Kohlhans) が覗きからくりの装置について書いている。

台形の一つの辺の中央に一つの穴が作られ、そこから箱を覗いて、箱の底の部品となっている

白い紙，または白く作られた厚紙を見る。箱内側の他の部品は黒くしなければならない。目の前に物体を見るために，その底の紙，ないしは白い厚紙を取り去って，その代わりに箱の中にその物体を置く。そうすると，画家がまさしくスケッチと絵から想像するように，提示された物は遠近法で現れる。しかし，もし反対側の白い紙から穴までとほぼ同じ角度の拡大鏡を入れるなら，それらが肉眼への外に現れるように，人は前述のように物を見ることができる，幅，丸味，および距離において。これは，また，カメラオブスクラに使用できる新発明だ。……箱の扉を開けなければならない。それは箱のひとつの側面で，日光を採り入れ，絵と物が目に見えるように取り外せるようになっている。⁽²⁷⁾

台型の形をした内部を黒く塗った箱の一方から反対側の面を見ると，中に置かれた物体が遠近感をもって見えるという。箱の穴と底面を結ぶ角度と同じ屈折角を持つ拡大鏡を嵌めると更にリアルに見える，そしてその箱の一面は光を採り入れるために取り外しが可能となっているともある。内部の黒い箱，底の白い紙，太陽光を採り入れる扉があるということに注目したい。

また，台型の覗きからくりのアイディアを，カメラオブスクラに応用ができるという。覗きからくりの基本をカメラオブスクラが応用したというバルザーの理解が裏付けられる。

(3) オールティックによる覗きからくり紹介

それでは，次に，R・D・オールティック (Richard D. Altick) の記述を手掛かりに西欧覗きからくりの様相を知ることしよう。オールティックは，当時の広告を資料に用い，先行研究を紡ぎ合わせる手法により，“The shows of London (ロンドンの見世物)” (1978) を記述している。覗きからくりに関しても同様であり，総合紹介の観を呈し，多様な覗きからくりや見世物が時代を前後しつつ紹介している。なお，下線は筆者による。

18世紀のロンドン人に蠟人形に劣らず親しまれたものは覗きからくりであった。覗きからくりは具象的娯楽であり，その具象的娯楽はまばらの記録の中にぼんやりと散発的に見出すことができるのみだが，いずれにせよ人類の歴史と同じくらい長い歴史を持つ一つの異なる分類 (sort) である。」 [R.D. Altick 1978⁽²⁸⁾ p 56]

最古の持ち運びできる覗きからくりは，厚紙を切り抜く細工をしたキリスト降誕の場面であったようだ。それは，着色雲母の前に置かれて，後の時代になるとオイル・ランプが使用されたいが，後ろから蠟燭で照らすものだった。マークグラーフやファン・ホークストラートの箱とは異なり，これらの覗きからくりでは，観客は，鏡に映ったものではなく，その場面 (scene) そのものを直接見た。確かに鏡は使用されたが，それは遠近法の効果を高めるためだった。その場面はさまざまな材料，つまり，絵を描いた木や板，板に貼り付けられた版画や⁽²⁹⁾ (おそらく) 布製の透かし絵など (painted wood and board, engravings mounted on board or (possibly) cloth transparencies.) で作られていた。覗きからくり箱が発展するにつれて，遠近感と等身大を複合させた錯覚を獲得するために，さまざまなデザインや仕掛けが用いられた。いくつかの精巧なモデルの中には，ガラス板の上に半透明の絵の具で絵を描いたものも，奥行きがあるように錯覚さ

せるために一続きのものをはめ込んだものもあった。また他に、たとえば、バロック様式の噴水と彫像のある幾何学的に設計されている宮殿の庭園がずっと遠くまで見えるように、不透明な紙や半透明な紙で作られたものも、時にはコンサルティナーの蛇腹のように精巧に切って折り重ねた箱もあった。なんと多くの見応えのある、または緻密な効果が狭く閉じた箱の中で獲得されたものと、しばしば驚くばかりである。等身大という錯覚は、小さな穴 (apertures) に嵌められた拡大鏡によって助けられていた。その錯覚は、主に外部の環境を排除することによって場面自身の物差し (scale) を持つことが可能になったことで獲得されたものである。大型の箱の場合には、数名の人々が同時に見ることができた。たとえば、ホガース (Hogarth) 作のサザック・フェアの絵には、客のために用意された2つ覗き穴がついた覗きからくりを描いているが、もっと後になると小さな覗き穴が4つついた箱もあった。たいていの場合、1ペニーあれば、見物人が目を穴にくっつけている間に見世物師がつぎつぎに落として見えるようにする一連の場面で成り立つショーを見ることができた。

箱の中に、静止した場面ではなく、動く人形つきの場面が入れられていることもあった。この場合、覗きからくりは、これとは無関係に発展していた他種の目で見える娯楽、つまり時計仕掛けの人形を取り入れたのだといえる。これら機械仕掛けの人形と場面は別々に興行されていたのだが、それらが私たちの主な情報源である当時の広告にあるよりももっと頻繁に覗きからくりの中に納められていた⁽³⁰⁾ということ⁽³⁰⁾を想定しないわけでもない。〔同 p 56〕

読んでわかるように、この部分の記述にはほとんど年代が書き込まれていなく、いったいいつの時代の話で、どのようなきっかけを以て成立し、そしてまたどう変化をしたのか、概説というにはあまりに雑駁な記述になっている。それはつまり、このように多様な覗きからくりが年代さえははっきりしないままに記述されていること自体が、覗きからくりの研究状況を示し、ほとんど試みられていないことを示しているともいえる。

読む限りにおいて、原初の覗きからくりは、着色雲母の前に置かれ、後ろから蠟燭で照らすもので、鏡を用いることなく、絵を描いた木や板、板に貼り付けられた版画や布製の透かし絵などを直接見るものだった。それらに改変が加えられ、さまざまな覗きからくりが作られたという。しかし、文章を読むだけではそのイメージを捉えることはなかなか難しい。傍線を付した記述箇所について、若干の補足を試みたい。

① 厚紙を切り抜く細工をしたキリスト降誕の場面

オールティックは、⁽³¹⁾覗きからくりの歴史を知るために以下の2冊を紹介している。1冊はレスリー・ゴードン (Lesley Gordon) の “Peepshow into Paradise: A history of children's Toys (パラダイスへの覗きからくり、子供のおもちゃの歴史)” (1953年) であり、もう一冊はオリブ・クック (Olive Cook) の “Movement in Two Dimensions (二次元の装置)” (1963年) である。そのうちの1冊、レスリー・ゴードンは、以下のように述べる。

おもちゃの劇場の父母であり、パノラマの祖父母であると主張するであろう覗きからくり

(The peepshow) は、17 世紀に発生した。初期の覗きからくりはキリスト降誕のシーンを描いたものであり、厚紙を切り抜き着色雲母で裏打ちされていて、それらは閉ざされた箱の中に入れられ背面からキャンドルの灯りで照らされるものだった。お祭りや祝日に興行師達は背中にこれらの箱を背負って運び、子ども達は1ペニーを払って箱の前面に開けた穴から場面を見ることができた。たぶん、コンサルティーナ、時には箱の中に組み込まれているときもあったが、興行師によって伴奏がされた。⁽³²⁾ [Lesley Gordon 1953 p216, 217]

レスリー・ゴードンは覗きからくりを、紙のおもちゃという観点に位置づけ人工の照明である蠟燭の灯りをつかい、厚紙を切り抜いたところに着色雲母を張り、光を透過させる装置だったと説明する。また、初期のものにはキリスト降誕シーンが描かれていたといい、見世物として興行師達が、楽器を演奏しながら覗きからくりを見せ、語り、金を稼いだという。「初期の」ものにレンズが付いていたかどうかは定かではない。紙の作品であるとともに、その切り抜き部分に光を通して見せるという仕掛けは、西欧においても日本においても共通である。ただし、17世紀に peepshow が発生したという記述は、アルベルティが覗きからくり (Guckkasten) を作ったとされる時期よりも遅く、その内容についてはよくわからない。

② マークグラーフやファン・ホークストラートの箱

マークグラーフの箱とは、ドイツ人の時計技師クリストフ・マークグラーフ (Christoph Marggraf) によって作られた箱で、ウィーン美術史博物館にある3台の覗きからくりをいう。エンサイクロペディア・ブリタニカの「peep show」の項目にその1台の⁽³⁴⁾写真が紹介されているが、その説明に寄れば1596年の作としている。その3台の内容については、オリブ・クック (Olive Cook) が詳しく紹介を⁽³⁵⁾している。それらはカメラオブスクラの原理を利用したもので、1つは時計盤の顔を前面に付け、蓋を45度開けて鏡の反射を利用している長方形の箱、もう1つは蓋無しタイプでスリットから覗くもの、3つ目は既に絵が失われている不完全なものであるとしている。

もう1つ、ファン・ホークストラートの箱とは、オランダ人ホークストラートン (Samuel van Hoogstraten, 1627~1678年) が作ったパースペクティブ・ボックス (perspective box) と呼ばれる⁽³⁶⁾レンズと鏡を用いて奥行きを錯視させる装置である。ロンドンのナショナルギャラリー (The National Gallery) にその1台が1655~1660年頃の製作として展示されている。それは覗き眼鏡とは異なり、箱の中に立てて置かれた鏡によって、あたかも部屋の奥が見渡せるように作られている。オールティックは、また、1656年にイーヴリン (Evelyn) がロンドンで見た箱について書いている。「きれいな透視画と、その中に上手く表現されている三角形の箱、その中にはオランダハーレム市の大教会が見事に再現されていて、これを一隅の小さな覗き穴から見物できるようにし、しかも立派なキャビネットに考案されている。非常に珍しいものなので……。」 [R.D. Altick 1978 p56] と。

③ 遠近感と等身大を複合させた錯覚

遠近法も等身大もルネサンス期に求め始められた。ルネサンス期においては、中世カトリックの宗教的支配の強い空間に対し、空間が自立した客観性を持ち、対象化してみる自由度が高まり、人間尺

度で人物像を描く試みが始まった。自分の目、人間の目の生理を信じて、等身大の空間や人物を描こうというものである。⁽³⁷⁾ 自分の目で見たままの空間を再構成する、二次元の画面内に三次元を感じさせる空間を表すことを求めるなかで、遠近法が発見され成立した。⁽³⁸⁾ そして、遠近法自体、小さく見えるものを遠くにあるものとしてとらえようとする眼(脳)の働きを利用したものであり、一種の錯覚を利用している。

また、オールティックの一文は、覗きからくりが、ルネサンス期における、実際に人間の目に見える景色の再現と深い関係があることを示している。遠近法と等身大の空間再現のために考えられた錯覚が応用されているということである。

④ ガラス板の上に半透明の絵の具で絵を描いたもの

V&A ミュージアム にガラス板に描いた絵を見せる「Show box (見世物箱)」がある(図6)。トマス・ゲインズボロ(Thomas Gainsborough, 1727~1788年)は、イギリスの画家であり、ゲインズボロが1781~1782年頃に作った箱の説明は以下のように成される。

「ショウボックス」

ゲインズボロの「ショウ・ボックス」には、ガラスに描かれた透かし絵が入っている。絹の広げられたスクリーンの前に立てられ、元は3本のろうそくに照らされていた。イメージは箱の前に取り付けられた調整可能なレンズを通して見る。その箱は上面と背面が開き、また、透かし絵を収納する細長いスペースがある。⁽³⁹⁾ 〈後略……〉。

このガラス絵を楽しむ見世物箱は、木製で外装の痛みがほとんどない。室内に置かれ、見学者達の訪れを待っていたものだろう。

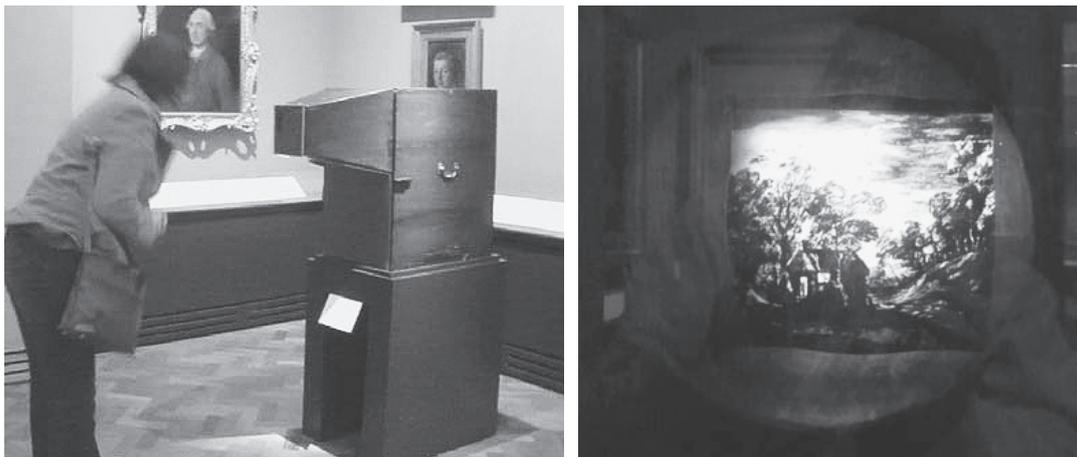


図6 “Show box”トマス・ゲインズボロ(Thomas Gainsborough)作
1781~1782年頃(The V&A Museum 蔵)

⑤ 奥行きがあるように錯覚させるために一続きのものはめ込んだもの

図7は、ロンドンのV&A Museum of Childhoodに保存されているピープショウの1つである。木枠の中に6枚の絵が嵌め込まれ、それを前面から見ることで立体視を楽しむもので、パースペクティブ・シアターとも呼ばれる。絵がはめられたユニットが複数組み合わせられて1つのショウを構成して



図7 ピープショウ (Peepshow) (The V&A Museum of Childhood 蔵)

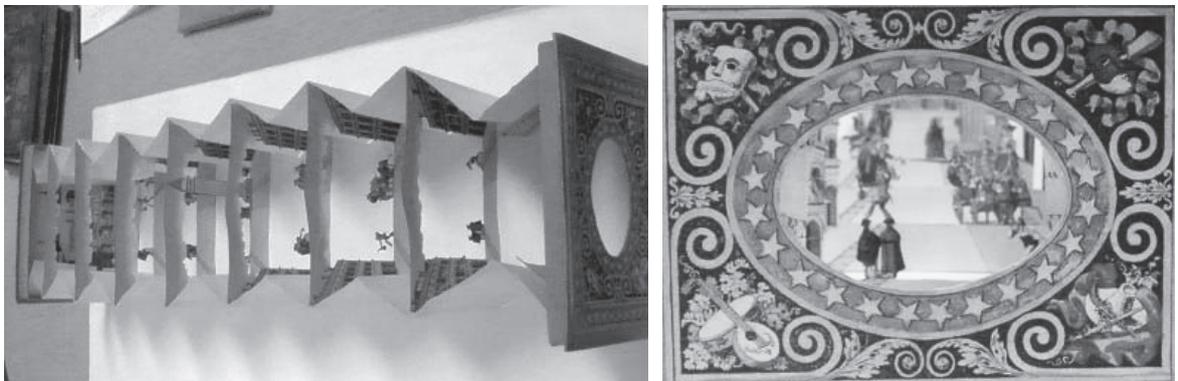


図8 ピープショウ (Peepshow) (The V&A Museum of Childhood 蔵)

いるものも、単独で見るものもある。

⑥ 時にはコンサルティーナの蛇腹のように精巧に切って折り重ねた箱

トンネルブック、またはペーパー・パースペクティヴ・シアターと呼ばれるピープショウである。手風琴の蛇腹のように紙が折りあげられ、折りたたみが可能になっている(図8)(図1-3)。前項⑤のものと大きく異なるのは最前面に覗き穴を持つことである。

前項⑤の木製の枠に嵌め込まれたものも、そしてこの⑥の紙製の折り畳めるものも、奥行きのある風景を作り出すために工夫がされている。一連を構成する絵は、奥のものほど切り抜きが小さくなり、細かい絵となる。

⑦ ホガース (Hogarth) 作の絵

ウィリアム・ホガース (William Hogarth, 1697~1764年) は18世紀イギリスの肖像・風刺画家、何枚かの覗きからくりを描いている。

1740年に描かれたこの覗きからくり⁽⁴⁰⁾(図9)には覗き穴が2つ、箱の左側面に5本の紐が垂れ下がりその紐を見世物師が引いている。横に同じ高さに規則正しく並んでいるところから、箱の中に絵が5枚入っているものと思われる。見世物師の後ろでは女性が楽器を弾いている。箱の上面はグレーに着色してあり、板の蓋が無いところから、磨りガラス、または不透明な布や紙が採光と目隠しを兼ね

て用いられているのではないかと思われる。折りたたみ式の足の上に乗せられており、移動式だということがわかる。ただし、この図はフェア（祭）の図ではない。移動式ではあるが、室内で見せるもののようなものである。

⑧ 見世物師が見せるショー

「見物人が目を穴にくっつけている間に見世物師がつぎつぎに落として見えるようにする一連の場面で成り立つショーを見ることができた。」、「箱の中に、静止した場面ではなく、動く人形つきの場面が入れられている」とオールティックは書く。まさに、これが日本に残る覗きからくりであり、トラベリング・ピープショウと呼ばれるものである。前者は、図9の Hogarth の絵に相当すると思われる。



図9 1740年 ホガースの描いた覗きからくり (THE PEEP SHOW in 1740, by William Hogarth) Richard Balzer, *Peepshows: a visual history* (1998), p 14 より転載.

ここまで、オールティックの記述を補足しつつ、西欧覗きからくりの様相をみてきたが、年代がはっきりするものは少ない。しかし、その多様な発展形に関して具体的なイメージを持つことができたと思う。

後ろから蠟燭で照らして、着色雲母の前に置かれ、絵や版画、布製の透かし絵などを直接見るもの以外に、マークグラーフやファン・ホークストラートの箱、ガラス板に描いた絵を見せる「Show box (見世物箱)」、パースペクティヴ・シアター、トンネルブックなどという覗きからくりの発展形があることがわかった。これらはみな、覗くという行為は共通し、遠近法を用いた平面ないしは立体に作ったものを用いて立体感を楽しむものだと言える。ルネサンス期に始まる、自分の目で見たままの空間を再構成し、二次元の画面内に三次元を感じさせる空間を表すことを求めることが追求された結果になっている。西欧覗きからくりは、自分の目で見たままの三次元の空間を再構成するための装置だったのだろう。そしてこれらは、室内で玩具として、錯視を楽しむ装置として、作られている。

一方、箱の中を見世物として覗かせる装置があった。レスリー・ゴードンが「お祭りや祝日に興行師達は背中にこれらの箱を背負って運び、」と述べるように、「Show box (見世物箱)」や、ホガースの絵の覗きからくりのように、人に覗かせることが主目的になっているものがある。つまり、西欧覗きからくりには、覗きからくりと呼ばれても、三次元を求める方向性と、見世物への方向性を持つものがあるということになる。

どうやら、西欧覗きからくりは、当初1つのものが2つの方向性、室内用の三次元を錯視させる装置と見世物用装置とに分かれていったように思われる。

(4) 16～18世紀の西欧覗きからくり

西欧覗きからくりについて簡潔にまとめようと思う。しかし、年代が特定できない不自由さもあるため、先に時期のはっきりしているものを並べてみよう。1428年 L・B・アルベルティの覗きからくり

り作製, 1589年G・D・ポルタによる発展型考案, 1596年マークグラーフの箱, 1655~1660年頃ホークストラートの箱, 1677年J・C・コールハンスによる四角錐台の箱, 1740年ホガースによるTHE PEEP SHOWの絵, 1781~1782年頃トマス・ゲインズボロのShow boxである。L・B・アルベルティ以前に覗きからくりの類があったようにオールティックは述べているが, とりあえず16~18世紀に掛けて, 遠近感という錯視を求めて多様な覗きからくりが作られたといえるだろう。しかし, ここに出てきたものを見る限りにおいて, そう大型化することなく, フェア(祭)等で楽しむ用にもなっているとはいいがたい。また, 日本の見世物用覗きからくりが史料上に現れる1685年を前後する時期に似たようなものはないことがわかる。

それでは, 16~18世紀にかけての西欧覗きからくり(peepshow)についてまとめよう。箱の中を覗いて見る装置をpeepshowという。ルネサンス期の, それまでの宗教的絵画から抜け出し, 自分の目, 人間の目の生理を信じて, 見えるものをそのままに空間や人物を描こうとする動きに付随し, 遠近法や光と影の上下関係, その他の錯覚が考えられ, 応用された。初期の覗きからくりは厚紙を切り抜き, 着色雲母を用い, キリスト降誕の場面を見せるもので, 遠近法の効果が取り入れられ, 直接に覗き込む形式だった。

1428年にL・B・アルベルティによって, 光と影を用いて昼と夜の風景を再現したものが作られた。その後, 遠近法の発達と共に, 16世紀にはカメラオブスクラの応用としてのレンズを用いた覗きからくりが作られるとともに, パースペクティブ・ボックスといわれる錯視を利用したインテリアボックスも作られた。17世紀に入り, さまざまなタイプの覗きからくりが作られたようである。ホガースの描く覗きからくりは2つ穴の移動式の覗きからくりであり, 見物人が見ていると絵がつぎつぎと落とされひとつのショーとなっていた。また, 機械仕掛けの人形を覗かせるものもあった。また, ほぼピラミッド形のレンズを嵌めた四角錐台型の遠近感を楽しむ箱も作られた。18世紀, 覗きからくりは一般大衆に蠟人形と共に最も親しみのある見世物となった。また, ガラス絵を覗かせるタイプもつくられた。

また, 別に, 数枚の切り抜いた絵を嵌めこみ, 前面から覗くと奥行きがあるように錯視させるタイプ, それに似て, 手風琴の蛇腹のように折りたためる奥行きを錯視させるタイプもあった。宮殿の庭園などを再現するためのものだったが, 平面の絵をもって三次元を表そうというのではなく, 平面の絵を組み合わせて三次元になったものを覗かせて奥行きのある平面を構成するものだった。

以上のことから, 西欧覗きからくりの発展は, 室内用の三次元を錯視させる装置への発展と見世物用装置への発展に分けられ, 室内用の三次元を錯視させる装置は, 平面をもって奥行きを錯視させるものと二次元で三次元空間を構成し奥行きを錯視させるものがあったことになる。

オリブ・クックは, 「そして, 覗きからくりとパノラマは三次元のことを投影した像ではない。基本的には, 遠近法と特別なレンズと透過光と反射光の手法による三次元が, 二次元のイメージに付け加えられたものである。」〔Olive Cook 1963年 p 23〕⁽⁴¹⁾と説明する。ルネサンス期の遠近法や, 光と影の応用, その他の錯覚が覗きからくりに使われているということだと理解ができる。

以上の16~18世紀の西欧覗きからくりの様相を見てきた。注目しておきたいのは, ①ルネサンス運動の成果をもって覗きからくりが成立していること, ②紙の切り抜きと着色雲母が用いられていたこと, ③遠近法で描かれた絵が一連の場面で成り立つショーがあったこと, ④動く人形が組み込まれ

たものもあったこと、⑤レンズが、16世紀には嵌められていたこと、⑥カメラオブスクラの原理と共通するものがあることである。

ところで、前述したように日本の覗きからくりと西欧 peepshow には、同時代の似たタイプは見いだせない。 Hogarth の描いた覗きからくりは、日本の 1685 年頃のものによく似るが、日本に 1685 年の覗きからくりの資料があるということは、もう少し早い時期に日本に渡来しなければ、巷間の見世物にはなり得ない。接点はないのだろうか、もう少し検討をしてみたい。

4 トラベリング・ピープショウ

(1) トラベリング・ピープショウ (traveling peepshow)

Hogarth の描いた絵には、図 9 の他にもある。図 10 は、サウスウォークのフェアを描いたものであり、⁽⁴²⁾ 周囲を多様な見世物と興行師、見物客が多数描かれている。こちらは、室内用ではなく、露天で興行するための覗きからくりである。両サイドに持ち運ぶための棒が通され、手前は楽器を背負った見世物師、反対側から覗き込んでいるのが客である。このようなトラベリング・ピープショウといわれる露天興行用のものもあったことがわかる。露天興行用のものに的を絞って見てみよう。日本との接点が見えるかも知れない。



図 10 1733 年 サウスウォーク・フェアでの覗きからくり (SouthWark Fair in 1733, by William Hogarth) Richard Balzer, *Peepshows: a visual history* (1998), p 45 より転載.

図 11 は、1721 年 バーソロミュー・フェアを描いた図の中の覗きからくりである。⁽⁴³⁾ 興行ネタは「ジブラルタルの戦い」、この絵の解説をオリブ・クック (Olive Cook) がしている。



図 11 1721 年 バーソロミュー・フェアでの覗きからくり (Peepshow at Bartholomew Fair in 1721, by J.F. Setchel) Sybil Rosenfeld, *The Theatre of the London Fairs in the Eighteenth Century* (1960), p 27 より転載.



「バーソロミューの祭りでのピープショー。興行師は糸を引いて絵を挙げたり下ろしたりし、1枚の情景を次々に油脂でできた蠟燭で照らして見せていく。彼はショーに、解説を付け、時々コンサルティーナで伴奏をする。祭りの広場のピープショーは、普通はレンズがついている26個の接眼部分付きになっている。」⁽⁴⁴⁾〔Olive Cook 1963 p.29 解説〕⁽⁴⁵⁾という。かなり大型の露天興行用のものである。また、小型の箱をそのまま背負って運ぶタイプもあった。図12-3は、サージャントベルのラリーショウ⁽⁴⁶⁾（1839年）の挿絵である。19世紀には、ムラや家庭を回る見世物師達がいた。

(2) トラベリング・ピープショウの年代、資料年代を整理する

繰り返すようだが、日本の史料中に現れる覗きからくりの多くは露天興行用のものである。家庭用の玩具として使われたものは近世後期にならなければ見ることはできない。図11は日本のものと似るが、年代が1700年代と日本に覗きからくりが現れるよりも遅く、接点というには時間が離れすぎている。

その原因となることを考えてみれば、日本と西欧では同じ覗きからくりと見つつ、接点を見いだせないほど大きく違う点があったのではないかと思う。それを検討するために、表1に西欧覗きからくり関連資料の年代を整理した。本稿で紹介した資料、多くの現物資料を確認することができたエクセター大学ビル・ダグラスセンター資料、及び大英図書館蔵書、主な先行研究書で作製年代の比較的はっきりしているものを並べてみた。

表1から、西欧覗きからくり、つまりピープショウは、1600年代は室内で見せる透視箱や覗き眼鏡があり、1700年代は室内用と露天興行用が混じって存在すること、露天興行用は1720年以降になっていること、そして1800年代には室内用と露天興行用に混じってトンネルブックが登場し、後半にはマジックランタンやピープエッグといった映像を見せる装置や覗きからくりの変形が登場することがわかる。1800年後半から1900年代にかけては、ピープショウを題材とした子供向けの読み物や、場面紹介、外国や名所紹介書がほとんどになる。これらのことから、露天興行用のトラベリング・ピープショウが盛んになるのは1700年代から1800年代であり、1800年代後半から先細りになっていったと思われる。

(3) すれ違う接点

ここまで見てきたことから、西欧の覗きからくりは、ルネサンス運動に付随する遠近法追求の結果としてカメラオブスクラに似た小型のものが作られ、その後、室内で見せるもの、及びインテリアタイプのパースペクティブボックスが作られ、18～19世紀にフェアなどで行われる露天興行の覗きからくりが流行ったと思われる。

一方、日本に残る資料では、表2のごとく17世紀半ば過ぎに「曲鏡繪、曲眼鏡」と呼ばれた三角形のプリズムを持った絵を覗く装置⁽⁴⁷⁾、カメラオブスクラ（ドンクルカームル・グラセーセン）、透視箱、レンズと鏡を用いた覗き眼鏡がオランダから持ちこまれ、1685年からそれ以降に露天興行用の覗きからくり資料を見ることが出来る。表には記さなかったが、江戸後期の18世紀資料になると家庭用の小型のものが登場し、露天小屋掛け見世物興行としての覗きからくりは昭和の初期まで存在した。

表1 西欧覗きからくり関連資料年代

西 暦	種 類	使用場所	名称・内容	典拠・所蔵
1437年			レオン・パッティスタ・アルベルティによって覗きからくりが作られた。	Jacob Burckhardt (1869), P 113~114
1589年			ジョバンニ・パッティスタ・デラ・ボルタ, Magia Naturalis (自然魔術) 出版。	
1596年	覗き箱	室内用	マークグラーフの箱	Encyclopadia Britannica 第15版,
1652年	眼鏡絵		A View of Delft, a Musical Instrument seller's stall, Carel Fabritius.	National Gallery
1655~1660年	透視箱	室内用	Samyuel van Hoogstraten, A peepshow with views of the interior of a Dutch House	National Gallery
1656年	透視箱	室内用	イーヴリン (Evelyn) がロンドンで見た箱「きれいな透視画と…」	R.D. Altick 1978
1662~1663年	透視箱	室内用	Samyuel van Hoogstraten, Perspective Box of a Dutch Interior	Detroit Institute of arts.
1720年	画	露天興行	Gedenk-Boog Ter Begraaf-Plaats Der Uttgeteerde Actionisten	Richard Balzer (1998), p 44
1721年	画	露天興行	Bartholomew Fair in 1721	Sybil Rosenfeld (1960), p 27
1730年頃	覗き箱	室内用	Peepshow box in painted wood (Musee du Cinema)	Laurent Mannoni (2000), p 87
1733年	画	露天興行	Engraving by Hogarth, with peepshow in foreground, Item No 70537	EXETER The Bill Douglas Centre
1740年頃	画	室内用	The Peep Show by William Hogarth	Richard Balzer (1998), p 14
1760年	画	露天興行	Oh, You Shall See, Vat You Shall See.	Richard Balzer, (1998), p 59
1760年頃	眼鏡絵		Vue d'optique print: Vue de l' Hospital Greenwich, sur la Thamise, Item No 70121	EXETER The Bill Douglas Centre
1780年頃	画	露天興行	Youthful Entertainment by Robert Dighton	Richard Balzer (1998), p 58
1780年頃	画	室内用	Travelling peep show with original picture sheets	Toy Museum, Nuremberg
1780年頃	覗き眼鏡	室内用	Zograscope, Item No 69075	EXETER The Bill Douglas Centre
1781~1782年	見世物箱	室内用	Show box by Thomas Gainsborough	The V&A Museum
1790年	覗き眼鏡	室内用	L'Optique	Richard Balzer (1998), p 17
1798年	画	露天興行	Peepshows	C.W.Ceram (1965), fig. 55
1805年	画	露天興行	Travelling peepshow print: A showman, Hyde Park Corner, Item No 70357	EXETER The Bill Douglas Centre
1823年	挿絵	露天興行	The Peep-show; A Bristol Fairing.	大英図書館
1828年	画	室内用	Cottage diorama, Item No 70117	EXETER The Bill Douglas Centre
1831年	画	露天興行	Silhouette view of travelling peepshow, Item No 70338	EXETER The Bill Douglas Centre
1837年以降	トンネルブック		Perspective view: the siege of Constantine, Item No 69271	EXETER The Bill Douglas Centre
1838年	トンネルブック		Perspective view of the coronation of Queen Victoria in Westminster Abbey, Item No 70406	EXETER The Bill Douglas Centre
1839年	挿絵	露天興行	Sergeant Bell and his raree-show, Item No 42992	EXETER The Bill Douglas Centre
1840年頃	画	露天興行	Village peepshow print, Item No 26809	EXETER The Bill Douglas Centre
1843年以降	覗き箱	室内用	Perspective view peepshow: the Thames tunnel, Item No 69054	EXETER The Bill Douglas Centre
1843年以降	トンネルブック		Perspective view: The tunnel under the Thames, Item No 69270	EXETER The Bill Douglas Centre
1850~1900年	マジックランタン		magic lantern, Item No 69014	EXETER The Bill Douglas Centre
1860~1869年	マジックランタン		Lapierre magic lantern: lanterne carre, Item No 69000	EXETER The Bill Douglas Centre
1850年頃	覗き眼鏡	室内用	Zograscope viewer in shape of model watermill, Item No. 69331	EXETER The Bill Douglas Centre
1851年	トンネルブック		Telescopic View of the Great Exhibition, 1851, Item No 69417	EXETER The Bill Douglas Centre
1851年以降	ビーブエッグ		Peep egg: A present from the Crystal Palace, Item No 69228	EXETER The Bill Douglas Centre
1851年以降	ビーブエッグ		Peep egg: A present from Matlock, Item No 69101	EXETER The Bill Douglas Centre
1855年頃	覗き箱	室内用	Polyorama panoptique, Item No 69055	EXETER The Bill Douglas Centre
1874年	挿絵	露天興行	Sights at a Peep-show	筆者蔵
1875年	本		The Peep-show (雑誌タイトル)	大英図書館
1880年頃	画	露天興行	Travelling peepshow print: A street in Peking (北京), Item No 70348	EXETER The Bill Douglas Centre
1887年	本		Foreign Peepshow: sights and Scines in America, Japan, and China. (本タイトル)	大英図書館
1888年	表紙絵	露天興行	Through green glasses, Item No 42993	EXETER The Bill Douglas Centre
1890年	表紙絵	露天興行	Piccadilly peep show: or, an unauthorized guide to the Royal Academy, Item No 42995	EXETER The Bill Douglas Centre
1900年	表紙絵		Pater Piper's Peepshow	大英図書館
1900年頃	表紙絵	露天興行	Only a penny, Item No 70060	EXETER The Bill Douglas Centre
1924年	挿絵	露天興行	The Peep-show Man の挿絵	大英図書館

表2 日本の覗きからくりと、その関連機器の渡来

西 暦		日本の覗きからくりと、その関連機器の渡来	典拠及び所蔵
1617年		「天日取りレンズ一箇を銀の枠に嵌めさせた代金として」	イギリス商館長日記
1638年		硝子繪の風景畫	オランダ商館長日記
1642年		曲鏡繪, 曲眼鏡 (三角プリズム付き, 覗き眼鏡か?)	オランダ商館長日記, 大猷院殿御實紀
1646年		カメラオブスクラ (ドンケルカームル・グラーセン)	オランダ商館長日記
1646年		透視箱 (パースペクティブ・ボックス)	オランダ商館長日記
1663年		びいどろ鏡5面, 同絵板50枚	オランダ商館長日記
1685年	画	「のぞき」	園果亭義栗『字畫繪鏡』
1685年	テキスト	「又有山林高所假眼鏡使見四方之風景者」	黒川道祐貞享版『日次記』『正月』の巻
1698年頃	画	飴売りの持つ覗きからくり	宮川長春『江戸風俗図巻』



図 12-1 サージェントベルのラリーショウ

左は“Sergeant Bell, and His Raree-show”（1839年）の挿絵から、模して作ったもの。レンズは嵌められていない。正面にある絵を覗く。箱側面には、紐を出すであろう穴が4つ横に並んでいる。（The Bill Douglas Centre at the University of Exeter 蔵）



図 12-2 箱の内部を覗く



図 12-3 覗き箱を運ぶ

表1と表2を併せて考えた場合、1600年代後半に透視箱と呼ばれた遠近法と鏡を用いて箱の中の世界を錯視させる装置があったこと、また、眼鏡絵を見るための覗き眼鏡があったことは一致するものである。

しかしながら、絵を覗く覗きからくりについては、日本にあったことがわかるだけである。日本と西欧と比べれば、日本の方が早いという印象を持ってしまう。このすれ違いについて考える必要がある。

一方、日本と西欧の覗きからくりの接点を考えた場合、ごく普通に考えると、日本に入ってきた頃に、西欧でも同じようなタイプの露天でみせる覗きからくりがあり、西欧社会に流行っているものとして持ちこまれたと考える。しかしながら、西欧の露天興行覗きからくり（トラベリング・ピープショウ）は、日本に入ってきた

以降に、フェア（祭）や一般生活の中に流行っていった。1700年以前の資料がないから実際にも行われていなかったということはないという理屈は当然であるが、視覚光学史、見世物史を扱うものの説明に、1600年代に西欧社会で海外に出ていく見世物師たちの活躍がないのはなぜなのだろうか。

このすれ違う接点を解決する手だてはないのだろうか。現物資料を日本の覗きからくりの特徴と比較すれば、何かがわかるだろう。

5 覗きからくりと peepshow の接点を捜す

(1) エクセター大学ビル・ダグラスセンター peepshow 関連收藏品

西欧覗きからくりの現物資料を見なければ、その特徴を比較検討することはできない。多様な視覚光学機器を収集保存しているエクセター大学ビル・ダグラスセンター（The Bill Douglas Centre for the History of Cinema and Popular Culture）の收藏品の中で、覗くための装置と絵が組み合わせられ確認できるものを選び、その構造を確認した。

① Sergeant Bell, and His Raree-show（サージャントベルと彼のラリーショウ）（1839年）

この箱（図12）は、“Sergeant Bell, and His Raree-show”（George Mogridge（1839））の挿絵から、模して作ったものである。穴にレンズはなく、正面にある絵を覗く。箱側面には、紐を出すための穴が4つ横に並んでいる。サージャント・ベルは、この箱を脚部分ごと背中に背負って運んでいる。覗き穴の大きさと箱の奥行きから、レンズを嵌めて覗くには穴が大きすぎ、奥行きがなさ過ぎ

る、ゆえにレンズは用いずにそのまま中の絵を見たと思われる。また、箱側面の4つの穴を通して紐を引き絵を入れ替え見せたのであろう。しかし、絵の後ろ側には蠟燭を立てるスペースもなく、中に入れてある絵も透かし絵ではなく、上面からの採光のみで絵を見るより仕方がない構造になっている。

つまり、箱の中の絵を覗いて見る装置ではあるが、絡繰りとなるべき、レンズを用いての遠近感の増強や、背面からの透過光での昼夜の景色を再現する仕掛けがないことになる。

② Perspective view peepshow box (縦長の鏡とレンズを持った覗きからくり) (製作年代不明)

図13の箱は、外装の痛みがほとんどないことから室内用に用いられたと思われるが、覗く絵にはかなりの損傷があり、愛用されたものと思われる。特に絵を入れ替えるための紐を通していた上縁部中央の穴が破損している。レンズと45度に傾けて取り付けられた鏡を用いて、箱の中の台枠の上に置いてみる。絵を置く部分は枠のみで下からの光を通せるようになっている。しかしながら、覗く絵そのものは薄板に銅版画を貼り付けてあるだけで、切り抜きはなく、透過光を利用するには作っていない。覗き眼鏡の類と同様に、背後からの光に関係なく、レンズを覗いて遠近法で描かれた画を見るようになっている。

③ Perspective view peepshow: the Thames tunnel (透視箱, テムズ・トンネル) (1843年以降)

図14の透視箱は、「3 西欧覗きからくり」において紹介引用した、1677年にJ・C・コールハンス(J. C. Koolhans)が書いた覗きからくりの装置とほぼ同じものと思われる。四角錐台の形をし、



図13 Perspective view peepshow box (Item Number: 69027) (wood / paper) (レンズ口径は約5.5インチ)

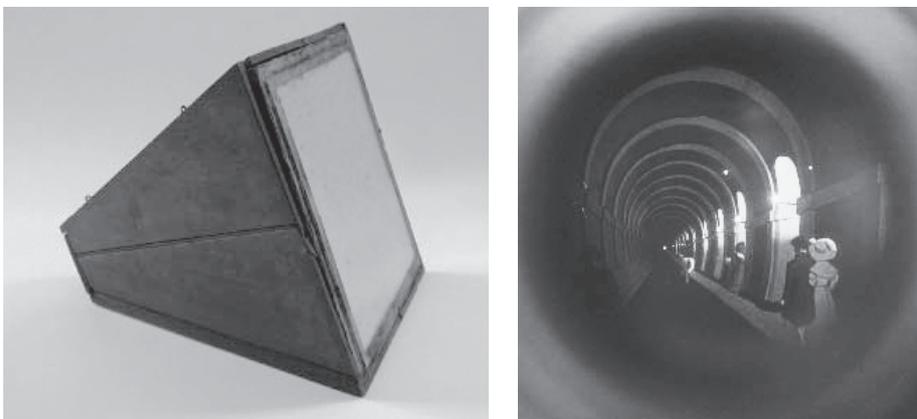


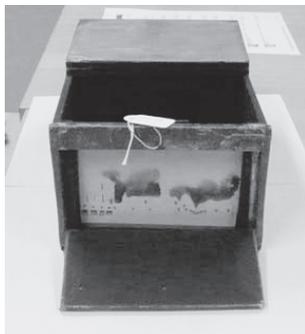
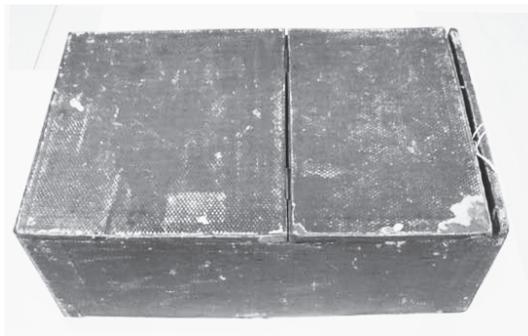
図14 Perspective view peepshow: the Thames tunnel (Item Number: 69054) (wood / glass / paper) (底面から上面までの高さは11インチ)

大きい底面には白い紙が貼られ、中を覗くとテムズ・トンネルが現れる。奥行きを錯視させる装置である。テムズ・トンネルの開通に伴い、トンネルブックやこのような覗き箱でその奥行きを錯視させる玩具が流行ったと思われ、所々の館でテムズ・トンネルと題して収集展示されている。

④ Dioramic peepshow viewer (ジオラマ風の覗き箱) (製作年代不明)

図 15 のジオラマ風の覗き箱を表現するにあたっては、ジオラマではない覗きからくり箱というのがぴったりする。個人用で、容易に持ち運ぶことができる。蓋を閉めると全くの直方体になる。1800年代に作られたポータブル・カメラオブスクラにもよく似るが、1730年頃に作られたとするパリの映画博物館 (Musée du Cinéma) にある Peepshow box と構造がよく似ていることから、その後で作られたものと思われる。⁽⁴⁸⁾

レンズは1つ、外装は緑、内装は上蓋内部が銀箔貼り、他の部分は黒く塗られている。収納すると



昼風景



夜景

図 15 Dioramic peepshow viewer (Item Number: 69056) (wood / glass / paper) (レンズ径は約 1.5 インチ, 箱は 6 × 10.5 × 4 インチ) 絵は 7 枚組.

きには7枚の絵を全部箱に入れるが、見るときには1枚ずつにする。昼景と夜景を楽しむ様になっており、上部後方蓋を開け、背面の蓋を閉じると昼の光景となる。逆に上蓋を閉め、後部背面の蓋を開けると透過光による夜景が見える。

絵には、夜景を浮かび上がらせるための幾つかの工夫がなされている。空にはピンホールが開けられ星を描き、建物の窓は切り抜かれ紅く着色したものを貼ってある。空は均一な黒ではなく、濃淡のある暗さが表現されている。特に、建物の際のやや明るくなる空の色を描き出すために後ろから別な塗料が塗られている。

この絡繰り絵の技術において、窓を切り抜き夜景を描く技術はL・B・アルベルティからつながるものであり、レスリー・ゴードンが書いた「厚紙を切り抜き着色雲母で裏打ちされていて、それらは閉ざされた箱の中に入れられ背面からキャンドルの灯りで照らされるものだった」と同じものである。また、日本に残る覗きからくりと共通する特徴を持つ。違いは、大きさと、内側に一部銀張り部分があること、天障子がないことである。

⑤ Polyorama panoptique (ポリオラマ・パノティーク) (1855年頃)

前項④の進化形である(図16)。室内で用い、容易に持ち運べる。外見は、カメラと見間違える形をしているが、箱の中に入っている絵を見る覗きからくりである。④ Dioramic peepshow viewer と同様に、箱の後方上部の蓋を開けて昼の風景を見、箱の後部背面扉を開けて夜景を見る。④の装置との違いは、レンズのピント合わせができるようになってきていること、中に入れる絵の昼景と夜景が同じ1枚のボードにもかかわらず、全く異なった景色を見せることである。このような絡繰りを見せるためには、正面からの光で見る表絵、背面からの透過光で浮か上がる裏絵、および背面光を通過させる画布または画紙が必要である。ただし、この装置の絵の背面は白いままで切り抜かれた窓に紅い雲母が貼ってあるのみで、これといって特徴はない。この絵画技術は、ダゲール(Daguerre, 1787~1851)によって発明された技術で、ジオラマ画板に応用されていたものと思われる。1つのジオラマ画板に2つの効果の絵が描くというものである。詳細は、ダゲールによる『ダゲレオタイプ教本』⁽⁴⁹⁾(1839年)の「ダゲール発明 ジオラマ画板に応用された画法と照明」に書かれているが、問題は、この技術を用いてどこまで大きな作品が作れるのかということだろう。このポリオラマがそう大きくないことから、複雑な技術、緻密な絵を描こうとすればするほど、大きな覗きからくり用の絵の作製は難しいものだったと思われる。



図16 Polyorama panoptique (1855年頃) (Material: wood / paper / glass) 絵は5枚組。蛇腹は紙製。左は昼景(上部採光)、右は夜景(背面透過光)、同じ1枚のボードであるが、全く違う景色が現れる。(レンズ径1.2インチ、全長8.5インチ)

(2) 覗きからくりと peepshow の接点を捜す

資料として確認できる覗きからくりは、露天興行用と室内用に分けられ、また、見世物興行用の絵を覗くタイプとポータブル仕様の小ぶりの覗きからくりにも分けられる。興行用とそうでないものにおいて、それらは絵を覗くということには共通であるが、その絵がどのように細工され、どのように見るのかという違いがある。それは、レンズの有無と、昼夜景のための効果 (day and night peepshow effects) が施されているかどうかという違いである。

レンズが覗きからくりの発展変化過程で脱落したとすれば、それは背負って運ぶということに関係があるだろう。荷車に載せて運ぶ場合には奥行きがあることはそう問題にならないが、背負う場合、ある程度の奥行きしか許容できない。レンズを嵌めるということはそれなりの焦点距離が必要であるが、レンズを外すことにより薄型化は可能である。

一方、L・B・アルベルティが最初に作った覗きからくりは昼夜景が再現されていたはずであるが、19世紀の覗きからくりではそのための透かし絵を持たないものもあった。一方、小型のものでは更なる細工を加えられたものもあった。

考えてみれば、拡大レンズと45度に傾けて台の上の遠近法で書かれた版画や絵を覗く覗き眼鏡 (ゾノグラフィ) では、トランスペランシー (透かし絵の技法) はあってもなくても同じである。つまり、覗きからくり大型化の過程において、絵をレンズを使って見る奥行きのある箱が持ち運びにくく、鏡を使って光を曲げ、縦型化した過程において、トランスペランシーは脱落したものと思われる。それでは、透かし絵を見ることができるよう⁽⁵⁰⁾に作られている覗きからくり装置は無くなったのかといえば、それはそれで18世紀には残っていたものと思われる。そして、覗きからくりが発展するに従い、ポータブル用の小型のものは、その画法にジオラマ画法を採り入れ、更に細工の加えられた絵に変化していったものと考えられる。ただし、ジオラマ画法の場合、大型化は難しかったと思われる。

それでは、覗きからくりと peepshow の接点はどこにあるのか、考えてみたい。ジオラマ風覗き箱 (Dioramic peepshow viewer) のように、日本の覗きからくりとほぼそっくりのシステムを持つ箱が存在すること自体が接点ではある。しかし、残念なことにこの箱の製作年代も場所もはっきりはしていない。1つ1つのファクターを検討し積み重ねていかねばならない。

覗きからくりの基本は、遠近法、レンズ、透かし絵であった。西欧覗きからくりでは、遠近法で描かれた絵を見るということはそのままであったが、レンズおよび透かし絵に関しては変化が起きた。それは、簡易化という脱落であり、発展形としての複雑化である。それに対して、日本覗きからくりは、遠近法、レンズ、透かし絵という基本はそのまま持ち続けていた。つまり、日本のものは本来の西欧覗きからくりの基本形をそのまま継承しているということである。

日本に覗きからくりが1685年に存在したということは、それ以前に西欧から入っていなければならない。どのようなものが持ちこまれたか。西欧覗きからくりの資料を整理する限りにおいて、1600年代は室内用のものであり、露天興行用は1720年以降となる。図2の西苦楽筆「のぞきからくりの図」のように大型のトラベリング・ピープショウが、1600年代に、船にのせられて日本に持ちこまれたとは考えにくい。日本に持ちこまれた覗きからくりは、室内用の小型のものであり、覗きからくりが露天興行などでポピュラーになる前のものだったのではないだろうか。つまり、日本に持ちこま

れたものは、露天興行用ではなく、上流の芸術や科学の発見や結果を楽しむ階層から持ちこまれたのと思われる。R・D・オールティックが1800年代のショービジネスについて次のように述べている。

事実は、イギリスの重要な科学的、技術的発展期には、研究所や機械工場でさかんにいろいろなものが生み出されていたが、それは1830年代末になるまで一般の見世物の中には、ほとんど反映されなかったということだ。その頃になってさえも、大衆は科学的知識に飢えているという、信頼するに足る初期ヴィクトリア朝の自信は、何よりもまずは楽しくなければだめだという大衆の頑固な主張と互いに相容れないことを示していた。⁽⁵¹⁾〔R.D. Altick 1978 p 363〕

1830年代までは、イギリスの上流社会と一般大衆社会の科学的、技術的発展結果の享受に大きな落差があったこと、一般大衆の娯楽には先ず楽しいことが最優先であったことが示されている。上流の生活者と一般大衆との間に落差があったことは、C・J・カルデンバッハが、眼鏡絵を見る装置(the viewing machine)について、所有層を財産目録や販売カタログ、書籍などにより分析した結果でもわかる。18世紀西欧では、科学的道具の製造家(scientific instrument-makers)が存在し、労働者の給料では買えないような眼鏡絵(perspective views, illuminating views)とそれらを見る装置(viewing machine, illuminating optica)が売られており、富裕階級(well-to-do)のみが買えたという〔C. J. Kaldenbach⁽⁵²⁾ 1985 P 95〕。

そういうことであるならば、17世紀においては18世紀よりも更に、遠近法の技術も、光と影の技術も、カメラオブスクラの発展も、一般大衆には関係のないことであり、覗きからくりも一般大衆に親しみのあるものだったとは考えにくい。西欧の覗きからくりは、ルネサンス遠近法研究、光学研究の成果であることを考えれば、その箱は上流階級のサロンなど室内で楽しむためのものであったのではないか。そして、覗きからくりが一般大衆への縁日や市での見世物に入り込むのはかなり遅くなってから、18～19世紀ごろということであろう。

日本には、ポルトガル船の来航禁止以降、オランダ船が有利な貿易のために世界中から「珍奇なもの」を集めて持ちこんでいる。⁽⁵³⁾その一環として、西欧上流社会にあった室内用の覗きからくりが持ちこまれ、日本の市井の商人に売り渡されたと考えたならば、1685年という時期に露天で覗きからくりが興行されていても不自然ではない。また、そのように考えれば日本の覗きからくりの形状も説明ができる。

日本の覗きからくりは、屋外で用いるにもかかわらず、基本的に屋根はない。また、天板を開けて採光を取る形式ではなく、トラベリング・ピープショウにそうそっくりではない。採光は天障子を通して行われるが、室内用の屋根のないもの、例えばホガースの絵(図9)にあったような上面が磨りガラス、または不透明な布や紙の箱が日本に持ちこまれ、それを模して新たな箱が作られたと考えれば説明が付く。また、覗きからくりの箱の中に入れてみる絵は、切り抜きが施され紅い紙が貼ってあったが、ジオラマ用の画板にはなっていない。つまり、トラベリング・ピープショウが透かし絵を失う前だということになり、ジオラマ画板が考え出される前だということになる。これもまた矛盾がない。西欧覗きからくりが上流階級のサロンにある間に、日本に持ち出され、日本では何のこだわりもなく興行師達が面白いオランダ渡りの装置として見世物に採り入れ、模造品を造り、巷間でお客を呼

ぶようになったと考えられる。日本の見世物社会では、ルネサンスも貴族のサロンも研究所も関係なく、西欧渡来の技術を摂取し応用することに眼目があったのだろう、摂取されたものは、珍しいものとして巷間の見世物にすぐになり得たことは想像に難くない。

おわりに

本稿では、覗きからくりと peepshow（ピープショウ）の接点を捜すべく、あれこれと考えてきたが、状況的なものを積み重ねるのみで、はっきりとした接点を見出すことはできなかった。しかしながら、覗きからくりとそっくり同じシステムを持つジオラマ風の覗き箱（Dioramic peepshow viewer）を見いだせたことはひとつの成果である。年代特定はできないが、覗きからくりと Peepshow には、確実に接点があることを示すものだからである。

西欧覗きからくりは、ルネサンスの遠近法や光と影の技術から発して、次第にそれらの発展研究を取り込みながら進化し室内用の三次元を錯視させる装置を生み出す一方、時期をずらして後に一般大衆への見世物となっていったといえる。かつまた、三次元空間の再現を求める姿勢は覗きからくり（peepshow）のみではなく、パースペクティブ・シアターともトンネルブックとも呼ばれる二次元を組み合わせて三次元を構成し奥行きを錯視を求めるものにつながり、平面をもって奥行きを錯視させるものと二次元で三次元空間を構成し奥行きを錯視させるものとに分かれて展開したことも確認ができた。そのような西欧の二次元の組み合わせや遠近法によって立体的な錯視を求める態度は、上流富裕層に限定的なものであり、一般大衆の生活に入るのは18世紀半ばを過ぎてからのことだったと思われる。それに対して、日本の姿勢は西欧由来の技術をひたすら模し、似たものを作り、商売に応用するという態度だったといえよう。そのために、日本では17世紀末から露天興行の見世物として覗きからくりが存在し、西欧社会では一足遅れて18世紀半ばから存在したというズレが生じたと考えられる。

また、トラベリング・ピープショウでは、持ち運ぶ利便のために、奥行きを錯視させる覗き箱としての覗きからくりが備えていたはずのレンズや透かし絵といった部品が脱落した。結果、一見発達展開に逆するがごとくの変容となり、日本のひたすら模し、工夫する姿勢と相まって、日本覗きからくりと西欧 peepshow のすれ違いのような現象が起きてしまったともいえるだろう。

覗きからくりと peepshow の間には、すれ違う接点が存在する。合致する接点を捉えたわけではないが、すれ違う原因となる三次元空間の再現を求める態度の差と受容階層の差が存在することを確認できた。この2つの差の存在は、今後、合致する接点を探るための手掛かりとなるだろう。

覗きからくり、英語では peepshow または raree-show, フランス語では boîte d'optique, オランダ語では optiques または kijkkast, ドイツ語では guckkasten, イタリア語では mondo nuovo, 中国語では拉洋片ないしは西洋鏡と呼ばれる。西欧言語の中の文化を表す言葉が中国や日本にあるということは、西欧文化圏から広がった覗きからくり文化が中国や日本に存在することを示している。次稿では、西欧側の文献資料、中国、バタビア関連の資料も併せて検討することにより、覗きからくりという装置が西欧から、どのように、いつ、日本や中国に入り、定着、発展したのか把握することにした。

注

- (1) 「看西洋鏡」鄭祖安『老上海 十字街頭』2004年 上海文芸出版社 p 96.
- (2) 山本辰一「英一蝶の洋風畫」『茶わん』第121~124号 1941年, 外山卯三郎「透視画法と覗眼鏡と〈覗きからくり〉と」『徳川時代の洋風美術』1977年 日貿出版社, 小野忠重「眼鏡絵」『ガラス絵と泥絵』1990年 河出書房新社, 等.
- (3) 岡泰正『めがね絵新考』1992年 筑摩書房.
- (4) 中川邦明『映像の起源』1997年 美術出版社.
- (5) 原文記載は紙幅の都合により省略する. Richard Balzer, *Peepshows: A Visual history* (1998), Harry N. Abrams, Incorporated, New York.
- (6) 永見徳太郎『長崎の美術史』1927年 夏汀堂.
- (7) 黒川道祐『日次記』貞享版 国会図書館蔵 33丁表.
- (8) 坂井美香「飴売りと覗きからくり」『歴史民俗資料学研究』第15号 2010年 を参照.
- (9) 見世物興行用覗きからくりは, 日本各地にその中ネタ絵が残るが, 装置として原形を保つものは, 新潟県新潟市巻郷土資料館, 鹿児島県大島郡原野農芸博物館にあるもののみである.
- (10) 宝暦末~明和, 安永~天明にかけて作られたといわれる絵を見る玩具用覗きからくり2台が, 神戸市立博物館に保存されている.
- (11) 江戸末期から明治時代にかけての泥絵や銅版画が収集されている. 吉田正太郎とその実弟吉田小五郎(元慶義塾幼稚舎舎長)の收藏品.
- (12) 和田信義「古今見世物展覧會」『グロテスク』第二卷第九月号 1929年 文藝市場社 p 200~203.
- (13) 現在は, オックスフォード英語大辞典になっている. James A. H. Murray, *A New English Dictionary on Historical Principles* (1905, 1910, 1914), The Oxford: At the Clarendon Press.
- (14) Peep-show A small exhibition of pictures, etc, Viewed through a magnifying lens inserted in a small orifice. Also *fig.* [Volume VII. 1905年]
- (15) Raree-show 1, A show contained or carried about in a box; a peep-show. 2, *transf.* A show or spectacle of any kind. [Volume VIII. 1910年]
- (16) Show-box. A box in which objects of curiosity are exhibited; esp. a box containing a peep-show. [Volume VIII. Part II 1914年]
- (17) 注(5)に同じ.
- (18) L.B. アルベルティ 森雅彦訳『芸術論』1992年 中央公論美術出版参照.
- (19) L.B. アルベルティ 三輪福松訳『絵画論』1992年 中央公論美術出版参照.
- (20) “Besondere Bewunderung erregte der geheimnisvolle Guckkasten, in welchem er bald die Gestirne und den nächtlichen Mondaufgang über Felsgebirgen erscheinen ließ, bald weite Landschaften mit Bergen und Meeresbuchten bis in dufige Fernen hinein, mit heranfahrenden Flotten, im Sonnenglanz wie im Wolkenschatten.”
- (21) Jacob Burckhardt, *Die Kultur der Renaissance in Italien* (2009), Alfred Kröner Verlag Stuttgart. 新井靖一訳『イタリア・ルネサンスの文化』2007年 筑摩書房 p 173 を参照. また, 外山卯三郎『徳川時代の洋風美術』1977年 日貿出版社 p 74~75 を参照.
- (22) ポルタがカメラオブスクラを作ったことについては, 疑義が付されている. 前註 外山卯三郎 p 73~74 を参照. また, 中崎昌雄「カメラの原型「カメラ・オブスキュラ」(暗箱写生器) 発達小史」『中京大学教養論叢』第33巻第2号 1992年 中京大学学術研究会 p 30~31, p 42~43 を参照.
- (23) “It is certainly possible to trace some roots of the peepshow to this device which allows a slice of reality to be recreated in a darkened room by use of a lens focused on the outside world. The camera obscura, a tool for artists, utilized the essentials of the peepshow, the box and the lens.”
- (24) 澤井繁男訳『自然魔術』[1990年 青土社] が刊行されているが, 抄訳であるためか, もともと書かれ

ていないのか、覗きからくりに関する記述は見いだせない。

- (25) ジョン・H・ハモンド 川島昭夫訳 『カメラオブスクラ年代記』 2000年 朝日新聞社 p 30を参照.
- (26) カメラオブスクラの基本形や発展形については、前註のジョン・H・ハモンド (1981) の p 10~13にある図解を参照されたい.
- (27) C.J. Kaldenbach, "Perspective Views", *Print Quarterly Vol. II No. 2* (1985), p 92~93. (<http://www.xs4all.nl/~kalden/auth/perspectiveviews.htm> で閲覧が可能) に紹介されている. 日本語訳は、岡泰正「ヨーロッパの眼鏡絵資料—C・J・カルデンバッハ氏の論考について」『めがね絵新考』〔1992年 筑摩書房〕が参考になる.
- Perhaps the earliest description of a viewing apparatus is that given by J. C. Kohlhans in 1677 when he writes about a camera obscura used as a viewing machine and stresses the necessity of binocular vision in order to achieve an illusion of depth:
- 'On one side in the middle of a trapezium a hole is also made through which one looks into the box onto a white paper or on a cardboard made white, which is the bottom part of the box: the other parts must be all black on the inside. One can take the bottom piece or cardboard away and replace it by other objects in the box in order to see objects before the eyes. Thus the presented objects appear in Perspective, just like the painter imagines by sketching and painting. However, if one puts another convex lens into the hole for instance at about the same angle as the hole from the opposite white sheet, one sees the objects mentioned above as they appear outside to the naked eye, in width, roundness and distance; this is a new invention which can be used in the camera obscura as well ... One has to open the door of the box, which is the one side that can be removed, so that daylight may enter, to make visible the images and objects within.
- (J.C. Kohlhans, *Neu-erfundene Mathematische und Optische Curiositaten*, Leipzig 1677; for this quotation in German see Elsner von Gronow, op. cit., pp. 11-12.)
- (28) Richard D. Altick, *The Shows of London* (1978), The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge. なお、オールティックの "The Shows of London" は、小池滋監訳『ロンドンの見世物』I~III〔1989年 国書刊行会〕として邦訳刊行されている.
- (29) 小池滋監訳のものでは、"engravings mounted on board" を「板に固定した彫刻」としている.〔小池滋監訳『ロンドンの見世物』I 1989年 国書刊行会, p 156〕
- (30) 原文記載は紙幅の都合により省略する.
- (31) R.D. Altick (1978) p 56 注 37を参照.
- (32) The peepshow, which may claim to be the parent of the toy theatre and the grandparent of the panorama, originated in the seventeenth century. At first the peepshows took the form of nativity scenes, cut out in cardboard and backed by coloured isinglass, placed in a closed box with a candle at their back. At fairs and feast-days men carried these boxes on their backs, and for the charge of one penny children might view the scene through a hole in the front of the box, perhaps to the accompaniment of music played on a concertina, which sometimes was built into the box.
- (33) Lesley Gordon, *Peepshow into Paradise: A history of children's Toys* (1953), George G. Harrap Co Ltd, London.
- (34) *Encyclopadia Britannica Fifteenth Edition* (1991), Encyclopadia Britannica, Inc, U.S.A., p 238.
- (35) Olive Cook, *Movement in Two Dimensions* (1963), Hutchinson & Co. Ltd, London. p 24~25.
- (36) ファン・ホークストラートの箱は、ナショナルギャラリーのホームページで閲覧が可能. また、Barbara Maria Stafford and Frances Terpak, *Devices of Wonder* (2001), The Getty Research Institute, Los Angeles. p 238 Fig. 76 にカラー写真が掲載されている.
- (37) 中村雄二郎「ルネサンスと人間の目の誕生 等身大空間の発見」『遠近法の精神史——人間の眼は空間

- をどうとらえてきたか』 1992年 平凡社 p 68~71.
- (38) 小山清男「遠近法の成立 図法の原理と絵画空間」『遠近法の世界史——人間の眼は空間をどうとらえてきたか』 1992年 平凡社 p 99.
- (39) V&A “show box” room 88 の説明
 Thomas Gainsborough 1727-1788, Show box, About 1781-1782
 Gainsborough's 'Show box' contained a painted glass transparency. Set before a silk diffusing screen that was originally lit by three candles. The image is viewed through the adjustable lens at the front. The box opens at top and back and also contains slots for storing the transparencies.
 Wood, with glass lens and brass fittings.
- (40) Richard Balzer, *Peepshows: a visual history* (1998), p 14 より転載.
- (41) Olive Cook, *Movement in Two Dimension* (1963), Hutchinson of London.
- (42) Richard Balzer, *Peepshows: a visual history* (1998), p 45 より転載. また, The Bill Douglas Centre at the University of Exeter にも同版画が有り, Item No: 70537.
- (43) Sybil Rosenfeld, *The Theatre of the London Fairs in the Eighteenth Century* (1960), Cambridge at the University Press. p 27.
- (44) Peepshow at Bartholomew Fair. The showman would pull the pictures up and down by means of strings, disclosing one scene after another illumined by a row of tallow candles. He would accompany the show with a commentary and sometimes with concertina music. Fairground peepshows might be fitted with up to twenty-six eyepieces, usually supplied with lenses.
- (45) Olive Cook, *Movement in Two Dimensions* (1963), Hutchinson of London, p 28, 29.
- (46) George Mogridge, Bell, *Sergeant Bell, and his Raree-show* (1839), Thomas Tegg, London.
- (47) 「曲鏡繪」, 「曲眼鏡」は, プリズムないしは鏡で光を屈折させて絵を見る装置であり, 縦型覗き絡繰りか, 覗き眼鏡と思われる.
- (48) Laurent Mannoni, *The Great Art of Light and Shadow* (2000), University of Exeter Press, p 87.
- (49) 中崎昌雄 『完訳 ダゲレオタイプ教本』 1998年 朝日ソノラマ, p 147~151 を参照.
- (50) Mannoni によれば, 18世紀には, 鏡を持たない昼夜景のための効果 (Day and night peepshow effects) を持つトラベリング・ピープショウがあったという. Laurent Mannoni, *The Great Art of Light and Shadow* (2000), University of Exeter Press, p 89~90.
- (51) The fact was that in this momentous era of English scientific and technical progress, little of the productive activity that was occurring in laboratories and engineering shops was reflected in the popular shows until the late thirties. Even then, the staunch early Victorian confidence that the public was hungry for scientific knowledge proved irreconcilable with the public's stubborn insistence that, first of all, it be amused.
- (52) C.J. Kaldenbach, "Perspective Views", *Print Quarterly Vol. 2 No. 2* (1985), p 95.
- (53) 今井正訳編 エンゲルベルト・ケンペル著『日本誌』下巻 1989年 霞ヶ関出版 p 69~70 を参照.

参考文献

- 今井正訳編 エンゲルベルト・ケンペル著『日本誌』下巻 1989年 霞ヶ関出版
- 新井靖一訳 『イタリア・ルネサンスの文化』 2007年 筑摩書房
- 岡泰正 『めがね絵新考』 1992年 筑摩書房
- 小野忠重 「眼鏡絵」『ガラス絵と泥絵』 1990年 河出書房新社
- 黒田道祐 『日次記』貞享版 国会図書館蔵
- 小池滋監訳 R・D・オールティック『ロンドンの見世物』I~III 1989年 国書刊行会
- 川島昭夫訳 ジョン・H・ハモンド『カメラオブスクラ年代記』 2000年 朝日新聞社

- 小山清男 「遠近法の成立 図法の原理と絵画空間」『遠近法の世界史—人間の眼は空間をどうとらえてきたか』1992年 平凡社
- 坂井美香 「覗きからくりとは何だろう — 日本, 西欧, 中国 —」『歴史民俗資料学』第14号 2009年
- 坂井美香 「飴売りと覗きからくり」『歴史民俗資料学研究』第15号 2010年
- 澤井繁男訳 G・デッラポルタ『自然魔術』1990年 青土社
- 東京大学史料編纂所『イギリス商館長日記』譯文編上・下, 譯文編付録上・下 1979~82年 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所『オランダ商館長日記』譯文編1~10 1975~2005年 東京大学出版会
- 外山卯三郎『徳川時代の洋風美術』1977年 日貿出版社
- 中川邦明『映像の起源』1997年 美術出版社
- 中崎昌雄 L・J・M・ダゲール『完訳 ダゲレオタイプ教本』1998年 朝日ソノラマ
- 中崎昌雄 「カメラの原型「カメラ・オブスキュラ」(暗箱写生器) 発達小史」『中京大学教養論叢』第33巻第2号 1992年 中京大学学術研究会
- 永見徳太郎『長崎の美術史』1927年 夏汀堂
- 中村雄二郎 「ルネサンスと人間の目の誕生 等身大空間の発見」『遠近法の世界史 — 人間の眼は空間をどうとらえてきたか』1992年 平凡社
- プラクティカル アドバンス・エフ製作『復刻版 ヴェルサイユの庭園 1830』大日本絵画 2007年
- 三輪福松訳 L.B. アルベルティ『絵画論』1971年 中央公論美術出版
- 森雅彦訳 L.B. アルベルティ『芸術論』1992年 中央公論美術出版
- 山本辰一 「英一蝶の洋風畫」『茶わん』第121~124号 1941年
- 和田信義 「古今見世物展覧会」『グロテスク』第二巻第九月号 1929年 文藝市場社
- Barbara Maria Stafford and Frances Terpak, *Devices of Wonder* (2001), The Getty Research Institute, Los Angeles.
- C.J.Kaldenbach, "Perspective Views", *Print Quarterly Vol. 2 No. 2* (1985), London. (<http://www.xs4all.nl/~kalden/auth/perspectiveviews.htm>)
- C.W. Ceram, *Archaeology of the Cinema* (1965), Thames and Hudson, London.
- George Mogridge, Bell, *Sergeant Bell, and His Raree-show* (1839), Thomas Tegg, London.
- Encyclopaedia Britannica Fifteenth Edition*, Encyclopaedia Britannica, Inc. (1991) Printed in U.S.A..
- Jacob Burckhardt, *Die Kultur der Renaissance in Italien* (2009), Alfred Kröener Verlag Stuygart.
- James A. H. Murray, *A New English Dictionary on Historical Principles* (1905-1914), Oxford: At the Clarendon Press.
- Lesley Gordon, *Peepshow into Paradise: A history of children's Toys* (1953), George G. Harrap Co. Ltd, London.
- Laurent Mannoni, *The Great Art of Light and Shadow* (2000), University of Exeter Press.
- Olive Cook, *Movement in Two Dimensions* (1963), Hutchinson & Co. Ltd, London.
- Richard Balzer, *Peepshows: a visual history* (1998), Harry N. Abrams, Incorporated, New York.
- Richard D. Altick, *The Shows of London* (1978), The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge.
- Sybil Rosenfeld, *The Theatre of the London Fairs in the Eighteenth Century* (1960), Cambridge at the University Press.
- 鄭祖安 「看西洋鏡」『老上海 十字街頭』(2004) 上海文芸出版社.

執筆者一覧（執筆順による）

山口 建 治	元 COE 事業推進担当者 神奈川大学大学院外国語学研究科 教授
北 原 糸 子	非文字資料研究センター 研究員 立命館大学歴史都市防災センター 教授
高 野 宏 康	非文字資料研究センター 研究協力者 神奈川大学日本常民文化研究所 特別研究員
津 田 良 樹	非文字資料研究センター 研究員 神奈川大学工学部建築学科 助教
本 田 佳 奈	非文字資料研究センター 研究協力者
貴 志 俊 彦	非文字資料研究センター 研究員 神奈川大学経営学部国際経営学科 教授
宮 本 大 輔	元 COE 研究員（RA） 神奈川大学外国語学部中国語学科 非常勤講師
小 野 地 健	元 COE 研究員（PD） 神奈川大学日本常民文化研究所 特別研究員
佐々木 弘 美	非文字資料研究センター 2008 年度奨励研究採択者 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科 博士後期課程在学
三 村 宜 敬	非文字資料研究センター 2008 年度奨励研究採択者 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科 博士後期課程在学
坂 井 美 香	非文字資料研究センター 2008 年度奨励研究採択者 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科 博士後期課程在学

■編集後記

センター発足後2号目の『年報』ができあがりました。編集担当者として、センター研究員の論文が少ないことは残念な気がしますが、COE 段階のPD・RA や奨励研究費を受けた若手研究者の論考を多数掲載できたことは、その質はともかく非文字資料研究という新しい研究分野を担う若手研究者の裾野が広がりつつあるという意味で慶賀すべきことだと思います。来年度は、センター移行後3年計画の研究プロジェクトの最終年でもあり、センター研究員の論考を多数掲載できるものと期待しています。

なお、表紙に使用した図は、センターが所蔵するN. マクリード著『日本縮図集』(1879)からとったものです。

(橘川)

年報 非文字資料研究 第6号

The Annual Report: the Study of Nonwritten Cultural Materials No. 6

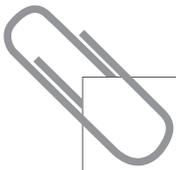
発行日	2010年3月20日
編集・発行	神奈川県立 日本常民文化研究所 非文字資料研究センター 〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 http://himoji.kanagawa-u.ac.jp/
印刷	株式会社 精興社
雑誌コード	ISSN 1883-9169

年報 非文字資料研究

THE ANNUAL REPORT :
THE STUDY OF NONWRITTEN CULTURAL MATERIALS

6





NO. **6**
March, 2010

THE ANNUAL REPORT : THE STUDY OF NONWRITTEN CULTURAL MATERIALS



-
- *Zhongkui and Gozutenko* YAMAGUCHI Kenji

 - Picture Scroll, Wooden-Prints and Sketches on the 1923 Great Kanto Earthquake KITAHARA Itoko

 - Study of Disaster Memories
–On the Exhibits of the 1923 Great Kanto Earthquake at the Tokyo Memorial Hall and Museum TAKANO Hiroyasu

 - Consideration of Houses in Shitaru-area of Kamiagata Town by the Old House Register TSUDA Yoshiki

 - Report of Tsushima Field Survey in FY 2009
–About The National Forest of Meboro and Mt. Tsutsu-Tatera HONDA Kana

 - Effects on the Republic of China of the Collapse of the "Empires" After the First World War
–Restoration of Sovereignty in the Former Concessions of Germany and Austria-Hungary KISHI Toshihiko

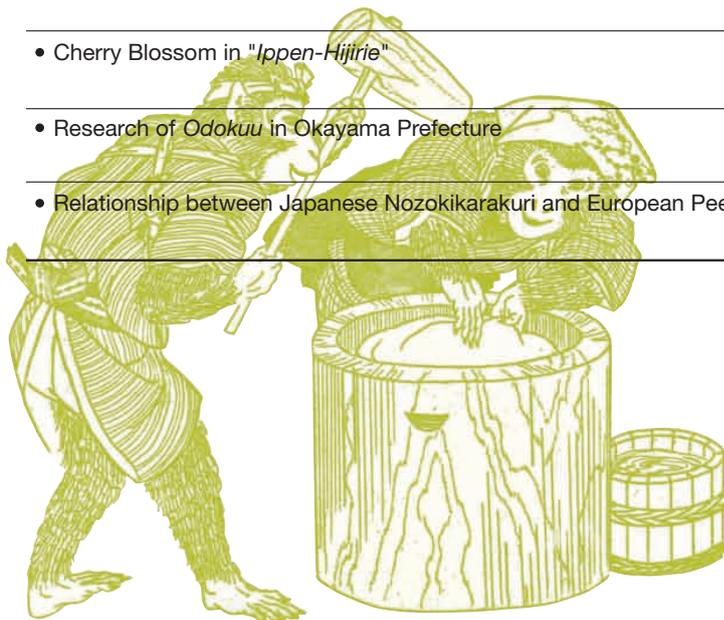
 - Language Attitude of University Students in China MIYAMOTO Daisuke

 - Preliminary Consideration to Systematic Analysis of Body Sound and Voice
–Sneeze, Cough, Yawn, and Fart ONOCHI Takeru

 - Cherry Blossom in "*Ippen-Hijirie*" SASAKI Hiromi

 - Research of *Odokuu* in Okayama Prefecture MIMURA Nobutaka

 - Relationship between Japanese Nozokikarakuri and European Peepshows SAKAI Mika



Published by
Research Center for Nonwritten Cultural Materials,
Institute for the Study of Japanese Folk Culture, Kanagawa University
3-27-1 Rokkakubashi, Kanagawa-ku, Yokohama, 221-8686 Japan
Tel 045-481-5661 Fax 045-491-0659 URL <http://himoji.kanagawa-u.ac.jp/>

ISSN 1883-9169